

平成 24 年 度

包括外部監査結果報告書

平成 25 年 3 月

大分県包括外部監査人

公認会計士 大 石 聡

目 次

第1部 包括外部監査の概要	1
第1. 監査の種類	1
第2. 選定した特定の事件	1
1. 外部監査の対象	1
2. 監査対象年度	1
第3. テーマ選定の理由（事件を選定した理由）	1
第4. 監査実施期間	1
第5. 外部監査の方法	1
1. 監査の進め方	1
2. 主な監査の視点ないし監査要点、及び主な監査手続	2
第6. 監査体制（監査従事者）	3
第2部 監査対象の概要把握	4
第3部 総括的結論	65
第4部 個別事項	69
第1. 施設及びインフラ資産等	
1. 大分県における施設及びインフラ資産等に関する取り組み	69
2. 大分県における施設及びインフラ資産等を取り巻く状況	72
3. 施設及びインフラ資産等に関する総括的結論	77
4. 県有財産に関する個別意見及び指摘事項	81
5. 大分県におけるインフラ資産のアセットマネジメントについて	125
第2. 基金	
1. 基金に関する総括的結論	140
2. 基金に関する個別意見及び指摘事項	143
【1】大分県財政調整基金	143
【2】大分県土地開発基金	144
【3】大分県減債基金	145
【4】大分県県有施設整備基金	147
【5】大分県芸術文化基金	149
【6】大分県立文化・スポーツ施設等整備基金	151
【7】ふるさとおおいた応援基金	152

【8】大分県災害救助基金	154
【9】大分県社会福祉振興基金	157
【10】大分県立医療施設整備基金	158
【11】大分県医療施設耐震化促進基金	160
【12】大分県地域医療再生基金	162
【13】大分県国民健康保険広域化等支援基金	168
【14】大分県後期高齢者医療財政安定化基金	171
【15】大分県介護保険財政安定化基金	172
【16】大分県介護基盤緊急整備等促進基金	174
【17】大分県介護職員処遇改善等促進基金	177
【18】大分県安心こども基金	180
【19】大分県障害者自立支援対策臨時特例基金	182
【20】大分県社会福祉施設等耐震化等促進基金	186
【21】大分県自殺予防対策強化基金	189
【22】大分県地域環境保全基金	192
【23】大分県交通事故遺児等援護基金	195
【24】大分県消費者行政活性化基金	196
【25】大分県県民安心協働応援基金	199
【26】大分県高校生修学支援基金	202
【27】大分県公害被害救済等基金	204
【28】大分県産業廃棄物税基金	207
【29】大分県環境保全協力金基金	210
【30】大分県企業立地促進資金貸付基金	213
【31】大分県企業立地促進等基金	214
【32】大分県ふるさと雇用再生特別基金	216
【33】大分県緊急雇用創出事業臨時特例基金	218
【34】大分県中山間地域等農村活性化基金	225
【35】大分県森林整備地域活動支援制度基金	228
【36】大分県森林整備加速化・林業再生基金	229
【37】大分県森林環境保全基金	231
【38】大分県水源地域振興基金	232
【39】大分県美術品取得基金	234
【40】大分県スポーツ振興基金	235
〈補足〉	236

第3. 貸付金

1. 貸付金に関する総括的結論	237
-----------------------	-----

2. 貸付金に関する個別意見及び指摘事項.....	238
【1】大分県市町村振興資金貸付金.....	238
【2】大分県地域総合整備資金貸付金.....	242
【3】大分県介護福祉士修学資金貸付金.....	245
【4】大分県看護師等修学資金貸付金.....	248
【5】大分県医師修学資金貸付金.....	251
【6】大分県医師研修資金貸付金.....	254
【7】【8】大分県立病院運営資金貸付金、三重病院運営資金貸付金.....	257
【9】大分県介護保険財政安定化基金貸付金.....	260
【10】大分県母子寡婦福祉資金貸付金.....	263
【11】大分県専修学校等技能修得奨学金.....	266
【12】大分県中小企業高度化資金貸付金.....	269
【13】大分県農業改良資金貸付金.....	273
【14】大分県林業・木材産業改善資金貸付金.....	275
【15】大分県沿岸漁業改良資金貸付金.....	277
【16】大分県就農支援資金貸付金.....	280
【17】大分県定時制及び通信制課程修学奨励費貸付金.....	283
【18】【19】大分県高等学校等奨学金貸与事業費貸付金（第一種、第二種）.....	285
【20】大分県地域改善対策奨学金貸付金.....	288

第4. 地方債

1. 大分県における地方債の残高.....	292
2. 大分県における地方債の発行額.....	301
3. 大分県における地方債の償還額.....	304
4. 大分県のプライマリーバランス.....	307
5. 地方債について実施した監査手続.....	308
6. 監査の結果及び意見.....	310

第1部 包括外部監査の概要

第1. 監査の種類

地方自治法第252条の37の規定に基づく包括外部監査

第2. 選定したテーマ

1. 外部監査の対象

大分県における資産・負債に係る財務事務の執行及び管理等について

2. 監査対象年度

平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）但し、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

第3. テーマ選定の理由（事件を選定した理由）

行政改革の重要方針の一つでもある資産・債務改革の下、少子高齢化社会に対応した財産や債務の適正規模化が求められるとともに、既に保有する財産の有効活用も課題となっており、その意味で資産・債務の実態把握や管理状況を検討することが必要と言える。

また、各自治体は新しい地方公会計モデルの提示を受け、財務諸表を作成する等、公会計の整備に取り組んでいるが、その中においてもストック情報に対する関心が高まっており、大分県においても資産・負債の主要項目に係る課題について検討する必要があると考えられることから、監査のテーマとした。

第4. 監査実施期間

平成24年6月1日～平成25年3月31日

第5. 外部監査の方法

1. 監査の進め方

今回の監査は主として以下の手順で行った。

(1) 概要把握と主要項目の絞り込み

主として大分県が開示している財務諸表のうち貸借対照表により、経年比較や他県との比較、その他の資料による内容の検討を行い、監査における主要項目を絞り込むことから始めた。

これにより、監査の主要項目としては、公共資産、基金、貸付金、地方債とした。

(2) 事前調査資料の作成依頼

公共資産のうち、県有財産としての不動産について、全ての財産（行政財産及び普通財産を問わず）を対象に、所管している部局に対して事前調査表の記入を依頼し、現況を把握した。

基金については、基金調査票により設置の目的や管理・運用の状況、過去 3 年間の利用内容等を把握した。

貸付金については、貸付金調査票によりその概要、貸付の目的、過去 3 年間の増減内容等を把握した。

地方債については、過去 4 年間の残高の内訳推移、発行額の状況、償還額の状況等を把握した。

(3) 事前調査表等の記載に基づく関係者への質問、関係書類の閲覧

県有財産としての不動産について、事前調査表の記載をもとに、異常点について所管課に質問、関係書類の閲覧等を行った。

基金及び貸付金については基金調査表の記載をもとに所管課に質問、関係書類の閲覧等を行った。その際、基金については当該基金を使用し、実施している事業の中から、個別の事業を抽出し、当該事業の関係書類の閲覧、関係者への質問等によってその実施内容を検討した。

地方債については、関係書類をもとに所管課に質問するとともに、特定年度の発行資料の中から個別の事業を抽出し、当該事業の関係書類の閲覧、関係者への質問等によってその実施内容を検討した。

(4) 必要に応じた現地の視察

県有財産としての不動産及び地方債での事業について、上記の内容から必要に応じて現地の視察を行った。

2. 主な監査の視点ないし監査要点、及び主な監査手続

(1) 主な監査の視点ないし監査要点

- ① 資産及び負債の管理は法令、規則等に適合し、適切に行われているか。
- ② 資産は目的に沿って、有効に利活用されているか。遊休・未利用資産は適切に管理されているか。
- ③ 資産の貸与や使用許可に合理性があり、適切になされているか。
- ④ 資産と負債の関連性は適切か。

(2) 主な監査手続

- ① 監査対象の管理概況を把握するため、事前の調査表に基づきヒアリングを行った。
- ② 監査対象より、事前調査表、及びヒアリングの結果に基づき抽出した。

- ③ 抽出した監査対象について、担当部局より関係資料を入手し、当該資料を閲覧、突合等を行い、その内容を検討し、必要に応じて追加のヒアリングを行った。
- ④ 現場を視察する必要があると判断した対象については、現場視察を行った。

大まかには以上の内容であるが、詳細な監査の視点ないし監査要点及び監査手続はそれぞれの資産ないし負債によって異なっており、それらの個別内容については各項目の内容の箇所に記載している。

第6. 監査体制（監査従事者）

包括外部監査人	大石 聡	（公認会計士）
補 助 者	川野嘉久	（公認会計士）
補 助 者	吉富健太郎	（公認会計士）
補 助 者	染矢堯志	（公認会計士試験合格者）

第2部 監査対象の概要把握

今回は開示された財務諸表のうち、主として貸借対照表を利用して、監査における主要項目を絞り込むことから始めた。そのため財務諸表を監査することではなく、開示されている貸借対照表及び関連数値を用いて、それらの数字を是として分析し、状況の把握に役立てた。但し、分析の過程で検出した内容については、必要の都度、意見等で記載している。

まず大分県における貸借対照表の分析を行った。大分県の場合には新公会計制度導入に向けて国が示した「総務省方式改訂モデル」の手法によって財務諸表が作成されており、分析は連結、及び普通会計ベースの両者を行ったが、普通会計の比率が圧倒的に大きいため監査のアプローチとしては普通会計ベースとし、まず、ここを監査の対象とした。

その中で、改めて貸借対照表の中身をみると当然のごとく資産全体に占める公共資産の比率が突出している。これは以下の分析にもあるように、他の比較自治体も同様であるが、大分県はその中でも大きな比率となっている。したがって、まずこの公共資産について監査における主要項目とすることにした。

公共資産の構成をみるとインフラ資産が多くを占め、公共施設等がそれに続いている。その中で公共施設や土地等の不動産については、年度により金額も大きく動いていることや他県との比較によると大分県は売却可能資産の金額が突出していること、またその管理内容も多岐にわたることから今回の大きな監査項目の一つとした。

また、インフラ資産については老朽化が全国的に問題となっており、今後この部分に国も含めた大きな予算がつくものと考えられ、その際にはいかに適切かつ効率的に維持管理を行っていくのかということが最も重要なテーマと考えられることから、県の建設政策課が実施しているアセットマネジメントの内容を把握するとともに、その実施体制をみることにした。

上記以外で資産項目の中で注目したのは基金であった。この基金についても年度によって大きく変動していたためその内容を確認したところ、特に平成20年の国の緊急経済対策の一環で、国庫支出金等の特定財源の活用や国庫補助金を財源とした基金が造成されていた。

例えば、「緊急雇用創出事業臨時特例基金」、「安心こども基金」等であり、これらの基金は、かなり多額な交付金等による造成であることや、取崩しの期間が限定され、期限到来後の残額は国へ返還する義務があること等が特徴であり、県としては限られた期間の中で成果の上がる事業を適正に行わなければならない状況であった。このため監査上もリスクが発生していることが予想されたことから、基金項目全体についても今回の大きな監査項目の一つとした。

また、資産の中では、後述の分析によれば大分県は他県と比較して貸付金が最も僅少で

あったことから、これも監査の主要項目とした。

負債項目においてはその金額の大きさや後年に与える影響等から地方債を中心にみていった。

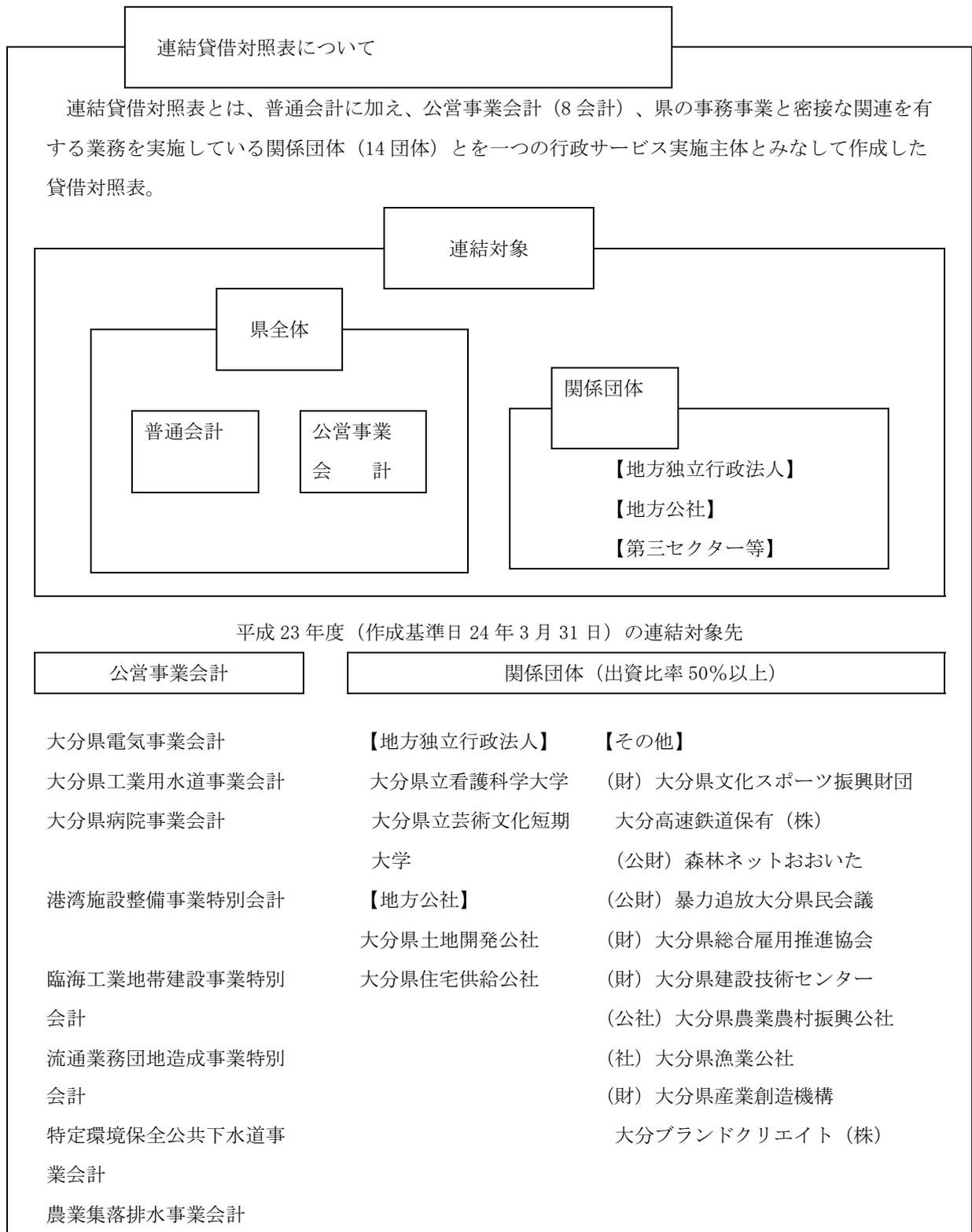
以上のような監査対象の中の主要項目を絞り込むための材料とした分析の内容について、以下に示すこととする。

- (1) 連結貸借対照表の範囲
- (2) 連結貸借対照表における『資産の部』4期比較
 - ① 連結貸借対照表における資産の部の
 - ② 普通会計、公営事業会計、関係団体の資産状況
 - ③ 資産（連結）の推移及び状況
 - ④ 公共資産（連結）の推移及び状況
 - ⑤ 投資等（連結）の推移及び状況
 - ⑥ 流動資産（連結）の推移及び状況
- (3) 普通会計ベースにおける『資産の部』
 - ① 普通会計における資産の部の4期比較
 - ② 資産（普通会計）の推移
 - ③ 公共資産（普通会計）の推移及び状況
 - ④ 有形固定資産（普通会計）の推移及び状況
 - ⑤ 投資等（普通会計）の推移及び状況
 - ⑥ 流動資産（普通会計）の推移及び状況
- (4) 連結貸借対照表における『負債の部』
 - ① 連結貸借対照表における負債の部の4期比較
 - ② 地方債（連結）の推移及び状況
 - ③ 関係団体（固定負債）の推移及び状況
- (5) 普通会計ベースにおける『負債の部』
 - ① 普通会計における負債の部の4期比較
 - ② 地方債（普通会計）の推移及び状況
 - ③ 長期未払金及び未払金の推移
 - ④ 損失補償引当金の推移
 - ⑤ 退職手当引当金の推移
 - ⑥ 賞与引当金の推移
- (6) 債務負担行為に関する情報
- (7) 財政健全化法における将来負担に関する情報
- (8) 貸借対照表に関連する指標
- (9) 九州各県との連結貸借対照表による比較
- (10) 九州各県との貸借対照表による比較

* 項中、百万円単位の数値は、端数を切り捨てているため、合計等が積み上がらない。

(1) 連結貸借対照表の範囲

大分県における連結の範囲は、以下のとおり普通会計に公営事業会計（8会計）及び関係団体（14団体）を加えており、連結対象とする関係団体の範囲は総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領を基本として50%以上出資している団体とされている。



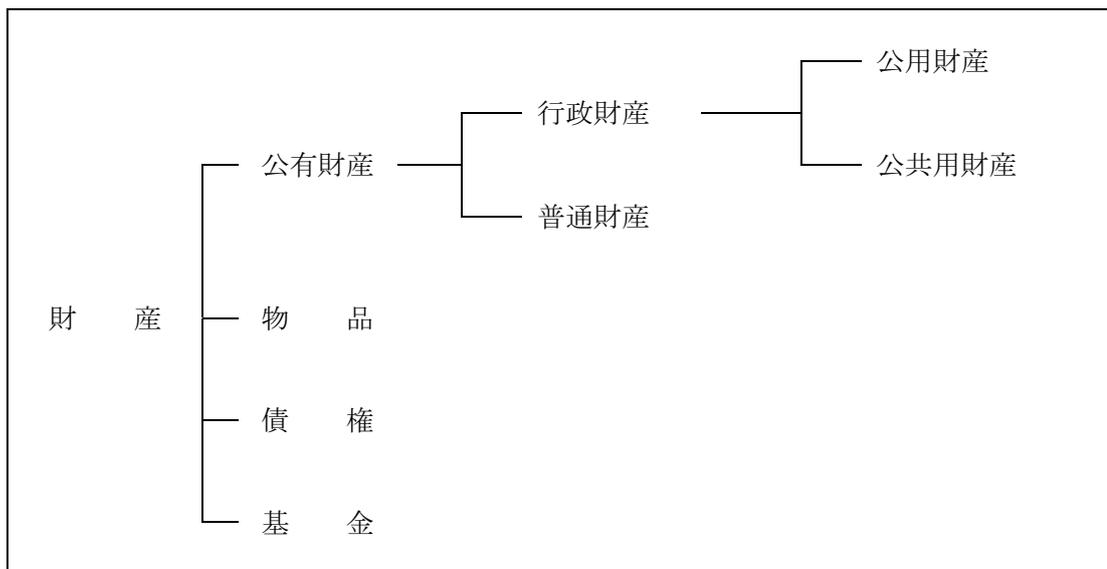
『平成 23 年度 大分県財務諸表の概要』

(2) 連結貸借対照表における『資産の部』

貸借対照表における「資産」の概念と地方公共団体において従来から用いられてきた「財産」とは同一ではないが、今回の監査においては「資産」について財産関連の調書に基づき、他の資料を補足する形で進めた。

そこでまず、財産について地方自治法第 237 条及び第 238 条等をもとに図で示すと以下のようなになる。

財産の体系（地方自治法ベース）



※ 地方自治法 237 条、238 条等をもとに作成

このうち公有財産については地方自治法第 238 条第 1 項において普通地方公共団体の所有に属する財産のうち、次に掲げるもの（基金に属するもの除く）が規定されている。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 七 出資による権利
- 八 財産の信託の受益権

また、同条第 3 項において、公有財産はその使用目的によって、行政財産と普通財産に分類され、同条第 4 項によれば行政財産とは地方公共団体において公用または公共用に供

し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいうとされている。

物品については地方自治法第 239 条第 1 項において、物品とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く）をいう」とされ、以下のものが規定されている。

- 一 現金（現金に代えて納付される証券を含む）
- 二 公有財産に属するもの
- 三 基金に属するもの

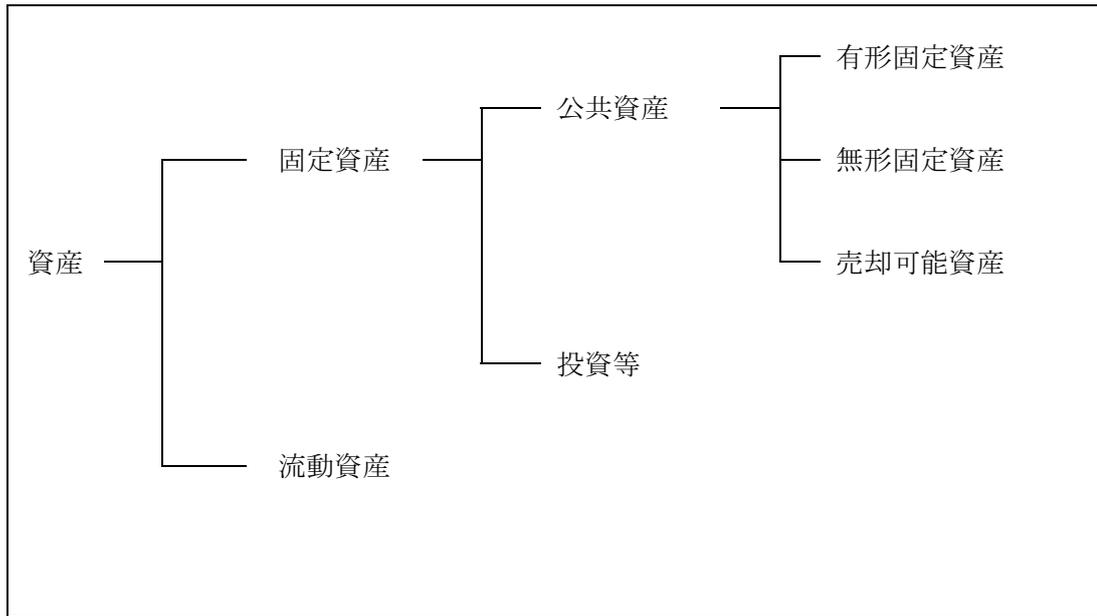
債権については地方自治法第 240 条第 1 項において、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利とされ、第 2 項において普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならないとされ、第 3 項では、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができることとされる。また第 4 項に前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しないとして、以下のものが掲げられている。

- 一 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づく徴収金に係る債権
- 二 過料に係る債権
- 三 証券に化体されている債権（国債に関する法律（明治 39 年法律第 34 号）の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む）
- 四 電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第二条第一項に規定する電子記録債権
- 五 預金に係る債権
- 六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
- 七 寄附金に係る債権
- 八 基金に属する債権

基金については地方自治法第 241 条第 1 項において、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができるとしている。

以上の「財産」に関する規定で定めた内容に対して、「資産」とは図で示すと以下のようになる。

資産の体系（貸借対照表ベース）



総務省『財務書類の記載要領』（22年3月）

このように「財産」と「資産」は概念上の違いはあるが、県における実務上の処理は地方自治法の「財産」をベースとして行われていることから、先にも記載したとおり今回の監査においては貸借対照表において把握した「資産」について財産関連の調書に基づき、他の資料を補足する形で進めた。

① 連結貸借対照表における資産の部の4期比較

単位:百万円

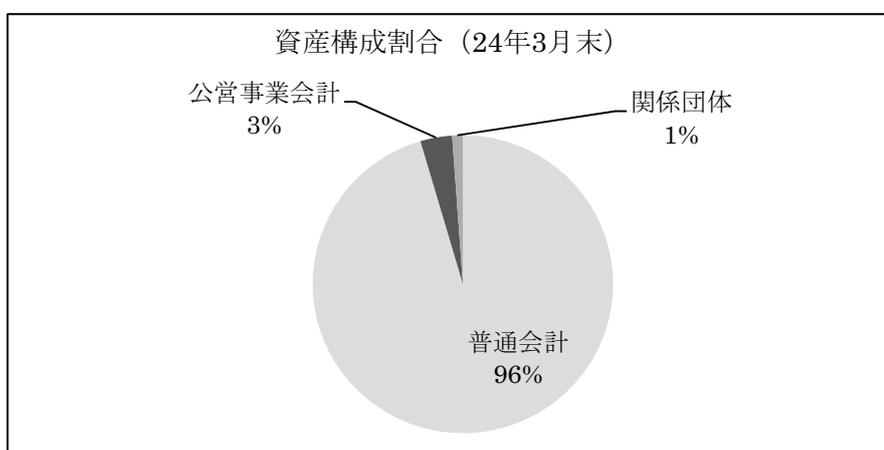
	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
1 公共資産	3,199,362	3,192,337	3,153,054	3,126,601
(1) 有形固定資産	3,163,078	3,155,253	3,118,401	3,093,317
①生活インフラ・国土 保全	2,243,591	2,250,956	2,232,454	2,227,976
②教育	162,545	166,283	167,374	167,579
③福祉	9,637	9,474	9,315	9,001
④環境衛生	27,550	26,901	25,872	25,162
⑤産業振興	639,373	622,450	603,643	580,455
⑥警察	37,070	36,856	37,589	37,795
⑦総務	43,118	42,152	41,961	45,161
⑧収益事業	0	0	0	0
⑨その他	191	179	190	185
(2) 無形固定資産	1,188	1,156	1,111	1,085
(3) 売却可能資産	35,094	35,926	33,541	32,199
2 投資等	101,908	133,507	132,359	109,537
(1) 投資及び出資金	19,297	19,737	18,686	18,750
(2) 貸付金	17,391	13,276	12,281	15,137
(3) 基金等	59,414	97,847	98,533	72,926
(4) 長期延滞債権	3,849	4,427	4,587	4,320
(5) その他	3,667	7	5	4
(6) 回収不能見込額	△ 1,711	△ 1,787	△ 1,735	△1,601
3 流動資産	86,266	86,032	90,085	93,946
(1) 資金	65,893	75,082	76,837	79,589
(2) 未収金	5,341	4,998	4,906	4,944
(3) 販売用不動産	8,532	3,136	2,893	2,072
(4) その他	6,936	3,163	5,678	7,570
(5) 回収不能見込額	△ 437	△ 348	△ 230	△230
4 繰延勘定	177	142	107	72
資 産 合 計	3,387,714	3,412,019	3,375,607	3,330,158

② 普通会計、公営事業会計、関係団体の資産状況

単位：億円

		単純合算				連結貸借対照表	
		普通会計	公営事業会計	関係団体	計	会計間調整後※	対普通会計比率
21 年 末	公共資産	30,560	878	555	31,993	31,993	1.05
	投資等	1,052	107	193	1,352	1,019	0.97
	流動資産	567	150	146	863	863	1.52
	繰延勘定		2	0	2	2	—
	資産合計	32,179	1,137	894	34,210	33,877	1.05
22 年 末	公共資産	30,508	864	551	31,923	31,923	1.05
	投資等	1,346	134	181	1,661	1,335	0.99
	流動資産	576	172	114	862	860	1.49
	繰延勘定		2		2	2	—
	資産合計	32,430	1,172	846	34,448	34,120	1.05
23 年 末	公共資産	30,506	847	177	31,530	31,530	1.03
	投資等	1,251	127	276	1,654	1,324	1.06
	流動資産	646	183	75	904	901	1.39
	繰延勘定		1		1	1	—
	資産合計	32,403	1,158	528	34,089	33,756	1.04
24 年 末	公共資産	30,299	827	140	31,266	31,266	1.03
	投資等	978	126	179	1,283	1,095	1.12
	流動資産	683	192	66	941	940	1.38
	繰延勘定		1		1	1	—
	資産合計	31,960	1,146	385	33,491	33,302	1.04

※会計間調整…会計間の取引等は連結集団の内部取引として相殺消去等している。



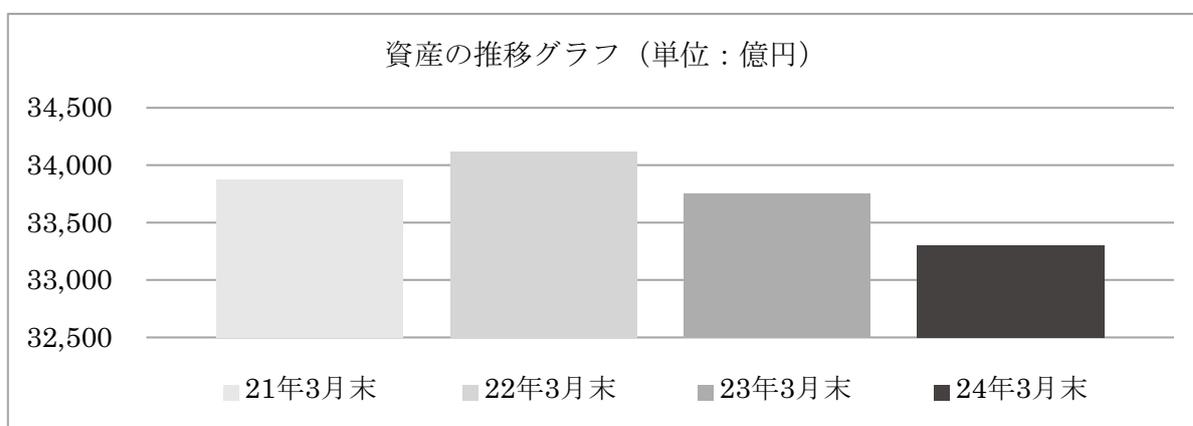
資産の構成割合からみると、公営事業会計及び関係団体を除いた普通会計の比率が96%となっている。

③ 資産全体（連結）の推移及び状況

資産の推移（連結）

	資産（百万円）	増減額（百万円）	増減率（％）
21年3月末	3,387,714	—	—
22年3月末	3,412,019	24,305	0.72
23年3月末	3,375,607	△36,412	△1.07
24年3月末	3,330,158	△45,449	△1.36

大分県の資産（連結）は22年3月末時点で前年度より増加したが、その後2年連続して減少していることが分かる。



各会計の資産額

（単位：億円）

	単純合算				連結
	普通会計	公営事業 会計	関係 団体	計	会計間調整後
21年3月末	32,179	1,137	894	34,210	33,877
22年3月末	32,430	1,172	846	34,448	34,120
23年3月末	32,403	1,158	528	34,089	33,756
24年3月末	31,960	1,146	385	33,491	33,302

23年3月末の関係団体の数値の減少は平成23年1月末で解散した大分県道路公社の影響によるもの。

各会計の資産増減額

(単位:億円)

	単純合算				連結
	普通会計	公営事業 会計	関係 団体	計	会計間調整後
22年3月末 対前期比	251	35	△48	238	243
23年3月末 対前期比	△27	△14	△318	△359	△364
24年3月末 対前期比	△443	△12	△143	△598	△454

連結数値に含まれていた平成23年1月末で解散した大分県道路公社の財務数値は以下のとおりであった。

大分県道路公社(関係団体)の推移 (単位:百万円)

	22年3月末	23年3月末	増減
流動資産	3,756	513	△3,243
固定資産	38,057	2	△38,055
繰延資産	0	0	0
資産合計	41,813	515	△41,298
流動負債	105	286	181
固定負債	4,091	0	△4,091
特別法上の引当金 等	26,642	229	△26,413
負債合計	30,838	515	△30,323
資本金	10,975	0	△10,975
剰余金			0
法定準備金			0
純資産合計	10,975	0	△10,975
負債及び純資産	41,813	515	△41,298

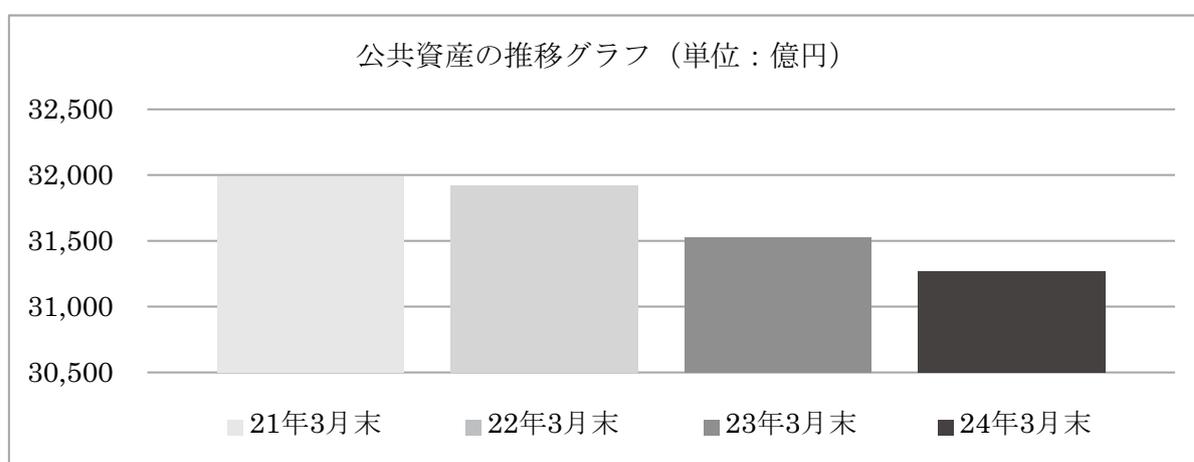
『大分県の財政状況平成23年度版』

④ 公共資産（連結）の推移及び状況

公共資産の推移（連結）

	公共資産（百万円）	増減額（百万円）	増減率（％）
21年3月末	3,199,362	—	—
22年3月末	3,192,337	△7,025	△0.22%
23年3月末	3,153,054	△39,283	△1.23%
24年3月末	3,126,601	△26,453	△0.83%

22年3月末と23年3月末の約392億の減少の主な要因は、上記道路公社解散に伴う約372億の減少、公営事業会計の減価償却等による減少約18億等となっている。



公共資産は継続的に減少傾向となっている。

各会計の公共資産額推移

（単位：億円）

	単純合算				連結
	普通会計	公営事業 会計	関係 団体	計	会計間調整後
21年3月末	30,560	878	555	31,993	31,993
22年3月末	30,508	864	551	31,923	31,923
23年3月末	30,506	847	177	31,530	31,530
24年3月末	30,299	827	140	31,266	31,266

各会計の公共資産増減額

(単位:億円)

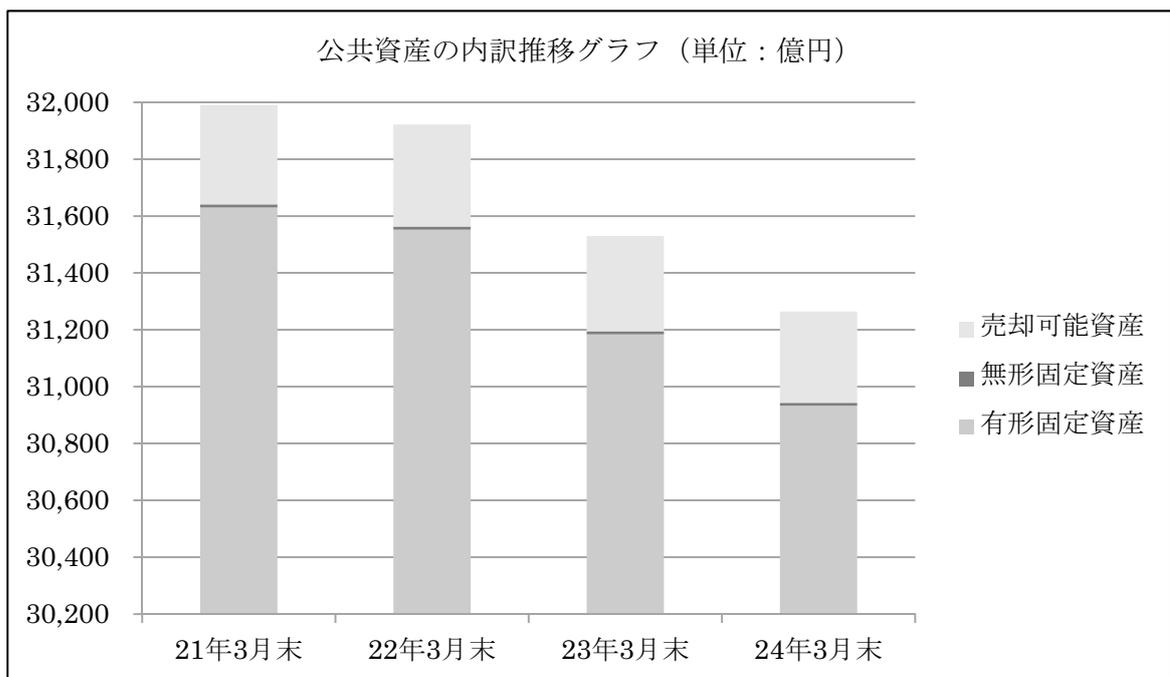
	単純合算				連結
	普通会計	公営事業 会計	関係 団体	計	会計間調整後
22年3月末 対前期比	△ 52	△ 14	△ 4	△ 70	△ 70
23年3月末 対前期比	△ 2	△ 17	△ 374	△ 393	△ 393
24年3月末 対前期比	△ 207	△ 20	△ 37	△ 264	△ 264

23年3月末の関係団体における対前期比374億は道路公社解散に伴う約372億の減少が主なものとなっている。

公共資産の内訳推移

(単位:百万円)

	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
公共資産	3,199,362	3,192,337	3,153,054	3,126,601
有形固定資産	3,163,078	3,155,253	3,118,401	3,093,317
無形固定資産	1,188	1,156	1,111	1,085
売却可能資産	35,094	35,926	33,541	32,199



公共資産の中では有形固定資産が圧倒的な比重を占めているが、減価償却により継続的に減少している。

公共資産の増減内訳

(単位：百万円)

	22年3月末 対前期比	23年3月末 対前期比	24年3月末 対前期比
公共資産	△ 7,025	△ 39,283	△ 26,453
有形固定資産	△ 7,825	△ 36,852	△ 25,084
無形固定資産	△ 32	△ 45	△ 26
売却可能資産	832	△ 2,385	△ 1,342

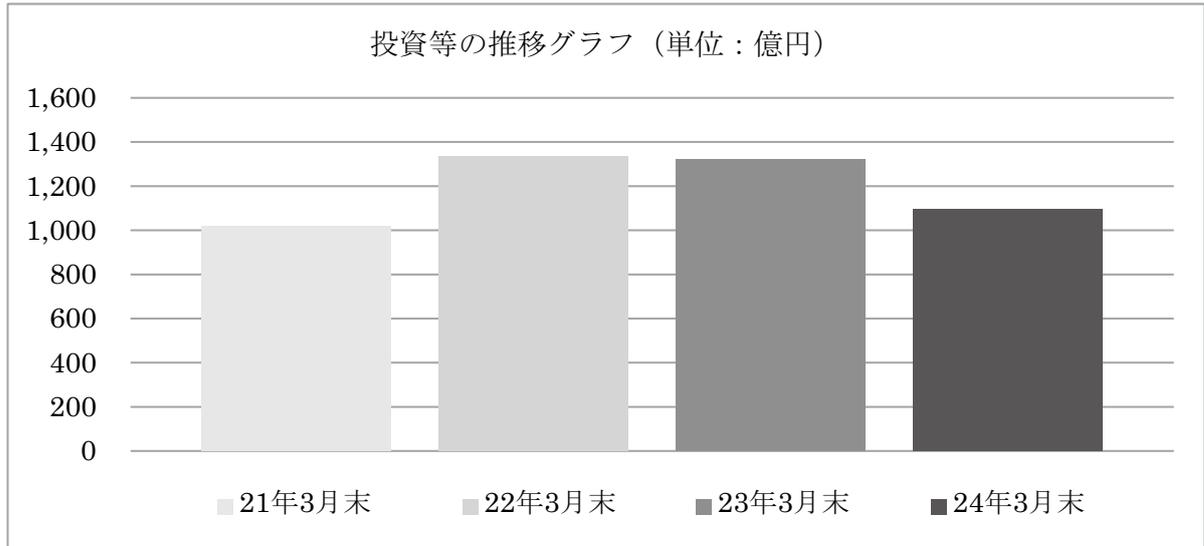
23年3月末の対前期比大幅減の主な要因は、23年1月末で解散した大分県道路公社によるもの。売却可能資産は23年3月末、24年3月末と減少しているが、減少幅は小さくなってきている。

⑤ 投資等（連結）の推移及び状況

投資等の推移（連結）

	投資等（百万円）	増減額（百万円）	増減率（％）
21年3月末	101,908	—	—
22年3月末	133,507	31,599	31.01
23年3月末	132,359	△ 1,148	△ 0.86
24年3月末	109,537	△ 22,822	△ 17.24

21年3月末と22年3月末の約316億の増加は、約294億が国の経済対策関係基金の造成によるものであり、約15億が流通業務団地造成事業会計、約13億が臨海工業地帯建設事業会計の基金がそれぞれ21年3月末時点で算入漏れとなっていたものを22年3月期で算入したものの。



各会計の投資等額推移 (単位: 億円)

	単純合算				連結
	普通会計	公営事業 会計	関係 団体	計	会計間調整後
21年3月末	1,052	107	193	1,352	1,019
22年3月末	1,346	134	181	1,661	1,335
23年3月末	1,251	127	276	1,654	1,324
24年3月末	978	126	179	1,283	1,095

各会計の投資等額の増減額 (単位: 億円)

	単純合算				連結
	普通会計	公営事業 会計	関係 団体	計	会計間調整後
22年3月末 対前期比	294	27	△ 12	309	316
23年3月末 対前期比	△ 95	△ 7	95	△ 7	△ 11
24年3月末 対前期比	△ 273	△ 1	△ 97	△ 371	△ 229

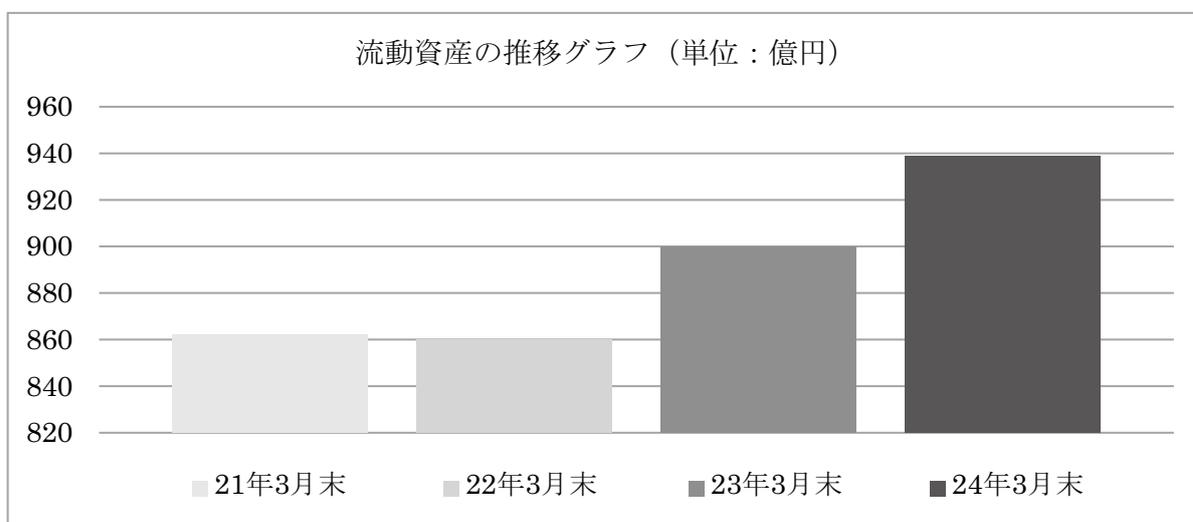
22年3月末の普通会計の大幅増は国の経済対策関係基金の造成によるものであり、その事業執行にあたっての取崩しに伴って、23年3月末、24年3月末が大幅に減少してきている。

⑥ 流動資産（連結）の推移及び状況

流動資産の推移（連結）

	流動資産（百万円）	増減額（百万円）	増減率（％）
21年3月末	86,266	—	—
22年3月末	86,032	△ 234	△ 0.27
23年3月末	90,085	4,053	4.71
24年3月末	93,946	3,861	4.28

22年3月末と23年3月末の差、約40億の増加の主な要因は、普通会計の財政調整基金や減債基金の増加が約70億、病院事業会計の未収金増加等が約5億に対して、道路公社の解散による資金の減少が約32億となっている。



流動資産（連結）は各年度末比較であるが、継続的に増加傾向にある。

各会計の流動資産額

(単位:億円)

	単純合算				連結
	普通会計	公営事業 会計	関係 団体	計	会計間調整後
21年3月末	567	150	146	863	863
22年3月末	576	172	114	862	860
23年3月末	646	183	75	904	901
24年3月末	683	192	66	941	940

流動資産の連結内における比率は普通会計及び公営事業会計が増加傾向にあり、関係団体は道路公社の解散もあり、減少傾向にある。

各会計の流動資産増減額

(単位:億円)

	単純合算				連結
	普通会計	公営事業 会計	関係 団体	計	会計間調整後
22年3月末 対前期比	9	22	△ 32	△ 1	△ 3
23年3月末 対前期比	70	11	△ 39	42	41
24年3月末 対前期比	37	9	△ 9	37	39

(3) 普通会計ベースにおける『資産の部』

① 普通会計における資産の部 4期比較

(単位:百万円)

	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
1 公共資産	3,056,025	3,050,809	3,050,604	3,029,880
(1) 有形固定資産	3,020,931	3,014,882	3,017,063	2,997,680
①生活インフラ・国土保全	2,147,574	2,156,318	2,175,752	2,176,165
②教育	155,086	158,882	160,162	160,555
③福祉	9,637	9,474	9,315	9,001
④環境衛生	12,113	11,549	11,028	10,443
⑤産業振興	616,330	599,647	581,297	558,557
⑥警察	37,070	36,856	37,546	37,795
⑦総務	43,118	42,152	41,961	45,161
(2) 売却可能資産	35,094	35,926	33,541	32,199
2 投資等	105,183	134,563	125,095	97,783
(1) 投資及び出資金	36,250	33,280	33,277	22,266
①投資及び出資金	36,381	33,423	33,432	22,421
②投資損失引当金	△ 131	△ 143	△ 155	△154
(2) 貸付金	25,547	21,689	20,658	19,799
(3) 基金等	41,553	76,954	68,308	52,997
①退職手当目的基金	0	0	0	0
②その他特定目的基金	31,771	71,549	62,868	51,403
③土地開発基金	9,206	4,877	4,880	1,034
④その他定額運用基金	575	528	558	559
⑤退職手当組合積立金	0	0	0	0
(4) 長期延滞債権	3,654	4,407	4,574	4,319
(5) 回収不能見込額	△1,823	△1,767	△1,723	△1,599
3 流動資産	56,712	57,588	64,634	68,293
(1) 現金預金	55,192	56,441	63,784	67,371
①財政調整基金	10,771	11,074	12,034	12,874
②減債基金	31,165	33,083	37,324	43,682
③歳計現金	13,255	12,283	14,425	10,814
(2) 未収金	1,519	1,147	850	921
①地方税	1,837	1,375	980	918
②その他	116	116	95	227
③回収不能見込額	△ 434	△ 343	△ 225	△ 223
資 産 合 計	3,217,921	3,242,961	3,240,334	3,195,956

② 資産（普通会計）の推移

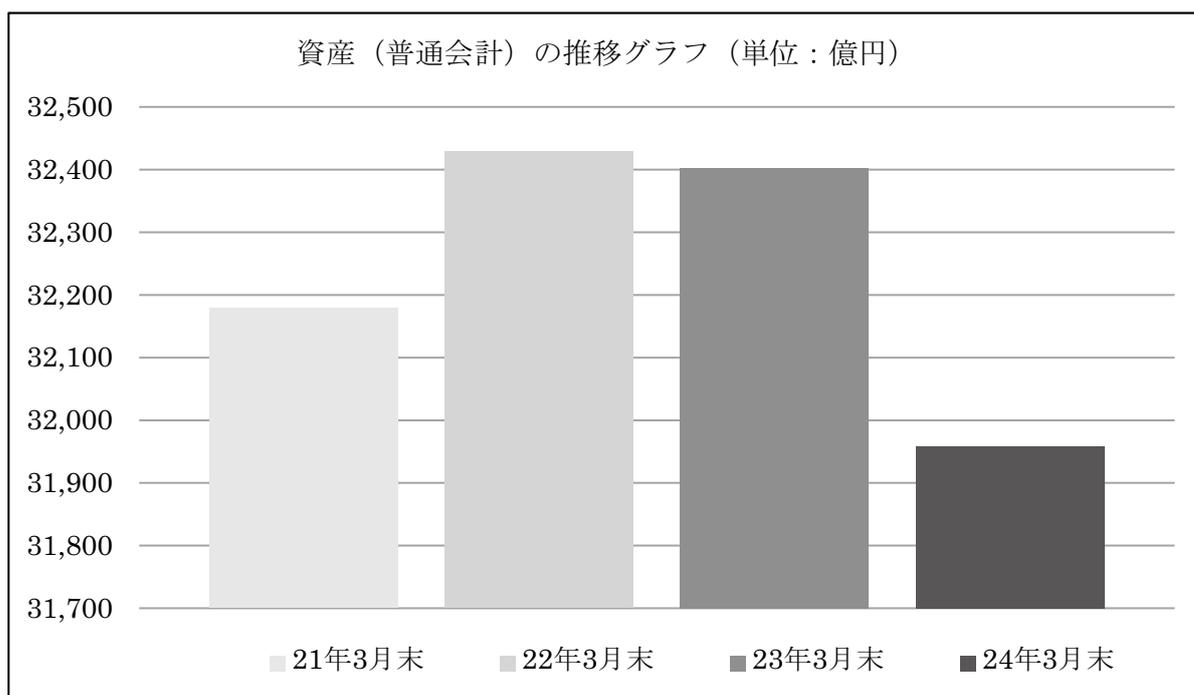
	資産（百万円）	増減額（百万円）	増減率（％）
21年3月末	3,217,921	—	—
22年3月末	3,242,961	25,040	0.78
23年3月末	3,240,334	△ 2,626	△ 0.08
24年3月末	3,195,956	△ 44,378	△ 1.36

22年3月末における約250億増加の主な内訳は以下のとおり。

投資等の増加

基金等（国の経済対策関係基金の造成等）	354億
貸付金の元金回収等	△38億
投資及び出資金（大分県信用保証協会出資金の整理等）	△29億
長期滞留債権（県税収入未済額の増等）	7億
公共資産の純減（増加－減価償却）	△52億
流動資産の純増（減債基金の増、歳計現金の減）	9億

24年3月末における約440億の減少は、公共資産の純減（増加－減価償却）が約194億、平成20年度から22年度にかけて造成された国の経済対策による各種基金の取り崩しや道路公社の清算に伴う出資金の整理等により、投資等が約273億減少したことなどのよるもの。

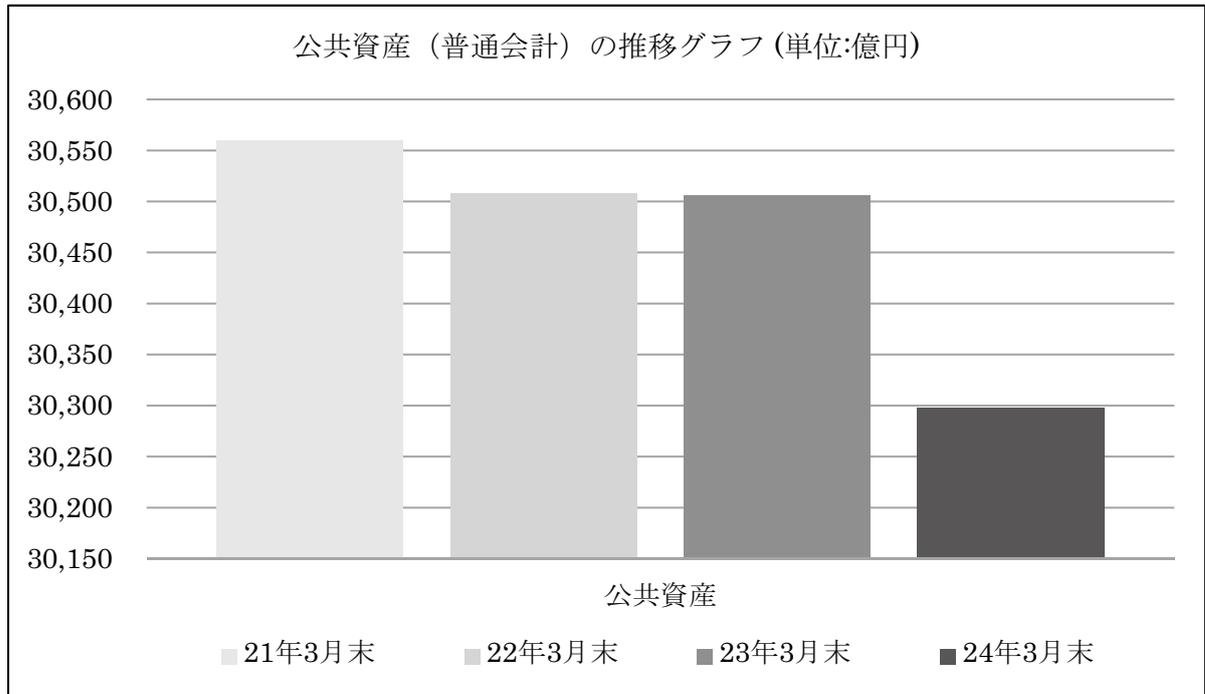


大分県の資産（普通会計）は22年3月末時点で前年度より増加したが、その後23年3月末は微減、24年3月末は大きく減少していることが分かる。

③ 公共資産（普通会計）の推移及び状況

公共資産（普通会計）の推移

	公共資産（百万円）	増減額（百万円）	増減率（%）
21年3月末	3,056,025	—	—
22年3月末	3,050,809	△ 5,216	△ 0.17
23年3月末	3,050,604	△ 205	△ 0.01
24年3月末	3,029,880	△ 20,724	△ 0.67



公共資産は継続的に減少傾向となっている。

公共資産（普通会計）の内訳推移

（単位：百万円）

	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
公共資産	3,056,025	3,050,809	3,050,604	3,029,880
有形固定資産	3,020,931	3,014,882	3,017,063	2,997,680
売却可能資産	35,094	35,926	33,541	32,199

売却可能資産は23年3月末、24年3月末と減少しているが、減少幅は小さくなってきていることが、次の増減内訳においても見て取れる。

公共資産の増減内訳

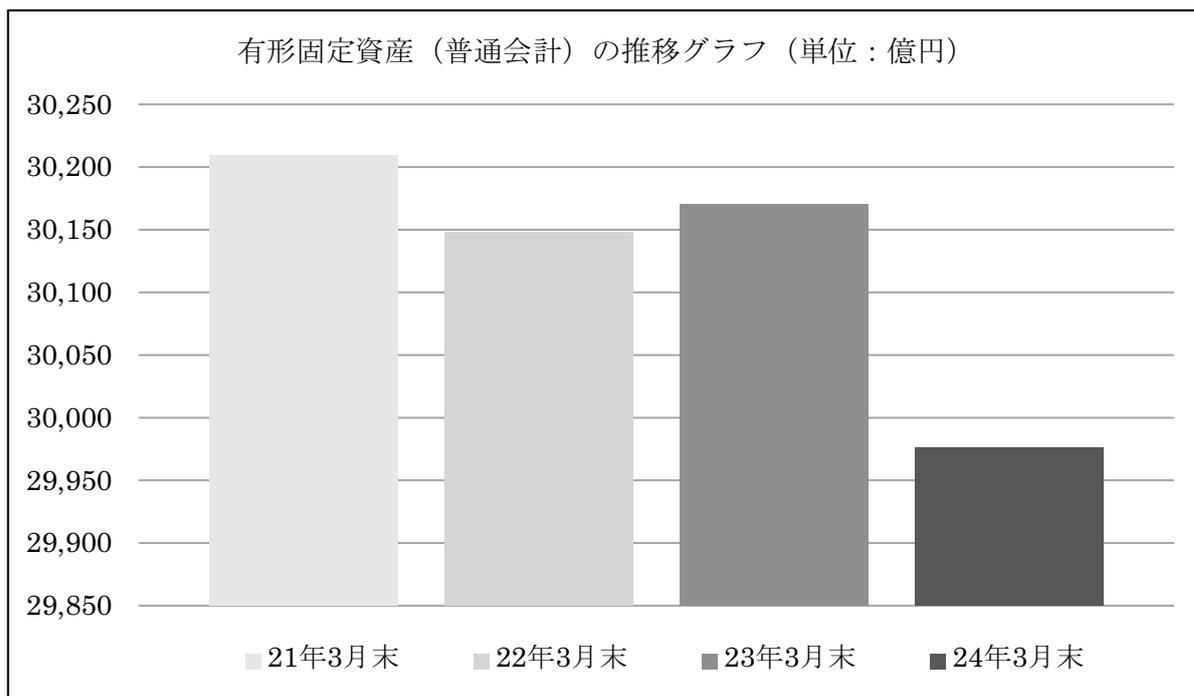
（単位：百万円）

	22年3月末 対前期比	23年3月末 対前期比	24年3月末 対前期比
有形固定資産	△ 6,048	2,180	△ 19,383
売却可能資産	832	△ 2,385	△ 1,342

④ 有形固定資産（普通会計）の推移及び状況

有形固定資産（普通会計）の推移

	有形固定資産 （百万円）	増減額（百万円）	増減率（%）
21年3月末	3,020,931	—	—
22年3月末	3,014,882	△ 6,048	△ 0.20
23年3月末	3,017,063	2,180	0.07
24年3月末	2,997,680	△ 19,383	0.64



24年3月末の減少は産業振興関連の減価償却に対して、インフラの増加が抑えられたためと考えられる。

有形固定資産（普通会計）内訳

（単位：百万円）

	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
①生活インフラ・国土保全	2,147,574	2,156,318	2,175,752	2,176,165
②教育	155,086	158,882	160,162	160,555
③福祉	9,637	9,474	9,315	9,001
④環境衛生	12,113	11,549	11,028	10,443
⑤産業振興	616,330	599,647	581,297	558,557
⑥警察	37,070	36,856	37,546	37,795
⑦総務	43,118	42,152	41,961	45,161
有形固定資産合計	3,020,931	3,014,882	3,017,063	2,997,680

有形固定資産（普通会計）の増減内訳

（単位：百万円）

	22年3月末 対前期比	23年3月末 対前期比	24年3月末 対前期比
①生活インフラ・国土保全	8,744	19,433	413
②教育	3,796	1,279	393
③福祉	△ 162	△ 159	△ 314
④環境衛生	△ 563	△ 521	△ 585
⑤産業振興	△ 16,682	△ 18,350	△ 22,740
⑥警察	△ 213	689	249
⑦総務	△ 966	△ 190	3,200
有形固定資産合計	△ 6,048	2,180	△ 19,383

上記表中⑤の産業振興分野の22年3月末対前期比、23年3月末対前期比における減少の内容はそれぞれ以下のとおりとなっている。

22年3月末対前期比減

農林水産業費の当年度投資的経費（資本的支出と考えられる） 243億
 農林水産業分野における減価償却費 △395億

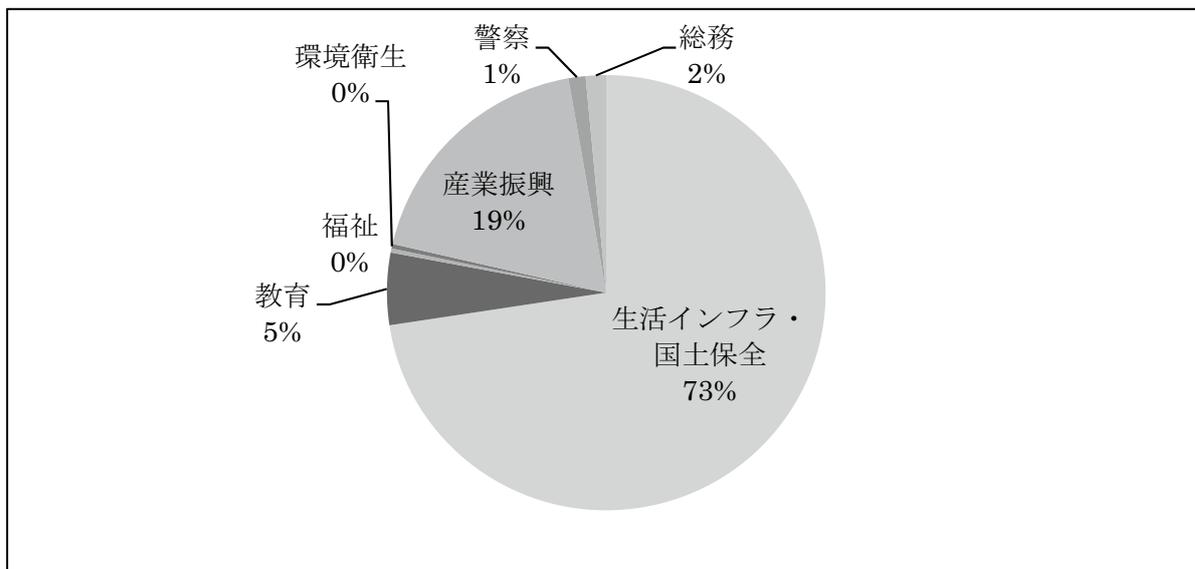
23年3月末対前期比減

農林水産業費の当年度投資的経費（資本的支出と考えられる） 220億
 農林水産業分野における減価償却費 △385億

有形固定資産（普通会計）に占める割合

	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
①生活インフラ・国土保全	71.09%	71.52%	72.11%	72.59%
②教育	5.13%	5.27%	5.31%	5.35%
③福祉	0.32%	0.31%	0.31%	0.30%
④環境衛生	0.40%	0.38%	0.37%	0.34%
⑤産業振興	20.40%	19.89%	19.27%	18.63%
⑥警察	1.23%	1.22%	1.24%	1.26%
⑦総務	1.43%	1.40%	1.39%	1.50%
有形固定資産合計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

24年3月末の有形固定資産（普通会計）に占める割合



有形固定資産はインフラ関連が7割以上と圧倒的であり、農林水産業を含む産業振興関連の約2割と合わせると、有形固定資産の9割を超えている。

⑤ 投資等（普通会計）の推移及び状況

投資等の推移（普通会計）

	投資等（百万円）	増減額（百万円）	増減率（%）
21年3月末	105,183	—	—
22年3月末	134,563	29,380	27.93
23年3月末	125,095	△9,468	△7.04
24年3月末	97,783	△27,312	△21.83

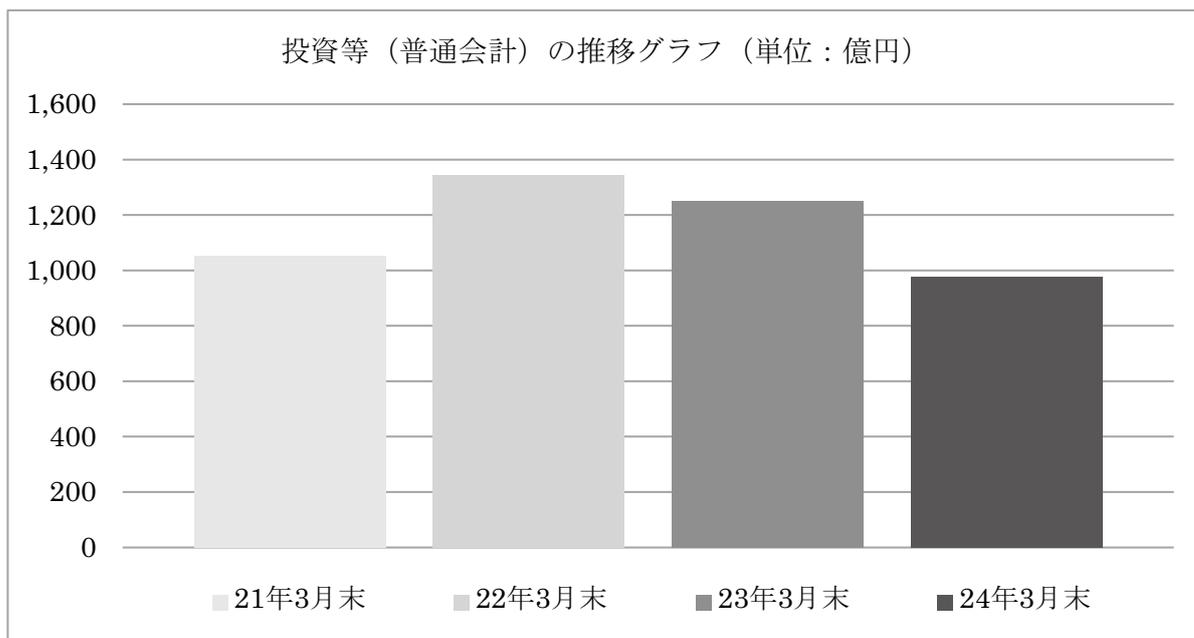
22年3月末における約294億増加の主な内訳は以下のとおり。

基金等（国の経済対策関係基金の造成等）	354億
貸付金の元金回収等	△38億
投資及び出資金（大分県信用保証協会出資金の整理等）	△29億
長期滞留債権（県税収入未済額の増等）	7億

23年3月末における約95億減少の主な内訳は以下のとおり。

基金等（国の経済対策関係基金の取崩し等）	△87億
貸付金の元金回収等	△11億

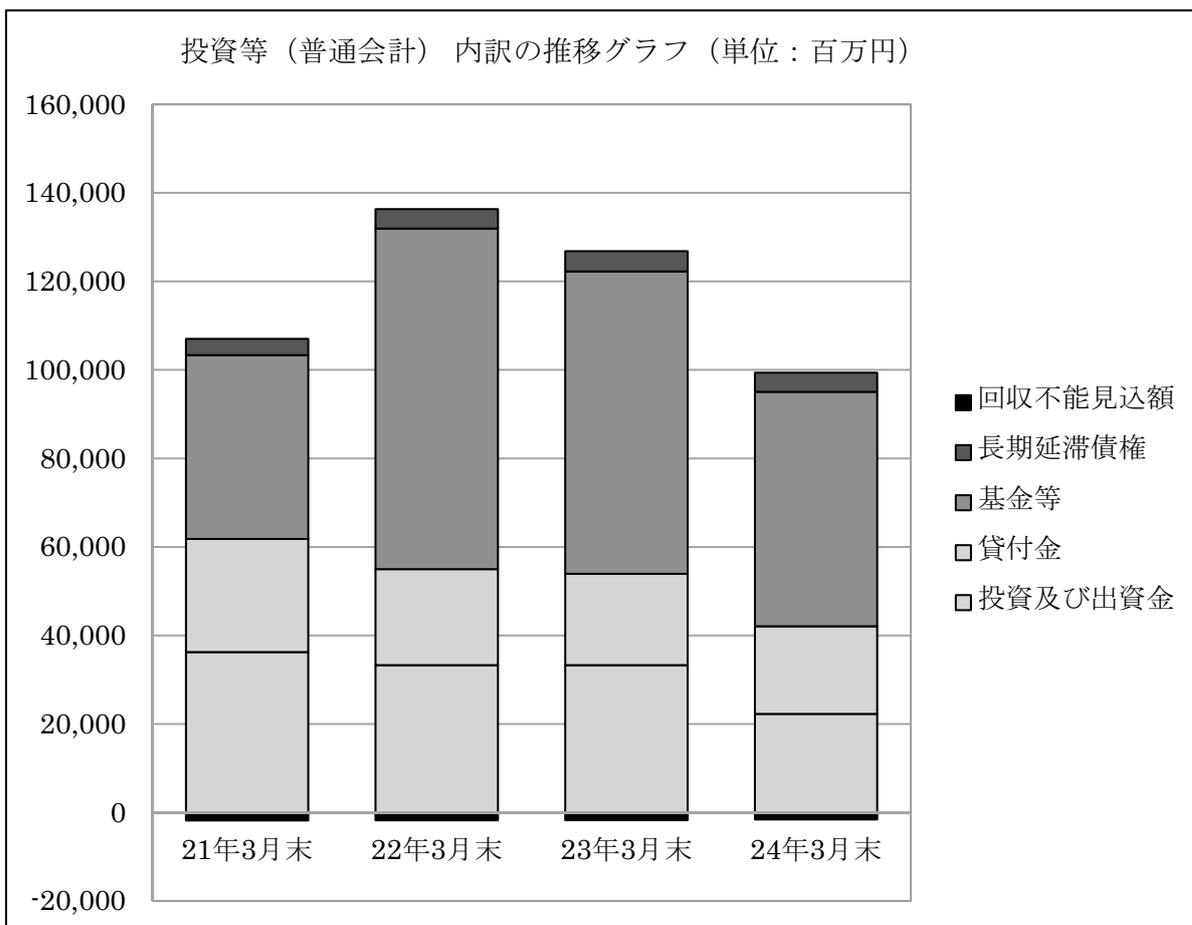
24年3月末における約273億減少は平成20年度から22年度にかけて造成された国の経済対策による各種基金の取り崩しや道路公社の清算に伴う出資金の整理等によるもの。



投資等（普通会計）の内訳推移

（単位：百万円）

投資等 内訳（百万円）	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
投資及び出資金	36,250	33,280	33,277	22,266
投資及び出資金	36,381	33,423	33,432	22,421
投資損失引当金	△ 131	△ 143	△ 155	△ 154
貸付金	25,547	21,689	20,658	19,799
基金等	41,553	76,954	68,308	52,997
退職手当目的基金	0	0	0	0
その他特定目的基金	31,771	71,549	62,868	51,403
土地開発基金	9,206	4,877	4,880	1,034
その他定額運用基金	575	528	558	559
退職手当組合積立金	0	0	0	0
長期延滞債権	3,654	4,407	4,574	4,319
回収不能見込額	△ 1,823	△ 1,767	△ 1,723	△ 1,599
投資等合計	105,183	134,563	125,095	97,783



国の経済対策関係基金の造成等によって、基金が増加したことが、22年3月末の投資等の残高を押し上げていたが、その事業執行による取崩しに伴って23年3月末以降は投資等の金額全体も減少傾向となっている。

投資等（普通会計）の増減内訳

（単位：百万円）

	22年3月末 対前期比	23年3月末 対前期比	24年3月末 対前期比
投資及び出資金	△2,970	△3	△11,011
投資及び出資金	△2,958	9	△11,011
投資損失引当金	△12	△12	1
貸付金	△3,858	△1,031	△859
基金等	35,401	△8,646	△15,311
退職手当目的基金	0	0	0
その他特定目的基金	39,778	△8,681	△11,465
土地開発基金	△4,329	3	△3,846
その他定額運用基金	△47	30	1
退職手当組合積立金	0	0	0
長期延滞債権	753	167	△255
回収不能見込額	56	44	124
投資等合計	29,380	△9,468	△27,312

有価証券の推移

（単位：千円）

	18年3月末	19年3月末	20年3月末	21年3月末	22年3月末	23年3月末
株券	1,558,967	1,558,967	1,551,967	1,551,967	1,291,567	1,291,567
出資証券	2,064,400	2,064,400	1,824,400	2,677,400	2,677,900	2,676,500
その他の証券	0	399,400	199,400	200,000	200,000	200,000
有価証券合計	3,623,367	4,022,767	3,575,767	4,429,367	4,169,467	4,168,067

出資による権利の推移

（単位：千円）

	18年3月末	19年3月末	20年3月末	21年3月末	22年3月末	23年3月末
出資による 権利	27,172,326	26,299,806	26,080,250	33,319,686	30,035,660	29,982,621

不動産信託の受益権 (単位：件)

	18年3月末	19年3月末	20年3月末	21年3月末	22年3月末	23年3月末
賃貸型 土地信託	1	1	1	1	1	1

大分ソフィアプラザビル及び大分第二ソフィアプラザビルに係るもの

基金の推移 (単位：千円)

	18年3月末	19年3月末	20年3月末	21年3月末	22年3月末	23年3月末
基金	88,183,328	87,456,986	79,009,630	86,187,649	120,707,979	107,241,629

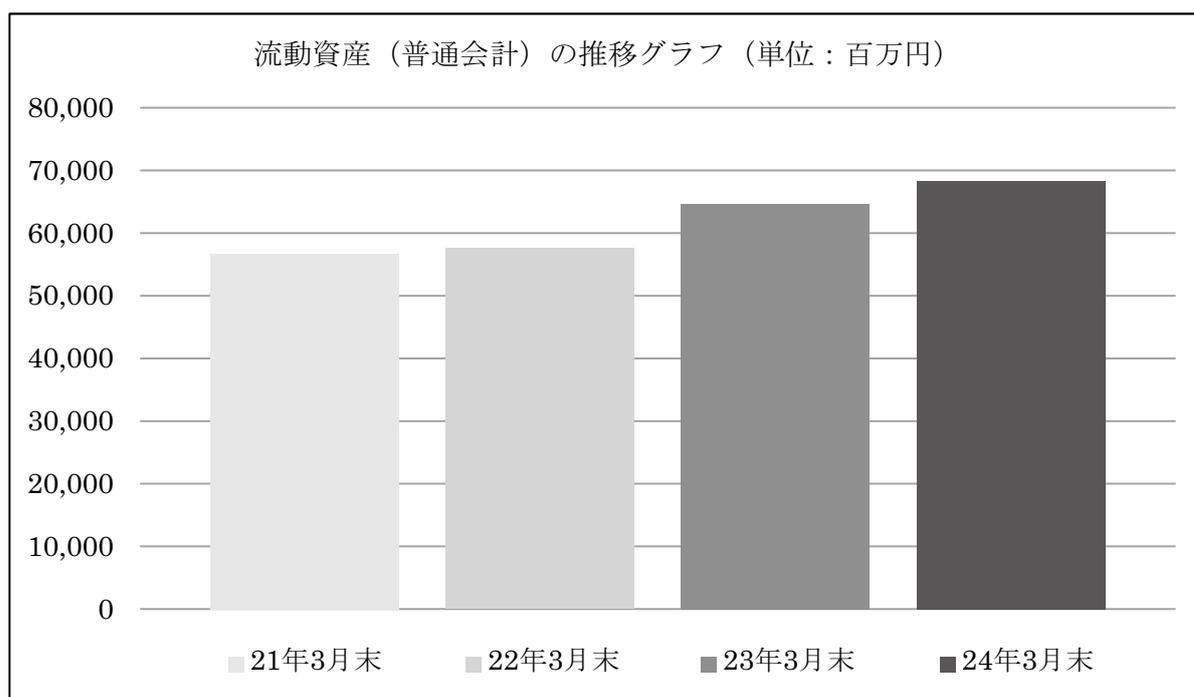
計数は「決算に関する調書」のうち財産に関する調書の計数を使用。なお、財政調整基金及び減債基金（貸借対照表上は現金預金）が上の表に含まれている等によりこの金額は、貸借対照表上の基金等の金額とは一致しない。

⑥ 流動資産（普通会計）の推移及び状況

流動資産（普通会計）の推移

	流動資産（百万円）	増減額（百万円）	増減率（％）
21年3月末	56,712	—	—
22年3月末	57,588	876	1.54
23年3月末	64,634	7,046	12.24
24年3月末	68,293	3,659	5.66

流動資産は若干であるが増加傾向にある。

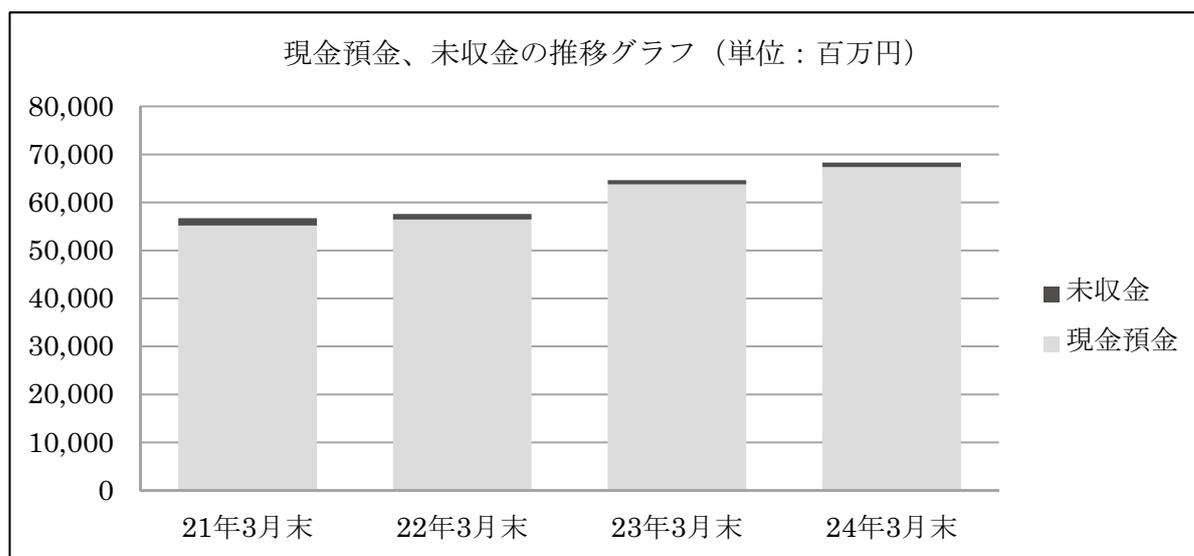


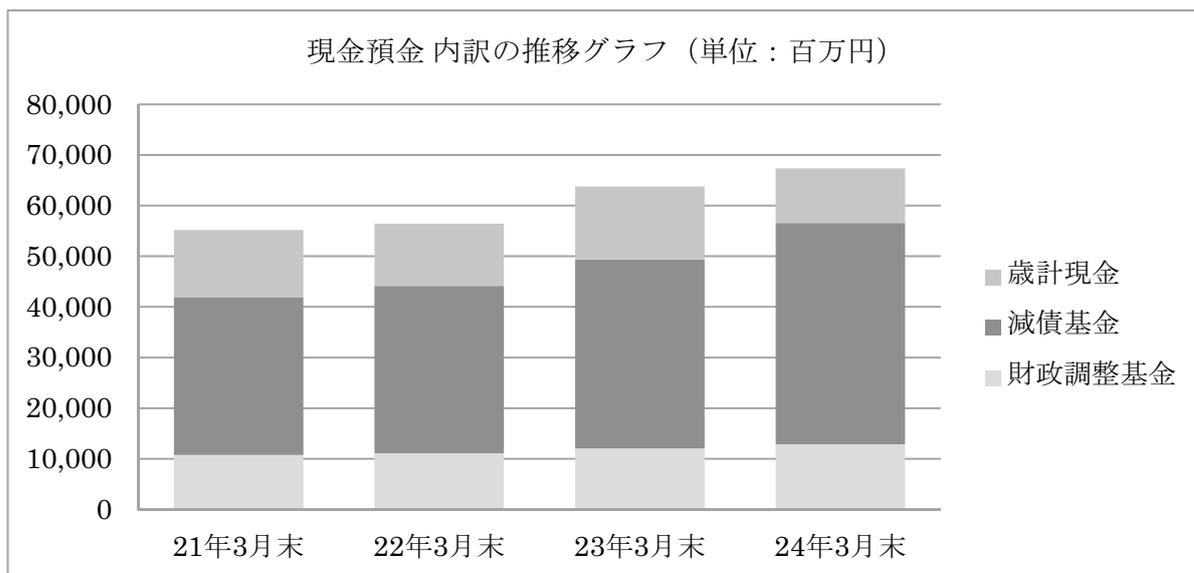
流動資産（普通会計）の内訳

（単位：百万円）

	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
現金預金	55,192	56,441	63,784	67,371
財政調整基金	10,771	11,074	12,034	12,874
減債基金	31,165	33,083	37,324	43,682
歳計現金	13,255	12,283	14,425	10,814
未収金	1,519	1,147	850	921
地方税	1,837	1,375	980	918
その他	116	116	95	227
回収不能見込額	△ 434	△ 343	△ 225	△ 223
流動資産合計	56,712	57,588	64,634	68,293

流動資産が増加している原因は現預金の増加にあり、以下のように減債基金の増加が主な要因となっている。





流動資産の増減内訳 (単位：百万円)

	22年3月末 対前期比	23年3月末 対前期比	24年3月末 対前期比
現金預金	1,249	7,343	3,587
財政調整基金	303	960	840
減債基金	1,918	4,241	6,358
歳計現金	△ 972	2,142	△ 3,611
未収金	△ 372	△ 297	71
地方税	△ 462	△ 395	△ 62
その他	0	△ 21	132
回収不能見込額	91	118	2
流動資産合計	876	7,046	3,659

(4) 連結貸借対照表における『負債の部』

先にあげた資産項目は、過年度の活動による支出に関する項目であるため、決算との関連が強いが、負債項目は将来にわたる支出を伴うストック項目のため、予算とのつながりが強く、この負債の管理が財政面から県の意思決定にとり、特に予算編成等にとって重要となっている。

この点、国際公会計基準においても負債は次のように定義されている。「負債とは過去の事象から発生した、主体の現在の債務であり、その決済により、経済的便益またはサービ

ス提供能力を有する資源が、主体から流出する結果となることが予想されるもの」。

負債の定義に関しては議論があるが、いずれにしても負債の性質としては、過去の事象に起因して発生した現在の債務等であること、及び帰属主体にとって負担ないし負の財産的効果をもたらすということがあげられる。負債の管理については特に地方債に関する規定を中心として地方財政法によって統制が行われている。

また、貸借対照表の補足情報として示されている債務負担行為に関する数値は、将来負担額としての未支出項目であり、負債項目と密接に関連して重要な項目となっている。

① 連結貸借対照表における負債の部の4期比較

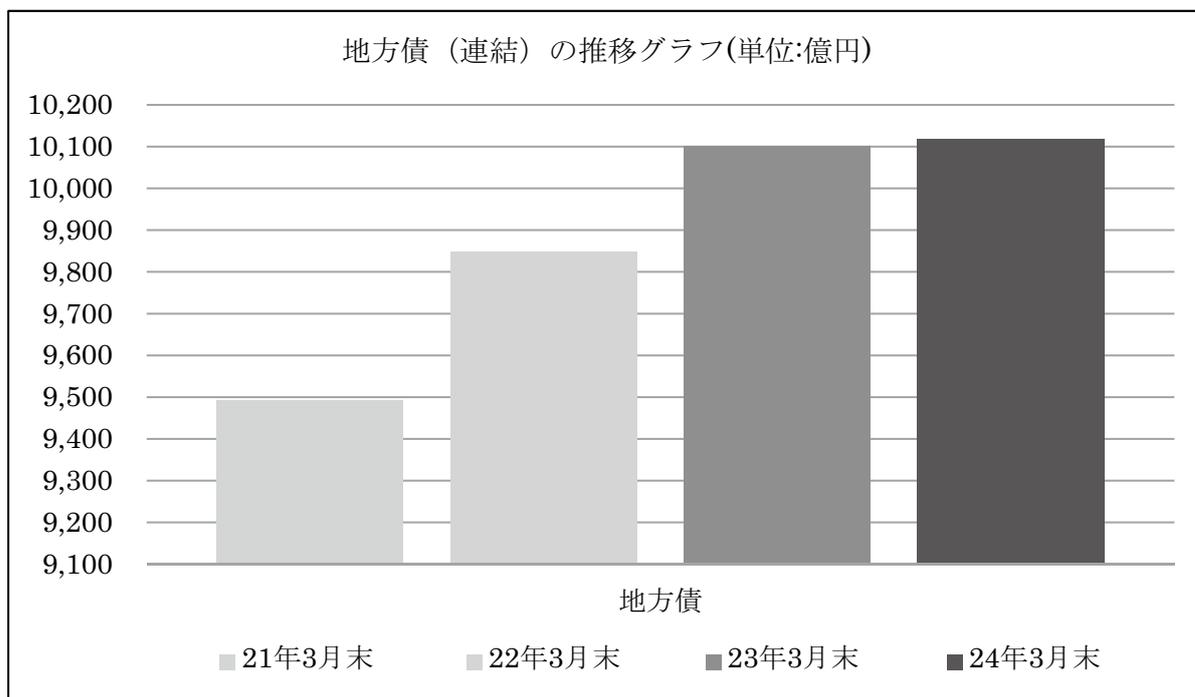
(単位:百万円)

	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
1 固定負債	1,140,341	1,186,354	1,201,043	1,200,672
(1) 地方公共団体	949,349	984,817	1,010,381	1,011,926
①普通会計地方債	919,803	942,469	965,768	969,605
②公営事業地方債	29,546	42,347	44,613	42,320
(2) 関係団体	12,820	9,380	5,234	4,940
①一部事務組合・広域 連合地方債				
②地方三公社長期借 入金	14,956	8,107	4,001	3,707
③第三セクター等長 期借入金	△2,136	1,272	1,233	1,232
(3) 長期未払金	9,904	22,452	20,379	18,552
(4) 引当金	167,843	169,323	164,739	165,005
うち退職手当等引当 金	160,806	162,012	162,492	162,851
うちその他の引当金	7,037	7,311	2,246	2,153
(5) その他	423	380	307	247
2 流動負債	123,010	126,169	115,915	116,995
(1) 翌年度償還予定額	86,230	91,799	82,703	84,565
①地方公共団体	86,053	91,519	82,431	84,291
②関係団体	177	279	272	273
(2) 短期借入金（翌年度 繰上充用金を含む）	4,582	3,108	2,798	2,775

(3) 未払金	6,541	5,531	5,442	4,662
(4) 翌年度支払予定退職手当	16,159	16,620	15,928	15,962
(5) 賞与引当金	9,110	8,880	8,472	8,389
(6) その他	386	230	569	638
負債合計	1,263,351	1,312,524	1,316,959	1,317,667

② 地方債（連結）の推移及び状況

	地方債（百万円）	増減額（百万円）	増減率（％）
21年3月末	949,349	—	—
22年3月末	984,817	35,468	3.73
23年3月末	1,010,381	25,564	2.59
24年3月末	1,011,926	1,545	0.15



上記のとおり、直近3年間（21年度末～23年度末）の地方債残高は、連結ベースにおいても、また、以下に示すように普通会計ベースにおいても、いずれも増加している。これは後に地方債のところで説明する臨時財政対策債の発行が主な原因となっている。このことも含めて地方債の分析については別途、地方債の監査手続の箇所に記載している。

地方債（連結）の内訳推移

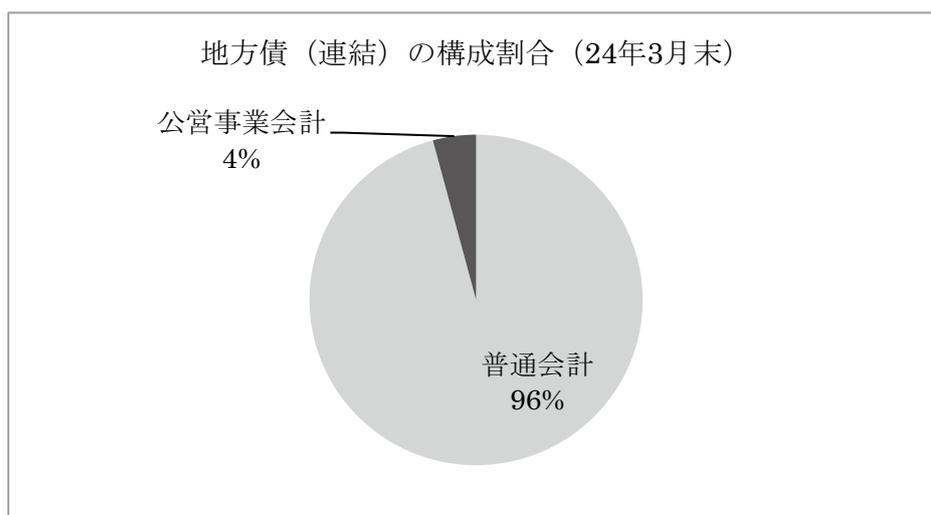
（単位：百万円）

	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
地方債	949,349	984,817	1,010,381	1,011,926
普通会計地方債	919,803	942,469	965,768	969,605
公営事業地方債	29,546	42,347	44,613	42,320

地方債（連結）の増減内訳

（単位：百万円）

	22年3月末 対前期比	23年3月末 対前期比	24年3月末 対前期比
普通会計地方債	22,666	23,299	3,837
公営事業地方債	12,801	2,266	△2,293



地方債（連結）に占める割合としては普通会計が圧倒的な数字となっている。

③ 関係団体（固定負債）の推移及び状況

関係団体（固定負債）の内訳推移

（単位：百万円）

	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
関係団体	12,820	9,380	5,234	4,940
地方三公社長期借入金	14,956	8,107	4,001	3,707
第三セクター等長期借入金	△2,136	1,272	1,233	1,232

関係団体（固定負債）の増減内訳

（単位：百万円）

	22年3月末 対前期比	23年3月末 対前期比	24年3月末 対前期比
関係団体	△3,440	△4,146	△294
地方三公社長期借入金	△6,849	△4,106	△294
第三セクター等長期借入金	3,408	△39	△1

関係団体の長期借入金は道路公社の解散もあり、減少している。

（5）普通会計ベースにおける『負債の部』

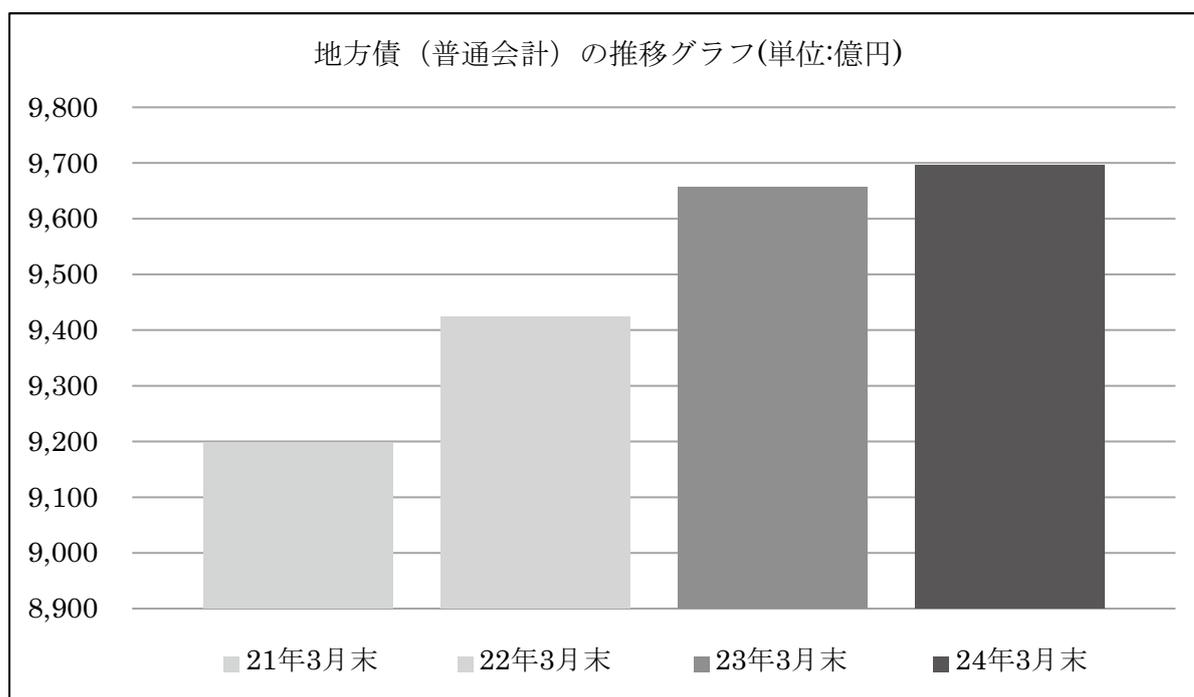
① 普通会計における負債の部4期比較

（単位：百万円）

	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
1 固定負債	1,088,334	1,124,712	1,146,472	1,148,827
(1) 地方債	919,803	942,469	965,768	969,605
(2) 長期未払金	9,900	22,449	20,377	18,551
①物件の購入等	1,069	7,623	6,932	6,316
②債務保証又は損失補償	0	0	0	0
③その他	8,830	14,826	13,444	12,234
(2) 退職手当引当金	158,613	159,776	160,248	160,627
(3) 損失補償等引当金	17	16	78	42
2 流動負債	108,853	111,487	105,974	107,368
(1) 翌年度償還予定地方債	82,345	83,875	79,508	81,199
(2) 短期借入金（翌年度繰上充用金）	0	0	0	0
(3) 未払金	1,242	2,122	2,073	1,828
(4) 翌年度支払予定退職手当	16,159	16,620	15,928	15,962
(5) 賞与引当金	9,106	8,869	8,463	8,377
負債合計	1,197,187	1,236,199	1,252,446	1,256,195

② 地方債（普通会計）の推移

	地方債（百万円）	増減額（百万円）	増減率（％）
21年3月末	919,803	—	—
22年3月末	942,469	22,666	2.46
23年3月末	965,768	23,299	2.47
24年3月末	969,605	3,837	0.39

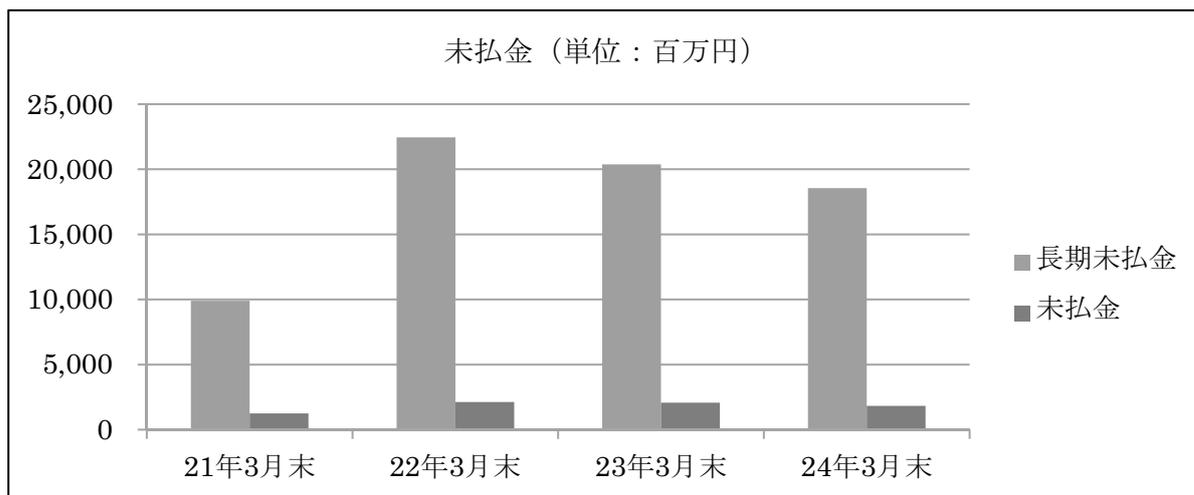


地方債の増加は臨時財政対策債の発行が主な原因となっているが、より詳しい分析については別途、地方債の監査手続の箇所に記載している。

③ 長期未払金及び未払金の推移

(単位：百万円)

	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
長期未払金	9,900	22,449	20,377	18,551
物件の購入等	1,069	7,623	6,932	6,316
債務保証又は損失補償	0	0	0	0
その他	8,830	14,826	13,444	12,234
未払金	1,242	2,122	2,073	1,828



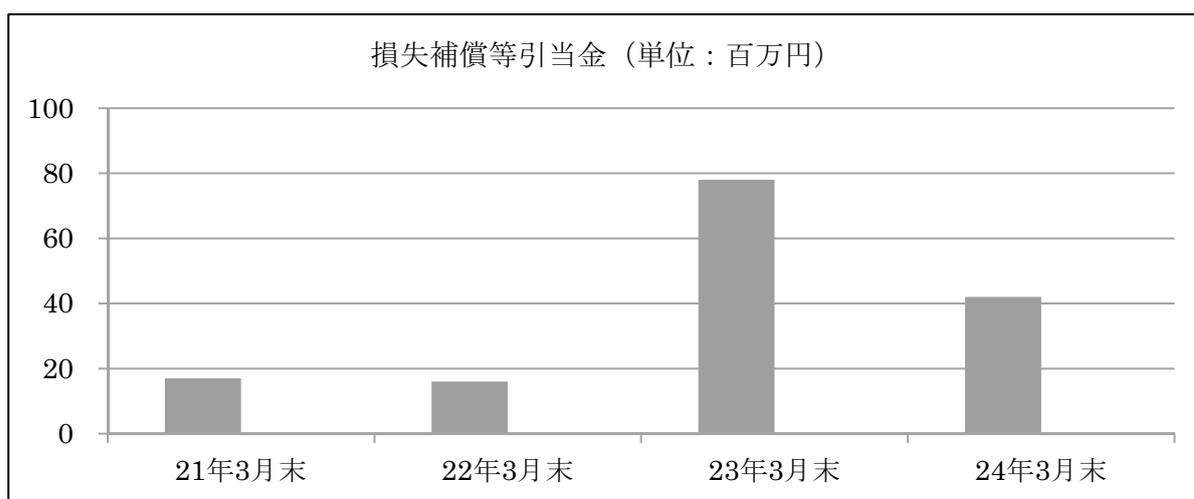
未払金は22年3月末に増加して以降、減少傾向にある。

④ 損失補償引当金の推移

（単位：百万円）

	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
損失補償等引当金	17	16	78	42

増加は外郭団体である農業農村振興公社に係るものであり、当該法人は農地に関する「不動産取引型法人」にあたり、経常赤字の損失補償付債務額に対する割合によって損失補償債務額に特定の率を乗じて計算される。

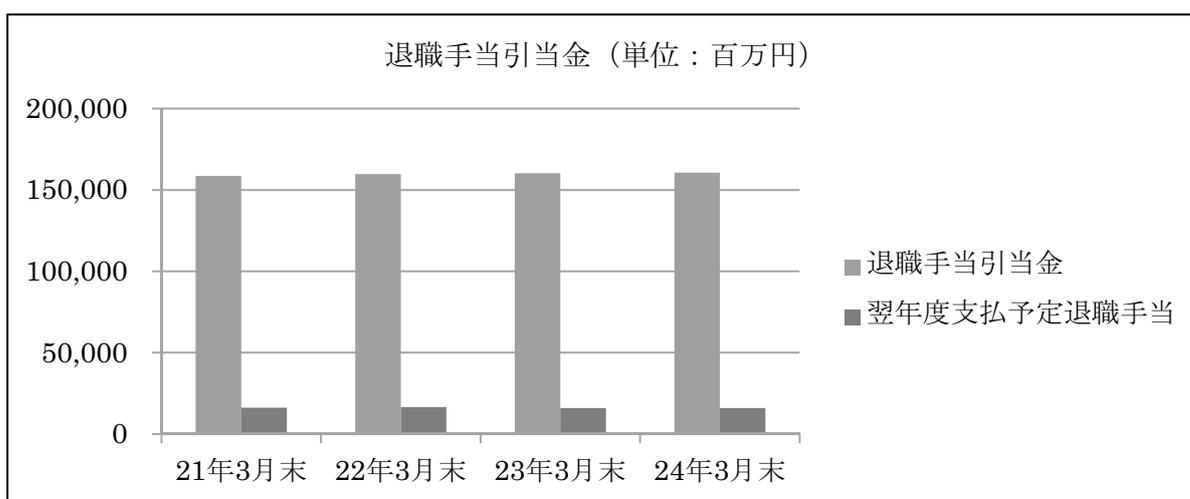


⑤ 退職手当引当金の推移

(単位：百万円)

	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
退職手当引当金	158,613	159,776	160,248	160,627
翌年度支払予定退職手当	16,159	16,620	15,928	15,962

退職手当引当金の残高についてはほぼ一定となっている。

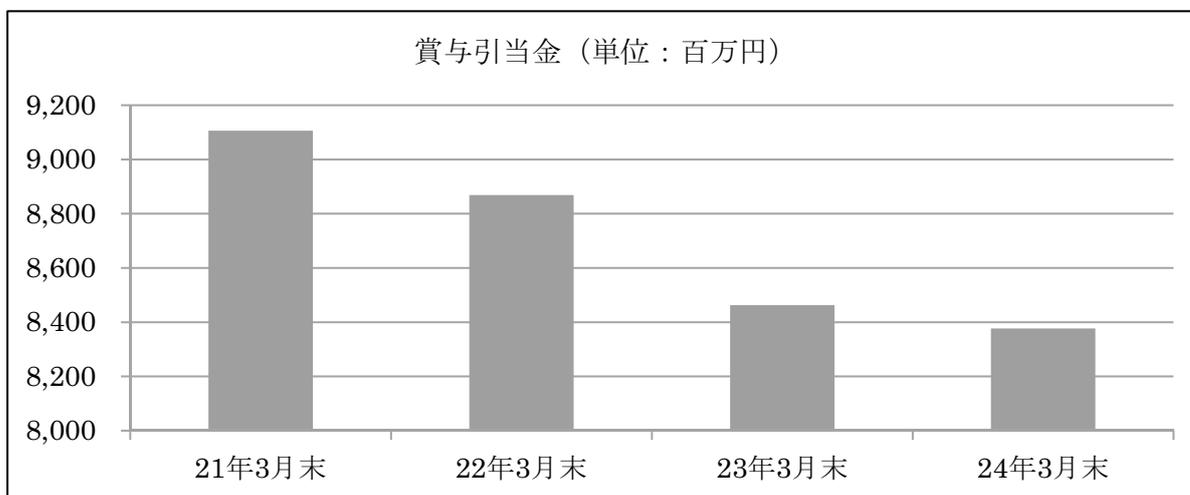


⑥ 賞与引当金の推移

(単位：百万円)

	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
賞与引当金	9,106	8,869	8,463	8,377

賞与引当金の推移については減少傾向にある。

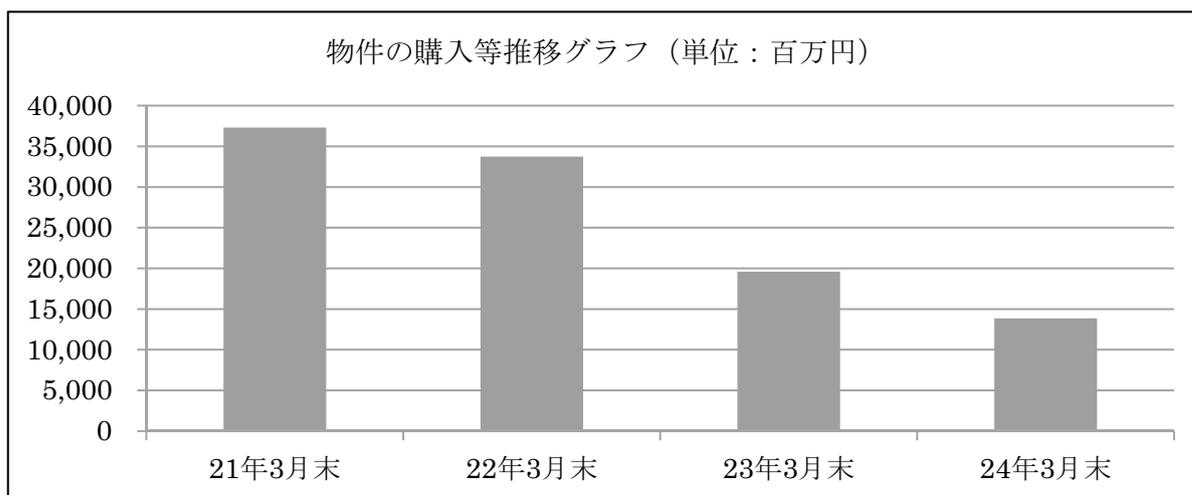


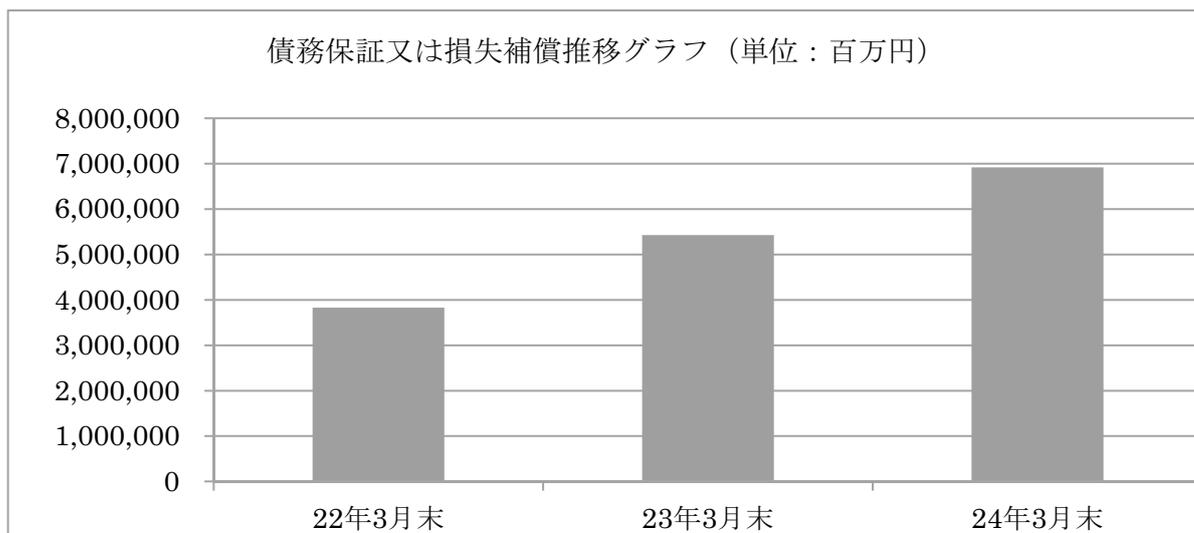
(6) 債務負担行為に関する情報

貸借対照表の注記における債務負担行為に関する情報 (単位：百万円)

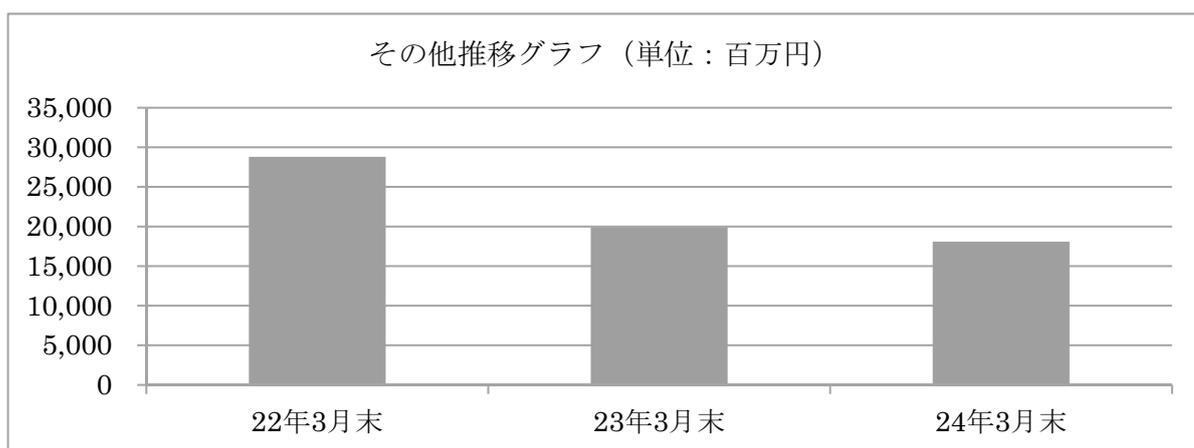
	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
物件の購入等	37,293	33,746	19,590	13,852
債務保証又は損失補償	2,459,717	3,829,188	5,428,075	6,921,292
(うち共同発行地方債に係るもの)	2,424,000	3,794,000	5,394,000	6,910,000
その他	28,803	28,803	19,917	18,079

債務負担行為に関しては、物件の購入等については減少傾向にあるが、債務保証又は損失補償については増加傾向にある。増加の主たる要因は共同発行債によるもの。





増加の主たる要因は共同発行債に係る連帯債務の増加による。



(7) 財政健全化法における将来負担に関する情報

貸借対照表注記における財政健全化法における将来負担に関する情報(単位:千円)

	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
一般会計等に係る将来負担額	1,219,014,476	1,240,266,840	1,257,378,434	1,261,277,954
普通会計地方債残高	1,004,444,895	1,028,591,835	1,047,483,441	1,052,917,483
債務負担行為支出予定額	27,403,531	24,571,969	22,450,819	20,380,260
公営事業地方債負担見込額	11,148,305	10,689,809	11,188,815	11,347,617
一部事務組合等地方債負担見込額	0	0	0	0
退職手当負担見込額	176,000,646	176,396,248	176,177,095	176,589,809
第三セクター等債務負担見込額	17,099	16,979	78,264	42,785
連結実質赤字額	0	0	0	0
一部事務組合等実質赤字負担額	0	0	0	0
基金等将来負担軽減資産	669,028,150	690,884,217	734,002,684	753,108,837
地方債償還額等充当基金残高	57,367,726	59,590,451	71,982,148	81,895,757
地方債償還額等充当歳入見込額	22,814,719	20,884,481	19,378,375	17,616,018
地方債償還額等充当交付税見込額	588,845,705	610,409,285	642,642,161	653,597,062
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債	549,986,326	549,382,623	523,375,750	508,169,117

(8) 貸借対照表に関連する指標

貸借対照表に関連する指標の推移

	20年3月末	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
①社会資本形成の将来世代負担比率 (地方債残高+未払金) ／(公共資産+投資等)	25.8%	25.3%	25.3%	24.5%	24.0%
②純資産比率 (純資産合計／資産合計)	63.2%	62.8%	61.9%	61.3%	60.7%
③資産形成規模 (資産合計／歳入総額)	5.6年	5.5年	5.2年	5.5年	5.5年
④資産の老朽化度 (減価償却累計／(有形固定資産 －土地+減価償却累計))	39.9%	41.4%	42.9%	44.3%	45.9%
⑤資産の流動比率 (流動資産／流動負債)	52.8%	52.1%	51.7%	61.0%	63.6%

※『大分県財務諸表の概要』から抜粋

注：① 社会資本等について将来の償還等が必要な負債による形成割合

② 資産のうち、これまでの世代によって既に負担された割合

③ 形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表す数値

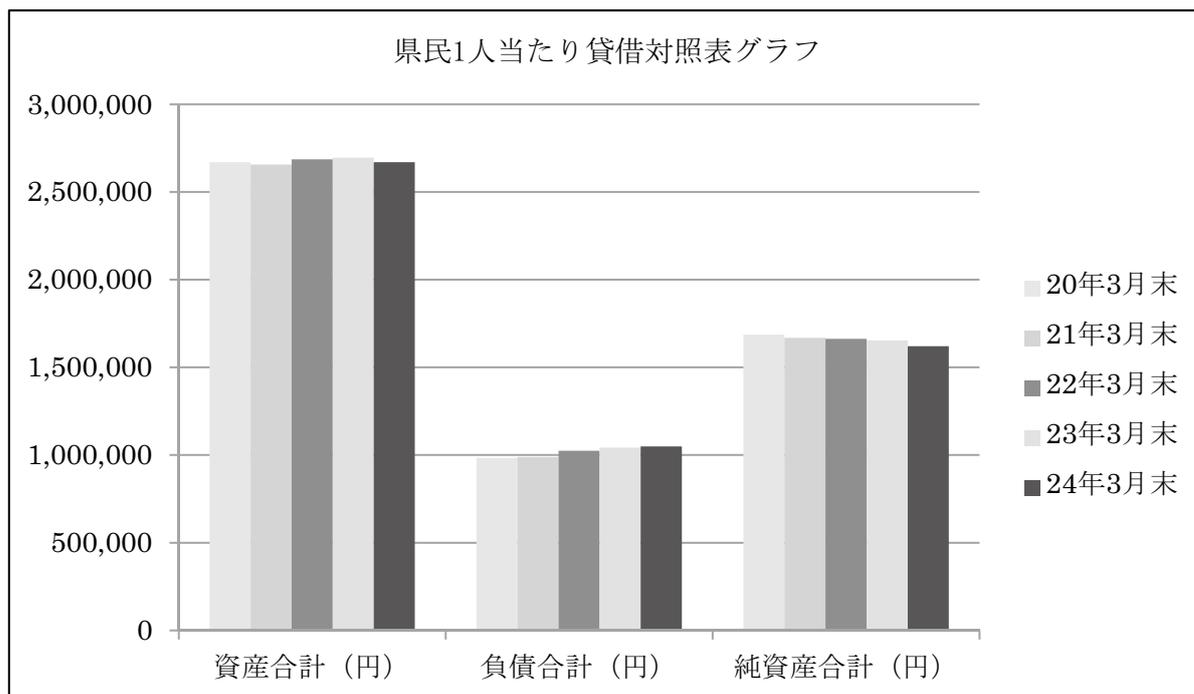
④ 耐用年数に対する、償却資産の取得からの経過年数の割合

⑤ 次年度に償還する必要がある流動負債に対する、現金等の流動資産の割合

県民1人当たり貸借対照表の推移

	20年3月末	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
住民基本台帳 人口(人)	1,215,388	1,211,042	1,206,976	1,201,901	1,196,804
資産合計(円)	2,670,472	2,657,169	2,686,849	2,696,009	2,670,410
うち有形固定資産	2,499,871	2,494,489	2,497,881	2,510,243	2,504,738
負債合計(円)	983,826	988,560	1,024,212	1,042,055	1,049,625
純資産合計(円)	1,686,646	1,668,609	1,662,637	1,653,954	1,620,785

※『大分県財務諸表の概要』から抜粋



(9) 九州各県との連結貸借対照表による比較

統一した基準で財務諸表を作成する最も重要な目的の一つに、比較可能性がある。そのためインターネットにより、開示されている九州各県の貸借対照表等の情報から、他の4県の数値をとり、大分県と比較を行った。

但し、他の箇所にも記載しているが、資産及び債務に関する改革の検討対象たる主要概念である売却可能資産の範囲に幅があることから、重要な部分の比較可能性は限定的となる。

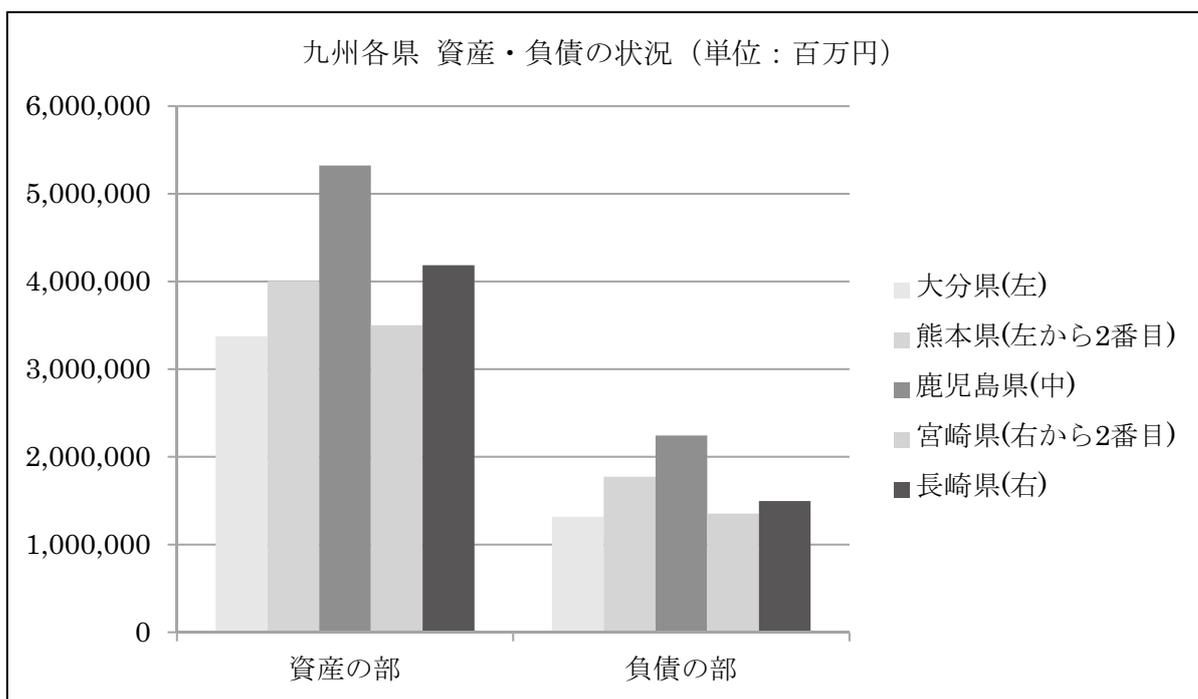
連結貸借対照表

(単位：百万円)

23年3月末	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
資産の部	3,375,607	4,006,074	5,322,568	3,500,717	4,186,145
公共資産	3,153,054	3,596,250	4,820,000	3,106,520	3,881,557
有形固定資産	3,118,401	3,578,970	4,806,922	3,105,258	3,851,107
無形固定資産	1,111	14,419	887	802	847
売却可能資産	33,541	2,860	12,190	459	1,767
投資等	132,359	301,405	186,764	281,008	205,557
流動資産	90,085	108,413	315,804	112,164	98,630
繰延資産	107	5	0	1,023	398
負債の部	1,316,959	1,773,445	2,243,124	1,353,032	1,496,804

固定負債	1,201,043	1,629,184	2,030,358	1,228,947	1,336,781
流動負債	115,915	144,261	212,765	124,085	160,022
純資産の部	2,058,647	2,232,628	3,079,444	2,147,684	2,689,340
負債・純資産	3,375,607	4,006,074	5,322,568	3,500,717	4,186,145

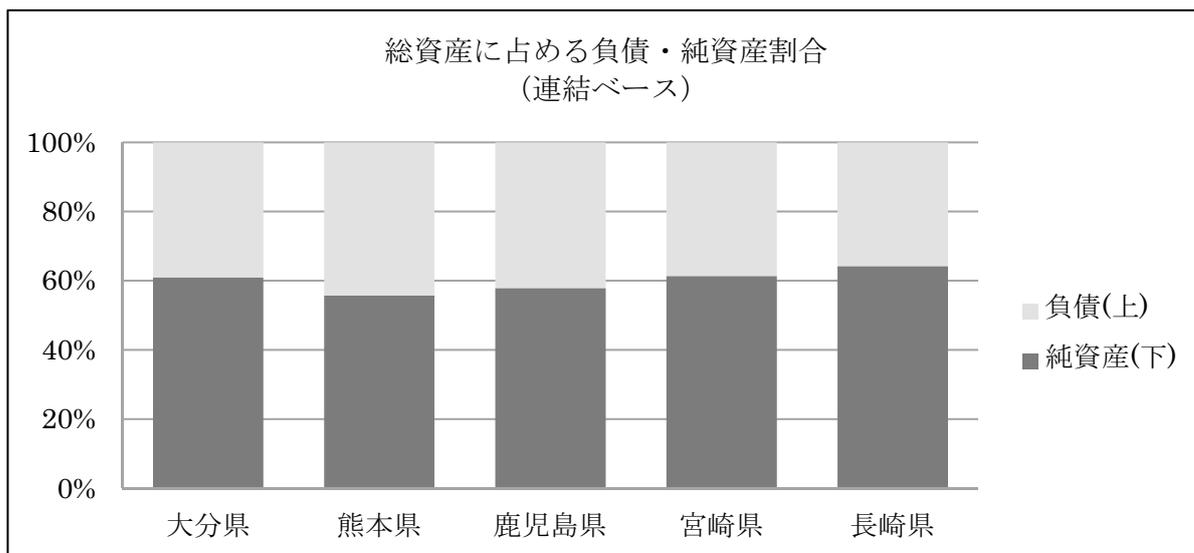
※ 各県のホームページにおいて平成 22 年度末の連結財務諸表の数値を参照し作成した。なお、長崎県においては有形固定資産と無形固定資産と売却可能資産の和が公共資産とはなっていない。



資産の部 (総資産) に占める割合

	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
公共資産	93.41%	89.77%	90.56%	88.74%	92.72%
有形固定資産	92.38%	89.34%	90.31%	88.70%	92.00%
負債の部	39.01%	44.27%	42.14%	38.65%	35.76%
純資産の部	60.99%	55.73%	57.86%	61.35%	64.24%

大分県は資産 (総資産) に占める公共資産の割合が最も大きくなっている。



県民 1 人あたり資産・負債

	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
住民基本台帳人口	1,201,901	1,828,471	1,713,984	1,147,867	1,440,853
資産の部 (百万円)	3,375,607	4,006,074	5,322,568	3,500,717	4,186,145
負債の部 (百万円)	1,316,959	1,773,445	2,243,124	1,353,032	1,496,804
県民 1 人あたり資産 (千円)	2,809	2,191	3,105	3,050	2,905
県民 1 人あたり負債 (千円)	1,096	970	1,309	1,179	1,039

大分県は県民 1 人あたりの負債はこの中では中位となっており、鹿児島県が最も大きい数値となっている。

行政目的別有形固定資産額 (単位：百万円)

行政目的別	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
有形固定資産	3,118,401	3,578,970	4,806,922	3,105,258	3,851,107
生活インフラ・国土保全	2,232,454	2,491,739	3,186,040	2,184,578	2,601,026
教育	167,374	211,427	202,592	169,639	263,283
福祉	9,315	8,295	9,385	6,259	9,372
環境衛生	25,872	9,054	35,100	53,087	40,362
産業振興	603,643	746,370	1,172,264	619,222	846,966
警察(消防)	37,589	59,335	88,350	42,059	46,211
総務	41,961	52,522	113,089	30,411	70,985
収益事業	0	216	96	0	0
その他	190	8	2	0	82

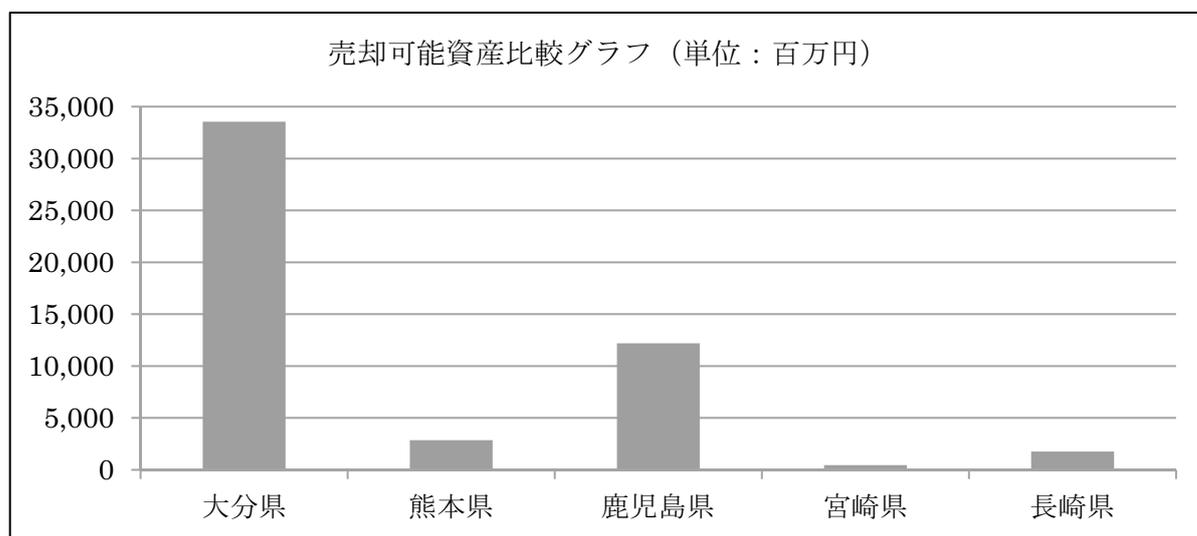
有形固定資産に占める割合

行政目的別	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
生活インフラ・国土保全	71.59%	69.62%	66.28%	70.35%	67.54%
教育	5.37%	5.91%	4.21%	5.46%	6.84%
福祉	0.30%	0.23%	0.20%	0.20%	0.24%
環境衛生	0.83%	0.25%	0.73%	1.71%	1.05%
産業振興	19.36%	20.85%	24.39%	19.94%	21.99%
警察(消防)	1.21%	1.66%	1.84%	1.35%	1.20%
総務	1.35%	1.47%	2.35%	0.98%	1.84%
収益事業	0.00%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%
その他	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

この数値から見ると、大分県は有形固定資産に占めるインフラ関連のウェイトが他県より大きくなっている。

売却可能資産 (単位：百万円)

	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
売却可能資産	33,541	2,860	12,190	459	1,767



大分県が突出しているが、監査意見でも記載しているとおり、売却可能資産の範囲が他県と異なっていることが考えられ、そのため比較する意味合いが限定的となる。

連結ベースの流動比率

	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
流動資産(百万円)	90,085	108,413	315,804	112,164	98,630
流動負債(百万円)	115,915	144,261	212,765	124,085	160,022
流動比率	77.72%	75.15%	148.43%	90.39%	61.64%

大分県は絶対額では流動資産の金額は、この中では最も小さいが、流動比率で見れば中位となっている。

(10) 九州各県との貸借対照表による比較

貸借対照表 (普通会計)

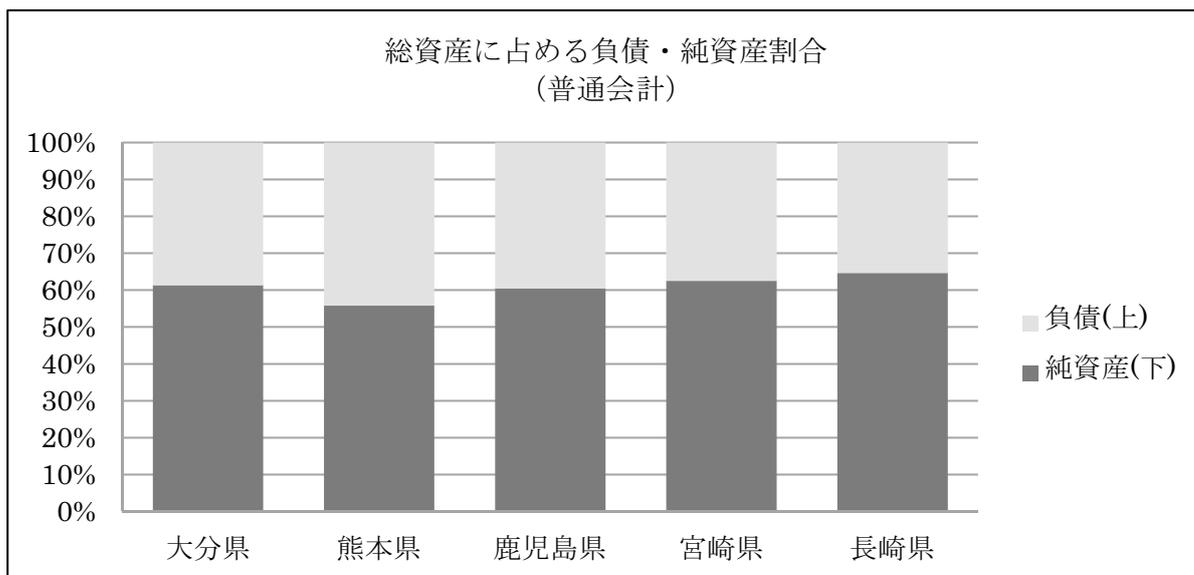
(単位：百万円)

23年3月末	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
資産の部	3,240,334	3,858,141	4,927,239	3,329,137	3,988,054
公共資産	3,050,604	3,392,112	4,633,060	2,992,006	3,691,686
有形固定資産	3,017,063	3,390,554	4,621,103	2,991,547	3,690,113
売却可能資産	33,541	1,557	11,957	459	1,572
投資等	125,095	389,188	224,934	265,700	245,521
流動資産	64,634	76,840	69,244	71,430	50,847
負債の部	1,252,446	1,706,331	1,948,776	1,247,445	1,410,185
固定負債	1,146,472	1,572,807	1,754,580	1,144,378	1,264,478
流動負債	105,974	133,524	194,195	103,066	145,706
純資産の部	1,987,888	2,151,809	2,978,463	2,081,691	2,577,869
負債・純資産	3,240,334	3,858,141	4,927,239	3,329,137	3,988,054

資産の部 (総資産) に占める割合

	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
公共資産	94.14%	87.92%	94.03%	89.87%	92.57%
有形固定資産	93.11%	87.88%	93.79%	89.86%	92.53%
負債の部	38.65%	44.23%	39.55%	37.47%	35.36%
純資産の部	61.35%	55.77%	60.45%	62.53%	64.64%

普通会計ベースで見ても大分県は資産 (総資産) に占める公共資産の割合が最も大きい。



住民基本台帳人口

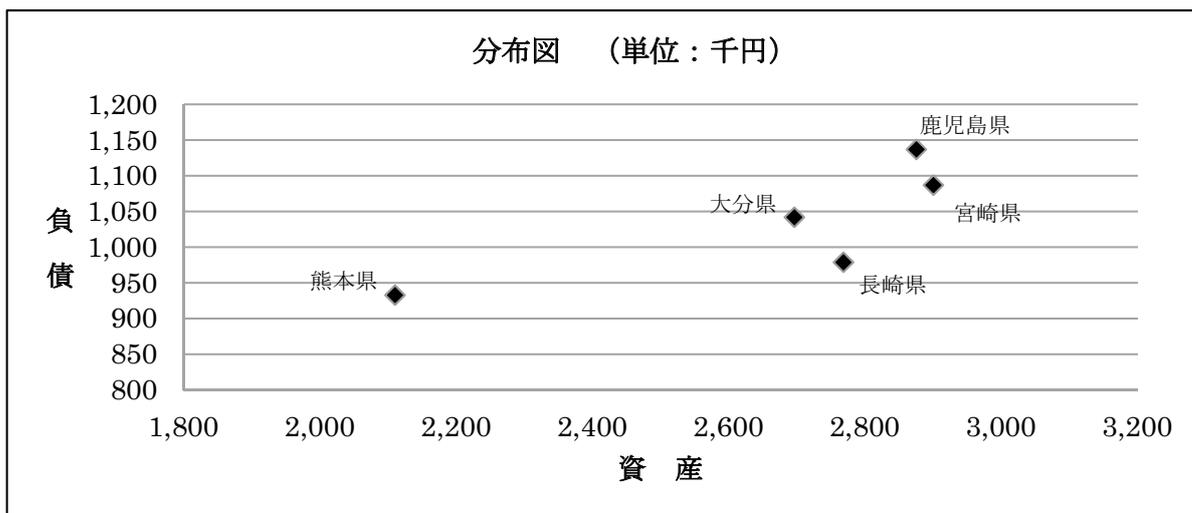
	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
住民基本台帳人口	1, 201, 901	1, 828, 471	1, 713, 984	1, 147, 867	1, 440, 853

県民 1 人あたり貸借対照表

(単位：千円)

	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
資産の部	2, 696	2, 110	2, 875	2, 900	2, 768
公共資産	2, 538	1, 855	2, 703	2, 607	2, 562
有形固定資産	2, 510	1, 854	2, 696	2, 606	2, 561
売却可能資産	28	1	7	0	1
投資等	104	213	131	231	170
流動資産	54	42	40	62	35
負債の部	1, 042	933	1, 137	1, 087	979
固定負債	954	860	1, 024	997	878
流動負債	88	73	113	90	101
純資産の部	1, 654	1, 177	1, 738	1, 814	1, 789
負債・純資産	2, 696	2, 110	2, 875	2, 900	2, 768

普通会計ベースで見ても、大分県は県民 1 人あたりの負債ではこの中では中位となっており、鹿児島県が最も大きい数値となっている。以下の図で県民 1 人あたりの資産と負債の分布を見ることができる。



行政目的別有形固定資産額 (単位：百万円)

	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
有形固定資産	3,017,063	3,390,554	4,621,103	2,991,547	3,690,113
生活インフラ・国土保全	2,175,752	2,382,611	3,067,293	2,115,882	2,513,366
教育	160,162	197,957	202,590	169,639	247,791
福祉	9,315	7,873	9,376	6,259	9,232
環境衛生	11,028	5,081	14,317	14,899	8,428
産業振興	581,297	685,173	1,126,085	612,396	794,376
警察(消防)	37,546	59,334	88,350	42,059	46,211
総務	41,961	52,522	113,089	30,409	70,705

有形固定資産に占める割合

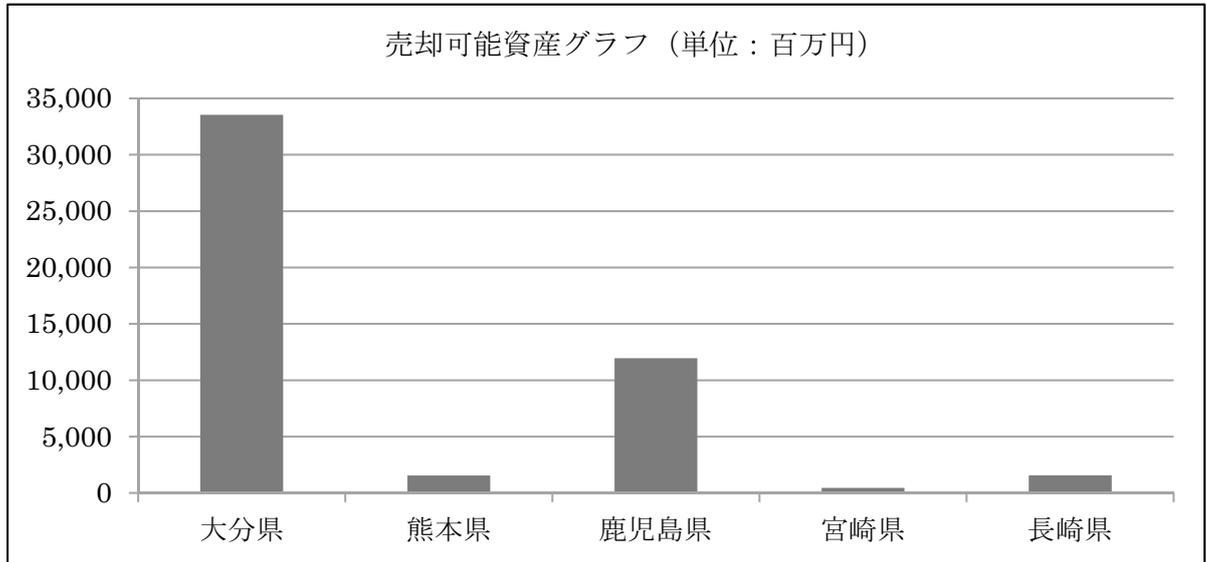
普通会計ベース	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
生活インフラ・国土保全	72.11%	70.27%	66.38%	70.73%	68.11%
教育	5.31%	5.84%	4.38%	5.67%	6.71%
福祉	0.31%	0.23%	0.20%	0.21%	0.25%
環境衛生	0.37%	0.15%	0.31%	0.50%	0.23%
産業振興	19.27%	20.21%	24.37%	20.47%	21.53%
警察(消防)	1.24%	1.75%	1.91%	1.41%	1.25%
総務	1.39%	1.55%	2.45%	1.02%	1.92%

連結ベースと同じくこの数値から見ると、大分県は有形固定資産に占めるインフラ関連のウェイトが他県より大きくなっている。

売却可能資産

(単位：百万円)

	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
売却可能資産	33,541	1,557	11,957	459	1,572



連結と同じく、大分県が突出しているが、監査意見でも記載しているとおり、売却可能資産の範囲が他県と異なっていることが考えられ、そのため比較の意味合いが限定的となっている。

連結及び普通会計ベースの売却可能資産

(単位：百万円)

	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
連結ベース	33,541	2,860	12,190	459	1,767
普通会計ベース	33,541	1,557	11,957	459	1,572
差	0	1,303	233	0	195

普通会計ベースの流動比率

	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
流動資産(百万円)	64,634	76,840	69,244	71,430	50,847
流動負債(百万円)	105,974	133,524	194,195	103,066	145,706
流動比率	60.99%	57.55%	35.66%	69.31%	34.90%

普通会計ベースになると大分県は流動比率が2番目の高い数値を示す。

普通会計ベースの資産の老朽化度

	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
有形固定資産の減価償却累計額(百万円)	1,968,244	2,374,102	3,222,145	1,880,594	2,203,378
有形固定資産(百万円)	3,017,063	3,390,554	4,621,103	2,991,547	3,690,113
土地(百万円)	542,351	644,122	719,694	544,634	626,712
資産の老朽化度(%)	44	46	45	43	42

資産の老朽化度=減価償却累計 / (有形固定資産 - 土地 + 減価償却累計) × 100

土地区分

	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
土地(百万円)	542,351	644,122	719,694	544,634	626,712
有形固定資産(百万円)	3,017,063	3,390,554	4,621,103	2,991,547	3,690,113
土地の割合(%)	17.98	19.00	15.57	18.21	16.98

大分県は土地について絶対額では最も僅少だが、有形固定資産に占める割合は中位となっている。

資産形成規模

	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
資産の部(百万円)	3,240,334	3,858,141	4,927,239	3,329,137	3,988,054
22年度歳入総額(百万円)	592,457	835,842	820,405	762,288	717,187
資産形成規模(年)	5.5	4.6	6.0	4.4	5.6

(資産形成規模=資産合計/歳入総額)

歳入総額は総務省『平成22年度都道府県決算カード』から抜粋した。

土 地

(単位：㎡)

		大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県		
本庁舎		25,450.40	104,556.46		34,067.08			
行政 その他 機関	警察(消 防) 施設	310,583.81	397,615.18	インター ネットで開 示されてい ないため記 載していな い	308,299.77	インター ネットで開 示されてい ないため記 載していな い		
	その他の 施設	4,725,579.93	5,107,255.47		2,020,557.02			
公共 用財 産	学校	3,866,935.91	5,876,985.21		3,613,092.01			
	公営住宅	810,286.73	734,804.98		970,538.56			
	公園	4,237,425.10	13,297,163.85		1,968,058.18			
	その他の 施設	869,736.54			11,847,695.77			
山林		27,291,792.46	62,107,572.27				25,257,426.06	
宿舎		217,032.95	369,400.37				257,038.20	
新産都建設用地		474,653.00	0.00		0.00			
その他		1,433,153.98	5,247,471.85		1,119,550.03			
合 計		44,262,630.81	93,242,825.64		47,396,322.68			

建 物

(単位: m²)

		大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
本庁舎		63,637.53	125,803.32		52,672.73	
行政 その他 機関 の	警察 (消防) 施設	82,176.86	107,372.78	インター ネットで 開示されて いないため 記載してい ない	100,938.60	インター ネットで 開示されて いないため 記載してい ない
	その他の 施設	258,560.43	229,164.65		135,502.84	
公共 用財 産	学校	797,367.10	987,413.13		666,532.25	
	公営住宅	579,461.85	532,066.37		627,479.59	
	公園	115,096.03	298,778.72		85,773.83	
	その他の 施設	191,661.57			337,129.40	
山林		0.00	0.00			
宿舎		95,092.71	138,797.21		102,479.88	
新産都建設用地		0.00	0.00		0.00	
その他		40,021.68	26,052.06		32,905.06	
合 計		2,223,075.76	2,445,448.24		2,141,414.18	

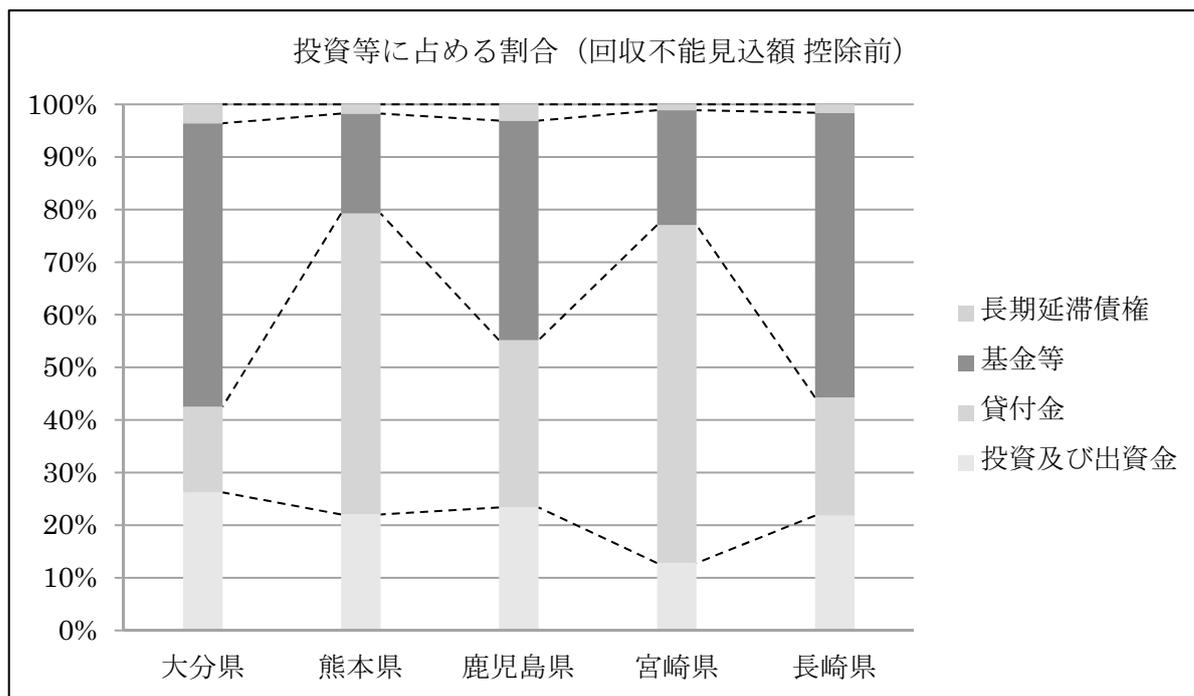
空欄はインターネットでは検索できなかったところ

投 資 等

(単位:百万円)

	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
投資等	125,095	389,188	224,934	265,700	245,521
投資及び出資金	33,277	85,798	52,729	34,126	53,605
投資及び出資金	33,432	85,798	52,749	34,146	53,605
投資損失引当金	△ 155	0	△ 20	△ 20	0
貸付金	20,658	222,838	71,686	171,406	55,200
基金等	68,308	73,996	94,127	58,224	133,033
退職手当目的基金	0	0	0	0	19,801
その他特定目的基金	62,868	73,646	88,127	57,924	109,009
土地開発基金	4,880	0	6,000	0	3,902
その他定額運用基金	558	350	0	300	320
退職手当組合積立金	0	0	0	0	0
長期延滞債権	4,574	6,835	6,975	2,972	3,878
回収不能見込額	△ 1,723	△ 280	△ 584	△ 1,029	△ 196
投資損失引当金／ 投資及び出資金×100(%)	0.46	0.00	0.04	0.06	0.00
回収不能見込額／(投資及び 出資金+貸付金+基金等+長 期延滞債権)×100(%)	1.36	0.07	0.26	0.39	0.08

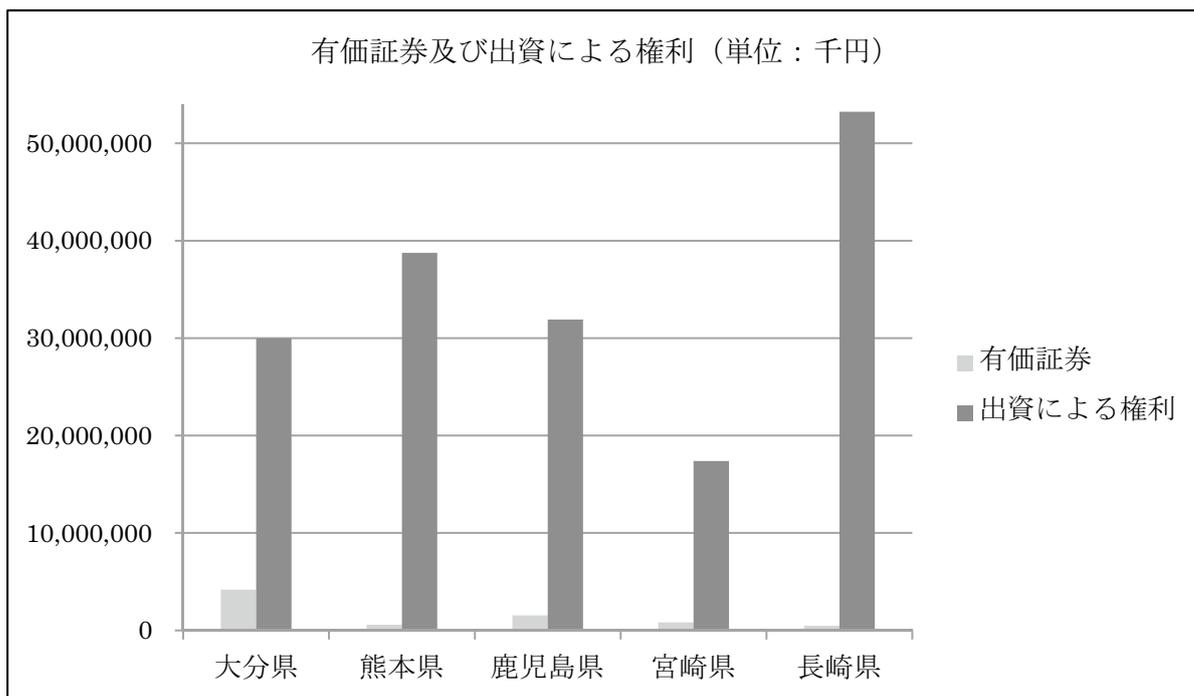
大分県は貸付金の絶対額が他県と比較するとかなり低い金額となっているのが特徴である。以下の投資等に占める比率においても、貸付金の比率が他のものと比較してかなり低くなっている。



有価証券及び出資による権利 （単位：千円）

	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
有価証券	4,168,067	571,500	1,534,500	825,335	477,503
出資による権利	29,982,621	38,760,655	31,903,139	17,395,322	53,236,181

大分県は有価証券の金額が他県と比較すると最も大きくなっており、出資による権利は中位程度である。



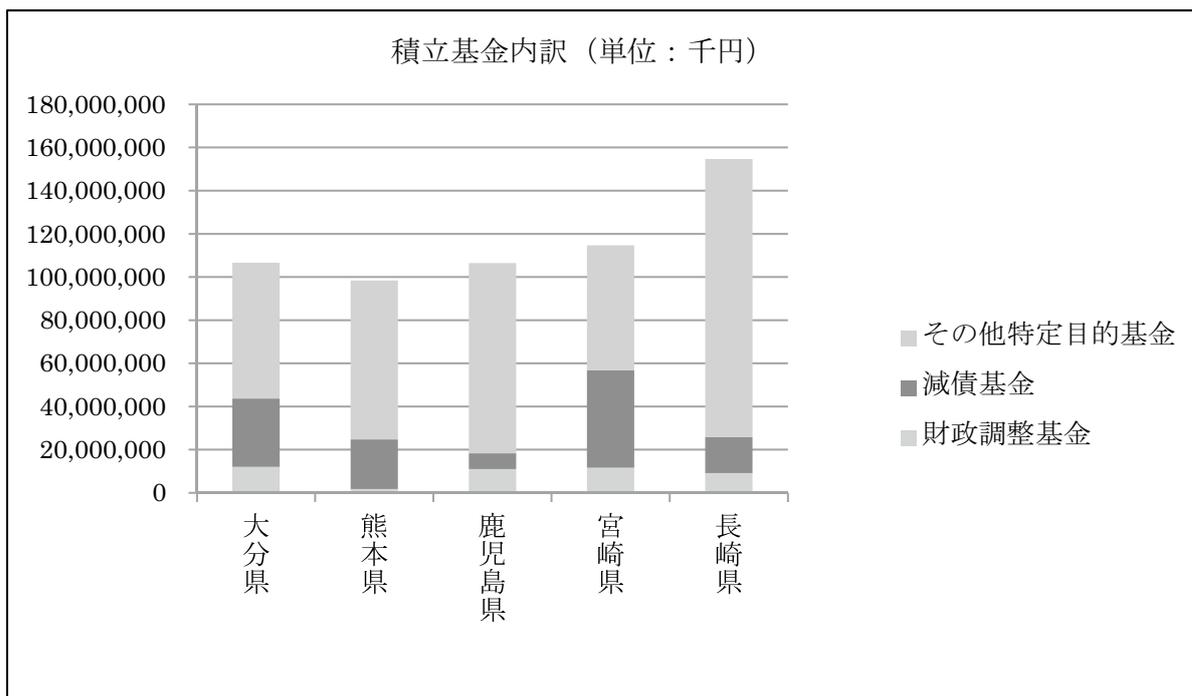
出資による権利は長崎県が突出している。

基 金（積立基金） （単位：千円）

	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
財政調整基金	12,034,564	1,816,793	10,990,952	11,670,094	9,163,906
減債基金	31,714,070	22,919,034	7,348,140	45,123,552	16,704,008
その他特定 目的基金	62,868,635	73,646,149	88,127,710	57,924,082	128,810,901
積立基金 計	106,617,269	98,381,976	106,466,802	114,717,728	154,678,815

総務省『平成22年度都道府県決算状況調』

大分県はこれで見ると、積立基金の絶対額では中位であるが、財政調整基金の絶対額では最も大きくなっているのが特徴となっている。



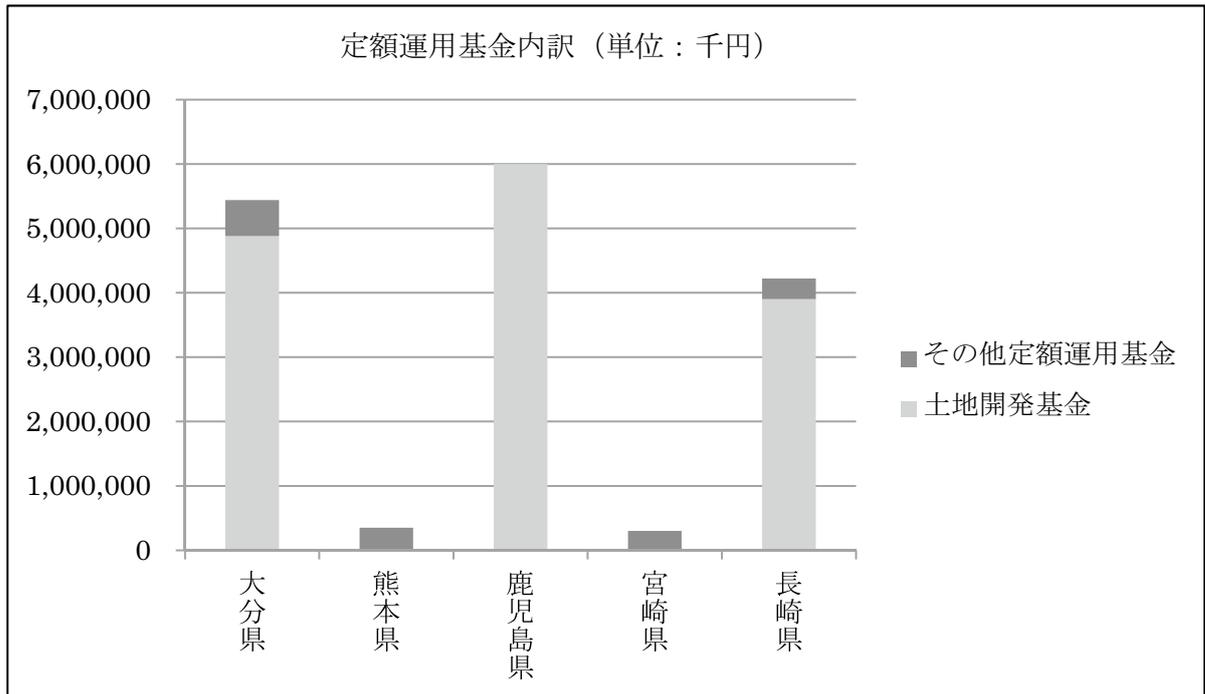
	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
土地開発基金	4,880,720	0	6,000,000	0	3,902,534
その他定額運用基金	558,757	350,031	0	300,000	320,000
定額運用基金 計	5,439,477	350,031	6,000,000	300,000	4,222,534

総務省『平成 22 年度都道府県決算状況調』

土地開発基金は先行取得のメリットが薄れたことにより、該当のない県がこの中では 2 県ある。大分県は鹿児島県に次いで金額が大きい。

基金（定額運用基金）

（単位：千円）

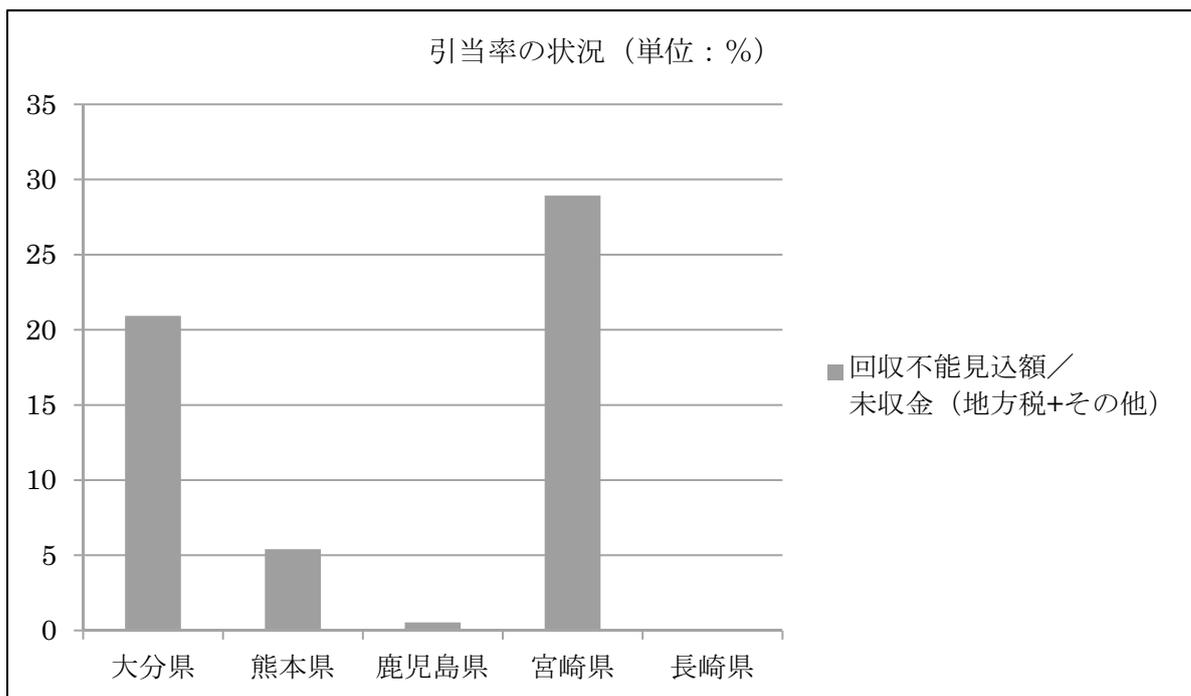


未収金の内訳

（単位：百万円）

	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
未収金（地方税）	980	1,517	1,473	798	1,134
未収金（その他）	95	447	212	156	240
回収不能見込額	△225	△106	△9	△276	△1
未収金計	850	1,858	1,677	678	1,374
回収不能見込額/(地方 税+その他)×100	20.93%	5.40%	0.53%	28.93%	0.07%

大分県は未収金に対する引当率は比較的高くなっている。



以下に財政比較分析を行った結果を記載する。なお、それぞれの指数、比率の説明を掲載した。

財政比較分析表

都道府県	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率
福岡県	0.59674	92.9	15.4	257.9
佐賀県	0.32403	85.9	13.8	137.1
長崎県	0.29687	93.7	12.8	183.0
熊本県	0.37039	90.8	15.2	217.3
大分県	0.35288	93.9	15.8	191.5
宮崎県	0.30522	87.0	16.1	165.3
鹿児島県	0.29206	93.3	16.4	242.4
都道府県平均	0.48985	91.9	13.5	220.8

※総務省ホームページ『平成22年度 地方公共団体の主要財政指標一覧』

～上表の説明～（総務省ホームページ『財政比較分析表の説明』より抜粋

URL : http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/bunsekihyo_kaisetuh21.html#sihyo

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

経常収支比率

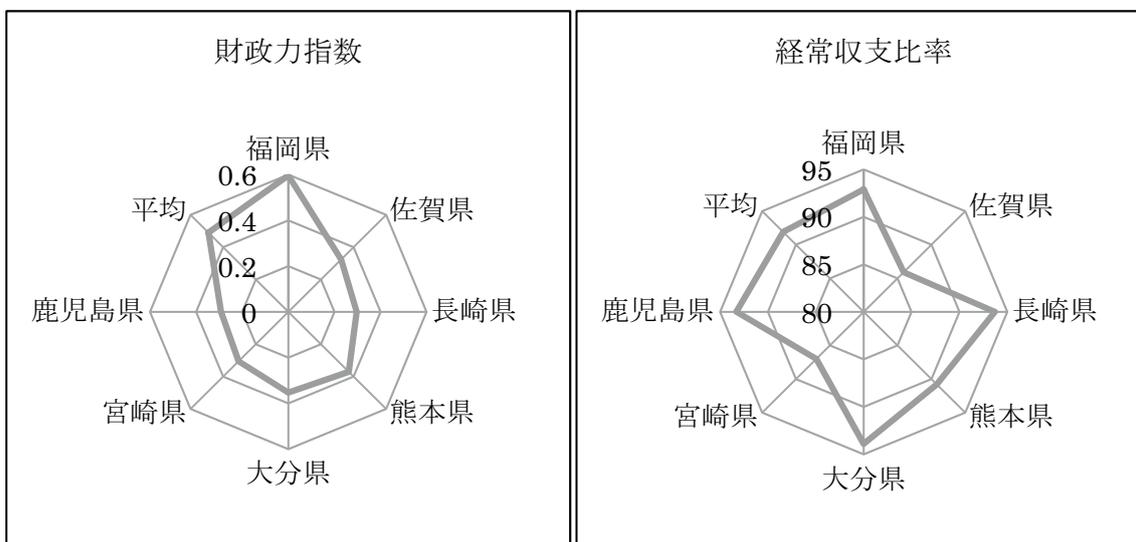
地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

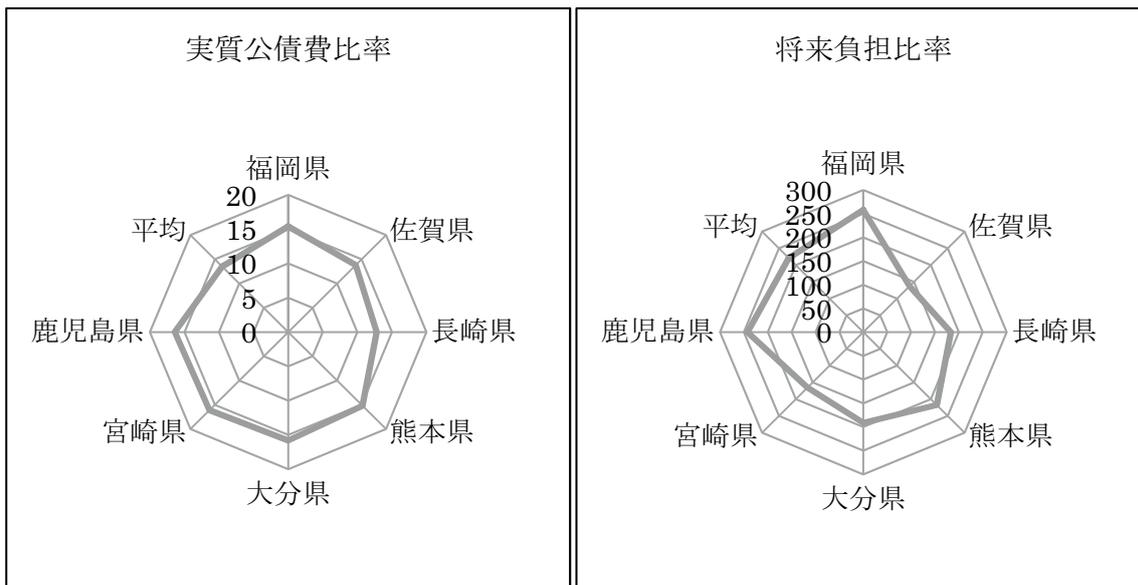
実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。





売却可能資産の範囲

(監査意見)

大分県の場合、開示されている貸借対照表において、普通財産として区分されているものを全て売却可能資産として計上している。売却可能資産を貸借対照表において別掲することの背景には、自治体において資産・債務に関する情報開示と適正な管理を進めるとともに、債務の圧縮や財源確保を図るため、遊休資産や未利用資産の売却促進等に積極的に取り組むことが求められていることがある。

したがって、単に開示という観点だけでなく、管理のための有用性も含めて、貸借対照表における売却可能資産の範囲を再度検討されたい。

大分県の場合、開示されている貸借対照表において、普通財産として区分されているものを全て売却可能資産として計上している。

大分県が採用している総務省方式改訂モデルによれば、売却可能資産とは、市場性を持ち、市場価値が客観的に把握され、かつ資産・債務改革の推進にあたり重要となる資産で、現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産、売却することが既に決定している、又は、近い将来の売却が予定されていると判断される資産の中から地方公共団体が特定した資産のことをいうとされている。

そもそも、売却可能資産を貸借対照表において別掲することの背景には、自治体において資産・債務に関する情報開示とその適正な管理を進めるとともに、債務の圧縮や財源確保を図るため、遊休資産や未利用資産の売却促進等に積極的に取り組むことが求められていることがある。

総務省方式改訂モデルにおける売却可能資産の定義からすると、自治体が保有する公有財産のうち公用又は公共用に供し、又は供すると決定した行政財産は、売却可能資産に該

当しないが、行政財産の中でも、行政サービスを提供していないものは売却可能資産になりえる。また、例えば、普通財産は、原則として売却可能資産に分類しうるが、その中でも、貸付等を行っているものについては、現に特定の目的のために使用されていることから、直ちには売却可能資産には含まれないことになる。

いずれにしても売却可能資産については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）」第62条第1項第2号における、資産及び債務に関する改革の方向性及び当該改革を推進するための具体的な施策策定にあたっての検討対象たる資産となるものであることから、単に開示目的に留まらず、県としてはこの中身を分析し、十分に整理しておくことが必要であり、その経緯を示す意味でも、現在の開示をより進化させることが必要と考える。

なお、「総務省自治財政局財務調査課」の『「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」に関するQ&A』においては、売却可能資産の範囲について以下のように記載されている。

- 1) 売却可能資産の範囲は、「新地方公会計制度実務研究会報告書」第250段落において、「現に公用もしくは公共用に供されていない（一時的に賃貸している場合を含む）すべての公共資産とする。ただし、簡便的に、普通財産及び用途廃止することが予定されている行政財産のみを対象とすることができ、また対象となる資産から山林を除くことができる。」とされている。
- 2) しかし、上記の原則の下で、当該団体の売却可能資産の範囲の位置づけが明確になるのであれば、早期に財務書類を整備する必要もあるため、例えば次のような手順で段階的に売却可能資産の対象を広げていくことも認められるものとする。なお、その手順や範囲について、附属明細書（総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領別表2-11）により公表するものとする。
 - (1) N+1年度予算において、財産収入として措置されている公共資産
 - (2) 各団体で組織されている公共資産活用検討委員会といった組織において売却予定とされている公共資産
 - (3) 普通財産のうち活用を図られていない公共資産
 - (4) すべての普通財産
 - (5) すべての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産

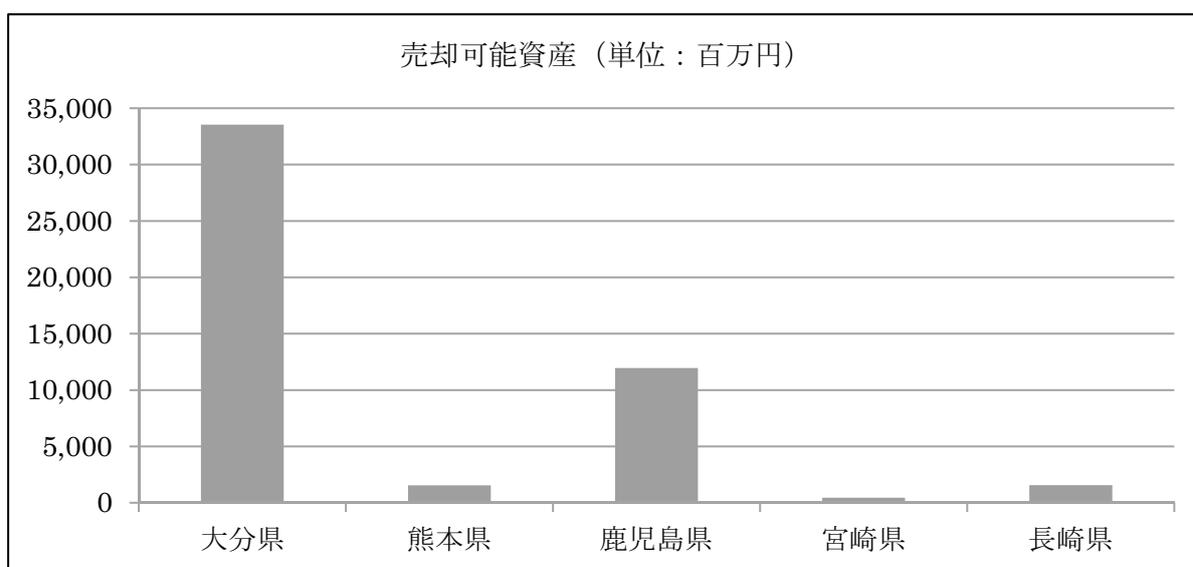
資産及び負債に関する情報は、その作成方法に議論があることを差し引いても、ストック情報として県の財政状態を表す重要な情報と考えられ、全国の自治体が開示する意義は大きい。また、県の内部においても特に県有財産の管理を行うに当たって、これをより詳細に区分する意義も高い。さらに、以下のように九州各県の残高をみても大分県が突出し

た数字となっており、比較可能性も考慮する必要がある。

よって、開示という観点だけでなく、管理のための有用性も含めて、貸借対照表における売却可能資産の範囲を再度検討されたい。

売却可能資産 (単位：百万円)

	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
売却可能資産	33,541	1,557	11,957	459	1,572



連結及び普通会計ベースの売却可能資産

(単位：百万円)

	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	長崎県
連結ベース	33,541	2,860	12,190	459	1,767
普通会計ベース	33,541	1,557	11,957	459	1,572
差	0	1,303	233	0	195

情報開示の時期

(監査意見)

財務諸表に関する情報の開示が行われたのが11月であり、決算日(事業年度末日3月31日)より8か月を経過しているという状況となっている。もちろん決算データを組み替える都合上決算が確定しなければならず、議会による確定を待つ必要があることは承知しており、またかなりの時間と労力をかけて作成した情報がどこまで利用されているのかといった疑問があることもわかるが、現状はタイムリーなディスクロージャーという観点からは改善の余地があると言わざるを得ない。

第3部 総括的結論

今回は貸借対照表（バランスシート）の分析からスタートして、ストック情報に着目し監査を行った。自治体においては、現状では予算に重きがおかれ、その結果としての決算があり、どちらかと言えばストックよりもフロー重視の運営であるように見える。

貸借対照表によれば県の資産の大部分はインフラ資産、及び施設いわゆるハコモノであり、これらは行政サービス実現のために使用されているが、その維持管理費、補修費等は行政コストの中でかなりの比重を占めている。しかし、国の財政難とともに地方においても財政が厳しくなる中で、他県と同じように大分県においても、高度成長期以降に整備し、老朽化してきたインフラの維持管理コストの問題、今後増加することが予想される施設の維持保全コストの問題等が、高齢化社会に伴う社会保障費の増大とともに大きな課題となってくる。

インフラの維持管理については、山梨県のトンネルの事故により全国的にもクローズアップされており、国も補正予算をつけて対応が図られているが、この問題は国が1～2年予算をつけても解決する問題ではなく、今後継続して長い期間、全国の自治体にとって大きな負担となり続けていくことが指摘されている。

確かに点検が進んだとしても補修は今後継続的に発生していくものであり、これが自治体にとって大きな負担となり続け、その金額は老朽化が進むにつれ増加することが避けられない。今回、限られた範囲ではあるが、点検・補修の拠点となる土木事務所を往査して、実際の資料を閲覧し、ヒアリングしたところ、補修すべき損傷のリスクレベルと補修に必要な予算との兼ね合いに現場は苦労していた。

今後ともこの問題は構造的なものにとらえて、継続的な対応が必要となる。

また、施設の維持管理コストの増加も全国的に問題となっており、施設白書を作成することにより集約化、統廃合等のあり方について検討を始めている自治体も増えてきている。

今後、国の対応は予測できないが、インフラ資産と同様に県として、今できる部分については進めていかなければならないし、先送りして後の世代が厳しい状況に置かれることは避けなければならないということに異論はないであろう。

今回の監査を通じて把握した内容から考えると、県の行財政高度化指針における「財産の有効活用」の中で、ファシリティマネジメントの推進項目が掲げられているが、この部分は具体的な実施となると思うように進展していないというのが現実であった。

行財政改革プラン以来の取組により、売却等の処分を進めるとともに、定期賃貸借、ネーミングライツ等を導入しているが、後述するように不稼働や低利用資産も増加してき

ており遊休資産の処分が十分に進んでいない状況であった。

県としては、まず将来的にも利用見込みがない不稼働資産の処分によって、少しでも財源を確保するとともに、維持管理にかかる費用の発生を抑えることをこれまでどおり継続する努力は当然必要となる。しかし、これにとどまらず、さらに現有資産の利用状況に関する情報を一元管理し、ライフサイクルコスト（LCC）等を把握して、今後の方策を考える必要がある。

つまり現状における県有財産個々の活用状況、すなわち、当該施設等で行われている行政サービスの実態把握と、単なる予算投入額でない人件費、物件費、償却費等のコスト情報、さらに今後必要となる維持改修等の将来コストの情報を部局横断的に一元的に収集、管理することに着手する必要がある。そして、これに基づいて部局のみの発想でない全体的な観点での、県有財産に関する企画立案機能を高めていかなければ問題に対処することはできないと考えられる。

一言でいえば総量圧縮が避けられない状況の中で施設の物理的な状態のみでなく、施設の利用状況を「見える化」して、コスト情報とともに分析し、今後の方向性を考えていく必要があるということになる。

これは従来のコスト削減や不稼働資産からの一部収入を確保するという手法ではなく、長期的な観点で将来を視野に入れて公共施設のあり方を考える、もっと根本からの発想に基づく大きな行財政改革であると考えられる。

基金については、監査の結果、大きく分けて ① 基金事務の執行体制、② 基金事務の適切性、③ 成果の把握と適切な情報開示、④ 積立必要額の合理性 について改善する必要性を記載した。

①の基金事務の執行体制については、短期間での事業実施と多くの事業項目がある中で、業務量に応じた適切な職員配置やより効率的な内部統制を検討すべきであったが、これが十分ではなかったことから、事業を周知するという側面や、事業実施に伴う検査体制等で混乱をきたしている状況が見受けられた。適切な人員配置、及びより効率的な内部統制、事業執行のための支援等を行い、基金事業の適正執行と効果発現を図る必要がある。

②の基金事務の適切性については、基金を管理する所管課と会計を管理する部局や事業担当課との連携が不十分であったことから、基金の積立てや取崩しの処理において改善すべき事項があった。これについては、基金に係る会計事務処理の担当者への指導を徹底すること、及び基金に係る関係部局間の十分な連携を図る必要がある。つまり、管理の仕組みを整え、それを組織全体に浸透させてほしい。

③の成果の把握と適切な情報開示については、全ての基金で困難としても、大きな基金については当該基金事業が成果を上げているのか、十分に上がっていないかのように

軌道修正をすればよいのかをタイムリーに把握して、改善に生かす必要があるとともに、わかりやすく情報開示を行う必要がある。

④の積立必要額の合理性については、基本的には特定目的基金は、可能な限り積立の計画性が求められると考えられる。

貸付金については、バランスシートの分析からすると、大分県の場合、他県と比較して残高が非常に少ない。これは監査の結果からみると、管理状況が良好というわけではなく、貸付金制度の利用が十分ではないのではないかと考えられる。

事業目的のための手段を考えた場合に、例えば補助金の制度を使うのか、貸付金の制度を使うのかという選択もあり得る。確かに、貸付金の場合には債権管理に係る事務の煩雑さとそれに伴う事務コストの問題がある。また支援を受ける立場からすれば後に返済しなければならないとなると制度自体を使いづらいという面もある。

しかし、支援をする側からすれば貸し倒れのリスクがあるとはいえ、回収が見込まれるし、借りた側においても返済のための自助努力が期待でき、モラルの面も保たれる。さらに、昨年度の補助金の報告書の中でも指摘したように、補助金が出ることによって事業者側が身の丈以上の過大投資をしてしまう懸念も、貸付金であれば回避できる可能性も高くなると考えられる。

貸付金の管理に伴う事務コストについては、公的機関としてできる範囲での債権回収のアウトソーシングや滞納処理の迅速化等、他県の先進事例を分析することで改善することは可能であることから、検討の余地がある。

地方債については、当初予算や補正予算等の節目において、財政調整用基金残高を勘案しながら県債残高見込み額を検討し、その発行をコントロールしているとのことであり、分析資料から見てこれに矛盾する動きは見当たらなかった。

その一方で、よく言われることに、世代間負担の公平化という議論がある。公債発行時はともかく、残高が資産ごとに個別に紐付けされて、あるいは一つ一つ特別会計で区分経理されているわけでもない。そのため複数年にわたる地方債の償還という負担と、これにより整備した資産からの便益との対応関係が、常に図られているとは明確には確認できない。地方債で整備した案件について、建設債の発行であるから、将来の負担に応じた施設等の利用が図られることにより、受益と負担の関係が問題なく成り立っているというのは、直ちには言えないのではないかとと思われる。

当該整備案件が、当初の計画どおりにしっかり活用されて、そこから十分に行政サービスが得られれば問題ないが、そうならなければ、将来に受益以上の過大な負担が残ることになる。今回検討し、後述した農道の案件についても、今後さらなる利活用を望みたい。

以上のとおり、資産、負債に関する情報、つまりストック情報に着目すれば、別の面か

ら現状の課題がより詳細なかたちで明確となる。その意味でも、予算等のフローに係る情報だけでなく、ストック情報の重要性も認識する必要がある。

バランスシートからスタートした今回の監査であったが、最後にそのバランスシートの観点に戻るとすると、これまで様々な行政に対する要求にこたえる形で、地方自治体の資産・負債は、長い期間かけて膨らんできたといえる。もちろん、その間、大分県は特に平成16年に「行財政改革プラン」、21年に「中期財政運営ビジョン」を策定し、厳しい行財政改革を断行してきた。

しかし、高齢化し人口が減少する社会をむかえると同時に、財源が限られ、その反面、老朽化したインフラ資産や施設を維持するための費用が増加するととなると、バランスシートもスリム化する必要がある、その質も高める必要がある。つまり、今後は保有するストックを厳選するとともに、それをより有効に活用するための方策が必要となる。

これからさらに財源が厳しくなり、行政のできることが限られるとなると、コスト情報が非常に重要となる。当然、行政はコストだけで割り切れるものではなく、公正さや地域の状況等様々な要因を考慮しなければならないと考えられ、非効率な場合であっても配慮する必要があるケースも存在する。

しかし、その場合であっても、まずどの程度非効率なのかが分析されて、それでも許容する必要があるととらえるのか、あるいはこれだけのコストがかかるのであれば、別の手段を用いるべきではないのかというような代替案を考えるきっかけともなるであろう。

これらのコスト情報は会計制度がより整備されて、資産データ、つまりストックに関する情報が整って初めて得られることとなる。そういう意味でも今後の会計制度の改革に期待したい。

第4部 個別事項

第1. 施設及びインフラ資産等

1. 大分県における施設及びインフラ資産等に関する取り組み

(1) 県有財産の利活用に関する取り組み

これまで大分県は行財政改革プランを中心に、県有財産に関する売却等を含めた取り組みにおいて成果を上げてきている。

施設を中心とした県有財産に対するこれまでの県の方針には『大分県県有財産利活用基本方針』及び『大分県新県有財産利活用推進計画』がある。

『大分県県有財産利活用基本方針』は平成20年3月に、平成16年度から平成20年度までの未利用地の売却等利活用の実績を受け、その後の取り組みを進め、売却可能未利用地等の減少や規模・地理的条件等による売却困難な土地の問題に対応するために策定されているが、この『大分県県有財産利活用基本方針』によれば、それまでの取り組みの成果は以下のとおりとなっている。

◇成果

① 行財政改革プランの実績・未利用地の売却等

年度	単位	16	17	18	19*	合計
売却件数	件	45	36	39	31	151 件
売却・貸付面積	m ²	109,738	450,956	100,638	39,321	700,653 m ²
売却実績額	万円	168,617	227,877	100,631	76,244	573,369 万円
貸付実績額*	〃	0	0	5,263	9,022	14,285 万円
売却額等合計	万円	168,617	227,877	105,894	85,266	587,654 万円

*春日浦野球場跡地利活用推進事業(貸付24,855 m²) *19年度は平成20年2月末現在

② その他県有施設の利活用

活用方法	箇所数	施設名等	備考
ネーミングライツ	2	県立総合文化センター 大分スポーツ公園(スタジアム)	iichiko総合文化センター 九石ドーム
指定管理者制度	34	別府コンベンションセンター 大分農業文化公園 ほか	指定期間：3年又は5年
PFIによる土地活用	1	県民生活・男女共同参画プラザ	NS大分ビルに入居
土地信託	1	大分県ソフトパークの一部	相手先：中央三井信託
定期賃貸借契約	1	オアシスひろば21	期間：50年

平成20年2月末現在

また、今後の取り組みとして県有財産を財務面から見た全体最適の視点を重視し、資産

運用と保有・管理を行うアセットマネジメントの考え方を導入するとともに施設・庁舎等の財産価値の保全と向上を図る仕組みを構築する等、県有財産の多様な利活用を展開している。

そして、この方針に基づいて、平成 21 年 3 月に『大分県新県有財産利活用推進計画』が出され、これに売却及び貸付可能な個別資産のリストが掲載されて、この計画に基づく年次別歳入確保目標額が、以下のように決められている。

【年次別歳入確保目標額】

年 度	一般未利用地 確保目標額(百万円)	宿舍・住宅用地分 確保目標額(百万円)	合 計 確保目標額(百万円)
21年度	710	80	790
22年度	977	101	1,078
23年度	819	79	898
24年度	317	59	376
25年度	54	169	223
合 計	2,877	488	3,365
内 訳			
21～23年度	2,506	260	2,766
24～25年度	371	228	599

この計画に対し、その進捗状況として平成 24 年 11 月 12 日に平成 24 年 3 月 31 日現在の実績値が以下のとおり開示されている。

(単位:百万円, %)

区 分		H21	H22	H23	H24	H25	計
目標額 A	単年度	790	1,078	898	376	223	3,365
	累 計	790	1,868	2,766	3,142	3,365	3,365
実績額 B	単年度	<u>464</u>	<u>420</u>	<u>443</u>			<u>1,327</u>
	累 計	<u>464</u>	<u>884</u>	<u>1,327</u>			<u>1,327</u>
達成率 B/A	単年度	<u>58.7</u>	<u>39.0</u>	<u>49.3</u>			
	累 計	<u>58.7</u>	<u>47.3</u>	<u>48.0</u>			
	累計対5か年	<u>13.8</u>	<u>26.3</u>	<u>39.4</u>			
転用等 C	転用等額	<u>361</u>	<u>504</u>	<u>473</u>			<u>1,338</u>
実質目標額 A-C	単年度	<u>429</u>	<u>574</u>	<u>425</u>	<u>376</u>	<u>223</u>	<u>2,027</u>
	累 計	<u>429</u>	<u>1,003</u>	<u>1,428</u>	<u>1,804</u>	<u>2,027</u>	<u>2,027</u>
実質達成率 B/(A-C)	単年度	<u>108.2</u>	<u>73.2</u>	<u>104.2</u>			
	累 計	<u>108.2</u>	<u>88.1</u>	<u>92.9</u>			
	累計対5か年	<u>22.9</u>	<u>43.6</u>	<u>65.5</u>			

これによれば、平成 23 年度末までの売却、貸付、その他利活用による収益を合わせた計画対実績の達成率としては 39.4%であり、最近ではキャッシュ・インを伴った利活用の達成率は伸び悩んでおり、これに対して転用等が増加している。転用等の内訳としては、旧大分県自動車運転免許試験場跡地を県立の大分西高校と大分豊府中学・高校共用の第 2 グランドに転用、津久見港公共ふ頭の背後地に津久見幹部交番を設置し、旧厚生学院跡地一帯や旧駄原庭球場を県立美術館建設関連用地として活用することとし、これらの転用によって達成率があがっており、歳入目標額の達成にはさらなる努力が必要となっている。

つまり、リストアップされた財産の処分が進まず、滞留している状況となってきている。その原因としては、昨今の景気動向や経済の先行き懸念等により、不動産を取得することを手控える動きがあることや、比較的処分が容易な資産が片付き、難しい資産が残ってきているということも考えられる。

(2) 施設及びインフラ資産等の維持管理に関する取り組み

施設整備課では『県有建築物保全指針』を策定し、県にとって特に重要な 17 の大規模施設について、安全に配慮して今後増加する機能維持、保全のためのコストをいかに下げるかに取り組んでおり、具体的には施設台帳管理システムを作り、集中管理をしてコストを少なくするために各施設の情報を一元管理している。しかし、後に記載するように、財源不足によって計画どおりには進捗しておらず、先送りが発生しており、理想とする予防保

全が十分にできているとは言えない。

インフラ資産については道路、橋梁、トンネル等があるが、これらは戦後の復興期から高度経済成長期にかけて集中的に整備されたため、経年とともに老朽化が進行し、これから大幅な維持管理コストの増加が懸念されている。大分県としては平成22年5月に『大分県橋梁長寿命化維持管理計画』を作成して運用を始めているほか、平成23年5月には建設政策課に企画・アセットマネジメント推進班をつくり、インフラ資産のマネジメント手法を検討し始めているが、後に記載するようにインフラ資産にかかるアセットマネジメント、すなわち施設の計画的な維持・管理により適切な時期に補修・更新を行い、ライフサイクルコストの削減を図る取り組みは、まだ緒についたところとなっている。

2. 大分県の施設及びインフラ資産等を取り巻く状況

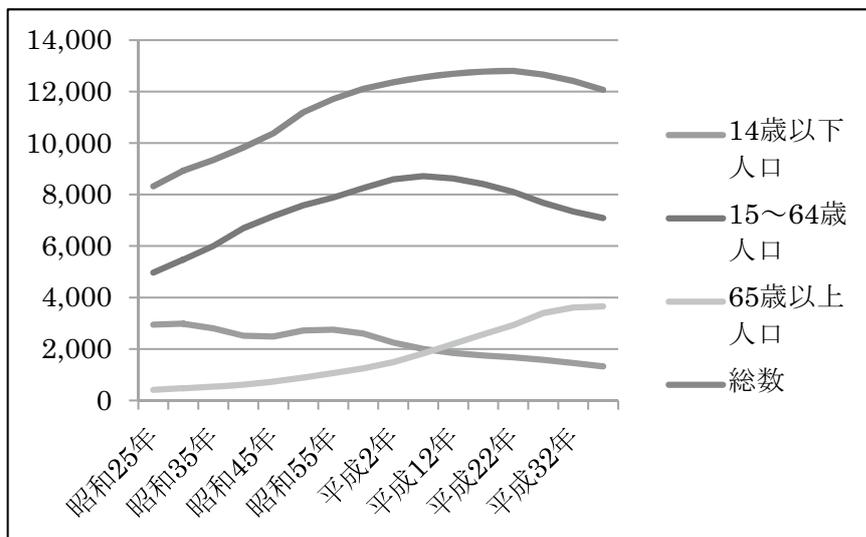
(1) 少子高齢化等による行政に対するニーズの変化

特に施設等の県有財産は、地域住民が公共サービスを直接、あるいは間接的に受けるために重要な社会的ストックとして高度成長期以降増加してきた。しかし、人口は確実に減少し、なおかつ高齢化も進行しており、行政に対するニーズの変化に対して、どう適応させるかが大きな課題となってくると予想される。

以下に ①日本の人口推移 ②大分県の人口推移 ③大分県の将来推計人口 ④大分県の人口構成推移 ⑤将来の人口割合（推計）を掲載したが、これらのデータからすれば、例えば教育文化施設等の需要減少により稼働率の低下も今後大きな問題となる恐れがある。その一方で高齢者福祉関連の公共サービスの需要増加に対して、どう対処するのも課題となると考えられる。将来予測については、今後、施設の改修や長寿命化を検討する際、また、後に述べる資産に係る戦略を検討する際には参考とすべきデータと言える。

① 日本の人口推移

(単位：万人)

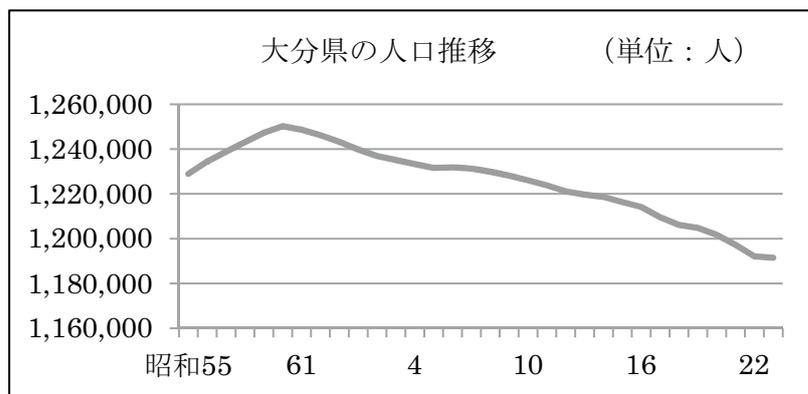


(出典) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所

② 大分県の人口推移（実績）

（単位：人）

年	県人口	年	県人口
昭和55年	1,228,913	8年	1,229,863
56年	1,234,466	9年	1,228,143
57年	1,238,879	10年	1,226,068
58年	1,243,107	11年	1,223,802
59年	1,247,318	12年	1,221,140
60年	1,250,214	13年	1,219,663
61年	1,248,628	14年	1,218,660
62年	1,246,181	15年	1,216,337
63年	1,243,243	16年	1,214,177
平成元	1,239,807	17年	1,209,571
2年	1,236,942	18年	1,206,174
3年	1,235,149	19年	1,204,772
4年	1,233,290	20年	1,201,715
5年	1,231,579	21年	1,197,220
6年	1,231,854	22年	1,192,097
7年	1,231,306	23年	1,191,488



上記のとおり、大分県の人口も全国と同じく減少傾向で、特に昭和60年を境に減少してきている。また、今後の推計人口についても、以下のとおり少子化の影響で減少していくことが予想される。

③ 大分県の将来推計人口

（単位：千人）

年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
予測値	1,186	1,154	1,115	1,070	1,022	971
実績値	1,192	—	—	—	—	—

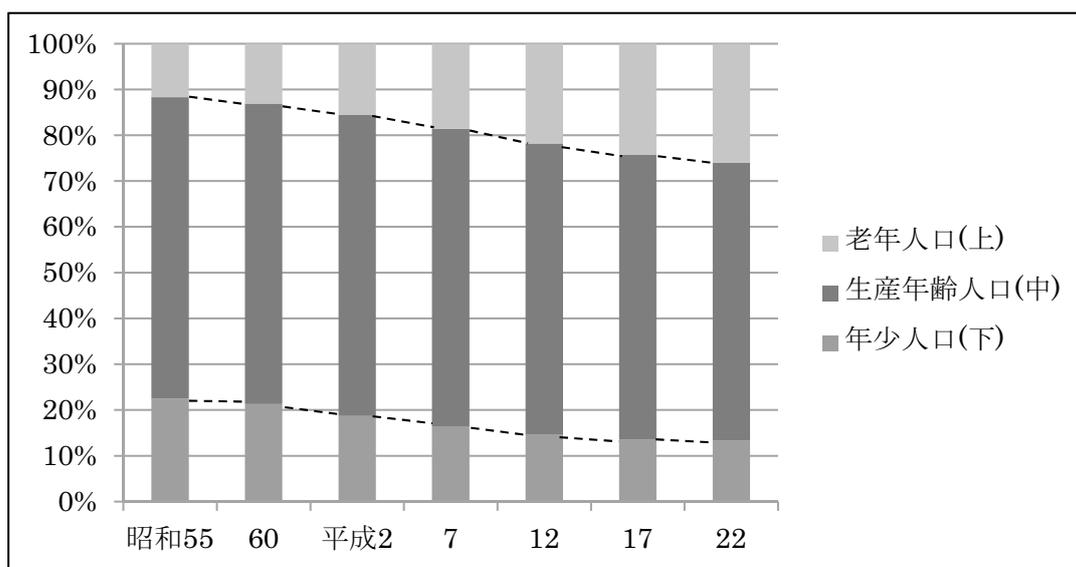
※国立社会保障・人口問題研究所『日本の都道府県別将来推計人口』（平成19年5月推計）

④ 大分県の人口構成推移

	年少人口	生産年齢人口	老年人口
	0～14歳	15～64歳	65歳以上
昭和55	22.5%	65.8%	11.7%
60	21.3%	65.6%	13.1%
平成2	18.7%	65.8%	15.5%
7	16.3%	65.1%	18.6%
12	14.7%	63.5%	21.8%
17	13.6%	62.1%	24.3%
22	13.3%	60.8%	26.0%

各年10月1日現在（県ホームページより抜粋）

大分県における人口構成の推移についても、全国的な状況と同じ傾向を示し、年少及び生産年齢人口の減少と老年人口の増加が進行してきた。

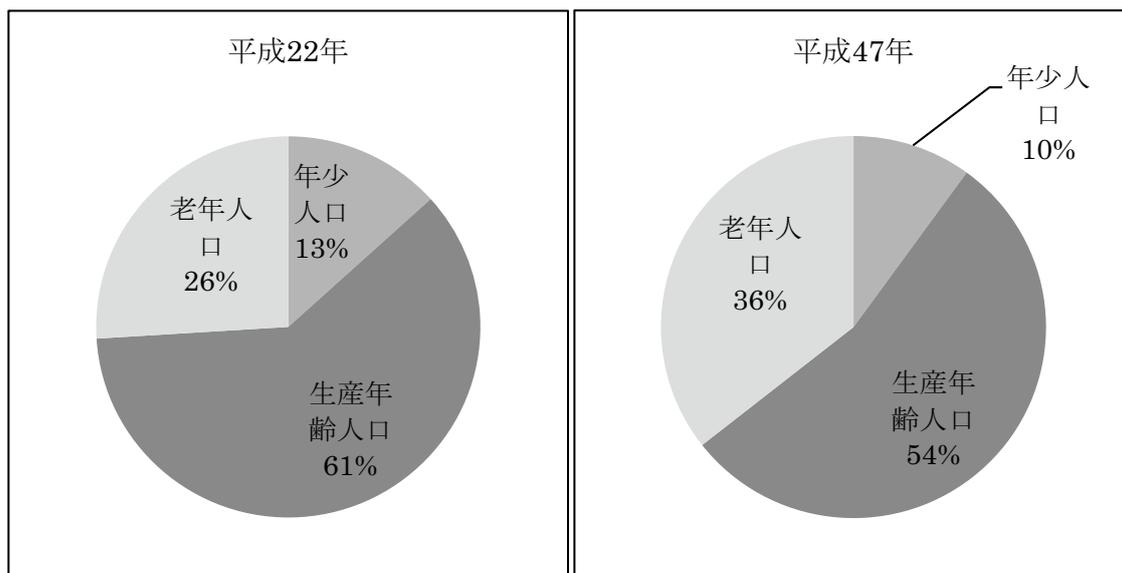


⑤ 将来の人口割合（推計）

以下の人口構成割合（推計）をみると、上記傾向は今後も続くことが予想される。（%）

	平成17	22	27	32	37	42	47
年少人口	13.6	13.3	11.8	11.0	10.5	10.2	10.0
生産年齢人口	62.1	60.8	57.8	56.1	55.2	54.8	54.4
老年人口	24.3	26.0	30.3	32.9	34.3	35.0	35.6

※国立社会保障・人口問題研究所『日本の都道府県別将来推計人口』（平成19年5月推計）
ただし、平成22年については、推計値ではなく実数を記載している。



(2) 県有財産の運営

人口減少と少子高齢化に伴う行政ニーズの変化等に伴って、未利用あるいは低利用の土地や施設が増加してきているが、これに対して、一度整備された県有財産の用途転換は構造物に関する物理的な制約や、国庫補助を受けて整備した施設の処分に対する法的な制約等があり、需要の変化に対して直ちに柔軟に対処することが難しい場合が多い。そのため、どうしても供給過剰の問題を抱えることになり、積極的に対処しなければ、未利用や低利用財産は今後さらに増加していくことが予想される。

未利用、低利用財産の存在は県の財政にとっても大きな問題となる。所有しているだけではコストは何も発生しないというわけではなく、維持管理に伴うコスト、価値減少（減価）に伴うコストや金利負担、さらには機会費用※も念頭に置かなければならない。このようなコストは現行の単式簿記の公会計では見えづらくなっており、このことも職員の間で問題が強く認識されない原因といえるが、今後の行財政運営にあたっては常に注視しておくべきポイントとなる。

また、今回の監査で視察した県有財産の中には、後に指摘するように未利用かつ管理が不十分なものが見られたが、このような状態を放置しておくことは、単に県の財政に影響を及ぼすだけでなく、周辺地域に対して治安の悪化等の外部不経済をもたらし、社会的コストが発生する恐れもある。

※ 機会費用：ここでは当該財産について、処分を含め有効活用したならば得られたであろう価値であり、未利用・低利用によってこれらの価値が失われたとみる。

(3) 財務内容の改善

行政は県有財産を活用して行政サービスを住民に提供するという役割を持っており、そのために財産を取得するとともに、取得のための資金を負債という形で後の世代にわたって負担する形をとっている。しかし、先に述べたとおり県有財産は供給過剰の状態を迎えており、そのことが財政を圧迫する要因となってくると、質の高い行政サービスをいかに効率的に達成するかという観点からも、財務体質を改善して経営を健全化するという観点からも、財産の見直しを行って処分が必要なものを洗い出すことが必要となってくる。

先に記載したとおり県はこれまでの行財政改革の中で、売却等を含めた取り組みで成果を上げてきているが、処分を行いやすい財産の処理が進んできたことや経済情勢も重なり、ここへきて処理が滞ってきている。しかし、合理的に財産の処分を進めることは管理に係る事務負担を軽減するとともに、必要のない財産をオフバランスすることによって若干でも有利子負債の圧縮が可能となり、公債費の縮減という形で財政運営の柔軟性を高めることにも資することから、再度、力を入れて取り組む必要がある。

(4) 施設及びインフラ資産等の老朽化問題と予防保全

戦後の高度経済成長や人口増加に合わせて、全国的に整備されてきた公共施設の多くで老朽化が進んでいる。大分県もその例にもれず、施設やインフラ資産等の老朽化が進行している。そのため、今後改修や更新に係るコストが見込まれ、これが財政の圧迫要因となってくる恐れがある。

公共施設はその種類や用途にもよるが、築後 15 年で 1 回目の大規模改修の検討、築後 30 年で 2 回目の改修等の検討を行うことが一般的と言われている。そのため、築後 30 年を経過した施設は大規模修繕等の対応を検討する時期にある。また、今後は施設の長寿命化も課題であり、そのためにも事後保全と言われるように、不具合が生じてから後追いで修繕を行うのではなく、機能が劣化する前に必要な対策を講じることによって施設の性能を維持し、長寿命化に資することも重要となってきた。

今回、重要な 17 施設についての維持保全に係る予算書を閲覧したところ、維持保全の計画はあるが、予防保全までは十分に予算が確保されているとは言えず、施設のライフサイクルに沿った保全というよりも予算確保の状況に維持管理や修繕が左右される状況となっている。

インフラ資産についても高度成長期に整備した道路や橋梁、トンネル等の老朽化に対して、その適切な維持管理と長寿命化も大きな課題となっている。

(5) 組織的な対応

公務員の定数削減や団塊の世代の大量退職によって維持管理や点検等を担ってきたベテランの技術系職員の不足問題が懸念される。今回、土木事務所を往査したが、

限られた人員の中で効率的に、かつミスのない点検や維持補修が行われるよう、点検から維持補修までの統制と組織的な対応が求められる。

3. 施設及びインフラ資産等に関する総括的結論

現状の維持修繕予算では全ての施設等につき、満身に維持管理することが困難になることも考えられることから、施設の老朽化等を踏まえた将来負担や利用状況を改めて検証し、以下の2点についてこれまで以上の取り組みを行う必要がある。

- ① 地域の実情を踏まえながらも、経営的な観点から、所有する土地や全ての公共施設等につき総量圧縮を念頭に、資産そのものを今後どうするのかといった所有・利用形態の合理化も含めて、総合的に企画、活用、管理、そして処分等を検討する取り組み。
〈資産に関する戦略〉
- ② インフラ資産、庁舎等それぞれの資産について、適正な維持管理を行い、可能な限り費用負担を抑えて、長寿命化や省エネルギー化をさらに推進する取り組み。

県は平成24年3月に公表した『大分県行財政高度化指針』において、財産の有効活用、アセットマネジメントやファシリティマネジメントに関して以下のように取り決めている。

(大分県財政高度化指針より抜粋)

○アセットマネジメントの推進

これまで整備された社会資本について、できるだけ機能を持続させ、ライフサイクルコストを縮減するため、施設台帳の電子化を推進し、点検を継続しながら補修・更新などの維持管理に関する総合的なマネジメントの策定を進めるとともに、アセットマネジメントを効率的に推進するための方策を検討します。

※アセットマネジメント

施設の計画的な維持・管理により、適切な時期に施設の補修・更新を行い、ライフサイクルコストの縮減を図る取り組み。

○未利用財産の有効利活用推進

売却困難な老朽施設・跡地の管理や権利関係の調整など、未利用財産利活用のための条件整備を進めるとともに、長期低落傾向にある地価動向を注視しながら、適切な売却時期

を見極め、インターネットなど広報媒体の活用、地元市町村や不動産関係者等への働きかけ強化などにより、売却の促進を図ります。

あわせて、売却時期までの活用策としての執務スペース・駐車場用地等での民間貸付けなど、利活用手法の多様化による収入確保に引き続き努めます。

○ファシリティマネジメントの推進

県有財産の戦略的かつ適正な管理・活用を図るため、①未利用財産の有効利活用、②施設管理の適正化による計画的保全、③維持管理費用の最適化による効率的利用の3つの観点から、ファシリティ（公共施設）マネジメントの強化に取り組みます。

具体的には、庁内連携体制を強化し、大規模施設や地方総合庁舎等での取組を先行させながら、維持管理コストや光熱水費の削減、長寿命化やライフサイクルコストの平準化に引き続き努めます。

平成25年度を目標年度とする現行の県有財産利活用推進計画に続く、新計画の検討に際しても、こうした取組の継続強化に努めます。

※ファシリティマネジメント

企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境（＝ファシリティ）すべてを経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な経営管理活動のことであり、重要な経営基盤である施設を、経営資源の視点から、総合的に企画・管理・活用する経営手法。

上記のとおり、アセットマネジメントやファシリティマネジメントという言葉が使われている。これらの言葉の定義は論者により、多少異なるが、ポイントは**総括的意見**にも掲げた以下の2点に集約されると考える。

- ① 地域の実情を踏まえながらも、経営的な観点から、所有する土地や全公共施設について、財産そのものを今後どうするのかといった所有・利用形態の合理化も含めて、総合的に企画、活用、管理、そして処分等を検討すること。（資産に関する戦略）
- ② インフラ資産、庁舎等それぞれの資産について、適正な維持管理を行い、可能な限り費用負担を抑えて、長寿命化や省エネルギー化を達成すること。

特に ① について、より具体的には県が所有する全ての施設等の現状を一元的に把握し、施設の老朽化の状況や今後発生する維持管理のためのコストを予測するとともに、そのような予測に基づき、全ての資産について、合理的に施設の維持修繕や改修を行うのか、あ

るいは機能に優先順位をつけて統廃合や処分等を行うのかを総量圧縮を前提に検討することが必要となる。

つまり、施設の安全性や必要性、そして県民の満足度等を把握する。また、それぞれを維持するにあたりどの程度の費用負担が発生することになるのかといった、コスト情報も参考にする。そして、県有財産全体のありかたを検討することにより、その利活用を高めるとともに全体としてのコストをコントロールするため、どれを残すのかどれを手放すのかも含めて資産に関する戦略を立案する必要がある。

資産に関する戦略の必要性

今回、県有財産の監査を行い、これまでの取り組みにも増して、改めて大分県において資産に関する戦略の必要性を強調する理由は、以下の2点に集約される。

○多額の維持管理コストの問題

県は県民の利用が多い重要な17施設について、施設ごとに個別にLCC（ライフサイクルコスト）※を見積もり『県有大規模施設中長期保全計画（今後の計画保全に必要な経費）』を作成している。これによれば、この大規模17施設の平成24年度から5年間の保全コストは以下のとおりとなっている。

※ LCC（ライフサイクルコスト）：建物の設計や建設費のほか保全費、修繕費、改良費等の運営のための管理費や処分費用等も含めた建物の生涯に必要なコスト

大規模施設保全計画に基づく必要額（平成24年度から5年間）（単位：千円）

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
1,880,535	1,949,541	1,981,570	1,976,459	2,836,050	10,624,155

この表によれば平成24年度は約18億8千万円の予算が必要であるが、厳しい財政状況の中で、このうち事業費として認められたのはその約3分の1の6億円とのことであり、これまでは年間6億円を上限として考えられているという説明を受けた。したがって、平成25年度以降においても十分な予算の確保は非常に厳しいと考えているようである。

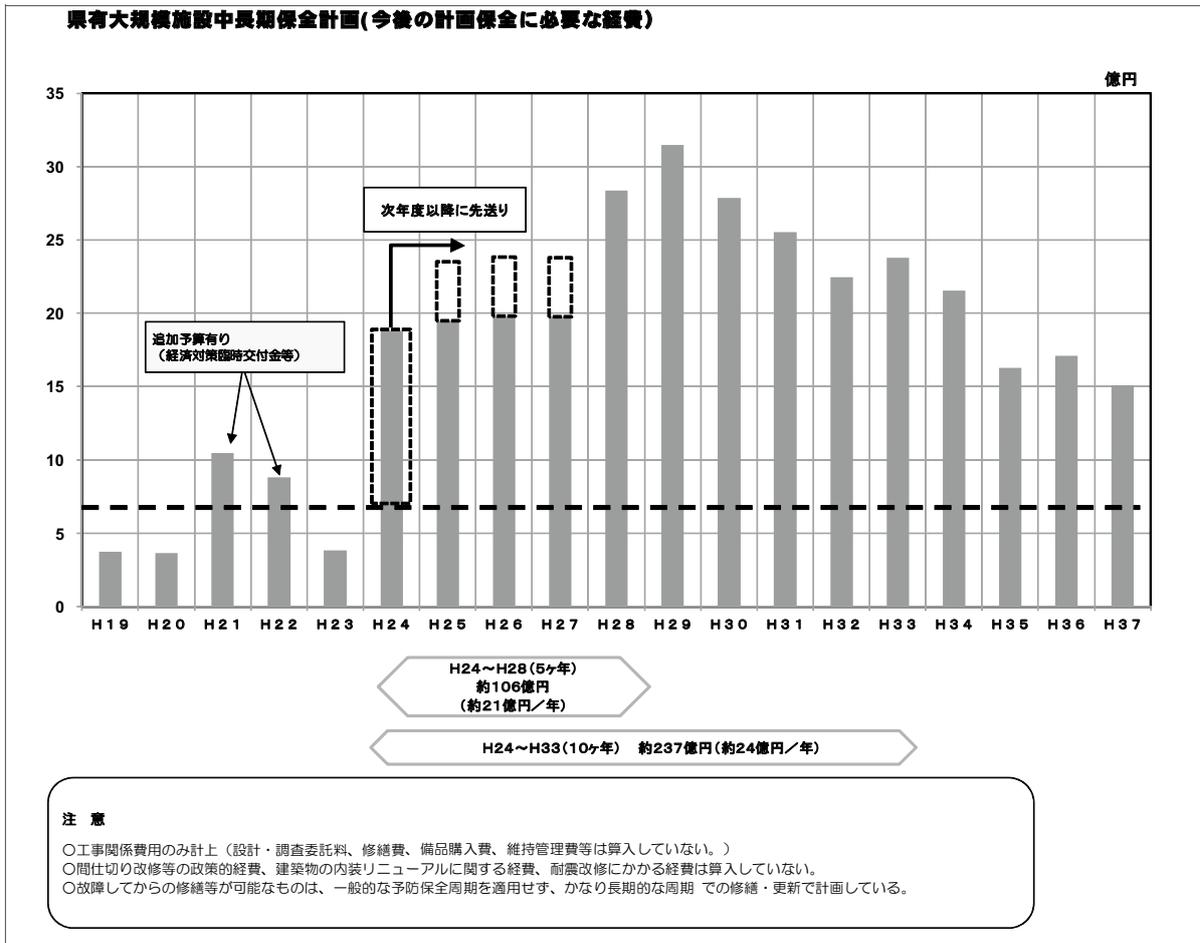
公共施設の場合、不具合が生じてから後追いで修繕を行う場合が多く、またその実施時期は建物のライフサイクルというよりも、自治体の予算確保の状況に左右されがちとなる。本来、施設整備は実際に劣化や破損、故障等が発生してからでなく、これらが発生する前に計画的に手当てすることによって、建物の性能を維持し、長寿命化を図る予防保全の考え方が求められるが、現状の予算ではこの予防保全まで十分に手当てできていない状況にあり、個別施設の保全計画表を見ても修繕の先送り案件が多い状況となっている（下図参照）。

もちろん施設整備課の計算した17施設の保全計画の数値は、これだけあれば完璧な保全ができるという水準であり、圧縮はある程度可能と考えられる。実際に緊急度を個別施設ごとに判断し、細分化してランク付けをしている。面談をしながら当該設備がどれだけ施設によって重要かを判断し、優先度が高いものを実施し、それ以外は先送りしながら、施設整備課と財政課との間で苦心しながら、なんとかやりくりしてやっているようである。

しかし、このまま推移するとなるとかなりの金額の積み残しが累積的に発生する恐れが見て取れる。しかも上記の主要17施設にしてこの状況であり、これ以外の施設も含めると施設整備の維持修繕等に係るリスクとこれへの対応は現在認識されている以上の喫急の課題と考えられる。

以下はこれら県にとって特に重要と位置付けている17施設の長期保全計画のグラフである。

県庁舎 本館	県庁舎 新館	県庁舎 別館	芸術文化短期大学
県立芸術会館	総合体育館	県立歴史博物館	マリンカルチャーセンター
産業科学技術センター	県立図書館	別府コンベンションセンター	大分中央警察署
看護科学大学	工科短期大学校(7棟)	総合文化センター	農業文化公園
大分銀行ドーム			



(注) 横に伸びる点線が6億円のライン

また、上記の施設整備以外にも、後に橋梁におけるアセットマネジメントの箇所でも触れるが、道路、橋梁、トンネル等インフラ資産についても、戦後の復興期から高度経済成長期にかけて集中的に整備されたため、経年とともに老朽化が進行し、これから大幅な維持管理コストの増加が懸念されている（橋梁アセットマネジメントの箇所を参照）。

○供給過剰の問題

資産に係る戦略が必要な根拠としては、以上のように維持するための多額のコストの問題の他にも、県有財産そのものの供給過剰の問題もある。すでに大分県の人口の推移を記載したが、今回の監査における県有財産の調査においても、多くの不稼働財産や低利用財産が認識されたことからみても、大分県における県有財産は供給過剰の状態にあると言える。

一つの重要なポイントは県有財産がどれだけ有効に利活用されているかということである。これまで以上に所有している県有財産の中から、所有を継続する必要のないものを洗い出して、処分を進めることにより、すでに記載したように管理のための人件費を含めた経費を削減するとともに、有利子負債を圧縮して、少しでも公債費の縮減をはかり、財政運営の柔軟性確保の一助とする必要がある。

4. 県有財産に係る個別意見及び指摘事項

(1) コスト情報の整備

(監査意見)

上記総括的結論 ①に関連して、資産に関する戦略を検討するためにも、現在 17 大規模施設に限られている LCC（ライフサイクルコスト）を全ての施設について算定する必要がある。全てを個別に算定することが不可能だとしても、構造や建築からの経過年数等、いくつかの指標に基づいてグループ分けする等、経済的かつ合理的な方法に基づき算定するよう検討されたい。

県有施設の LCC（ライフサイクルコスト）の把握は以下のようにになっている。

① 17大規模施設

施設ごとに個別に見積もり依頼を行って『県有大規模施設中長期保全計画（今後の計画保全に必要な経費）』を作成している。

② 地方総合庁舎 13 庁舎（11 総合庁舎 + 大分土木事務所 + 臼杵土木事務所）

特に長期間の LCC を見積もることはせずに、5 年間の維持管理コストを個別に見積もり、この 5 年計画を毎年見直して、更新している。

© ①及び②以外

特に長期間のLCCを見積もることはせずに、必要な場合に保全調査を行い、通常は各部署において各年度の保全費を予算要求している。

(注) この他、警察関連の施設については警察署、交番、駐在所、公舎、職員住宅があり、LCCについては最も大きい警察署について、20年間の建て替えや維持管理コストを個別に把握して集計している。

したがって、17大規模施設以外については基本的には長期間のLCCは見積もられてはいない。

県としては、今後、17大規模施設以外についても費用対効果の上で合理的な方法によってLCC(ライフサイクルコスト)を見積もり、総合的な維持修繕計画を検討するとともに今後の維持可能な資産総量の検討、長寿命化の効果等をシミュレーションし、資産に係る戦略を検討することが必要になってくる。

確かにどの施設をどういう形で残すのかという議論が定まらなければ、不可能だという考え方もあり、あるいは長い年数のシミュレーションを作成することの不確実性の問題はあるが、適宜改定する等の工夫を行い、計画性をもつことを実現する以外にはない。

また県有施設の維持管理には多額の費用を要することから、今後維持管理、改修等のための所要額を合理的な方法によって見積り、資金的な裏付けからはどの程度の施設を残していくのか(残していくことができるのか)といったことも検討する必要がある。

(監査意見)

総括的結論 ①に関連して、現状は施設維持あるいは、資産保有の継続を判断するための意思決定に有効な情報が整備されていない。今後、資産に関する戦略を検討するため、上記LCC(ライフサイクルコスト)のほかにも、当該施設を運営するにあたっての行政コストや発生主義によるコスト情報等を整備することを検討されたい。

それぞれの県有財産について、有効なコスト情報が十分に整備されていない。これは総括的結論 ①に関連して資産に関する戦略を検討するためには欠くことのできない情報となる。なぜならば、客観的な判断材料なしに、現在ある施設が必要か否かと問いかければ、ほとんどの場合、身近な施設は重要な施設であるから、残すべきだという答えが返ってくるであろう。その結果、過剰な施設が温存されると、財政負担が肥大化してしまうことも考えられる。

しかし、施設を存続することによって、どれほどのコストが発生しており、今後改修するためにどれほどの予算が必要で、それを税金で賄わなければならないのか、現在の稼働状況や利用率はどの程度なのか、利用者一人当たりどの程度のコストがかかっているのか、

といったことを提示することによって、現状のまま存続することが妥当なことなのか、改善する必要があるのはどのような部分なのか、といった課題を認識することができるようになる。

例えば、地方独立行政法人である県立の2大学については、それぞれ行政コスト計算書を作成し開示している。それによれば、大分県立看護科学大学の運営コストは年間約8億2千2百万円（平成23年度）と計算されている。つまり、この大学を運営するために県民が毎年負担しているコスト（人件費等を含む）が、以下のように目に見える形で示されている。

（参考：ホームページで開示されている大分県立看護科学大学財務諸表より）

行政サービス実施コスト計算書

（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

（単位：円）

勘定科目	金額	
I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
業務費	879,776,328	
一般管理費	90,939,681	
財務費用	348,724	971,064,733
(2) (控除)自己収入等		
授業料収益	-190,492,846	
講習料収益	-877,500	
入学料収益	-28,010,000	
検定料収益	-9,849,600	
受託研究等収益	-80,543,063	
受託事業等収益	-817,650	
寄附金収益	-7,535,212	
資産見返運営費交付金等戻入(授業料)	-2,839,674	
資産見返寄附金戻入	-440,759	
財務収益	-110,173	
雑益	-7,471,352	-328,987,829
業務費用合計		642,076,904
II 損益外減価償却相当額		168,514,980
III 引当外賞与増加見積額		1,568,955
IV 引当外退職給付増加見積額		-16,352,589
V 機会費用		
地方公共団体出資の機会費用	26,465,125	26,465,125
VI 行政サービス実施コスト		<u>822,273,375</u>

また、行政コストではないが、これも 17 施設のうちのひとつであるマリカルチャーセンターに関して、利用者一人当たりの県の負担コストを以下のように試算した。より正確に計算する方法もあると考えられるが、あくまでも入手できる範囲での数値に基づいて計算した概算として記載する。

(試 算)

① 総工費のうちの建物部分の建設コストを建物明細台帳（履歴台帳）より把握した。
5,745,647 千円

② 現在の台帳価額に基づき建設コストを種目ごとに按分し、これに基づいて年間の減価償却費を試算した。

(単位：千円)

	㉑ 台帳価額	㉒ 取得原価按分額	㉓ 耐用年数	㉔ (=㉒÷㉓)
本館棟	1,809,655	5,048,731	38	132,861
レストハウス棟	61,650	171,996	50	3,440
プラネタリウム棟	87,921	245,290	50	4,906
プール棟	100,230	279,630	50	5,593
合計	2,059,456	5,745,647		146,800

③ 平成 24 年度末現在における施設の維持管理中長期計画表より 21 年目から 34 年目までの維持管理計画数値を合計し、今後の年数 14 年で除して年間当たりの金額を算定した。

(上記耐用年数と維持管理中長期計画表の年数 34 年は異なっているがこのままとする)

$$2,314,909 \text{ 千円} \div 14 = 165,350 \text{ 千円}$$

④ ②及び③の合計を年間の建物にかかるコストとみた。

$$146,800 + 165,350 = 312,150 \text{ 千円}$$

⑤ 利用者一人当たりのコスト

$$312,150 \text{ 千円} \div 78,347 \text{ 人} = 3,984 \text{ 円}$$

(直近の利用者数より)

⑥ 利用者一人当たり県からの委託料

$$76,000 \text{ 千円} \div 78,347 \text{ 人} = 970 \text{ 円}$$

⑦ 利用者一人当たりのトータルコスト (⑤+⑥)

$$3,984 \text{ 円} + 970 \text{ 円} = 4,954 \text{ 円}$$

以上の結果、利用者一人当たりのコストは 4,954 円と試算される。

(すでに地方債は償還が終了しているため、金利は含まれていない)

今後は上記のようなコスト情報を整備して、資産に関する戦略を検討するための客観的なデータとすることを検討する必要がある。

(2) 庁舎管理業務等に係る合理化

(監査意見)

上記総括的結論 ②に関連して、今後、以下の庁舎管理業務等に係る合理化を行い、庁舎管理やその他施設に係るコスト削減を進める必要がある。

1) 契約に係る事務作業の集約の検討

現在、大分県では各振興局及び出先機関の付帯設備保守点検業務、清掃、警備業務等の委託契約事務作業はそれぞれの箇所において取り行われており、この契約に係る事務作業を集約化することによって業務の効率化につながる可能性があるため、検討する必要がある。

2) 契約内容の検討

④ 一括発注ないしエリア発注の検討

清掃業務、警備や電気設備等の保守点検作業等につき本庁、各総合庁舎等の庁舎管理業務の一括発注を行うことにより、県全体としてコスト削減につながる可能性があることから、検討する必要がある。

⑤ 仕様の統一的運用および契約情報の一元化、共有化

本庁舎、各総合庁舎及びこれら以外の県有施設において、各種管理業務に関し、その仕様（業務の中身）については庁舎管理マニュアルが作成され、各箇所に配布されている。しかし、これを運用した結果としての契約内容に関する情報の一元化、共有化を行う必要がある。情報を共有化するだけでもコスト縮減の効果が期待されると考えられる。

(3) 県有財産に関する情報の一元管理と全体最適の検討

(監査意見)

少子高齢化等による行政に対するニーズの変化、未利用・低利用の土地や施設の発生、施設の老朽化と維持保全コストの増加といった、状況の変化に対応して、財産を有効に利活用し、的確に行政サービスを提供していくには、未利用・低利用財産はもちろん、これにとどまらず、現在使用されている財産についても、県全体の観点から最適な利活用の状態となっているのかということも含めてモニタリングすることが必要となる。

そのためには、これまで以上に情報を一元管理してマネジメントする必要性から、土地及び建物の利活用状況に関する情報を集約する必要がある。また未利用・低利用となる可能性については、早めに対応がとれるよう、あらかじめ将来予測も含めて把握できるようにする必要がある。

具体的には県有財産経営室の年間一回の未利用財産調査の際、各所管課より未利用財産だけでなく、所管している全ての財産に対する利活用状況（使用許可や貸付の状況を含む）の報告を義務付けることによって、財産の利活用や管理状況のモニタリングを受ける仕組みとすること等が考えられる。これによって財産の利活用や管理状況に対する内部統制を整えることができ、県有財産に関する情報も共有化され、迅速な対応がとれる体制ができるとともに、現在の各財産の状況が県全体にとって最適な利活用状態であるのかを検討するきっかけとすることができると考えられる。

県有財産経営室によれば公有財産の管理は以下のように行っているとしている。

公有財産は二つに分類される。

(1) 行政財産

公用財産：県がその事務を執行するために直接使用するもの

(例：県庁舎・研修所等)

公共用財産：住民の一般的共同利用に供するもの

(例：道路、学校、病院等)

(2) 普通財産

行政財産以外の一切の公有財産で、原則として民法その他の一般私法の規程が適用されるもので、次の三つに区分される。

①収益財産として活用

②準行政財産的性格を有するもの（例：出資財産）

③将来公用又は公共用の行政目的に使用する予定のもの

管理機関は、知事部局・教育庁・警察本部に大別され、行政財産は各部局が、普通財産は各部局の事業と関連するものについては各部局が、その他のものは県有財産経営室が管理している。

・各部局が管理する普通財産の例

職員住宅・・・人事課

旧大分県立佐賀関高等学校・・・教育財務課

・県有財産経営室所管の公有財産

普通財産・・・職員宿舎、未利用地

各部所管の未利用地で以下の「引き継ぎ基本方針（注）」に合致するものは県有財産経営室に引き継いでいる。

【通常の管理内容】

①境界標・境界柵を設置

②立看板を設置

③除草（年2回程度）等、適切な管理を実施

（注）引き継ぎ基本方針

1. 更地であること・・・（解体経費節減の観点から柔軟に対応）
2. 登記済みの土地であること
3. 隣接地と境界が確定済みであること
4. 実測済みであること
5. 建築基準法に抵触しないこと・・・（取付道路との関係等）
6. 特殊な用途にしか利用できない土地でないこと
7. その他特に問題がない土地であること

以上のとおり原則として県有財産はそれぞれの部局ごとに取扱事務を担当している。このような体制は、当該財産を利用する部局が直接各財産を管理することにより、合理的に財産を取扱うことによって、事業成果を達成していこうとする目的を持っていると言える。しかし、県全体の観点からは、財産に関する有効な利活用の検討という点で、問題点も内在していることから、これについての対応として所管部局での利活用状況の一元管理が必要と考える。

年に一度は県有財産経営室より、県有財産の変動状況について各部局に照会をかけているが、具体的な利用状態にまで踏み込んだ十分なものではなく、今回の監査に伴う調査表によって、未利用・低利用状態が初めて把握されたものもあり、県有財産の利用状況を一元的に把握する体制としては不十分であった。

また、現在未利用・低利用の状態ではなく、形式的には活用されているように見えても、現状の利活用状態が県全体の観点からは最適と言えるのか検討の余地のある場合があった。それは、追加予算を必要としない現状維持やそれに近い状態でよしと判断される傾向があることや、賃料収入が入れば所管部局としては問題なしとみていること等も要因ではないかと考えられる。

先にみたように、少子高齢化等による行政へのニーズの変化、それに伴う未利用あるいは低利用の土地や施設等の発生、施設の老朽化と維持保全コストの増加といった大分県の財産を取り巻く状況は大きく変化している。このような環境変化に対応して、財産を有効に利活用し、的確に行政サービスを提供していくには、現在の管理体制の下での各所管部局独自の県有財産に対するニーズに留まらず、また未利用・低利用財産だけでなく、財産を県全体の観点から最適に利活用し、管理することが必要となる。そのためには全庁レベルで情報を入手して、幅広い観点から活用方法を検討していくことが求められ、これまで以上に情報を一元管理し、マネジメントすることが求められる。

具体的には、県有財産経営室の年間一回の未利用財産調査の際、各所管課より未利用財産だけでなく、所管している全ての財産に対する利活用状況（使用許可や貸付の状況を含む）の報告を義務付けることによって、財産の利活用や管理状況のモニタリングを受ける仕組み等が必要と考えられる。これによって財産の利活用や各所管部局での管理状況に対する内部統制を整えることができ、県有財産に関する情報も共有化され、迅速な対応がとれるようにするとともに、現在の各財産の状況が県全体にとって最適な利活用であるのかを検討するきっかけとすることができると考えられる。

所管部局の視点を超えて、県全体の観点から利活用改善の検討が必要と考えられる事例として、例えば警察署の統合、再編が全国的に行われている中で、警察署の統合により交番化した施設があげられる。

（監査意見）

旧杵築警察署（現杵築幹部交番、杵築市杵築）については、警察署の統合により交番化した施設であり、人員規模等の縮小があったと考えられるが、従来からの土地・建物を継続的に使用している。資産の効率的な活用を図るという観点から、このままの利用が県有財産の規模に照らして適合しているのか、県全体の観点から検討されたい。



旧杵築警察署から杵築幹部交番に代わり人員規模が縮小していることが推察されるが、本物件は交番として継続利用されている。既存物件を利用することにより追加コストが生じないという観点からの現有施設の効率的利用だと考えられ、また、この建物は運転免許の更新等の事務も行っているとされるが、人員規模以上の施設の規模となっている可能性がある。

複雑化そして多様化する社会情勢や治安情勢の下、限られた人員規模等の中で、より高い水準の治安を県民に提供し、安心・安全な地域社会を実現するための治安維持活動の拠点としての警察署の統合、再編は全国的に行われている。したがって、このようなケースは全国的に見られると思われ、大分県に限られたことではないが、現状の利活用状態が県全体の観点からは最適と言えるのか、治安維持機能を果たすための拠点としての観点も踏まえたうえで、既存物件を売却して縮小した規模に見合った物件に移転することも可能であるのか等、検討する余地があると考えられる。

なお、この件に関しては平成 22 年 3 月に外部有識者による「警察署等の配置のあり方を考える懇話会」により、「警察署等の配置のあり方に関する答申」が出されているが、その中では現在の物件での幹部交番としての利用という観点ではなく、廃止警察署管内におけるその後の対応について述べられていると思われる。

現地を視察したところ、既存物件は国道沿いに位置しており利便性もよく、売却は可能と考えられるが、施設としての特殊性も考慮に入れたうえで、県全体として財産の有効活用という観点を持って検討していただきたい。

このほか、以下に所管部局の視点を超えて、県全体の観点から利活用改善の検討が必要と考えられる事例を記載する。

(監査意見)

旧土木材料試験室

県としては、(財)大分県建設技術センターより年間約 390 万円の賃料を得てはいるが、土木建築部道路課が敷地内の一部を倉庫程度に使用しているのみであり、その利活用としては十分とは言えない。大部分を同財団が使用していることから、県は将来的にも積極的に利用する用途がなければ、同財団に買い取りを依頼する方向で検討されたい。

当該不動産は土地が土木建築部道路課所管の行政財産、建物は土木建築部建設政策課所管であり、二階の一室のみが行政財産として、この部屋以外が普通財産として登録されている。

この建物はかつて、企画検査室土木材料試験班が材料試験を行うために使用しており、その後、同班が平成 9 年度末をもって廃止され、材料試験業務を大分県の外郭団体である(財)大分県建設技術センターが引き継いだため、平成 10 年 4 月 1 日から普通財産として同

財団に貸し付けられている。

行政財産として登録されている二階の一室は平成 17 年度まで、道路課の運転技師の控室として使用されていたが、平成 18 年度から道路課の運転技師が廃止されたため、現在は使用されていない。

本物件は、このような変遷を経ているが、現在のところ県としては土木建築部道路課が倉庫等として敷地内の奥の一部を使用しているのみであり、大部分は(財)大分県建設技術センターに貸与され使用されており、同財団はさらに平成 24 年度、この敷地内にプレハブ 2 棟を自前の資金で建設して、アスファルト事前審査制度導入による新試験機を用いて事業を行っている。また、二階の一室についても、現在、同財団より一体的に利用したい旨の要望も受けている。

所管部局としては、同財団より年間約 390 万円の賃料を得ていることから、県にとっても十分な収益物件であるとの認識を持っている。しかし、建物は築後約 30 年経過し、直近で修繕費が約 250 万円必要と見積もられ、その後は金額未定であるが 5 年以内に発生が見込まれており、これらは県の負担となる。また、県が土地、建物を売却も含めて他の用途に活用したならば得られたであろう収益、つまり機会費用の考え方や貸付に係る事務作業のコストは検討されていない。

上記のとおり県の利活用の状況としては上記家賃 390 万円を得ている以外は、土木建築部道路課が敷地内の一部を倉庫として使用しているのみであり、その利活用としては十分とは言えない。また県として将来的にも積極的な利用の予定がなく、大部分を(財)大分県建設技術センターが使用していることから、同財団に買い取りを依頼する方向で検討された。

なお、県としても同財団の重要性に鑑み、過去平成 10 年度から平成 20 年度まで貸付料の減免を約 31 百万行ってきたおり、財団への便宜を十分に図ってきている。また、財産目録を見ると施設整備積立金が約 3 億 2 千 9 百万円、財政調整積立金が 7 千 3 百万円、器具及び備品購入積立金が 1 億 9 千 3 百万円となっており、当該土地の時価概算約 1 億 5 千万円から考えても合理的ではないとは言えない。部局としては県の財政状況、及び本稿の県有財産の供給過剰の点も考慮の上、県全体の観点に立って検討願いたい。

(監査意見)

大分川廃川敷地 2,440 m²

大分市大字古国府の大分川廃川敷地については、現在、大分県森林組合連合会のみが駐車場及び展示場用地として利用している。正規の貸付料を計算すると年間 3,019,735 円のところ、減免により県は年間 488,900 円のみ収納しているが、県としては今後も利用見込みがないことから、同組合との間で売却の交渉をすることが妥当と考える。

大分市大字古国府の大分川廃川敷地について、県としては利用見込みがなく、従来より近接の大分県森林組合連合会のみで貸与している。同組合に対する県有財産貸付期間延長（更新）承認申請の「伺い」によれば、同組合は入居している林業会館の駐車場が少なく、慢性的な駐車場不足の状態であることから、その一部を駐車場として利用している。また、一部はモデル展示場用地として利用している。

正規の貸付料を計算すると年間 3,019,735 円であるが、減免により県は年間 488,900 円のみ収納している。過去、同組合との売却の話合いが不調に終わったとのことであるが、県としては今後も利用見込みがないことから、少なくとも駐車場として貸し付けている部分については、同組合との間で、再度売却の交渉をすることが適当と考える。

（監査意見）

聴力障害福祉会館跡地

聴力障害福祉会館跡地は、普通財産として障害福祉課の所管のまま土木建築部に使用承認されているが、現在仮換地状態であり、今後大分駅周辺整備事業に伴い大分市の精算を待つという状況にある。この土地については県全体の視点から、倉庫敷地として利用している土木建築部に所管換えを行うか、特殊な状況にある不動産として専門性の観点から県有財産経営室に所管換えを行っておくべきである。

聴力障害福祉会館跡地は会館を平成 17 年に取り壊して更地とし、障害福祉課の所管のまま普通財産に振り替えていた。その後、大分駅周辺整備事業の範囲に該当し、現在、仮換地状態で近隣の土地が割り当てられており、土木建築部が大分駅周辺総合事務所として利用した後、そのまま倉庫用地として障害福祉課より使用承認を受けた状態が継続している。

この周辺は平成 26 年度に大分市が精算を行うことになっているとのことであるが、使用承認の趣旨からも土木建築部に所管換えを行うか、このような不動産の置かれた特殊な状況から、その取扱いに遺漏なきよう、より専門性をもつ県有財産経営室に所管換えを行っておくべきである。

（４）県の組織全体の連携・協力体制

（監査意見）

未利用資産や低利用資産が増加してきており、これまで以上に利活用の検討や処理の努力を行う必要がある。そのためには、縦割りを越えた連携・協力体制が必要であり、以下の点を検討されたい。

- ① 県有財産経営室と施設整備課の執務場所を隣接させ、常時コミュニケーションをとりやすい体制にする。

- ② 教育庁及び警察において所有不動産を処理している人員が、県有財産経営室と連携し、必要に応じて共同作業を行える体制とする。
- ③ 県有財産経営室は積極的に未利用・低利用財産を各所管部局より引き受け、専門性を高めて、これまで以上に機能する必要がある。また各所管部局は可能な限り県有財産経営室に協力を厭わず、連携して利活用に取り組む必要がある。

(監査意見)

現地を視察した状況や関係者と面談した結果、未利用資産の処分が進行せず滞留している原因として、未利用資産の処理のための費用（測量や境界確認等）が部局の予算となっていることや、各所管部局の処分に対する意識の問題もあると考えられることから、以下の改善策を検討されたい。

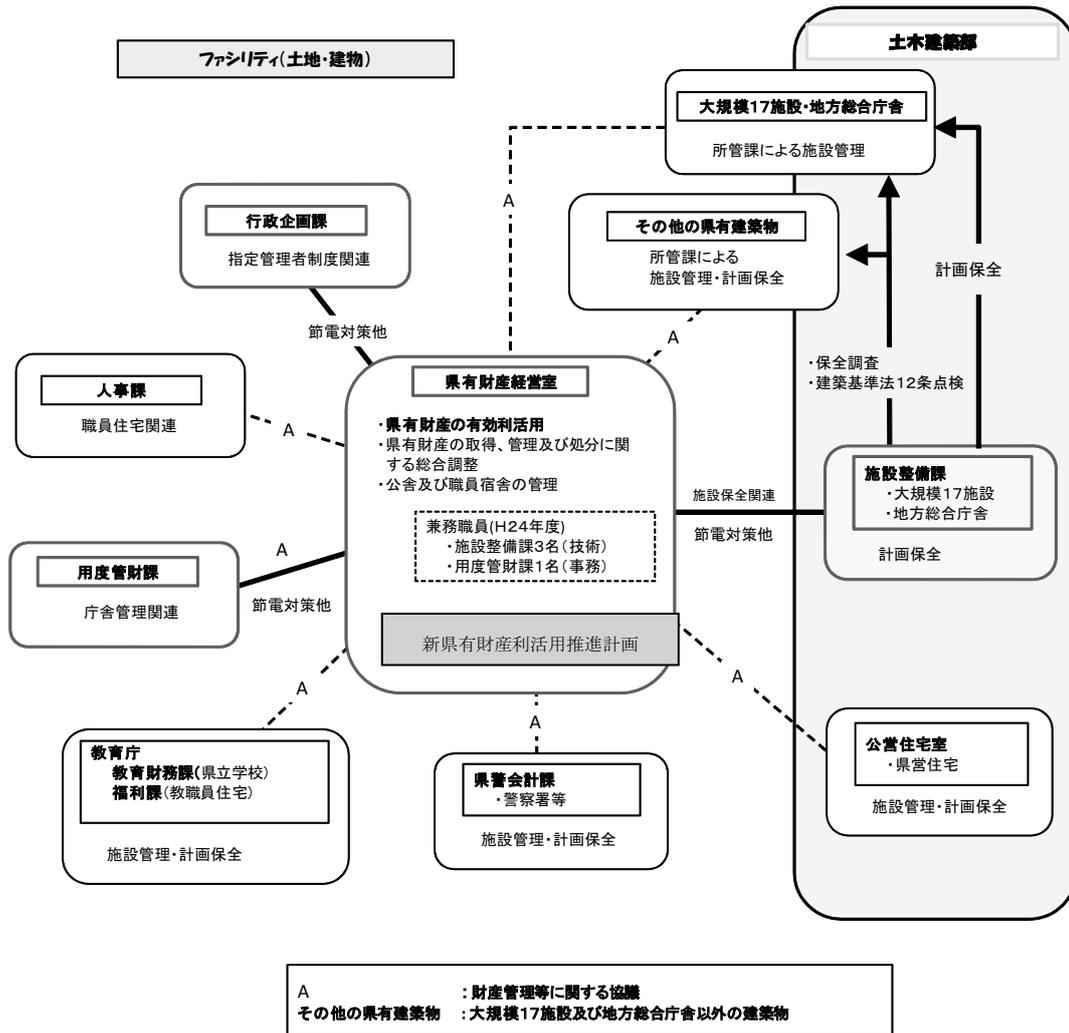
- ④ 処分のための予算を各部局予算とするのではなく、全体予算とすること（県有財産経営室所管分に留まらない）。
- ⑤ 処分の結果生じた収入の一部を当該部局の未利用資産の処理のための費用（測量や境界確認等）に充てることができる仕組みとし、各所管部局が処理を行うインセンティブ（誘因）を組み込む。

① に関して

現在、県有財産経営室を中心に土地・建物のファシリティマネジメントを推進するため、施設整備課の技術職員が3名、用度管財課の職員1名が県有財産経営室に兼務となっており、教育庁や警察の関係所属も交え会議等が行われている。しかし、会議の資料を閲覧し関係者に質問したところ、いまだ情報共有の段階であり、部局横断的に一体となってファシリティマネジメントを推進し、十分に機能しているとは言えなかった。

今後、先に記載したLCC(ライフサイクルコスト)の把握に基づく資産に係る戦略の検討や維持管理コストのコントロール等、特に施設に関する施設整備課と県有財産経営室の連携が重要となることから、常時、顔を合わせて意思疎通が図れるように、執務スペースを隣接させることを検討されたい。なお、このような体制に関しては、他の先行自治体においても事例があり、今後のこの機能の重要性を考えると合理的な組織体制と言える。

ファシリティマネジメント推進のための連携イメージ：現状



②に関して

現在、教育庁関連及び警察関連の職員住宅や公舎等の用途廃止により処分案件の発生が増加している。特に教育庁関連の住宅、公舎については計画に沿った処分ができずに滞る案件も増加してきており、処理が追いついていない状況となっている。また、以下に示すとおり、用途廃止後の不稼働物件を視察したところ、管理が十分にできておらず不法占用の可能性があるケースや近隣の環境にとって好ましくない状況もあった。

このことを解決するためには、教育庁及び警察において所有不動産を処理している人員を県有財産経営室に集約し、一体となって処理を進める体制とすることを検討されたい。これは単に、処理のための人員を集約するためということではなく、県有財産経営室が全ての県有財産について、未利用・低利用にとどまらず、現在使用されている財産についても、県全体の観点から最適な利活用の状態となっているのかということも含めてモニタリングし、有効な利活用方法を検討するという本来の役割を果たすためにも必要と考えられる。

③に関して

県有財産の取得、日常管理、処分というそれぞれの段階の中で、日常管理は各所管課が担当し、処分は県有財産経営室が担当するというのが本来の事務分掌と考えられる。しかし、現実には先に示した県有財産経営の『引き継ぎ基本方針』によって、移管が制限され、各所管課で処分手続きが行われる場合もある。

県有財産経営室の事務分掌には以下の事項が記載されている。

- i) 県有財産の経営及び総括管理に関すること
- ii) 公の施設の総括に関すること
- iii) 県有財産の有効活用に関すること
- iv) 普通財産（県営林を除く）及び他課の所管に属しない行政財産の取得、管理及び処分に関すること

このことからすると県有財産経営室は、県有財産に関する統括部門として、精通した担当者により正確で合理的な事務が行われることを期待されているものと考えられる。

したがって、専ら利用、管理部門である所管課に対して、利活用の状況報告を義務付け、有効活用がなされているのか、管理が適切に行われているのかということモニタリングするとともに、県全体の観点から財産の有効利活用についての役割を積極的に果たしてもらいたい。

また、各所管課としても、処分には全面的に協力し、県有財産経営室と連携して取り組む必要がある。

これに関連する個別意見や事例等を以下に記載する。

○ 県有財産経営室が所管している滞留物件の視察

県有財産経営室が所管している物件のうち、個別に問題を抱え処分が滞っている物件のうち、5件を抽出し、同室の担当者同行をお願いして実際に現地を訪ね、場合によっては関係者に話を聞いて対応策がないか検討した。

・宇佐地区宿舎（公簿面積：1324.64 m²）

（監査意見）

宇佐市の担当者と面談したところ、売却が行えていない3つの理由のうち、2つについては解決できる心証を得た。最後の課題についても県の公営住宅室と連携して解決することから、売却が可能と考えられることから、立地条件の面からも早急に売却に向けた対応の必要がある。

当該物件は未入居となっている県職員宿舎 3 棟であり、県としては平成 19 年 10 月より売却に取りかかっているが、滞留している。障害となっているのは ①導入路が個人名義となっている点、②周りの道路が市道認定されていない点、③近接地の県営住宅の問題である。

現地を視察したのち、市の建築住宅課を訪ね、担当者に話を伺ったところ、上記のうち①と②については市の担当者が今後動いてくれることとなり、解決の方向性にあるとの心証を得た。したがって、今後県としては、③の問題について公営住宅室と連携を図り、売却に向けて一層の努力を行う必要がある。



・中津地区宿舎 (公簿面積 : 797.98 ㎡)

(監査意見)

導入路が共有名義である等、売却のための障害はあるが、地域としては中心街に近く閑静な住宅街であることから、好条件もあり売却可能と考えられる。

売却に向けた対応を進める必要がある。

導入路が近隣住民の共有名義となっていたり、敷地内に水路があつたりという障害があり、県は平成 19 年 12 月より売却に取りかかっているが、進展していない。

しかし、現地を実際に見てみると、敷地は中心地に近く閑静な住宅街にあることから、導入路の条件が整えば売却は可能と考えられ、導入路等の調整に努力して売却のための準備を行う必要がある。



・宇佐地区宿舍跡地（1号）（公簿面積：644.58㎡）

（監査意見）

隣接地との境界確認を行って、売却を進める必要がある。仮に境界確認が不可能だとしても、貸付を行う余地はあることから、検討すべきである。

県職員宿舍の存在した敷地を昭和63年に更地にしており、そのままの状態となっている。県としては売却のため隣接地との境界確認を行いたい意思をもっているが、当該隣接地は石碑が立ち、地元の方々の共有名義となっている。共有名義人の数が多く、さらに当該隣接地に登記簿に記載されていない占有者の建物が建っている。

このような特殊事情のため、更地にしてから20年以上も売却が進展しておらず、平成22年にも、共有名義人の代表者を立ててもらい、境界確認を行おうとしたが、うまくいかなかったという経緯をもっている。

現地を視察したところ、県の所有地は更地の状態で、売却可能な状況であったが、境界を確定すべき隣接地（地域の方々の共有名義となっている）には当該土地の登記簿上に記載されていない人物の建物が建っていた。

その人物に話を聞いたところ、自分が知る限り、以前より使用しており、共有名義の土地の固定資産税についても自分が支払いをしているとのことであった。

それ以上立ち入って話をすることは行わなかったが、登記簿から見ると、当該隣接地は所有者ではない人物が占有している可能性がある。

このような土地に隣接していることから、県所有の土地は境界確認ができずに売却が行えない状態となっているが、共有地の代表者、史跡を管理する立場にある宇佐市とも協議を行って、境界確認を行える状態にもっていき、売却を進めていただきたい。

また、仮に境界確認が困難であったとしても、貸付けることは可能と考えられることから、検討する必要がある。



県有地



隣接地との境界



隣接地の石碑

・ 玖珠地区宿舎 (2号)

(監査意見)

売却のためには境界確認を行わなければならないが、隣接地の所有者と面談ができていない。粘り強く交渉を行い、売却を進展させる必要がある。

平成20年6月より売却に動いているが、隣接地との間での境界確認が難航しており、売却が進展していない。境界確認が難航している理由として、隣接地の所有者が不在がちであり、なかなか面談ができない状況が続いているという説明を受けた。そのため実際に現地を視察し、県の担当者と隣接地の所有者を訪ねたところ不在であったため、近隣の住民に尋ねたところ、本人は他の地域に居住しており、住所もわからないということであった。結果的に当該所有者との面談はできなかった。

時機をみて隣接地の所有者と粘り強く交渉を行い。売却の準備を進めるしかないと考えられる。

○ 研究普及課所管不動産視察

研究普及課が所管する未利用や低利用不動産のうち、4カ所について現地視察を行った。

・ 旧浅海研究所 (敷地面積 4625.12 m²)

(監査意見)

施設の特性や立地から判断して、今後の利活用の検討は難航し、時間を要することが考えられることから、公開している未利用財産のリストに掲載するとともに、所在地の市等と連絡を取り、地域の実状に合った再利用や処分等を検討する取り組みを早急に開始する必要がある。

浅海研究所の移転に伴って跡地として存在する不動産である。現状、一部研究に使用する消耗品等が置かれているほかは使用されておらず、部外者の立ち入りはできない状態であった。敷地内は庁舎、水槽、ポンプ等実験施設が点在し、それぞれが老朽化しており、このままの状態では、再利用は難しい状況と見られた。

県としては処分する方向にあるとのことであるが、施設の特殊性や立地からすると、処分には時間を要すると考えられ、早めに市等と話をし、地域の実状に合った再利用や処分の方向性を検討する必要がある。



(監査意見)

研究所移転に伴って研究設備等を新施設に移動させているが、旧庁舎に入ってみると実験器具等使用可能なものが残っていた。新施設から必要な都度取りに来ているとのことであるが、非効率でもあることから、使用可能なものは新施設に速やかに移動させて整理すべきである。

建物内に入ってみると実験用のビーカーやフラスコ等、いまだ使用可能な器具が散見された。必要な都度、新施設より取りに来ているとのことであるが、新施設と旧施設の距離は約 4.5 km あり、業務の効率性の観点からも、実験器具の現物管理上も速やかに新施設に移動させて適切に管理して使用されたい。

・農林水産研究指導センター（宇佐）職員宿舎 6 棟（敷地面積 7,540.44 m²）

(監査意見)

売却処分の方針であるが、立看板の設置や情報の開示等売却のための努力を行う必要がある。また、建物は総務部、土地は農林水産部の研究普及課の所管とされており、処分を進める体制が不明確であった。現地での掲示、及びインターネット等での開示、市町村等への問い合わせ等、処分のための努力を行う必要がある。

近隣にある農林水産研究指導センターの職員宿舎であり、昭和 41 年に建設され平成 17 年度以降入居者はない状態にある。建物自体は建設後 45 年以上経過しており、老朽化が激しく現状のままでの再利用は困難とみられ、県としても処分の意思決定がなされている。

立看板等もなく、売却のための努力がいまだ十分になされていない。また、建物は総務部、土地は農林水産部の研究普及課の所管とされており、処分を進める体制が不明確であった。

処分の方針が決定しているのであれば、現地での掲示、及びインターネット等での開示、市町村等への問い合わせ等、処分のための努力を積極的に行う必要がある。



・内水面研究所 職員宿舎（敷地面積 896 m²）及び所長宿舎（敷地面積 844.43 m²）
（監査意見）

物件を売却する意思決定を行っており、『大分県新県有財産利活用推進計画』にも記載されていることから、立看板の設置や地元との折衝等処分への準備を行うべきである。

職員宿舎は平成 10 年以降入居者がなく、築後 40 年以上経過しており、老朽化が激しく内部の損傷も大きかった。一方、所長宿舎は平成 8 年に建築されており、いまだ十分に使用に耐えられる物件であった。

県としては物件を売却する意思決定を行っており、平成 21 年 3 月に策定された『大分県新県有財産利活用推進計画』に記載されていることから、立看板の設置や地元との折衝等売却への準備を行うべきである。

また、当該施設については、寄附者より公共公益目的で寄附を受けた可能性もあり、この場合には寄附者との調整も必要になると考えられる。



・農林水産研究指導センター（三重）職員宿舎（敷地面積 10,396.77 m²）
（監査意見）

市の総合運動公園に隣接し、市場性は高いとみられるとともに、現在施設の一部は使用されてはいるが建物は耐震上の問題も抱えていると考えられることから、地元の市等と土地の売却等の交渉を行う必要がある。

昭和 41 年から 42 年にかけて建築され 45 年以上経過しており、建物は老朽化しているが、現在 19 戸のうち 5 戸入居している。

県としては物件を売却する意思決定も行ない、平成 21 年 3 月に策定された『大分県新県有財産利活用推進計画』に記載されているが、建物は総務部、土地は農林水産部の研究普及課の所管とされており、処分を進める体制が不明確であった。

当該土地は市の総合運動公園に隣接し、市場性は高いとみられるとともに建物は耐震上の問題も抱えていると考えられることから、早めに地元の市等と売却等の交渉を行う必要がある。



○ 教育関連宿舎その他

(監査意見)

用途廃止した教育関連の宿舎の処分は処分計画を作成して取り組んでいるが、人員や習熟度等の問題から、処分が滞留している。県有財産経営室と連携して速やかに取り組む必要がある。

未利用が多く発生している教育関連の宿舎の処分について、資料を閲覧し関係者に質問したところ、用途廃止した教育関連の宿舎の処分は処分計画を作成して取り組んでいるが、以下の図のとおり、処分の進捗状況が思わしくなく滞留してきている。

原因は人員不足や習熟度等の問題と考えられるが、県有財産経営室と連携して速やかに取り組む必要がある。なお、24年度後半より、県有財産経営室の支援を受けて取り組み始めているとのことであり、その成果を見守る必要がある。

〈校長等宿舎処分の実績と今後の計画〉

年度	廃止(予定)	売却	未売却	備考
16年度	3	0	3	
17年度	0	0	3	
18年度	1	0	4	
19年度	5	* 2	7	* 22年度に売却1件 23年度に売却1件
20年度	5	* 1	11	* 21年度に売却
21年度	8	5	14	
22年度	3	1	16	
23年度	6	3	19	
計	31	12	19	
24年度	(5)			
25年度	(4)			
26年度	(4)			
27年度	(8)			
計	(21)			
合計	52	12	19	

(5) 県有財産利活用等検討委員会について

(監査意見)

県有財産の有効利用を図る目的のために設けられた、県有財産利活用等委員会及びより実務レベルの幹事会、並びに外部有識者を加えた県有財産利活用検討専門会議については、平成 15 年度から平成 17 年度まで活発に開催されてきたが、近時、ほとんど開催されなくなってきている。

大型案件が少ないということかもしれないが、売却が進まなくなってきている状況も踏まえると開催の必要性は高くなってきていると言えることから、活性化が必要である。

また、現在のホームページによる売却予定地の開示だけでなく、未利用財産の活用方法について広く民間からアイデアや意見を募集する仕組みを作る必要がある。応募されたアイデアや意見については関係部局と実現可能性について検討するとともに応募アイデア及び検討結果について主なものをホームページで公表することが望ましい。

県有財産の有効利用を図る目的のために県の内部において県有財産利活用等委員会及びより実務レベルの幹事会（以下両者を「委員会」という。）が設置され、別途、外部有識者を加えた県有財産利活用検討専門会議（以下「専門会議」という）が設置されている。

それぞれの内容については、『県有財産利活用等検討委員会設置要綱』及び『県有財産利活用専門会議設置要綱』に定められているが、「委員会」は ①未利用地等の有効活用及び売却処分に関する事 ②職員宿舎及び職員住宅の有効活用に関する事 ③その他県有財産の有効活用を図るための全庁的な調整に関する事について所掌する。

また「専門会議」は、県有財産の利活用に関し、専門的な知識のある委員によって構成され、県有財産（未利用地、公舎・宿舎）の有効活用及び売却処分（県有財産の利活用）について必要な事項を調査研究、審議し、具体的な改善策を知事に提言するとともに県有財産の利活用に係る改善状況等について報告を受け、その改善のための必要な助言を行うこととなっている。

「委員会」及び「専門会議」に関するこれまでの開催状況、及び主な審議内容については以下のとおりとなっている。

県有財産利活用検討委員会・幹事会審議経過等

年月日		会議名	主な審議内容
平成15年度	15. 9. 18	平成15年度第1回会議	行財政改革プランの推進について 要綱改正について
	15. 11. 12	平成15年度第2回会議	行財政改革プランに基づく県有財産の売払計画について 県有財産未利用地売却推進要綱骨子について
	16. 1. 28	平成15年度第3回会議	県有財産利活用検討専門会議の報告書について 行財政改革プランの売却目標額について
平成16年度	16. 5. 18	平成16年度第1回会議	検討委員会設置要綱の改正について 県有財産売却推進要綱・売却媒介制度・利活用推進計画
	16. 8. 11	平成16年度第2回会議	知事公舎の利活用等について 利活用推進計画・売却推進要綱・売却媒介制度
	17. 2. 10	平成16年度第3回会議	衛生環境研究センター跡地の売却について 旧衛生環境研究センター跡地の利活用について
	17. 3. 2	平成16年度第4回会議	未利用地について・16年度県有財産売却状況について
	17. 8. 4	平成17年度第1回会議	副知事・出納長宿舎及び舞鶴地区幹部利活用について 春日浦野球場跡地の利活用について 旧衛生環境研究センター及び旧病虫害防除所跡地の用途地域の変更について 委員会設置要綱の変更について
平成17年度	17. 11. 8	平成17年度第2回会議	春日浦野球場跡地の利活用方針(案)について
	17. 11. 30	平成17年度第3回会議	春日浦野球場跡地の利活用案説明について (基本的考え方、コンセプトの設定、貸付料の設定)
	18. 3. 3	平成17年度第4回会議(通知)	推進計画の執行状況、未利用地の追加承認について (提案・意見照会)
	18. 7. 21	平成18年度第1回会議	大分県しあわせの丘の売却について、要綱の変更について
平成18年度	18. 12. 13	第2回会議	舞鶴地区幹部宿舎等の利活用(案)について
	19. 3. 2	第3回会議(通知)	推進計画の執行状況、未利用地の追加承認について (提案・意見照会)
	19. 10. 30	平成19年度第1回会議	旧駄原庭球場の利活用について 報告事項(旧大分県自動車運転免許試験場の利活用検討経過等)について
平成19年度	20. 3. 26	第2回会議	新利活用推進計画について
	20. 11. 25	平成20年度第1回会議	新県有財産利活用推進計画(素案)について 旧自動車運転免許試験場の利活用について
平成20年度	21. 2. 26	第2回会議	新県有財産利活用推進計画(案)について 新県有財産利活用推進計画の進捗状況等について
	22. 11. 30	平成22年度第1回会議	旧自動車運転免許試験場、大分保健所跡地の利活用について

県有財産利活用検討専門会議審議経過等

年月日	会議名	主な審議内容
平成15年度		
15. 10. 9	平成15年度第1回会議	行財政改革プラン及びスケジュールについて 未利用地売却の状況について
15. 12. 5	平成15年度第2回会議	宿舍の利活用について 大規模未利用地の利活用について
16. 1. 26	平成15年度第3回会議	未利用地等県有財産の利活用に関する報告書のまとめ
平成16年度		
16. 6. 23	平成16年度第1回会議	知事公舎の利活用について
16. 6. 30	平成16年度第2回会議	知事公舎の利活用等について
16. 8. 18	平成16年度第3回会議	知事公舎の利活用等について(まとめ)
17. 2. 10	平成16年度第4回会議	衛生環境研究センター跡地の売却について
平成17年度		
17. 8. 24	平成17年度第1回会議	副知事・出納長宿舍の利活用について 舞鶴町幹部宿舍の利活用について (平成16年度県有財産未利用地等売却状況・報告)
17. 8. 26	平成17年度第2回会議	副知事・出納長宿舍及び舞鶴地区幹部宿舍の利活用について(まとめ) 春日浦野球場跡地の利活用について
17. 10. 18	平成17年度第3回会議	春日浦野球場跡地の利活用について
17. 10. 28	平成17年度第4回会議	春日浦野球場跡地の利活用について(まとめ)
平成18年度	開催なし	
平成19年度	開催なし	
平成20年度		
20. 11. 28	平成20年度第1回会議	新県有財産利活用推進計画(仮称)素案について

「委員会」及び「専門会議」の開催状況をヒアリングするとともに、それぞれの議事録を閲覧し、主な審議内容を査閲した。また、議題にあがっている県有財産経営室が取りまとめた新県有財産利活用推進計画について、その内容を検討した。

「委員会」は平成16年度から平成17年度にかけて、年間4回程度開催されていたが、

平成 18 年度以降は開催回数が減り、最近では平成 22 年度に一度開かれて以降、開催されておらず、活発に機能しているとは言えない。

会議の内容については議事録を閲覧するしかないが、直近の平成 22 年 11 月 30 日に開催された「委員会」については議事録が存在しておらず、あらかじめ議事進行のために作成した進行要領を閲覧できたのみであった。また、その前の平成 20 年 11 月 25 日及び平成 21 年 2 月 26 日開催分の「委員会」については旧大分県自動車運転免許試験場の利活用について議題となり、その他は『新県有財産利活用推進計画』について話し合われている。

議事録によれば、平成 20 年 11 月 25 日開催分については、個別具体的な利活用方法について話し合われているが、平成 21 年 2 月 26 日開催分については個別の案件については竹田ダム建設事務所と県立芸術文化短期大学の案件ぐらいで、残念ながらより踏み込んだ内容の会議とは言えないと考えられる。

大分県におけるこれまでの県有財産利活用の基本方針とその計画は平成 20 年 3 月に出された『大分県県有財産利活用基本方針』と平成 21 年 3 月に出された『大分県新県有財産利活用推進計画』によって進められ、一定の成果を上げてきたが、昨今の経済環境や発生している未利用地の状況、また今後進行する施設の老朽化や限られた維持管理予算を前提とした資産戦略を検討するに当たって、県有財産の利活用についての活発な議論やニーズの把握、アイデアの検討は非常に重要と考えられる。

(監査意見)

利用見込みのない県有財産は従来から売却することを基本として処分を進め、その他にも定期借地契約による貸し付けや PFI による利用、また一時的に有料駐車場として貸し付け等、様々な利活用方法が実施されてきた。しかし、昨今の経済情勢により企業等が初期投資を抑える傾向にあること等からこれまでの形態に加えて民間ニーズを踏まえた新たな活用方法も検討する必要がある。例えば、高齢者福祉等の公共サービス需要の増加に対して、新たに要綱を作成し、県の未利用地、低利用地を利用して、市町村の施設整備方針を踏まえた上で貸付地を選定し、公募により事業者에게定期借地方式で貸し付ける制度等も検討の余地がある。

将来的に利用見込みのない県有財産は従来から一般競争入札により売却することを基本として処分を進め、その他、大規模未利用地の定期借地契約による貸付（旧春日浦野球場跡地）、PFI による利用、また一時的に有料駐車場として貸し付けて活用を図っている。

しかし、昨今の経済情勢により企業等が初期投資を抑える傾向にあることや、次第に売却に適さない県有地が残ってきている状況にあることなどから、これまでの形態に加えて民間ニーズを踏まえた新たな活用方法も検討する必要がある。

例えば、社会福祉施設整備を目的とした県有地の活用も検討の余地がある。

今後、高齢化社会はさらに進行し、高齢者福祉等の公共サービス需要が増加する。新たに要綱を作成し、県の未利用地、低利用地を利用して、市町村の施設整備方針も踏まえた上で貸付地を選定し、公募により事業者にて定期借地方式で貸し付ける制度が考えられる。

また、生活支援サービス等を行う地域の福祉拠点を整備するため、福祉施設への利用に用途を限定した貸付又は売却を行うことも考えられる。

(6) 県有財産の日常管理

事前調査表の記載に基づき、県地の視察を行った中で、県有財産の日常管理について以下の事例が検出されたことから、今後改善を行う必要がある。

千源寺住宅跡地

(指摘事項)

未利用地である公営住宅室管理の千源寺住宅跡地に、近隣事業者等が無断駐車していた。無断駐車防止と早期売却等を図る必要がある。

千源寺住宅跡地（宇佐市）の現地視察を行ったところ、未利用県有地に複数の車両が無断駐車されており、駐車した車両の運転手が近隣の事業所に入出入りする様子も見られた。

当該土地には、県有地や無断駐車お断りの旨を示す立て札等が設置されていなかった。当該土地は将来も利用する見込みがないことから、早期売却等を図る必要がある。



青江地区公共埠頭背後地

(指摘事項)

港湾課所管の青江地区公共埠頭背後地（1,795 m²）に無断駐車が行われていたため早急に是正する必要がある。

港湾課として行政利用目的がないのであれば、売却を検討するか、普通財産として貸付けを行うべきである。

青江地区公共埠頭背後地（津久見市）は港湾課所管の行政財産であるが、この監査に伴って作成依頼した現況調査表によれば、港湾課の認識としては未利用地であり不法に無断駐車があるということであった。

そのため現地視察を行ったところ、『大分県有地』の立て札が設置され（写真左）、また駐車場（写真右）には駐車するためのロープ線が地面に張られており、複数の車両が無断駐車されていた。

県警に確認したところ、平成 24 年 3 月 31 日までは県警が津久見警察署来訪者及び職員駐車場として港湾課より使用承認を受けていたが、現在はこれも受けておらず、県警としては使用していないとのことであった。写真左の看板は県警が港湾課より使用承認を受けていた名残だと考えられる。

所管が異なる県有財産の県内部間の使用については「所管を異にする県有財産の県内部における使用について」という内規があり、これによればその管理に属する県有財産を当該財産の用途又は目的を妨げない限度内で、他の部局等に使用させることができ、その際は使用承認申請に基づき所管部局より「行政財産使用承認書」が発行される。

今回の物件については、平成 24 年 3 月 31 日までの港湾課から県警への行政財産使用承認書は確認でき、それ以降は左の看板は撤去していないが、県警としては使用していない。現況調査を行った際に無断駐車を認識して適切な対応を取るべきであったと考える。

また、当該土地は行政財産に区分されているが、未利用の土地であり、行政需要がないのであれば、普通財産への用途変更を行い、売却を検討するか、貸付を行うことが望ましい。



杵築教職員住宅

（指摘事項）

杵築高校教職員住宅（杵築市南杵築）を視察したところ、不法占用を防止するためのテープ線や看板等が設置されておらず、敷地内に車両が無断駐車されていた。不適切な利用を防止するための対策を講じる必要がある。



現地を視察した時点では、建物の周囲を覆うほど敷地内の雑草等も伸びており、また不法占用等不適切な利用を防止するために対応もとられていなかった。

当該物件は杵築市の商店街や市役所のそばに存在し、比較的利便性のよいところと考えられることから積極的に売却を進める必要がある。

宗方宿舎跡地

(指摘事項)

宗方宿舎跡地（大分市上宗方）を視察したところ、近隣住民が駐車場として利用していた。適切な現地確認を行うとともに、不法占用等不適切な利用を防止するための改善措置を行う必要がある。



近隣住民が駐車場として利用していたが、県有地の管理は利用者ではなく所有者である県が行うべきものであり、適切な現地確認を行うとともに、不法占用等不適切な利用を防止するための改善措置を行う必要がある。

定期的な現地確認

(監査意見)

教職員住宅、校長宿舎等未利用物件が増加しているが、現地確認が行われていない物件があった。未利用物件の増加に対して、取りまとめ部署で現地確認が適切に行われていることを把握する仕組みが必要と考えられる。

事前調査表により、所有不動産の現地確認の状況を調査したが、教職員住宅、校長宿舍等の未利用物件について現況調査日が不明のものが4件存在した。未利用物件の増加に対して、取りまとめ部署で現地確認が適切に行われていることを把握する仕組みが必要と考えられる。

敷戸職員住宅

(指摘事項)

敷戸職員住宅（大分市敷戸北町）を視察したところ、不法占用を防止するためのロープや看板等が設置されておらず、施錠されていない倉庫もあった。不適切な利用を防止するための管理を行う必要がある。

敷戸職員住宅（大分市敷戸北町）を視察したところ、不法占用を防止するためのロープや看板等が設置されておらず、施錠されていない倉庫の中には元利用者のものと見られる不要物があった。

近隣住民によると、敷地内に別の近隣住民が駐車場として利用しており、また、夜間に若者が集まる姿をたびたび目撃しているという。現地調査の際にはそのような状況は発見されなかったが、放置しておくことは望ましくないことから、早急に対処する必要がある。

なお、この件はその後、侵入防止の対応策が取られている旨、報告を受けた。



防災資機材倉庫

(監査意見)

防災資機材の入庫が平成24年3月に行われているが、管理簿が平成23年5月以降更新されていなかった。また、資機材管理簿の一部に記入誤りがあった。適時適切な資機材管理簿の作成・更新を行う必要がある。

防災危機管理課が所管する、油吸着剤や消火薬剤を備蓄する防災資機材倉庫（大分市三佐）を視察し、現物と管理簿との突合を実施した。

平成22年度から資機材についての管理簿が作成されているが、平成23年5月以降の受

払いの記録がされていなかった（2012年9月25日現在）。適時適切に管理簿を更新する必要がある。

また、毎年度3月に実地棚卸が行われているようであるが、棚卸の実施者や実施日、数量等を記録した棚卸台帳や棚卸実施報告書が作成されていないため、過去の実地棚卸が適切に行われたかどうかの検証ができなかった。今後は、実地棚卸における棚卸台帳または実施報告書を作成し保管する必要がある。

（監査意見）

防災資機材倉庫を視察したところ、消火薬剤の缶に製造年月日は明示されているが納入時期が明示されていないものがあり、管理簿には納入時期は記載されているが製造年月日の記載がないものがあった。これでは現物と管理簿との正確な照合ができないことから、今後は管理簿にも製造年月日を明らかにして、現物と管理簿を照合しやすいように工夫する必要がある。

現物及び管理簿が適切に表示されていないと、古いものから先に払いだされるという合理的な在庫管理の手法（先入先出法による入出庫）が実現できない。また、実地棚卸や管理表の記載を誤る可能性があるため、今後は少なくとも現物及び管理簿の双方に製造年月日を記載し、先入先出や現物照合を有効かつ効率的に行えるようにする必要がある。

このほか、倉庫内には破損した防災器具や防災イベント用の備品が置かれていたが、担当者によると破損品については修繕予定がなく、イベントの備品等についてはイベント自体が行われておらず、利用できないあるいは見込のない状況であるとのことであった。使用のめどがないものについては早期に処分する必要がある。

（7）処理の遅れ

下市住宅跡地

（指摘事項）

県営の下市住宅は平成15年に用途廃止され、取り壊し済みである。現在県営・町営で共同利用していた集会所のみが残り、それ以外は更地の状態で放置されているが、道路に面していないため売却が難しい状態である。一方、この県営住宅が移転した大仏住宅の土地は宇佐市から借りており、宇佐市と解決策について早急に協議するべきである。

県営の下市住宅は昭和55年3月に建設され、23年を経過した後、別の大仏地区に大仏住宅を建設し、平成15年1月に完成、居住替えを行っている。その後、不要となった下市住宅は県営・町営共用で使っていた集会所を残して解体され、更地の状態のまま7年以上経過している。また、この土地は道路に面しておらず、このまま売却することは難しい状態にあるとの説明を受けた。近隣は旧安心院町（現宇佐市）の町営住宅が建っている。

一方、新たに建設し居住替えを行った大仏住宅の土地は宇佐市のものであり、県が借りている状態にある。

宇佐市と解決策について早急に協議する必要がある。

(8) 使用料・貸付料の処理

総合社会福祉会館に係る使用料減免の取り扱い

(指摘事項)

大分県社会福祉協議会に対して、総合社会福祉会館に係る県有財産の使用料を「収入の9割以上が県からの委託金、補助金等である団体が使用するとき」に該当するとして、100%減免しているが、この減免基準を適用する根拠資料のないまま減免していた。

県有財産である総合社会福祉会館に入居している大分県社会福祉協議会は、大分県における地域福祉の増進を図ることを目的に設立された社会福祉法人である。担当課は当該法人の運営が、主として国、県の補助金、委託料で賄われているとし、事務取扱要領付表 3 (減免基準 A-2- (ウ)) に該当するとして県有財産の使用料を全額減免してきている。

提出を求めた許可更新書類には、減免基準適用の根拠資料のないまま減免していたことから、部としての考え方の説明を求めたところ、以下の資料の提出を受けた。

平成 21 年 県社協一般会計 (経常収入) 内訳 (単位: 百万円)

内 容		金額	備考
①	県助成の民間社会福祉施設振興資金貸付金の事業者からの返還金	32	
②	社会福祉施設従業員の福利厚生費関係の収入	25	
③	各種団体の事務局をする職員の人件費等の負担金収入	23	
④	研修を効果的に実施するための資料代收り等	46	
⑤	車いすマラソンに充てるため等の寄付金収入	23	
⑥	共同募金等	4	
⑦	県委託金、補助金、助成金	446	
⑧	会費収入、手数料収入、受取利息配当金収入	21	自主財源
小 計		620	
【除外収入】 会計単位間繰入金及び経理区分間繰入金		315	
合 計		935	

(620百万 - 21百万) / 620百万 = 96.6%

これによれば、①から⑥の項目は県からの収入ではないが、県も推進している「地域福

社の推進」や「人材育成」を実施するために必要な付随的収入であり、併せて、そのほとんどが自由に使える自主財源には該当しないことをもって、「県からの委託金、補助金等である」と解釈している。

そもそもこのような解釈が取れるのか疑問が残ることから、減免基準の適用にあたっては関係部局と協議し、A-2-(イ)など他の減免基準の適用も含め検討すべきである。また、少なくとも減免申請の書類に当該根拠資料を添付しておくべきである。

運転免許センターに係る貸付料算定の取り扱い

(指摘事項)

運転免許センターの建物を(財)大分県交通安全協会に貸し付けているが、貸付料の算定にあたり行政財産の貸付に係る料率(土地 6/100、建物 8/100)ではなく、目的外使用の料率(土地 5/100、建物 7/100)によって貸付料の算定を行っていた。

本契約は3年間という期間を定めた定期建物賃貸借契約であることから、貸付という契約形態に適合する貸付に係る料率(土地 6/100、建物 8/100)を適用すべきである。

大分県運転免許センターの建物は警察共済組合との間で、投資不動産譲渡契約が交わされた物件である。この契約は大分県と警察共済組合とで締結されており、県が不動産を取得するにあたって、いったん共済組合の資金で取得し、当該取得資金を分割で一定の償還期間にわたって利息相当額とともに支払い、償還終了後に所有権を共済組合から県に移転するものとなっており、県にとって実質的には借入による不動産の取得である。

上記、共済資金での不動産の取得について、建物の一部を受託事務を処理するスペースとして(財)大分県交通安全協会に貸し付けているが、貸付料の算定にあたり行政財産の貸付に係る料率(土地 6/100、建物 8/100)ではなく、目的外使用の料率(土地 5/100、建物 7/100)によって算定していた。

これについて、担当部局に照会したところ、当該物件は以下のような理由により行政財産の目的外使用許可に準じて貸付料の算定を行っていると回答を得た。

- ① 運転免許センターの建物は警察共済組合からの借用財産であるため、行政財産の目的外使用許可を行うことはできない。
- ② 運転免許センターの建物は、運転免許事務を行う行政目的の建物であることから、行政財産の目的外使用許可手続に準じた手続(算定、許可期間等)を行っている。
- ③ あくまでも所有権が県に移転するまでは借用財産であるため、賃貸借契約を締結している。

地方自治法の改正により、行政財産の貸付範囲等が拡大されたことに伴い平成20年3月

に大分県県有財産条例及び同規則の一部が改正され、行政財産の有効活用を図るため、貸付けできる範囲が広がっている。

運転免許センターの貸し付けが始まったのは、この改正前であり、行政財産の目的外使用許可で対応しようとしたが、先に示したとおり所有権の問題があり、貸付けの形態をとらざるを得なかったということのようである。しかし、問題は貸付けの料率を適用することなく、目的外使用に準ずるとして行政財産の目的外使用許可の料率を適用していることである。

また、平成 20 年 3 月に大分県県有財産条例及び同規則の一部が改正された後も、行政財産ではないことから貸付契約によっており、料率は目的外使用許可のものを適用している。

鑑みるに目的外使用許可は、行政上の許可処分として行うものである。許可処分であるから借地借家法の適用はない。また、公用・公共用の必要性が生じたときには、自治体が一方的に取り消しうるものである。

一方、貸付けは、借地借家法の適用を受ける契約であり、より長期的かつ安定的な活用が確保されるという特徴を有しており、借主にとって目的外使用許可よりもメリットがある。このことから料率も高くなっているものと考えられる。本契約は 3 年間という期間を定めた定期建物賃貸借契約であることから、貸付に係る料率（土地 6/100、建物 8/100）を適用すべきである。

仮に、県有財産（行政財産）に移行した場合の形態を重視して、目的外使用許可に準じた取り扱いをするならば、賃貸借契約の契約内容そのものを目的外使用許可に準じた内容としたうえで行うべきであろう。

県庁舎本館に係る行政財産の使用料減免の処理

（指摘事項）

県庁舎本館において、県が行政財産目的外使用許可に係る使用料を減免した団体の中に、減免基準に適合しない団体が含まれていた。県が減免基準に該当するかの判断を適切に行わなかったために発生したものである。使用料の徴収もれについては団体から徴収するとともに、今後使用料の減免にあたっては、減免基準に適合するかを毎年度適切に確かめる必要がある。

行政財産の目的外使用許可事務取扱要領第三・三によると、使用料は使用許可の相手方及び使用目的により減免又は免除ができるとされており、具体的な基準は「行政財産の使用料の減免基準（付表 3）」に基づくものとされている。

付表 3 によると、収入の 9 割以上が県からの委託金、補助金等である団体が使用するときにおいては、使用料の 10/10 以内が減免される。下記の団体については、県からの委託金、補助金等が 9 割を下回っていたため、減免適用外の団体であったが、誤って減免していた。

庁舎管理班によると、減免基準に該当するかを毎年度適切に確かめず、減免基準を適用したことが原因ということであった。今後は毎年度決算書を入手するなどして、団体の状況を確認するよう改善する必要がある。

	収受すべき金額	収受した金額	収受できなかった金額
1 団体（大分県自動車関連企業会） （平成 22 年度～平成 24 年度）	73,541 円	—	73,541 円

台帳登録誤り

（指摘事項）

「大分高等技術専門校」近接の県有地は現在市道として大分市が使用、管理しているとしていたが、実際には市道ではなく、台帳上の登録が誤っていることがわかった。台帳の登録及び維持管理は適切に行う必要がある。

口座名「大分高等技術専門校（普通財産）」面積 843 m²は「市道敷」として登録されており、その内容を確認したところ、行政財産である「大分高等技術専門校」隣接地であり、現在大分市が市道として管理しているとのことであった。ところがその後、市道ではなく、台帳上の登録が誤っているということがわかった。台帳の登録及び維持管理は適切に行う必要がある。

貸付料の減額申請手続

（監査意見）

佐伯総合庁舎の一部を貸付け、貸付料の減額を行っているが、貸付料の減額申請でなく、行政財産の目的外使用料の減額（免除）申請となっていた。

佐伯総合庁舎の建物の一部と駐車場の一部について、佐伯市観光協会からの申請に基づき、県として財産管理上支障がなく、県有財産の有効活用となるため、佐伯市観光協会に貸付けられ、県有財産貸付契約書が締結されている。また、この契約については、県の施策と連動した事業等で庁舎等の有効活用が増進されるとの理由で、貸付料の減額が行われているが、相手方から提出された減額申請書を閲覧したところ、本来、行政財産貸付料減額（免除）申請書で申請されるべきところ、減免率は適切であったが、行政財産の目的外使用料の減額（免除）申請書で申請が行われていた。

貸付申請書、減免申請書、契約書の三連書類の整合性をもとに申請、契約の手続を行えば、このようなミスは防げたと考えられることから、減免申請の運用ルールの徹底をお願いしたい。また、合議が提出され承認されていたことから、今後はこのチェック機能も充実する必要がある。

貸付契約の更新手続

(監査意見)

農村整備計画課所管の水利開発課中央管理センター用地については、用途廃止し普通財産に区分して国営用水施設の管理センター建設用地として九州農政局に貸与しているが、貸与期間が経過しているにもかかわらず、契約の更新が行われていなかった。

また、土地の状況からその所有権について市との話し合いを行う必要がある。

当該土地は昭和 53 年 5 月に駅館川総合開発事業事務所敷地の一部として 75 ㎡を用途廃止して普通財産とし、国営用水施設の取水ゲートを操作する場所として九州農政局に貸与している。

この貸与に係る県有財産使用貸借契約書によれば、貸付期間は昭和 53 年 6 月 1 日から昭和 83 年 3 月 31 日となっており、最終期限は平成 20 年となり契約期間を超過しているが、契約の更新手続が行われていなかった。

また、この土地の上に建てている取水ゲートを操作する管理センターは、国が市に管理委託しており、周りの土地も当初の建設段階で市に譲渡されて、この部分のみ県が所有する形となっている。このような状態は県にとって意味がないことから、市への譲渡を検討する必要がある。

(9) 未登記物件について

(指摘事項)

農村整備計画課所管の土地の一部、及び県立学校の土地の一部について未登記状態となっている物件が存在した。県有財産規則第 16 条において、登記を要する県有財産を取得したときは、速やかに登記を行わなければならないとされており、これが行われていなかった。

(指摘事項)

民有地上の県有建物について未登記物件が 1 件存在した。借地上の県有建物については、原則として登記を行うべきである。

(監査意見)

校長宿舍の 2 件について、システム上の土地台帳において登記の記載が漏れていた。原因はシステム移行以前の手書き台帳において登記年月日の欄に記載がなく、移行時に登記年月日を空欄にしたまま登録が行われたことによるものと考えられる。

手書き台帳の沿革欄には登記が行われた記載があることから、システム移行時に注意して入力を行えば防げたと考えられる。今後システムを改修する際には、登記事項の重要性から必須情報とし、未入力の場合にはシステム上原則として一旦は受け付けない仕組みにする等対応を取ることが望ましい。

(監査意見)

上記のとおり未登記案件が発生していることから、今後は登記対象物件については確実に登記を行う必要上、登記済証を取りまとめの部署に提出するとともに、その写しを保存し、一元管理しておくよう規程を改訂されたい。

また、「県有財産の取得に伴う登記事務処理の促進について」(昭和51年7月20日管第502号)に関して、例えば土地及び借地上の県有建物等、登記すべき対象を明確にしておく必要がある。

各部局に対して、事前に行った不動産の現況調査表に基づき、各部局の担当者にヒアリング及び関係書類の閲覧を行った。その結果、農村整備計画課所管の土地の一部、及び県立学校の土地の一部について未登記状態となっている物件が検出された。

農村整備計画課所管の物件は、事業を行うに当たり、平成2年及び平成8年に土地の売買契約を締結したが、昭和初期の共有地であり、登記名義人が死亡しているなど相続関係が多数存在していたり、一人及び複数名義ではあるが、名義人死亡により相続関係人が数十名存在し、この相続関係人の中に40名共有地の相続関係人と重複する者もいる。そのため、土地売買契約は締結し、買収費の支払いも完了しているが、土地の登記名義が県に変更されないままとなっており、未登記の土地の契約時の筆数は16筆となっている。

県立学校の土地については、3物件の土地のそれぞれ一部について未登記状態となっている。一件については町から県に寄付する際に、当時未登記であった2筆を除外し、その後町と協議して、相続人調査等を行っている。もう一件については、未登記の経緯は不明であり、担当部署としては今後調査を行い、適切に対応していくとしている。最後の一件については、相続人らが権利放棄をして、相続手続きが進まないため登記処理が頓挫している。

県有建物の登記については、通常一般取引の対象とならないことから、県としては義務化してはいない。しかし私有地を借りて県有建物を建設した場合には、地上権もしくは賃借権の登記を行わなければ、建物の登記を行う必要がある。事前に行った不動産の現況調査表に基づき、各部局の担当者にヒアリング及び関係書類の閲覧を行った結果、民有地上の県有建物について、一件未登記の建物が存在した。これについては担当者に速やかに登記を行うよう要請した。

すでに未登記の案件については、可能なものは今後登記を行っていくことになるが、取得時点において確実に登記を行うためにも、また、登記可能な継続案件について速やかに登記を促すためにも、集中管理を行うことが望ましい。そのため、登記済証を取りまとめの部署に提出するとともにその写しを保存する等、一元管理しておくよう規程を改訂されたい。

また、借地上の県有建物の取り扱いや、例えばすべて県有地に建設されている各方面の保健所のうち、豊肥保健所のみ建物登記が行われている等、取扱いに統一性がない事例もある。そのため「県有財産の取得に伴う登記事務処理の促進について」（昭和51年7月20日管第502号）に関して、例えば土地及び借地上の県有建物等、登記すべき対象を明確にしておく必要がある。

事前に依頼した不動産の現況調査表について、校長宿舍2件の土地について登記欄が空欄となっていたため、担当者に問い合わせ確認した。その結果、システム移行以前の手書台帳の登記年月日の欄に記載が漏れており、システム移行時にそのまま入力が行われないう状態となったため、システム台帳上も未入力状態となっていることが判明した。手書き台帳の沿革欄を読むと実際には登記が行われているとみられることから、移行時入力の際に注意して取り扱えば防げたと考えられる。

今回のシステム改修の際には、登記欄は必須事項とし、未入力の場合には一旦は当該物件の入力を受け付けない等の対応を取ることが望ましいと考えられる。

(10) 県立学校の耐震化について

(監査意見)

平成27年度末で、県立学校の耐震化率100%という国の目標に対して、大分県は前倒しで対応し、平成23年度末には学校再編関係での廃止予定等の建物を除き耐震化率100%を達成している。

しかし、学校再編に係る耐震化未対応物件の再編までの期間の安全性確保については、学校側と十分に連携して漏れが無いように取り組まれない。

また、現在、対応が急がれている東日本大震災の際に問題となった建物の天井等の非構造部材の新たな対策についても、優先順位をつけて行うとともに、対応が完了するまでの期間はこれも学校側と連携をはかって、現場での注意喚起を促す等、ソフト面の対処にぬかりのないようお願いしたい。

学校は、児童生徒が日中の大半を過ごす場所であり、非常災害時には地域住民の避難先ともなる場であることから、その安全性確保は極めて重要な課題となっている。

県立学校施設の耐震化について、教育財務課にヒアリングを行い、平成 24 年 9 月に作成された県立学校耐震化の予測資料を閲覧したところ、本県ではその重要性に鑑み、国の平成 27 年度末に耐震化率 100%という目標に対して前倒しで対応し、平成 23 年度末で学校再編による大規模改修や取り壊す予定の建物を除いては 100%の対応がとられていることになっていることが記載されていた。

そこで、この県立学校耐震化予測資料において、学校再編等の理由で耐震化率の策定から除かれている建物の内容について、別途内訳資料を入手しその内容を検討した。

この資料には耐震化を実施しない建物等が記載されており、いずれも学校再編等に係る内容であることが確認でき、その数値についても先の県立学校耐震化予測資料と一致していた。しかし、その備考欄を見ると廃校等の時期につき、長いもので平成 27 年度末というものもある。つまりそれまでの約 2 年以上の間、耐震上のリスクを抱えていることになり、これに対する生徒の立ち入り制限等、別の面での対応が必要となる。

この点について、担当課は学校と連携して対処するとのことであったが、生徒の安全性の問題でもあることから、極力運用面でのリスク回避を図るべきであり、漏れの無い対応が求められると考える。そのため、箇所別に実施状況を把握し、学校側だけでなく設置者側もその進捗管理を行ってぬかりのない対応をお願いしたい。

また、東日本大震災で問題となった、いわゆる非構造部材等の被害、すなわち構造体への被害が軽微な場合でも天井材や外壁材の落下、付帯設備や家具の転倒などが多く発生した問題については、今後対応が急がれており、各県において文部科学省が示すガイドラインに沿って、点検が行われている。

本県においては学校側の目視による一次点検は終了し、教育庁の専門技術職員による二次の点検が始まっているとのことであった。点検は 4 名体制で 65 か所が対象であることから、目途としては今年度中に完了する予定となっていると説明を受けた。これについて、教育財務課より追加で学校側が実施した非構造部材耐震点検状況表を入手し、担当課に対してヒアリングを行った。

この結果表によると、何らかの異常ありと回答した学校と、学校側では判別不能と回答したものを合わせると全 64 校のうち 62 校に上ることから、予算との兼ね合いの中で優先順位をつけて対応を行ってもらいたい。また、あくまで一時点検は学校側の目視であることを踏まえて、対応が完了するまでの期間はこれも学校側と連携をはかり、個別箇所のリスクの大きさに応じて、現場での注意喚起を促す等、ソフト面の対処にぬかりのないようお願いしたい。

(11) 豊栄鉱山について

豊栄鉱山、かつて岡藩直営の鉱山として銀、錫、鉛を採掘、明治 4 年の廃藩によって休

山した。その後、昭和 31 年 1 月に蔵内金属鉱業㈱により、約 20 年間錫、亜鉛、硫化鉄鉱、銅等が採掘されたが、昭和 50 年 3 月に閉山され、同社は 5 月 15 日付で破産宣告を受けた。

鉱山から流出する坑廃水の水質は排水基準に適合しないため、対策が必要であったが、義務者である蔵内金属鉱業㈱は無資力で鉱害防止義務を遂行する能力がなくなったため、大分県が事業主体となり、昭和 50 年 8 月 10 日に豊栄鉱山鉱害防止協会を設立し、大分県は同協会と請負契約を締結し、休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金制度による坑廃水処理を実施して現在に至っている。

県の資料によれば、豊栄鉱山の坑廃水に関しては以下のように説明されている。

豊栄鉱山坑廃水の水質について

坑廃水処理を開始した昭和 50 年当時、鉄やカドミウム等の重金属濃度はいずれも排水基準を大幅に超過していた。しかし、重金属の坑内水への溶解量が減少することにより、年々水質は改善されており、最近では処理水の約 7 割を占める坑内水の水質に関しては、重金属はほぼ排水基準以下となっている。

台風・豪雨等への対応について

台風が接近又は上陸した場合、現地事務所の職員 3 名は 24 時間体制で坑廃水処理を行うこととしている。

雨量によっては、処理施設の能力を超えることがあるが、そのような場合には坑内で約 3,000 m³、予備貯水槽で 677 m³あり、約一週間分の坑廃水の貯水が可能である。

澱物の処理について

坑廃水処理を行うと、脱水ケーキ（澱物）が発生する。発生した澱物は第 5 堆積場に投下・埋立をしているが、堆積場の残容量は約 2,500 t あり、現在、毎年約 20 t 発生しているので、今後約 100 年間は使用できる。またこの澱物は化学的処理を行っており、雨などによって場外に重金属が溶け出すことはない。

坑廃水処理施設について

現在の坑廃水処理施設は昭和 56 年に完成し、25 年以上経過している。現時点では処理に支障が生じるような故障はないが、各施設の耐用年数を勘案し、毎年度の補助金を受けながら、必要に応じて補修や更新を行っている。

上記のような説明及び質問等のやり取りの後、過去の分析数値をレビューして異常点がないか確認した。その結果、現在のところこの鉱山の坑廃水処理に関するリスクはコントロールされているとの心証を得た。

また、平成 24 年度の豊栄鉱山鉱害防止協会の資料によれば、同協会の参与として若干名

の坑廃水処理の学識経験者を置くことが想定されているが、現在空席となっている件について担当課に確認した。工業振興課の説明によれば、数値も安定しており、問題はなく、新たに学識経験者を選任する必要はないとの説明を受けた。

以上の結果、特に指摘事項及び意見はなかった。

消費生活・男女共同参画プラザ

(指摘事項)

この施設は PFI という手法を使って、県有地に民間資金で建物を建て、一定部分を県が賃借料を支払って借り受け、その約半分のスペースを会議室・研修室として貸出しを行っているが、その利用率が低迷している。利用率の低い原因は駐車場が少ないことにあるのか、それとも周知徹底が足りないのかはわからないが、中心地で利用率が低いとなると、有効活用がなされていないことになり、担当課及び県有財産を統括する部門はその原因を分析するとともに対応策を検討すべきである。

この施設は県所有の土地に消費生活に関する専門的、中核的施設である消費生活センターと男女共同参画社会づくりを推進するための活動交流等の施設を「大分県消費生活・男女共同参画プラザ」として整備したものである。

県は、この施設の整備に当たり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）の趣旨にのっとり、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、施設的设计、建設、所有、維持管理、運営、譲渡から成る事業を民間事業者に対して一体の事業として発注することとした。

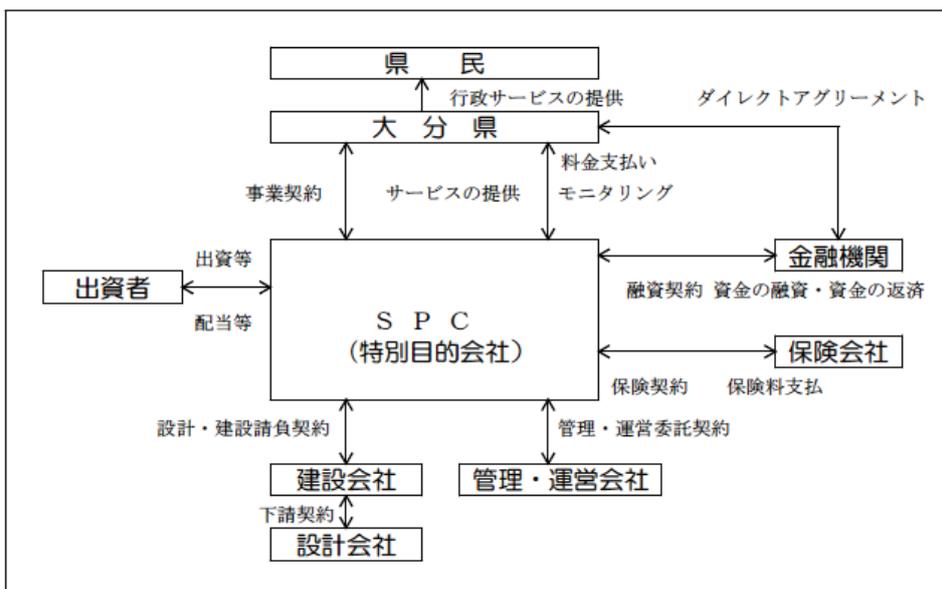
平成13年に本件事業の入札説明書（以下「入札説明書」という。）に従い総合評価一般競争入札を実施し、入札した民間事業者から成る応募者グループを落札者として決定した。

当該グループは、入札説明書に従い本件事業を実施するために、県と平成13年11月7日付の基本協定書を締結し、これに基づき株式会社豊の国エヌエス・マネジメント（以下「事業者」という。）を特別目的会社として設立して、平成15年4月1日に開業している。

この事業は、事業者が公共施設等の設計、建設及び維持管理業務等を行い、事業期間終了時に公共施設を県へ有償譲渡するBOT方式※が取られており、事業期間としては平成13年12月18日から平成45年3月31日の32年間、契約期間は平成15年度から平成45年度までの30年間となっている。

※ BOT方式：民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設（Build）・所有し、維持管理及び運営（Operate）を行うもので、一定期間終了後、施設を公共に譲渡（Transfer）する方式

事業スキームの概略を示すと以下のようにになっている。



NS大分ビル



ここにおいて、県は特別目的会社より年間約 14 百万円の地代を受けとっているが、逆にこの施設の 1 階と 2 階部分を年間約 47 百万円の賃借料を支払って当該特別目的会社から借り受け、団体やグループの自主的活動や情報交換、交流の場としてアイネスルームを設置し、県が賃借りしている部分のうち、約半分のスペースを占める二階部分を会議室・研修室として貸出しを行っている。

そこで、会議室や OA 研修室の利用率を把握するために、担当者にその提出を依頼し、資料を閲覧した。提出された資料を見ると室によっては 100%を超える利用率と算定されていたものもあったため、その内容を確認すると、担当部局としては当該室が一度でも使用されれば、一日使用されたものとして利用率をカウントしており、実際よりも大幅に利用率が高く算定されていることが分かった。

そのため、直近の各室の利用率について、時間帯を 3 区分に分け詳しくとってみると以下のようになっており、実際にはかなり利用率が低迷しているとみられた。

(稼働日：348日)

	利用率	人数
大会議室	29.3%	25,246人
小会議室1	29.1%	5,541人
小会議室2	25.8%	4,580人
和会議室	12.8%	1,031人
OA研修室	5.0%	764人
会議室全体	20.4%	37,162人

上記、利用実績の数値について、午前、午後及び夜間の3区分ごとの集計表についても示すと以下のとおりとなっている。

区分	(利用件数) / (利用可能日数 * 3 区分))とした場合	
大会議室	午前	41.7
	午後	29.6
	夜間	16.7
	全体	29.3
小会議室1	午前	44.8
	午後	32.5
	夜間	10.1
	全体	29.1
小会議室2	午前	46.0
	午後	23.3
	夜間	8.0
	全体	25.8
和会議室	午前	36.8
	午後	1.4
	夜間	0.3
	全体	12.8
OA研修室	午前	6.6
	午後	8.0
	夜間	0.3
	全体	5.0
計	午前	35.2
	午後	19.0
	夜間	7.1
	全体	20.4

これについて、担当課によれば、そもそもこれらの会議室は、利益を得る目的ではないため、利用率が低くてもやむを得ない、という認識を持っているが、このような考え方を行政サービスを提供するにあたってのコスト意識が不足していると言わざるを得ない。

この施設はPFIという手法を使って、県有地に民間資金で建物を建て、その一定部分を県が借り、表面的には自前で施設を建設するよりもローコストで運営できたとしているが、そこで県が賃借料を支払って借り受け、その部分の利用率が低いのでは意味がない。

その後、担当課より、利用率が低い件について、以下のような説明を受けた。

①当施設の性格から消費者団体や女性団体などの利用を想定していること、②平成 15 年の開館時に想定していた利用率をほぼ確保できていることから、利用率が一概に低いとは言えない。

また、市内中心部からは若干離れた位置にあること、施設内に駐車場が 10 台と少ないことなどの立地条件や営業目的の利用を認めていないことなどを考えると、これ以上の利用率の向上を図ることは厳しい状況である。

確かに現在の担当者としては、立地や駐車場の状況等を所与の条件として業務を任されているのであるが、利用率が低いことに対して、周知徹底を図る等の対応をとる責任はあると考えられる。不合理な利用率算定が継続して行われていたことは、十分な対策が迅速に取られていなかったことにも繋がっているのではないかと考えられる。

所期の目的である消費者団体や女性団体などの利用を少しでも促すよう努力してもらいたい。

共済借入

(監査意見)

職員住宅に関して警察共済組合、公立学校共済組合及び地方職員共済組合より県が実質的に借入を行っているが、低金利下において繰り上げ償還ないし、借り換えを随時実施しなかったことから、平成 23 年度までに機会損失が発生している。

財源不足が常態化する中で、県有財産の各所管課としては、極力支出を抑えることが優先され、県全体としてはどうすべきかという視点が欠落したと考えられる。部局ごとの予算の考え方によって、県全体の観点からすると不効率が発生している場合があるため、全体的な予算統括部署はこのことに十分留意して取り組まれない。

職員住宅を建設した際に、土地代や建設コストに係る資金調達を警察共済組合、公立学校共済組合、及び地方職員共済組合からの借り入れにより賄っている場合がある。

契約書によれば、警察職員の住宅については「投資不動産譲渡契約書」が締結されており、実質借入元本と利息相当額を県は警察共済組合に償還期間にわたって毎年支払い（年二回）、完済後に物件の所有権を県に移転することとなっている。

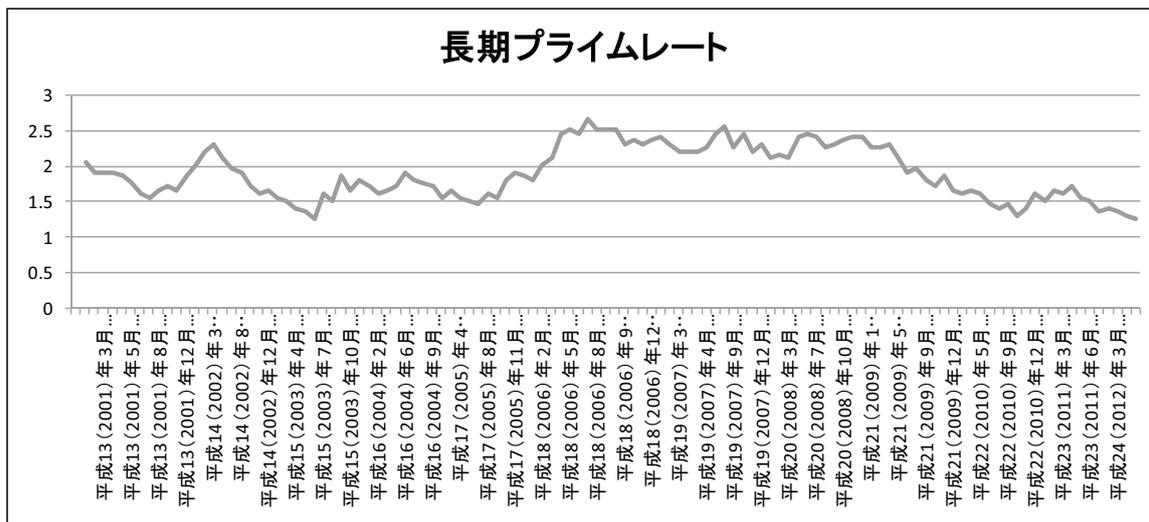
同じく教職員の住宅についても、県と公立学校教職員組合との間において「住宅譲渡契約書」が締結されている場合や、一般の職員住宅について県と地方職員共済組合との間で「賃貸借契約」という形を取っている場合があるが、いずれも実質的に県がそれぞれの組合から職員住宅の建設に際して、金利を負担して資金調達を行っている契約内容となっている。

これらの取引についてそれぞれの契約書を入手してその内容を検討し、関係者にヒアリ

ングを行ったところ、実勢の金利水準に対してかなり高い水準の利率の契約があったことから、実勢金利との差を試算した。

《 試算方法 》

1) 長期プライムレートの過去の推移を把握



*長期プライムレート：民間金融機関が企業に対して期限 1 年以上の融資をする際に最低限度となる金利（最優遇金利）のこと。

2) 3%を超える金利の契約を抽出

すべての契約より金利 3%以上のもの（7.5%～3.3%）を抽出した。なお、人事課所管の一般職員住宅の 3.2%の分については除いている。

3) 当該契約金利と金利 2%との差額を算定

契約金利 3%以上の物件について、平成 13 年より平成 24 年 3 月までの期間、当該契約金利と仮に金利 2%とした場合の発生金利との差額を算定したところ、約 8 億円となった。

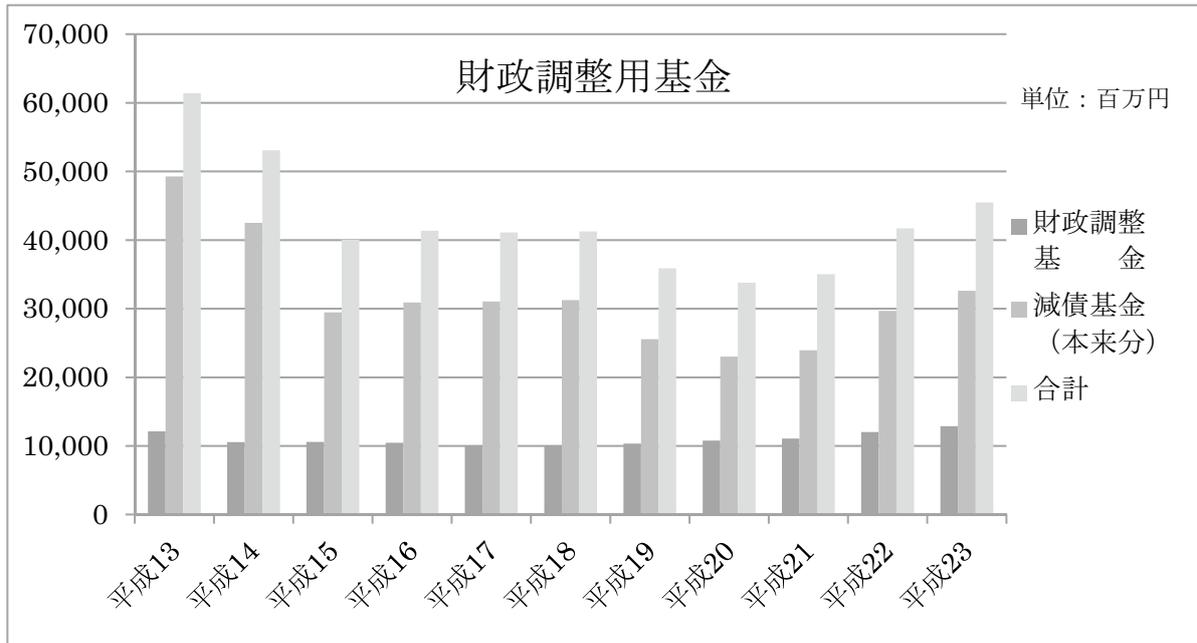
上記実質借入金は、平成 24 年度になって繰り上げ償還するという。

しかし、金利水準は平成 13 年に長期プライムレートが 2%を切って以降、長期間低水準が続いており、ここ 10 年以上大幅に下落した状態が続いていたことから、タイムリーに繰り上げ償還ないし借換えを行えば発生金利を低減できたはずであり、これを行わなかったことによるこの 10 年間の機会損失は上記のごとく 8 億円以上になるものと考えられる。

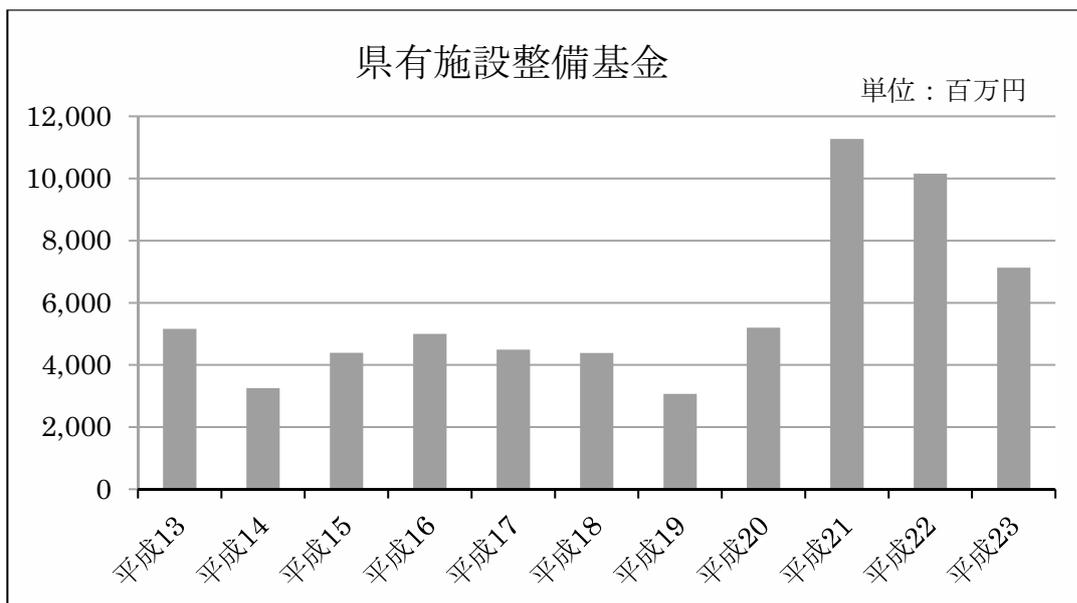
県の担当課によれば、財源不足によりこれまで繰り上げ償還が行えなかったところ、今期財源を捻出することが可能となったことから実施するものであり、これまでも、懸

案事項として問題視していた。決して考慮外に置いていたわけではないとのことであった。繰り上げ償還分は起債の対象とならないため、一般財源を充て込まざるをえないことから、財源を確保するには事業費を削らなければならない、繰り上げ償還することは県民サービスの低下を招いてしまうとの主張もあるかもしれない。

そこで、財政調整用の基金とされている財政調整基金と減債基金（本来分）についてその残高の推移を以下に示す。



また、県有施設整備基金は県有施設の改修及び維持管理等の目的で必要額の積み立てを行う基金であり、その推移を以下に示す。



これらをもとに財政における予算推計のやり方について、資料をもとにヒアリングを行った。ごく簡単に記載すれば、財政調整用基金（財政調整基金及び減債基金の本来分）の残高として、大まかには 300 億円必要と考えているという。この残高は予算規模を約 6,000 億円としてその 5%としており、この基準額を特定の目的以外にもっている減債基金と財政調整基金で確保することを一つの目安としている。5%という数値は総務省が一つの基準として示しており、担当者としても 300 億円あれば災害や急激な景気悪化等不測の事態に耐えられると考えている。

このため、財政調整用基金と県債残高については予算推計というシミュレーションにより注視しており、当初予算や補正予算等の節目においては、基金残高を勘案しながら県債残高見込み額を検討し、場合によっては県債の発行抑制をかけるというやり方を取っているという説明であった。

平成 19 年度から 22 年度には三位一体改革の関係で交付税が約 250 億円減少し、基金を取り崩さなければならず、確かに財政調整用基金は平成 19 年度から 21 年度にかけては基準である 300 億円に近く、400 億円には届かない水準となっている。

しかし、金利水準は平成 13 年に長期プライムレートが 2%を切って以降、長期間低水準が続いており、ここ 10 年以上大幅に下落した状態が続いていたことから、その間に早いタイミングで繰り上げ償還できたはずであり、今年度が最も合理的なタイミングだとは言えない。可能な限り早めに全体管理を行って、段階的にでも繰り上げ償還すべきだったと考える。なお、平成 12 年に同種債務について合計で約 32 億 5 千万の繰り上げ償還を行った実績もある。

5. 大分県におけるインフラ資産のアセットマネジメントについて

大分県におけるインフラ資産としては道路、橋梁、トンネル等があるが、これらは戦後の復興期から高度経済成長期にかけて集中的に整備されたため、経年とともに老朽化が進行し、これから大幅な維持管理コストの増加が懸念されている。

今後、これらの分野に国の予算がどのように付くかは現状では不明であるが、県としては厳しい財政状況の中で、ライフサイクルコスト（LCC）*1 の縮減や維持管理・更新費の平準化を図ることが課題となっており、計画的な維持・管理により、適切な時期に補修・更新を行い、ライフサイクルコストの縮減を図る取り組みをアセットマネジメントと名付け、導入を進めていこうとしている。

監査を始めるにあたって、県のアセットマネジメントについて建設政策課の企画・アセ

ットマネジメント推進班にヒアリングを行った。現在県が考えているこの分野に関する内容を把握するために以下にその概要を記載することとする。

(アセットマネジメントの意義等)

アセットマネジメント自体は資産管理という意味ととらえ、昨年、建設政策課内に企画・アセットマネジメント推進班をつくって維持管理に努めている。対象として、公共土木施設と建築物があり、建設政策課では公共土木施設を担当し、建築物については別途部署がある(施設整備課)。

対象となる施設については、道路、河川、港湾、砂防など様々であるが、例えば道路は県管理の国道や県道となる。そのなかには橋梁、トンネルなどの構築物も含まれている。なお、トンネル数は全国で最も多い。その他道路以外にも砂防ダム(土砂災害防止)や港湾施設などがあるが、橋梁と舗装の維持管理手法を使って、運用を始めている段階にある。

構造物により寿命はさまざまであるが、50年というのは高齢化という一つの目安となっている。今までは、老朽化して橋梁が落ちそうになると通行止めになり、さらに非常に大きな費用がかかる。事業費ばかりが増えるのをしっかり管理して、寿命も長くしながら、予防保全の考え方で計画的に事業を実施し、維持補修費を平準化していこうというのが現在の取組である。

施設により1年に1回点検すべきものとそうでないものがある。常時点検し補修すべきものと傷み具合によっては当面許容できるものがある。このように、施設の特性などにより、維持管理コストが各施設によって異なるため、上手にマネジメントしていかなければならない。

そのためには今まで紙ベースであった各施設台帳の電子化を進めており、大量の各種データをいつでも短時間に検索可能な環境となるようシステムの構築に努めている。これら電子化された台帳は、「台帳管理システム」の中に格納され、昨年より運用を開始した。このシステムにより全職員がアクセスして閲覧することができるとともに、担当者が施設の調査や点検、補修を行った結果を履歴として保存することとしている。これまで施設の位置や構造などしかわからなかったが、こうした記録を入力しデータ整理上、電子媒体として明確に残すことができるよう作業を進めている。そういう器ができたことで点検を継続しながら必要な補修、場合によっては更新を行うべき施設を把握し、維持管理コストの平準化を目指している。

(台帳整備)

現在、橋梁はほぼ電子化できているが、このほかにも舗装やトンネル、砂防ダム、標識、

街路樹など様々な施設の台帳があり、紙ベースによる台帳管理を行っているものもある。

全国的に国土交通省主導のもと、まず優先順位の高い橋梁の維持管理計画の策定と電子台帳の整備を開始した。これまでに、維持管理計画は平成 22 年 3 月までに策定を終え、5 月に公表している。

橋梁は高度経済成長期にその多くが建設されており、10 年後には建設後 50 年が経過する橋梁が 43%に達するため、これらを延命して増大する補修費の平準化を図ろうとしている。

県内では大分県と大分市等で維持管理計画が策定されている。計画策定にあたっては、基本的に全ての橋梁を点検しなければならないので数年の期間を要している。大分市以外の市町村もほぼ全ての点検が終わっている状況にある。

計画策定のための補助金が国から交付されたが、途中から点検も補助の対象となり加速度的に進捗が図られている。

大分県ではまず、点検を行うのに 5 年で約 2,300 橋を実施しているが、点検をしなければならない橋梁の経年変化を把握できないため、5 年スパンで 2 度目、3 度目と点検を繰り返すことにしている。そうした点検サイクルの結果、傷みが想定以上に大きく進行しているケースもあるので、その際には計画の見直しを行うこととなる。

これまでのところは、基本的に計画の優先順位を大きく変えなければならないケースはほとんどないが、点検して傷みが見つかった橋梁については、可能な限りその損傷状況に応じた対応を速やかに行っている。

アセットマネジメントという言葉であるが、従来から実践している調査、点検、補修という手法は変わっていない。各自治体には経年による劣化に対して危機感があり、いわゆるシステムとして誰がどこに行っても機械的に維持管理の対応ができるようなシステムにしたいと考えている。

(補修等の優先順位について)

橋梁については、学識経験者に入ってもらい、どういう考え方に基づいて序列をつけて維持補修を行っていくのか議論しているが、係数を用いて自動計算でやっていくような簡単なものはできない。優先順位のファクターを整理して並べている。まず、①劣化度合い、②第三者被害の有無、③道路ネットワークの特性で分類している。

ファクターを入れて（細かい）点数付けはできないが、大きな意味での点数付けはでき、事業費も絡めながら整理をしていく。約 2,300 の橋梁を全部補修しないといけないわけではなく、優先順位のつけ方が計画の主眼の一つである。施設整備課が行っている 17 の大規模施設の維持管理計画よりも大雑把かもしれないが、学識経験者がマネジメントに入っているのがポイントであり、橋梁のタイプが山と海で異なる等優先順位を決める技術的な助言をもらっている。

(舗装について)

道路の舗装についても橋梁のように整理して点検・維持補修を行っている。道路は 5 つの管理レベルに分けて道路パトロールで目視を中心にした点検を行っている。舗装は連続しているので区間を設定しながら点検を行い、緊急度が高い場合にはすぐに補修を行うこととしている。

(トンネルについて)

トンネルについても台帳を整備しているところであり、平成 24 年度から点検要領を定めて点検を実施している。その点検結果を見て、長寿命化計画をどうするか等検討する必要がある。長寿命化計画を作るのにはコストがかかり、点検要領に基づく初回定期点検が完了していないため、初回の定期点検が完了した後に作成についての検討をスタートさせる。

(アセットマネジメントに対する内部統制について)

実務的な点検要領の作成や実際に点検、修繕を実行しているのは各事業課であり、総合調整を企画・アセットマネジメント推進班が行い、補修にいくらかかるのかという個別の作業は各事業課で決める。

各事業課がきちんと点検をしているというチェックは、どこがモニタリングするのかという企画・アセットマネジメント推進班が行うことになると考える。第一義的には各事業課が状況を確認するが、年度ごとの進捗状況の把握や、昨年度は何をしたかというチェックは企画・アセットマネジメント推進班が行う。

モニタリングについては実際には各土木事務所が点検して整理しているので、各事業課がチェックしているはずであり、例えば橋梁については道路保全整備室でモニタリングしている。

これからはモニタリングも建設政策課で行うべきと思っており、現在のところ各担当がきちんと行っているどうかについては、企画・アセットマネジメント推進班がプロジェクトチームを作って何をしているのか整理を行っている。

補修すべき施設を見逃すリスクについては、優先順位の高いものが後回しになってしまうというリスクを防ぐ仕組みをどうするかというのは一つの課題である。道路パトロールが毎日定期的に、課題をもってパトロールしているので状況は把握していると考えている。

道路や河川でも基本的には各事業課が所管するが、点検するのは出先の土木事務所であり、各事務所が計画的に点検しているかどうかは、道路保全整備室や河川課がそれぞれ管理する。大きな枠組みとしてのルール、仕組みづくりを行っているが、できた仕組みを運用しているのが各事業課であり、実施するのが土木事務所である。全部の施設の点検ルールを作るより、できたものから運用しようとしている。したがって、各事業課が行っていることを企画・アセットマネジメント推進班がモニタリングする仕組みは、現在のところ明確に言えるものはない。ただし、プロジェクトチームで事業進捗の状況は確認している。

以上のように、現状の取り組みとしては不具合が生じた場合のリスク等により、優先的に整備すべき施設（社会的影響大）を抽出し、調査・点検・補修サイクルを先行することによって、以下の内容を試行し、目指すべき維持管理の姿を実現しようとしている。

- ・電子化された台帳の適正な運用を開始し、これを基に点検履歴付き台帳を充実
- ・各土木施設の管理レベルによる維持管理の試行
- ・試行結果を検証し、維持管理体制を検討
- ・点検結果により、補修が必要な構造物の優先順位を決定
- ・中長期的な維持管理（予算・組織）モデルの検討

*1 LCC（ライフサイクルコスト）

：ここではインフラ（道路、橋梁等）等にかかる生涯コストのこと。

企画設計に始まり、竣工、運用を経て、寿命がきて解体処分するまでの全期間に要する費用であり、初期建設費であるイニシャルコストと、補修費、更新費などのランニングコストにより構成される。

大分県としてはインフラ資産のうち、先行して平成 22 年 5 月に『大分県橋梁長寿命化維持管理計画』を作成している。

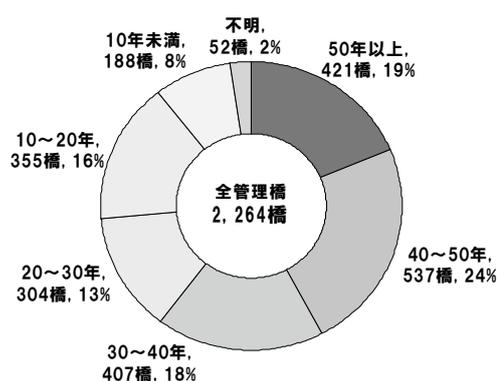
この『大分県橋梁長寿命化維持管理計画』によれば、大分県が管理している橋梁の架設年と老朽化進行の状況は以下のようになっている。

管理橋の架設年と老朽化進行

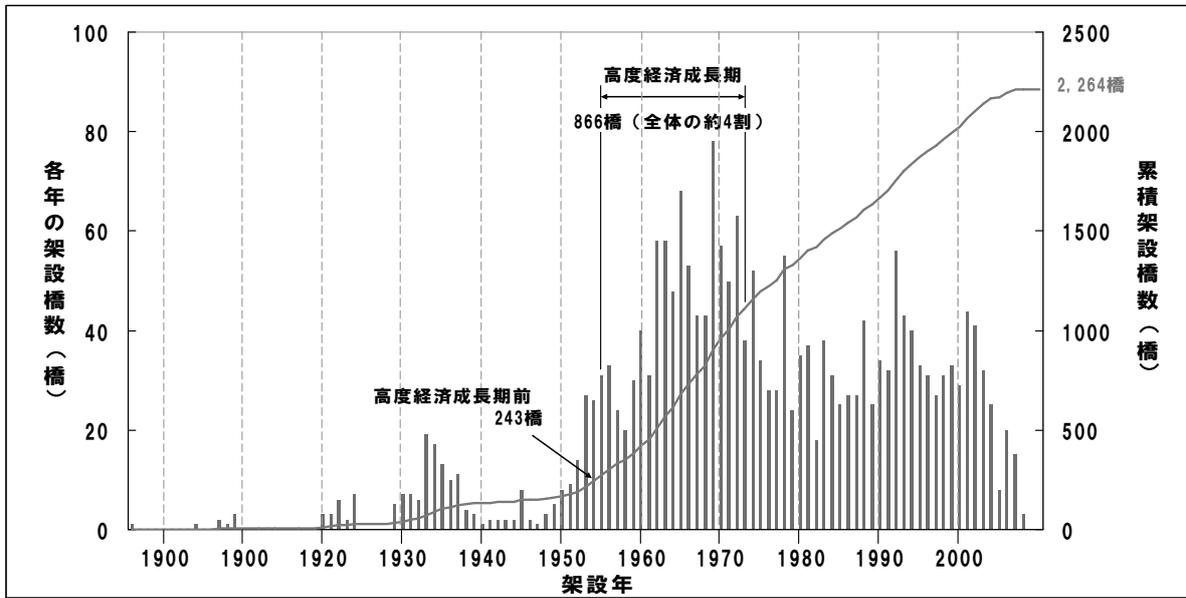
橋梁の架設年分布を見ると、高度経済成長期（1955～1973 年の 18 箇年）に全体の約 4 割の建設が集中しており、すでにその一部が架設後 50 年を迎えている。

一般的に老朽橋とされる建設から 50 年経過した橋梁の割合は、2010 年現在で 421 橋と全体の 19%だが、10 年後には 43%、20 年後には 62%と急速に老朽化が進むこととなる。

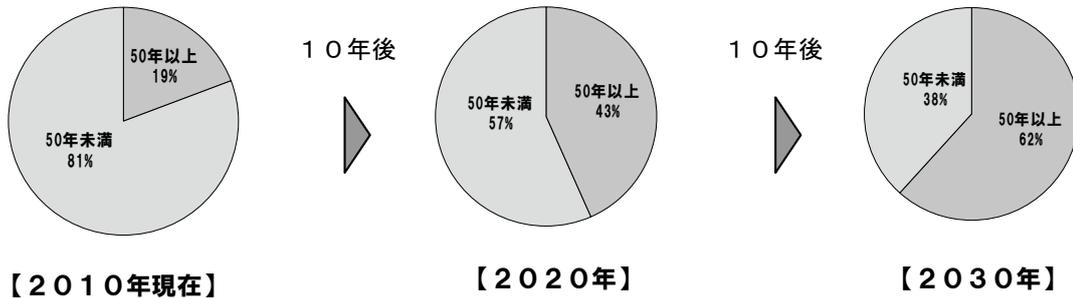
橋梁の架設経過年内訳



橋梁の架設年分布表



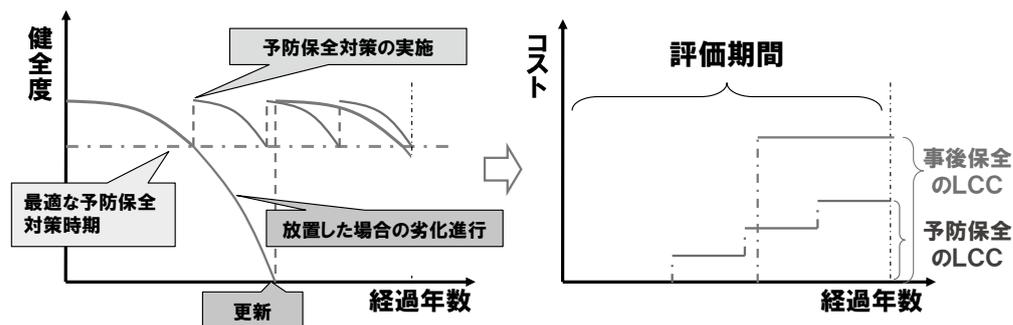
橋梁建設後50年以上となる老朽橋の割合



(平成 22 年 5 月作成の大分県橋梁長寿命化維持管理計画より)

上記のような今後訪れる急速な老朽橋の増加に対して、著しい損傷に至ってから対処療法的な修繕や架替えを行うこれまでの維持修繕を行った場合、厳しい予算制約の下では維持管理コストの増加や集中への対応が困難となる恐れがあると予想されている。そのため損傷を早期に発見し計画的かつ効果的な修繕を行う予防保全型維持管理への転換を図ることで管理橋の長寿命化と維持管理コストの縮減を図るとしている。

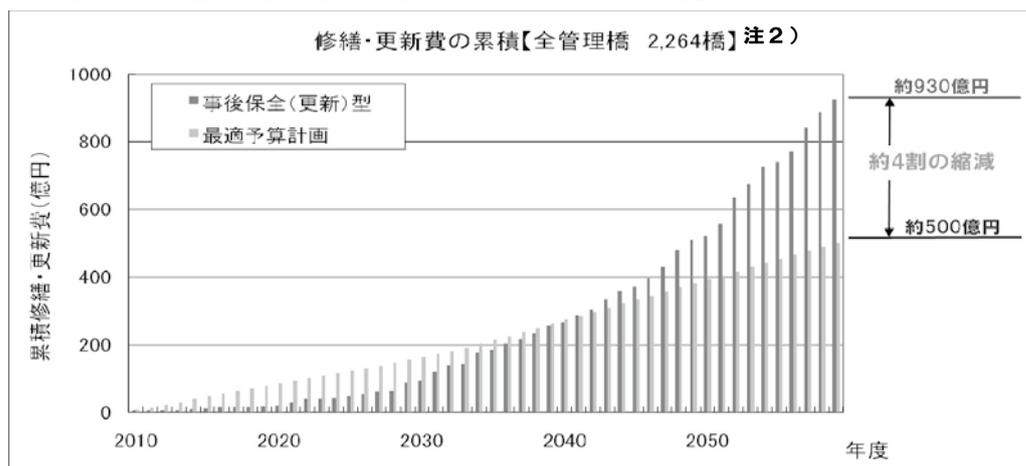
予防保全を行うことによって、以下の図に示されるように長寿命化やライフサイクルコスト (LCC) の低減が図られるとされている。



以上のようにこれまでの事後保全から予防保全にシフトすることによって、大分県における橋梁の維持保全に関するコストを以下のように全体で約 4 割削減できると試算されている。

事後保全と最適予算計画との比較

事後保全：補修等を行わず橋令60～100年で更新した場合 ^{注1)}

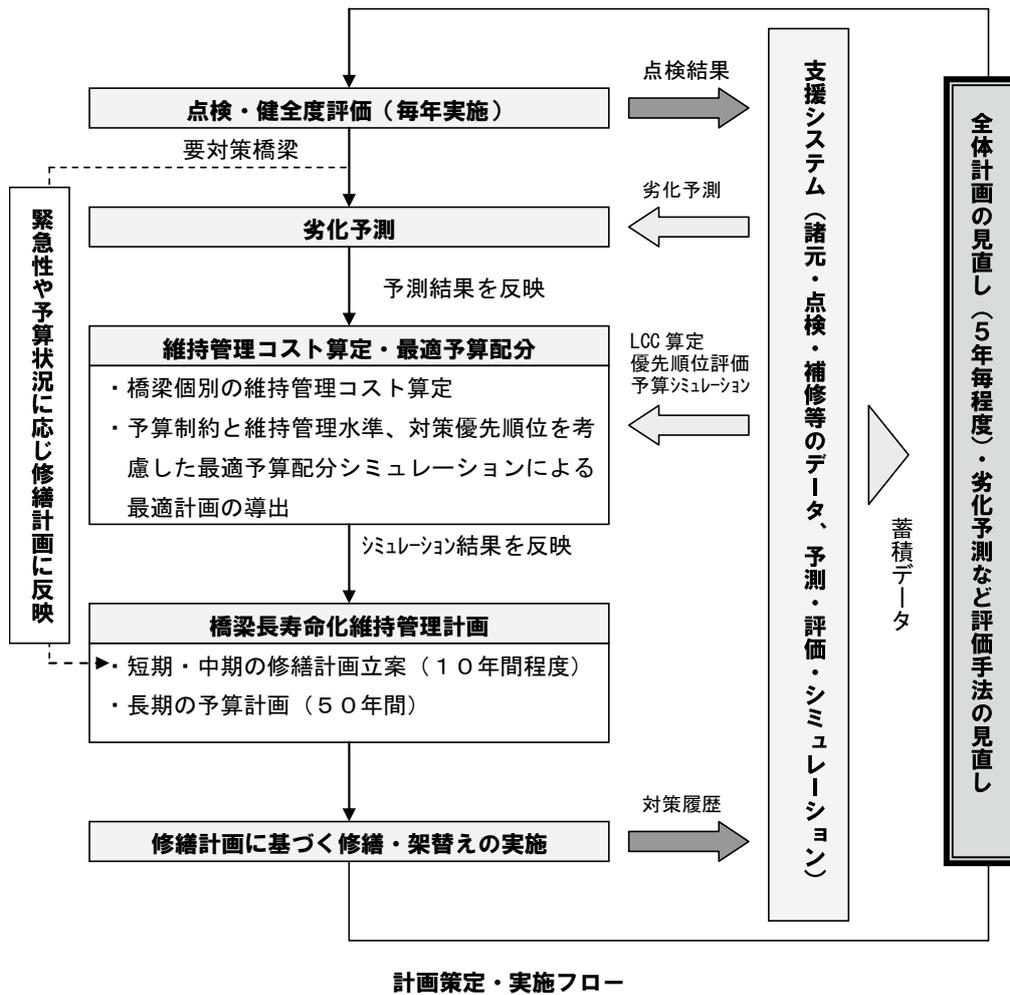


注1) 文献等で一般的に示される既設橋の橋梁寿命（60年～100年）を参考に、管理橋を60～100年の間で段階的に更新した場合の更新費を積み上げたもの

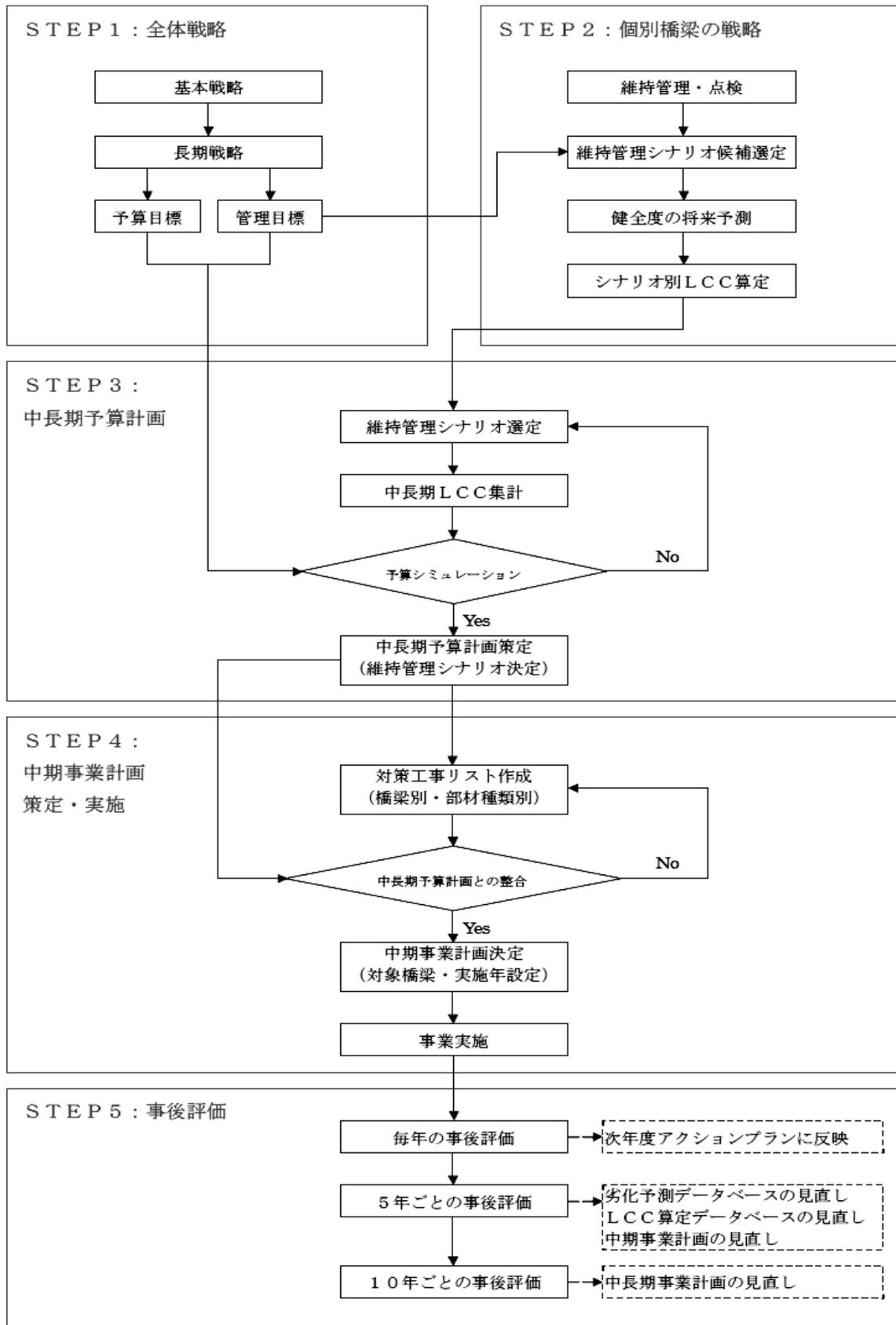
注2) 本検討は、平成21年3月現在の全管理橋2,264橋に対して算定したものであり、将来の管理橋の増減については考慮していない

このような考え方を基に土木建築部では橋梁について、先に示した『大分県橋梁長寿命化維持管理計画』に基づく取り組みを進めているが、点検は計画策定前の平成18年から20年にかけて簡易点検を終了し、定期点検を21年から25年にかけて実施している。つまり、点検調査に基づいて橋梁の健全度を評価し、その健全度や重要度等を勘案して維持修繕のライフサイクルコストが最小となるように事業費を平準化するためのより精度を高めた計画を立てようとするものである。平成25年までにこの定期点検の一巡目を終了して、先に示した今後50年間の維持修繕コストをより詳細に見直し、橋梁長寿命化の最適予算計画を更新しようとしている。

全体的な維持管理計画策定の流れは以下のようになっている。



以下に橋梁のアセットマネジメントに関して先進的な取り組みを行っている青森県の計画フローを掲載する。この図でいえば、大分県はSTEP 3ないし一部は4の段階にあると考えられ、今後、長寿命化のための具体的な対策工事リストや詳細な予算計画の策定が必要になるものと考えられる。



(青森県橋梁長寿命化修繕計画より)

このようなことから考えれば、大分県のインフラ資産にかかるアセットマネジメント、すなわち施設の計画的な維持・管理により、適切な時期に補修・更新を行い、ライフサイクルコストの縮減を図る取り組みは、まだ緒についたところであり、大部分のインフラ資産について本格的に導入されるのは、かなりの年数を要することになると考えられる。

後年に負担を先送りしないためにも、また将来的な維持管理コストの削減と安全性の確保のためにも先を見越して早急に行う必要があると思われるが、老朽化したインフラの問題は全国的なものであることから、国の動向も注視しながら進める必要があると考えられる。

現在橋梁で行われている定期点検を使った資産の状態の把握については、財源がいつどのように確保されるにしても必要なことであるから、早急にまた確実にしておく必要がある。

今回の監査にあたっては、インフラ資産については以下の手続きを行い、大分県における橋梁のアセットマネジメントの基礎となる橋梁点検にかかわる内部統制の一部について検証した。

- (1) インフラ資産について現在行われているマネジメントの内容をヒアリングした。
目的は橋梁に関するアセットマネジメントとして、県はどのようなことを目指して、どのような手順で進めようとしているのかを把握しようとするもの。
- (2) アセットマネジメントとして新たな維持管理の取り組みが行われている橋梁につき、その維持管理の実効性を確保するための点検作業にかかる内部統制について検討するため、2つの土木事務所を往査して以下の手続きを行った。
 - ① 土木事務所長より、当該土木事務所の概要、事務所を取り巻く状況について聴取
 - ② 職員配置図を基に橋梁点検のチーム構成について質問
 - ③ 橋梁点検の年間スケジュール及び橋梁定期点検進捗管理表を閲覧し、今後の予定について質問、その実現可能性について把握
 - ④ 点検調書より、サンプルを抽出して以下の点について検討
 - 1) 点検調書からの判断であるが、点検は県が定めた橋梁定期点検要領に準拠して十分に行われているか
 - 2) 点検結果に基づいて実施すべき対応がとられているか
 - ⑤ 点検作業にかかるスキルアップのための研修の参加状況の検討

なお、上記手続きについては、橋梁点検に関する内部統制検証の一環として行ったものであり、技術的な評価を基にその妥当性を判断するものではない。また、検出された事項

は両事務所共通の事項や一方の事務所にのみ該当する事項がある。

(指摘事項)

土木事務所において、職員点検のスケジュール（日程表）が作成されていなかった。適切な点検時間の確保と人員の配置を行い効果的かつ効率的な点検が実施されるように、点検スケジュールを作成・管理しておくことが望ましい。

原則として、すべての橋梁が一定期間内に定期点検されるよう、各橋梁の点検年度が計画され、実績が進捗状況確認表により管理されている。年度への割り振りは本庁と土木事務所により調整され決定される。定期点検には、委託点検と職員点検がある。土木事務所の担当者によると、委託点検については、上半期（9月末）までに発注して、12月ごろに点検業務が開始され、職員点検については、12月ごろから3月上旬までの間に随時実施されているようである。

職員点検の年度内の具体的な点検日時については、各土木事務所に任されている。今回土木事務所の現地視察を行ったところ、具体的な点検時期を示したスケジュール（日程表）が存在しなかった。点検時間が橋梁の規模や損傷の程度により異なる中で、適切な点検時間の確保及び人員の配置を行い点検が効果的かつ効率的に実施されるように、土木事務所内で点検スケジュールを作成・管理することが望ましい。

(指摘事項)

現場点検時に作成した手書きの点検調書が保管されていないため、上長による現場点検のチェックや橋梁台帳システムへの入力の妥当性が検証できない状態となっている。また、点検調書の様式に移動時間や検査時間、入力者・査閲者欄が設けられていない。今後は手書きの点検調書も保管するとともに、点検調書には検査時間や査閲者欄を設けてチェック体制を整え、不適切な点検や記録による、誤った対応がとられるリスクを抑えたいうえで、適切な橋梁管理を行っていく必要がある。

下表は、職員点検の業務の流れである。

手順	項目	実施場所
①	点検（3名程度で実施）	現地
②	点検調書の記入（手書き調書）	現地
③	点検調書の入力（橋梁台帳システム）	土木事務所
④	点検調書の出力（出力調書）	土木事務所
⑤	出力調書の入力チェック	土木事務所
⑥	台帳システムへの反映	土木事務所

②について

手書きの点検調書が保管されておらず、個別に主幹や課長が点検内容の確認を行った証跡を見ることができなかった。適切な点検が行われているかどうか、手書き調書を主幹・課長が査閲するとともに、担当者及び査閲者が押印する項目を設けて保管しておく必要がある。

②③④⑤について

点検調書の様式に移動時間や検査時間の記入欄が設けられていないため、点検にどれほどの時間がかかったかを識別できなかった。移動・検査時間を記入することで点検の妥当性を確かめることができるだけでなく、次回の点検スケジュールの作成にも利用できることから、効率的な業務の実施を図るために移動・検査時間の記入を行う必要がある。

また、出力された調書を閲覧したところ、損傷に係る主たる劣化要因の欄について空欄となっているものが散見された。出力調書には手書き調書との突合を行った証跡はなかった。入力の不備は、業務の効率性を妨げ、誤った対応を招くことにつながるリスクを生むことになる。出力調書については入力者及び入力者以外の者による、入力項目の網羅性、正確性等のチェックを行うとともに、入力者及びチェック者が押印して保管しておくことが望ましい。

その他

委託点検については、委託先が作成した点検調書のデータを入手して、土木事務所の職員がシステムに反映している。

委託業務で入手した点検調書とシステム上の橋梁データを比較したところ、委託業務では本橋と側道橋が別々に点検調書に作成されているものが、システムでは本橋と側道橋が一橋として登録され、その結果橋長や全幅員等の入力値が誤っているものがあつた。

委託点検についても職員点検と同様、入力データの妥当性を適切に確かめる必要がある。

(指摘事項)

点検結果を踏まえた対応が適切に文書化されていなかった。補修や調査等の対応の有無及び対応を判断した根拠を含むプロセスを文書化して、点検後の検討や対応がどのように行われたかを明確にしておく必要がある。

点検調書には、主部材（主桁、横桁等）や二次部材（舗装等）といった部材ごとにコンクリートの損傷や変色等の異常点を踏まえ、以下のような対策区分の判定が行われる。

対策区分	判定の内容
E 1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある
E 2	第三者被害の観点から、緊急対応の必要がある
C	次回点検までに対策を行うものが望ましい
B	次回点検までに対策を行わなくても安全性を損なう危険性が低く、状況に応じて補修を行う程度の損傷
A	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない
S 1	詳細調査を行い補修の要否を検討する必要がある
S 2	早期に補修を行う必要は無いが、進行の可能性のある損傷が認められ、追跡調査により監視することが望ましい
M	維持工事に対応することが望ましい

土木事務所によると主部材や二次部材について、部材で区分されたものを総合的に判断して、橋として補修するか否か、土木事務所の道路パトロール員にパトロールの指示をするか（追跡調査）否か等の判断を行っている。しかし、点検調書の上記項目（対策区分の判定）や総合的所見内容を踏まえ、土木事務所の判断が示されたものが残されていなかった。例えば、点検により E 1 と判断された部材のある橋が緊急対応されていないものについてその判断に至った理由、S 2 の部材を含んだ橋については追跡調査をするにあたり点検者から道路パトロール員に対する指示書等が文書化されておらず、適切な対応がとられたかどうかを確かめることができなかった。

今後は、すべての橋について橋梁点検の調書結果を踏まえた対応の有無及び、それらの判断根拠を記録として残しておく必要がある。また、例えば道路パトロール員への指示は口頭ではなく文書で行い、漏れがないようにすべきと考えられる。

（監査意見）

橋梁管理に係る業務職員は講習会に可能な限り出席するとともに、出席できない職員についての対応をルール化して、専門知識・能力の蓄積に努められたい。

県の点検要領によると、点検作業は 1 班 2 名以上、そのうち 1 名は点検講習会を受講した者または橋梁に関する相応の資格又は専門知識を有する者が同行することを原則とされている。

24 年度の橋梁技術講習会の出席状況について確かめたところ欠席者が複数名存在した。橋梁の質の高い管理を行うために、専門知識・能力の蓄積に努め、欠席した職員への対応についてもルールを定めて能力担保を図れるよう工夫されたい。

(監査意見)

橋梁点検 5 か年計画のうち、後半の 24 年度及び 25 年度にかけて前半年度部分のしわ寄せが生じており、このままでは 5 年間で終わらせるのは無理な状態となることも予想されることから、人員の面や予算の面等、関係部門と早めの協議を行い適切な対応を取る必要があると考えられる。

大分県の橋梁については、5 年間をかけて一巡するように定期点検を行っており、平成 24 年度は平成 21 年度より始まったサイクルの 4 年目にあたる。

平成 21 年度から平成 25 年度にかけての橋梁定期点検進捗管理表を閲覧したところ、管理事務所によっては職員点検及び委託点検につき、後半の 24 年度及び 25 年度にかけて前半年度部分のしわ寄せが生じており、このままでは 5 年間で終わらせるのは無理な状態となることも予想される。

安全管理に関する部分だけに、人員の面や予算の面等、関係部門と早めの協議を行い適切な対応を取る必要があると考えられる。

また、今回は一巡目の点検であることから、平成 26 年度より開始される 2 巡目以降の点検については、専門家の意見も十分に聴取して、個々の橋梁のリスクの状況に応じた点検の頻度や内容等を検討されたい。

(監査意見)

定期点検について、現在の当該土木事務所における日常的な統制だけでなく、定期的に例えば一年間に一回は本庁、あるいは他の土木事務所の熟練者によるレビューを導入する必要がある。

現在の定期点検はチームで実施したものをチーム内の経験豊富なメンバー、あるいは班の上席者がチェックする日常的な統制でその正確性等を担保している。しかし点検の重要性からすれば、定期的に例えば一年間に一回程度の頻度で本庁、あるいは他の土木事務所の熟練者による点検調書のレビューを行う必要がある。

これによって、点検レベルの事務所間での均一化やスキルの向上等が期待できる。定期点検の品質を向上させるため、現行の事務所内での上席者による日常的なチェックによる統制だけでなく、定期的に当該事務所の所属以外の熟練者による点検調書及び点検後の対応に対する査閲を行うことを検討する必要がある。

(監査意見)

県の技術者 OB の活用や橋梁点検スペシャリストの養成等の検討を行い、大分県橋梁長寿命化維持管理計画のこれまで以上の進展を図る必要があると考えられる。

大分県においては 2005 年と 2007 年にそれぞれ別の橋梁で、老朽化を原因とした交通規制を伴う緊急の補修が行われた事例も発生している。

橋梁点検について技術的熟練度も要求されるうえ、ミスの許されない部分であるが、土木事務所の職員は橋梁以外の施設についても点検等を行っており、上記でみたように後半の 24 年度及び 25 年度にかけて、前半年度部分のしわ寄せが生じている。そして、このままでは 5 年間で終わらせるのは無理な状態となることも予想される。

また、ミスを防ぎ、各土木事務所の技術レベルを向上させ、さらにすべての土木事務所の点検品質を一定のレベルに維持するためには、研修や単独事務所における日常的な統制だけでなく、当該事務所所属以外の熟練者による定期的な点検調書及び点検後の対応に対するレビューを行う必要がある。

今回、国の補正予算がついたとはいえ、この問題は今後も継続した課題となることから定員が増やせない中でこのような課題を解決するためには、県の技術者 OB の活用を検討することや点検業務のスペシャリストを養成することなどを検討願いたい。

第2. 基金

1. 基金に関する総括的結論

今回、横断的に検証した基金において、共通的にみられる問題点や特に重要と考えられる事項について、ここに基金に関する総括的結論として記載する。

この中でも特に、平成20年の国の緊急経済対策の一環で、国庫支出金等の特定財源の活用や国庫補助金を財源とした基金が造成されている。例えば、「緊急雇用創出事業臨時特別基金」、「安心こども基金」、「介護職員処遇改善等促進基金」、「障がい者自立支援対策臨時特別基金」、「介護基盤緊急整備等促進基金」等であり、これらの基金は、かなり多額の交付金等による造成であることや、取崩しの期間が限定され、期限到来後の残額は国へ返還する義務があること等が特徴であり、県としては限られた期間の中で成果の上がる事業を適正に行わなければならない状況にあった。今回検証した中で、これらの中に基金事業の抱える問題点も現れていたことから、これを中心にその他のものも含めて総括的結論としてここで取りまとめる。

(1) 事業の執行体制

短期間での事業実施と多くの事業項目がある中で、業務量に応じた適切な職員配置やより効率的な内部統制を検討すべきであったが、これが行われなかったことから、事業を十分に周知するという側面や、事業実施に伴う検査体制等で混乱をきたしている状況が見受けられた。

早急に業務量に応じた適切な人員配置、及びより効率的な内部統制、事業執行のための支援等を行い、基金事業の適正執行と効果発現を図る必要がある。

先に示した国の緊急経済対策の一環で、国庫補助金等を財源として、さまざまな基金が造成され、各種の事業が行われているが、多くの事業において、国の都合で事業期間が2年ないし3年から5年程度と短いうえ、事業項目も多く、これに対する事業の執行体制が十分でなかったことから、問題が生じていた。

短期間での事業実施と多くの事業項目がある中で、現場（各事業担当課・市町村・事業実施主体）においては、職員配置等の体制が十分整わない状況にあったと考えられる。

特に、各基金の詳細について検討していくと、職員は基金事業の経験も少なく、より効率的な内部統制も整備されていない中で、事業を十分に周知するという側面や、事業実施に伴う検査体制等で混乱をきたしている状況が見受けられた。

早急に業務量に応じた適切な人員配置、及びより効率的な内部統制、事業執行のための支援等を行い、基金事業の適正執行と効果発現を図る必要がある。

(2) 基金事務の適切性

基金に係る事務処理が適切に行われず、基金への積立処理が遅延した事例や、基金事業の必要額の見積りの詰めが十分ではなかった結果、基金取崩し額が過大となり、後に戻し入れられた金額が多額に上る事例があった。

これらを改善するには ① 基金に係る会計事務処理の担当者への指導を徹底すること、及び ② 基金に係る関係部局間の十分な連携を図る必要がある。

基金に係る事業の執行体制が不十分な中で、さらに職員の基金事務の処理に対する認識不足などから基金の積立てや取崩しの処理において、不適切な事務処理があった。

予算措置の遅れにより、あるいは予算計上されているにもかかわらず、基金の原資である国からきた資金を基金に積立てる処理が遅れていたものや、基金を利用する事業担当課が広範囲に及んでいるため、基金を管理する所管課と会計を管理する部局や事業担当課との連携が不十分であったことなどにより、取崩し額が過大となり、後に戻し入れられた金額が多額に上る事例があった。

基金によっては国からの入金が入金直前でなければ判明しなかったり、入金されて初めて金額が判明したりするなどの国の事務処理上の問題もあるが、その多くは、あるべき基金事務処理の担当者への伝達不足や基金業務の引き継ぎが適切に行われなかったことを起因とした担当者の認識不足にあると考えられる。また、取崩し過大で後に戻し入れられた金額が多額に上る事例については、基金を管理する所管課と会計を管理する部局や事業担当課との連携が不十分であったことが主な原因と考えられる。

これを改善するには以下の2点を検討する必要がある。

① 基金に係る会計事務処理の担当者への指導を徹底する

特定の部局が基金の積立て及び取崩しの会計事務処理のマニュアル等を整備するとともに、関係課に対して指導を行う必要がある。今回、担当者と直接やり取りしていく中で、基金に係る事務処理のあるべき姿を指導されておらず、前任者からの引き継ぎも十分になされていない状況が散見された。基金の事務処理は今後も行われていくことから、会計事務処理の指導を徹底する必要がある。

② 基金に係る関係部局間の十分な連携を図る必要がある。

基金を管理する担当課と事業担当課、及び会計を管理する部局との連携を十分に図ることによって、基金への積立て遅延や、取崩し過大等による基金の運用不足が発生することを回避する必要がある。

具体的には基金造成のための資金入金までの事前の下準備を可能な限り行うこと、及びこれまで以上に事業必要額の把握を可能な限り適切に行うこと、特に3月初旬に会計課から基金管理の担当者への「預金指示一覧表」に基づく照会の際には、直近の取り崩し必要額をタイムリーに把握する必要がある。

(3) 成果の把握と適切な情報開示

基金を造成して実施している事業の成果把握とその結果に基づく改善措置が行われていない基金がある。全ての基金については不可能だとしても、基金事業に対する成果を検証するとともにその結果に基づく事業採択の軌道修正をタイムリーに行う必要性は高い。

大分県森林環境保全基金については、外部の有識者からなる大分県森林づくり委員会により、事業の目標と実績を比較することによって、基金事業の成果を把握し、『森林環境税報告書』を作成しており、別途、県における森との共生推進室が『森林環境税の取組み実績』を取りまとめて公表している。

全ての基金についてこのような対応は困難であるとしても、① 基金事業が成果を上げているのか、十分に上がっていないならば、どのように軌道修正を図るのかをタイムリーに把握するため、及び ② 県民に対する情報開示のために、可能な限り適切な指標に基づいて成果の把握を行う必要がある。

なお、県民に対する情報開示については、わかりやすく正しい情報に基づいて、適時に行う必要がある。

(4) 積立必要額の合理性

特定の目的のために積み立てられる基金は基本的には積立必要額の把握が必要と考えられる。計画性の求められる事業において、当面必要でないものについては、基金自体の必要性を検討する必要がある。

地方自治法第二百四十一条第一項によれば、基金には特定目的のために財産を維持し、または資金を積み立てるための特定目的基金（財政調整基金、減債基金等）と定額の資金を運用するための定額運用基金（土地開発基金等）の二種類があり、特定目的基金は取崩し型基金と果実運用型基金に区分される。

国からの交付金に基づく基金の多くは、地域の要望に基づく交付額ではなく、国の配分基準に基づき配分され、県の執行見込額以上に配分されている基金もあるが、それ以外の基金のうち基本的には特定目的基金は、積立の計画性が求められると考えられ、そのような場合には少なくともこの基金にどれだけの資金を積み立てる必要があるのかという当面の必要額が算定されていなければならないと考えられる。

また計画性の求められる事業において、当面必要性がないものについては、基金自体の必要性を検討する必要があると考えられる。

2. 基金に関する個別意見及び指摘事項

【1】大分県財政調整基金

(1) 概要

担当課（局・室）	財政課			
根拠法令・条例	大分県財政調整基金条例			
基金設置の目的	各年度における財源の調整を図り、もって県財政の健全な運営に資する			
基金造成の財源	決算剰余金			
基金設置年度	昭和 38 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
12,034,564,403	839,847,050	—	12,874,411,453	

(注) 上記、概要における表の中の金額単位は円単位（以下の他の基金も同様）

この基金は、経済不況等による大幅な税収減や災害の発生による多額の経費の支出が必要になるなどの不測の事態に備えて積み立てられている。基金条例によると、毎年度基金として積み立てる額は、前年度決算剰余金の三分の一を下らない額及び各年度予算で定める額の合計額とされており、以下の場合において処分ができることとされている。

- ・ 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足をうめるための財源に充てるとき。
- ・ 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- ・ 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業に要する経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- ・ 長期にわたる財源の育成のためにする財源の取得等のための財源に充てるとき。

財政調整基金の年度末現在高

(単位：百万円)

	19 年度末	20 年度末	21 年度末	22 年度末	23 年度末
残 高	10,329	10,771	11,074	12,034	12,874

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
各種事業	一般会計に繰り入れ各種 事業に充当	(21年度)	500,000	(21年度)	500,000
		(22年度)	—	(22年度)	—
		(23年度)	—	(23年度)	—

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項及び意見はない。

【2】大分県土地開発基金

(1) 概要

担当課（局・室）	財政課			
根拠法令・条例	大分県土地開発基金条例			
基金設置の目的	公共の利益等のために取得・造成をする必要のある土地を、あらかじめ取得・造成することにより事業の円滑な遂行を図る			
基金造成の財源	一般会計			
基金設置年度	昭和43年度			
平成23年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成23年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22年度末 現在高	23年度中の増減		23年度末 現在高
		増加額	減少額	
4,880,719,610	3,316,235	3,849,573,177	1,034,462,668	

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得し、若しくは造成する必要のある土地をあらかじめ取得し、又は造成することにより、事業の円滑な執行を図るために設置された基金である。

大分県中期行財政運営ビジョン（平成21年度から平成23年度）においても当基金の規模是正が掲げられており、近年基金残高は減少傾向にある。

土地開発基金の年度末現在高

(単位：百万円)

	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末
残高	14,531	9,206	4,877	4,880	1,034

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費	事業費のうち 基金充当額
用地購入及び 各種事業	一般会計に繰り入れて 用地購入及び各種事業に 充当	(21年度) 4,362,000	(21年度) 4,362,000
		(22年度) —	(22年度) —
		(23年度) 3,849,573	(23年度) 3,849,573

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項及び意見はない。

【3】大分県減債基金

(1) 概要

担当課(局・室)	財政課			
根拠法令・条例	大分県減債基金条例			
基金設置の目的	県債の償還及び県債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる県財政の健全な運営に資する			
基金造成の財源	一般会計 決算剰余金 市場公募債償還積立金			
基金設置年度	昭和53年度			
平成23年度中の 管理及び積立 又は運用状況	平成23年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22年度末 現在高	23年度中の増減		23年度末 現在高
		増加額	減少額	
40,245,037,890	6,580,039,359	363,297,951	46,461,779,298	

県債の償還及び県債の適切な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる県財政の健全な運営に資するために設置されたものである。

基金条例によると、毎年度基金として積み立てる額は、前年度決算剰余金の三分の一を

下らない額及び各年度予算で定める額の合計額とされており、以下の場合において処分ができることとされている。

- ・経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において県債の償還の財源に充てるとき。
- ・償還期限の到来による県債の償還額が他の年度に比べて著しく多額となる年度において県債の償還の財源に充てるとき。
- ・県税の減収補てん等のため特別に発行を許可された県債及び財源対策のため発行を許可された県債の償還の財源に充てるとき。
- ・償還期限を繰り上げて行う県債の償還の財源に充てるとき。

減債基金の年度末現在高

(単位：百万円)

	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末
残高	34,732	35,029	36,750	40,245	46,461

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
地域総合整備 資金貸付金分	地域総合整備資金貸付金 償還分	(21年度)	365,321	(21年度)	365,321
		(22年度)	3,730,330	(22年度)	3,730,330
		(23年度)	200,960	(23年度)	200,960
臨海特会 基金分	起債償還に充当	(21年度)	73,602	(21年度)	73,602
		(22年度)	74,040	(22年度)	74,040
		(23年度)	69,566	(23年度)	69,566
流通業務特会 基金分	起債償還に充当	(21年度)	799,000	(21年度)	799,000
		(22年度)	1,000,000	(22年度)	1,000,000
		(23年度)	92,771	(23年度)	92,771

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項及び意見はない。

【4】大分県県有施設整備基金

(1) 概要

担当課（局・室）	財政課			
根拠法令・条例	大分県県有施設整備基金条例			
基金設置の目的	県有施設の整備及び改修			
基金造成の財源	一般会計 公共投資臨時交付金			
基金設置年度	昭和 62 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
10,153,891,761	23,677,390	2,649,682,429	7,527,886,722	

(2) 過去 3 ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費	事業費のうち 基金充当額
県有施設整備・ 改修事業	県有施設の維持補修等	(21 年度) 2,231,500	(21 年度) 2,231,500
		(22 年度) 5,658,631	(22 年度) 5,658,631
		(23 年度) 2,649,682	(23 年度) 2,649,682

(3) 監査の結果及び意見

〈監査意見〉

県有施設に関する維持管理コストについては、現在算定されている 17 大規模施設以外の施設についても、概算で LCC（ライフサイクルコスト）*1 を把握し、計画的な積み立てを行う必要がある。

地方自治法第二百四十一条第一項によれば、基金には特定目的のために財産を維持し、または資金を積み立てるための特定目的基金（財政調整基金、減債基金等）と定額の資金を運用するための定額運用基金（土地開発基金等）の二種類があり、特定目的基金は取崩し型基金と果実運用型に区分される。

この基金は、大分県の県有施設に関して、これを整備し、改修するためのコストを賄うために造成されたものであり、特定目的基金の取崩し型と考えられ、中でもその性格から積立の計画性が求められるのではないかと考えられる。

したがって、この基金にどれだけの資金を積み立てる必要があるのかということや、どのようなタイミングで積み立てればよいか、ということ計画するには、まず、今後発生する施設整備に関する維持管理コストを把握しなければならないと考えられるが、現状、県の施設整備に関する維持管理コストの把握は一元的かつ総合的なものとなっていない。そのため、この基金は結果的に財政調整的な基金となっている。

県有施設の LCC（ライフサイクルコスト）＊1 の把握は以下のようになっている。

① 17 大規模施設

施設ごとに個別に見積もり依頼を行って『県有大規模施設中長期保全計画（今後の計画保全に必要な経費）』を作成している。

② 地方総合庁舎 13 庁舎（11 総合庁舎 ＋ 大分土木事務所 ＋ 臼杵土木事務所）

特に長期間の LCC を見積もることはせずに、5 年間の維持管理コストを個別に見積もり、毎年この 5 年計画の見直しを実施して、更新している。

③ ①及び②以外

特に長期間の LCC を見積もることはせずに、必要な場合に保全調査を行い、通常は各部署において各年度の保全費を予算要求している。

（注）この他、警察関連の施設については警察署、交番、駐在所、公舎、職員住宅があり、LCC については最も大きい警察署について、20 年間の建て替えや維持管理コストを個別に把握して集計している。

したがって、17 大規模施設以外については基本的には長期間の LCC は見積もられてはいない。

県としては、今後、17 大規模施設以外についても、費用対効果上合理的な方法によって LCC（ライフサイクルコスト）を見積もり、総合的な維持修繕計画を策定し、それに応じた資金計画を立てる必要があり、その結果としてこの基金の所要額や積立のタイミングを検討し、計画的な積み立てを検討する必要がある。

確かにどの施設をどういう形で残すのかという議論が定まらなければ、不可能だという考え方もあり、あるいは長い年数のシミュレーションを作成することの不確実性の問題はあるが、そこは適宜改定する等の工夫を行うしかないと考える。

県有施設の維持管理には多額の費用を要し、それを早急にすべて積み立てることは現実的ではない。しかし、今後維持管理、改修等のための所要額を合理的な方法によって見積

り、それをもとにどの程度の施設を残していくのか（残していくことができるのか）といった資産戦略も検討した上で、その資金的な裏付けとしての基金の積み立て計画を立案することが必要であり、このような方向性が短期的には不可能だとしても、これに向かって努力する必要がある。

【5】大分県芸術文化基金

(1) 概要

担当課（局・室）	文化スポーツ振興課			
根拠法令・条例	大分県芸術文化基金条例			
基金設置の目的	芸術文化の振興及び普及を図る			
基金造成の財源	大分県芸術文化振興会議と県とで造成			
基金設置年度	昭和 54 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
271,414,345	814,762	28,221,000	244,008,107	

この基金は、芸術文化の振興及び普及を図るために造成されたものであり、以下の事業について充当されている。

- ・地域から文化力推進事業（文化振興施策の展開、文化力による活性化の推進）
- ・郷土の先達・地域文化顕彰事業（地域巡回美術展の開催）

地域から文化力推進事業においては、次のような事業に基金が充当されている。

- ・県民芸術文化祭開催事業
- ・芸術文化基金事業
- ・大分アジア彫刻展
- ・青少年舞台芸術鑑賞事業
- ・香り文化振興事業

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
地域から文化力 推進事業	各般の文化振興施策を総合的に展開し、「文化力」による活性化及び魅力ある県づくりを推進する事業の実施	(21年度)	79,908	(21年度)	32,845
		(22年度)	77,541	(22年度)	37,198
		(23年度)	70,939	(23年度)	25,221
郷土の先達・ 地域文化顕彰 事業	芸術作品にふれる機会の少ない地域の学校に地域の先達や地域文化に関わる作品等を巡回展示する事業	(21年度)	5,000	(21年度)	5,000
		(22年度)	3,000	(22年度)	3,000
		(23年度)	3,000	(23年度)	3,000
大分県立文化 スポーツ施設等 整備基金積立金	県立の文化施設、スポーツ施設等を整備	(21年度)	2,246,969	(21年度)	500,365
		(22年度)	—	(22年度)	—
		(23年度)	—	(23年度)	—

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

県民芸術文化祭開催事業において、県は大分県民芸術文化祭実行委員会の運営費の内訳資料を入手していなかった。今後は事業実施実績書及び収支精算書の適切性を把握するために、内訳資料を入手する必要がある。

当事業では大分県民芸術文化祭実行委員会が実施する芸術文化フェスティバル等の行事経費に係る補助を行っている。

大分県民芸術文化祭開催事業費補助金交付要綱によると、事業実施後、実績報告として委員会から県に事業実施実績書及び収支精算書が提出される。事業実施実績書と収支精算書には、各種行事の事業費の集計値が記載されているものの、それを構成する個別の経費が明確に記載されていない。そのため、提出資料の妥当性をチェックすることができない状況となっている。

担当課によると、その後の現地確認によるチェックは行っているとの回答があったが、実績報告時に事業実施実績書及び収支精算書の内訳資料を入手して、その適切性をチェックする必要がある。

(監査意見)

大分アジア彫刻展や香り文化振興事業においては来場者から意見を集めるなどしてさらなる来場者の増加や県民の文化力向上に資するよう工夫されたい。

担当課へのヒアリングおよび資料の閲覧を行ったところ、入場者数の把握や美術専門家による検証など事後評価は行われていたが、来場者の視点に立った評価を行った証跡が見られなかった。来場者から意見を集めるなどしてさらなる来場者の増加や県民の文化力向上に資するよう工夫する必要がある。

【6】大分県立文化・スポーツ施設等整備基金

(1) 概要

担当課（局・室）	文化スポーツ振興課			
根拠法令・条例	大分県立文化・スポーツ施設等整備基金条例			
基金設置の目的	県立の文化施設、スポーツ施設等を整備し、もって未来を担う子どもたちの夢の実現に資する			
基金造成の財源	決算剰余金の積立及び他の基金よりの受け入れで造成			
基金設置年度	昭和 63 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
5,165,306,478	2,806,820,397	85,028,200	7,887,098,675	

この基金は県立の文化・スポーツ施設を整備するのに必要な財源を積み立てるため、平成元年に設置したものであり、これまで大分香りの森博物館や大分スポーツ公園などの整備費用等に充当されてきた。

その後、第 63 回国民体育大会の競技会場となる市町村立のスポーツ施設の整備が必要となったことから、経費負担を平準化するため 25 億円を新たに積み立てると共に、平成 17 年 3 月には設置目的に「市町村立のスポーツ施設の整備」を追加し、「大分県立文化・スポーツ施設等整備基金」に改称した。

さらに、第 63 回国民体育大会（国体）が終了したことに伴い、基金の設置目的にある国体関連の施設整備に基金を充当する旨の規定を削除する必要があったことと、「中期行財政運営ビジョン」に掲げた、子供たちや若い世代の夢を後押しする対策を推進するため、老朽化した芸術会館の改修も含め、美術館などの文化施設等の整備に要する財源を確保する必要性から、設置目的を一にする「大分県立美術館建設基金」と「大分県青少年健全育成施設等整備基金」を廃止して統合し、基金の設置目的を改めるため条例の一部改正を行っている。

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費	事業費のうち 基金充当額
県立美術館建設 事業	文化を核とした地域力を高 めるため、県立美術館を建設 する事業	(21年度) —	(21年度) —
		(22年度) —	(22年度) —
		(23年度) 3,509,982	(23年度) 85,028

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項及び意見はない。

【7】ふるさとおおいた応援基金

(1) 概要

担当課(局・室)	集落応援室			
根拠法令・条例	ふるさとおおいた応援基金条例			
基金設置の目的	大分県に対し貢献し、又は応援したい者からの寄附金を活用し、ふるさと大分を守り元気づける施策を推進する			
基金造成の財源	寄附金			
基金設置年度	平成20年度			
平成23年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成23年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22年度末 現在高	23年度中の増減		23年度末 現在高
		増加額	減少額	
3,051,683	1,837,480	1,500,000	3,389,163	

この基金は「ふるさと」大分を応援する県内外、出身、居住・来訪経験のある方等より寄附を受け、当該寄附金で運営されており、寄附者は確定申告によって、現在居住している自治体に納める個人住民税などから寄附金相当額の一部が控除されるという制度である。当該基金の活用としては、主として以下のようなものとなっている。

① 小規模集落の支援

少子高齢化が進み維持が困難となっている小規模集落を支援する等、ふるさとの集落を支える取り組み、例えば小規模集落の防災体制の整備や、高齢化により困難となった作業道の整備や草刈り等共同作業の実施に係る費用

② 子供達の学力向上

県立学校等の図書・参考書の購入による図書整備

③ 文化・スポーツの振興

大分で活躍するプロスポーツ選手と子供たちの交流など、文化・スポーツの振興

④ 原風景の維持・保全

自然公園の管理や観光施設等の改修など、ふるさと大分の原風景を維持保全する取組に係る費用

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費	事業費のうち 基金充当額
スポーツ交流 推進事業	子供達と一流スポーツ選手 のふれあいの場づくりや高 度で質の高いスポーツに接 する機会の拡大を図る事業	(21年度) — (22年度) 51,432 (23年度) —	(21年度) — (22年度) 1,000 (23年度) —
地域から文化力 推進事業	県民の文化活動の発表と鑑 賞の機会を広く提供するた め、県民芸術文化祭を開催	(21年度) — (22年度) — (23年度) 70,939	(21年度) — (22年度) — (23年度) 150
めじろん放送局 推進事業	ビデオボランティアを活用 し、県の政策を草の根放送局 として情報発信することで 活躍の場を提供	(21年度) 8,533 (22年度) — (23年度) —	(21年度) 500 (22年度) — (23年度) —
観光施設維持 管理調査事業	県有観光施設の維持管理に 要する経費	(21年度) 15,431 (22年度) — (23年度) 18,933	(21年度) 500 (22年度) — (23年度) 200
小規模集落 ・里のくらし 支援事業	小規模集落の住民生活対策 を総合的に実施	(21年度) 8,018 (22年度) 11,466 (23年度) 14,766	(21年度) 1,000 (22年度) 500 (23年度) 350
全日制高等学校 管理運営費	全日制県立高等学校の管理 運営に要する経費	(21年度) — (22年度) — (23年度) 1,080,931	(21年度) — (22年度) — (23年度) 800

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

ふるさと納税寄附金の県の大分県を受入れ状況は低いことから、今後、より効果的な情報提供などの策を講じられたい。

大分県におけるふるさと納税寄附金の受入状況は、全国の自治体と単純に比較することはできないが、相対的に低いと言わざるを得ない。現在、県人会の総会や広報誌などでのPRを行っているが、寄附額がなかなか伸びていない状況にある。

全国の自治体では様々な取り組みが行われており、佐賀県など、寄附金付きの商品を販売して実績を上げているところもある。しかしながら、費用対効果を考慮する必要もあり、限られた人員と予算の中で効果的な方法を検討する必要がある。

実績の上がっている他の自治体を参考にして、寄附する側が、寄附金がどのような事業に使われたのかということが分かるように、こまめな情報提供に努めるなど、寄附に対するインセンティブを高める工夫を行ってほしい。

【8】大分県災害救助基金

(1) 概要

担当課(局・室)	地域福祉推進室			
根拠法令・条例	災害救助法			
基金設置の目的	災害救助に要する費用等の支弁の財源に充てる			
基金造成の財源	一般財源			
基金設置年度	昭和22年度			
平成23年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成23年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22年度末 現在高	23年度中の増減		23年度末 現在高
		増加額	減少額	
	531,482,728	10,290,545	18,456,480	523,316,793

この基金は、災害に際し応急的に必要な救助を行い、被災した者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的に定められた災害救助法に基づき、災害救助のための費用を確保するための基金であり、当基金により同法が適用された場合に救助事務を行った市町村の費用を負担することとなる。基金の積立額については、普通税収入額の平均年額等を加味し都

道府県の規模に応じて積み立てられることとなっている。このほか、備蓄物資として粉ミルクや毛布等の購入も行われている。

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
救助対策費	災害救助のための経費等	(21年度)	1,925	(21年度)	210
		(22年度)	1,582	(22年度)	636
		(23年度)	20,717	(23年度)	18,456

(3) 監査の結果及び意見

(指摘事項)

災害救助基金は普通税収入額等を加味して要積立額が算定されているが、監査人と担当課の算定値が異なったため担当課に確認したところ、普通税収入額の計算が誤っていたことが判明した。今後は担当課が税区分等を税務課に每期確かめるなどして、要積立額の適切な算定を行っていく必要がある。

都道府県が積み立てておかなければならない最少額は以下のとおりとなっている。

基金の最少額 = 前年度の前3年間の普通税収入額（決算額）の平均年額 × 5/1,000

最少額に達していない場合には、最少額の5分の1に相当する額か最少額に達するまでの額か、いずれか小さい方を積み立てることとされている（同法施行令第26条第1項第2項）。平成23年度の基金の最少額及び積立残高は以下のとおりとなっている。

担当課の計算結果	平成19年度	平成20年度	平成21年度
普通税収入額（千円）	113,398,850	110,034,047	103,815,984
平均年額（千円）	109,082,960		
最少額（千円）	545,414		

	銀行預金	備蓄物資	積立額
積立残高（千円）	523,317	24,317	547,634

大分県の平成23年度積立残高は最少額を超えていたが、担当課の計算結果について、平成21年度普通税収入額のうち普通税区分に該当しない旧法による軽油引取税814,951千円

が含まれていたため、平均年額が 271,650 千円、最少額が 1,358 千円だけ大きく計算されていた。

計算過程を誤ることにより積み立てるべき災害救助基金が積み立てられないおそれもあることから、積立額の算定にあたっては毎期税務課と確認をするなどして、計算誤りを防止する必要がある。

(監査意見)

災害物資の保管状況を観察したところ、物資の賞味期限が一目で判別できないような積み上げ方になっていた。災害救助用備蓄物資の先入先出による在庫管理を容易にするため、物資の整理方法を改善する必要がある。

また、災害物資に係る管理マニュアルが存在しないが、不測の事態にスムーズな対応をとれるようにマニュアルを整備・運用することが望ましい。

備蓄物資をムダなく使用するためには、購入時期が古く、賞味期限の短いものから優先して使用する先入れ先出しの管理が必要となる。物資を保管する場合には、物資の積み上げ方や並べ方を工夫して、先入れ先出しが行いやすいように整理することが望ましい。

物資の入った箱には、特定の箱の外面（フェイス）に予め賞味期限が明示されている。保管する際には、この箱の外面（フェイス）を手前に向けて積み上げるなど、払出時に見えやすいように並べるのが望ましいが、現在はこれを考慮せず物資が積み上げられているため、賞味期限を示した部分が見えなくなっているものが散見された。先入れ先出しの管理や期限切迫品の識別を効率的に行えるよう、物資の整理方法を工夫する必要がある。

また、現在は地域福祉推進室で災害物資の管理が行われているが管理マニュアルが存在しない。マニュアルを整備・運用することにより、保管方法の向上、必要な管理手続の漏れや担当者による業務水準の違いといったリスクを防止することにもつながる。不測の事態に備えるためにも、保管方法や棚卸手順等を定めた管理マニュアルを整備・運用することが望ましい。

(監査意見)

当基金及び備蓄物資の管理は福祉保健部地域福祉推進室により行われているが、業務の効率化を図るため生活環境部防災危機管理課への業務の所管替えも検討されたい。

災害備蓄物資の管理は福祉保健部地域福祉推進室により行われている一方、県内防災・危機管理の事業施策の推進や災害時の県災害対策本部の設置、市町村や国等の防災機関との連携・対応は生活環境部防災危機管理課が当たっている。他県には基金担当を福祉保健部ではなく防災危機管理（生活環境部）としているところもある。本県においても、より効率的な業務を図るため防災危機管理課への業務の所管替えも検討されたい。

【9】大分県社会福祉振興基金

(1) 概要

担当課（局・室）	地域福祉推進室			
根拠法令・条例	大分県社会福祉振興基金条例			
基金設置の目的	社会福祉事業の振興を図り、社会福祉の増進に資する			
基金造成の財源	松下電器創業 55 周年記念寄附金ほか			
基金設置年度	昭和 49 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
	3,944,203,459	12,245,325	1,531,275,227	2,425,173,557

この基金はもともと昭和 48 年の松下電器創業 55 周年記念寄附金と県費を合わせて 1 億円で造成され、運用益を社会福祉事業に充てようというものであった。その後、県費や交付税による造成を行ってきたが、運用益の低下と不況に伴う財政難によって、「基金取り崩し内規」を設けて一般財源と交付税部分は取り崩し対象とし、企業から寄附された部分、及び一般から寄附された部分については取り崩さないように運営され、以下の事業に充当されている。

- ① 社会福祉事業に従事する者の研修
- ② ボランティア活動の育成
- ③ 社会福祉施設整備の助成
- ④ 介護知識及び介護技術の普及及び啓発
- ⑤ 高齢者、障がい者等が円滑に社会生活を営むための先駆的又はモデル的環境整備の助成
- ⑥ 高齢者障がい者等の文化活動及び社会福祉に関する研究開発の推進
- ⑦ その他地域福祉の推進に関する事業として知事が認めるもの

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費	事業費のうち 基金充当額
災害拠点病院等 耐震化緊急整備 事業	災害拠点病院等の耐震化を 促進するため、対象医療機関 の耐震整備に関する経費を 助成する。	(21年度) —	(21年度) —
		(22年度) 35,376	(22年度) 35,376
		(23年度) 737,652	(23年度) 737,652
障がい者福祉施 設耐震化等緊急 整備事業	耐震化・スプリンクラー設備 の整備を行う社会福祉法人 等に対して経費の一部を助 成する。	(21年度) —	(21年度) —
		(22年度) 753,012	(22年度) 248,634
		(23年度) 795,305	(23年度) 263,490
その他	社会福祉事業に従事する者 の研修、ボランティア活動の 育成ほか、地域福祉の推進に 関する事業を実施する。	(21年度) 579,927	(21年度) 270,322
		(22年度) 1,493,780	(22年度) 458,353
		(23年度) 1,243,417	(23年度) 530,133

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項及び意見はない。

【10】大分県立医療施設整備基金

(1) 概要

担当課(局・室)	医療政策課			
根拠法令・条例	大分県立医療施設整備基金条例			
基金設置の目的	大分県立医療施設を整備する			
基金造成の財源	一般財源			
基金設置年度	昭和55年度			
平成23年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成23年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22年度末 現在高	23年度中の増減		23年度末 現在高
		増加額	減少額	
311,054,400	935,719	—	311,990,119	

県立病院は県民医療の基幹総合病院として、高度医療、特殊医療等の提供を期待されて

いることに鑑み、その施設の老朽化や改築等に備えて資金確保を図るために積み立てられたものである。

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

利用実績なし

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項及び意見はない。

この基金は昭和56年に基金条例が公布され、県立病院が平成4年度において、現在地に新築・移転した際に約40億円が取り崩され、その後は平成16年度に総合周産期母子医療センター開設に伴う約1億5千万円の取り崩しと、平成19年度の救急救命センター開設に伴う3億円の取り崩しが発生したのちは平成20年度以降使用されていない。

今後の基金の使用について担当部局に確認したところ、特に文書として提示できるものは作成していないが、当面の施設整備資金については、自己財源によって賄うことができるとの回答を得た。

本来、事業に必要な資金は信憑性のある事業計画を作成し、その中の設備計画、資金計画等に基づいて準備されるべきであり、計画性のある事業に対して必要だから基金造成するという説明が必要となると考えられる。また、県立病院事業は平成18年4月に地方公営企業法の全部適用に移行している。全部適用の場合にも予算の調整などの権限が首長に留保されており、また一般会計からは高度医療や不採算医療など経営収入をもって充当することが適切でない経費については繰り入れているものの、基本的には経営に関する責任と権限が明確化されている。

そのため、事業計画に基づく計画性のある運営が行われていると考えられ、その中で設備投資については、地方公営企業法の会計規則に基づく減価償却がおこなわれ、これによって設備投資資金を留保していくことが基本となる。一般会計からの繰出金で手当てする資本的支出部分の資金の問題はあるが、平成26年度決算よりこの繰出金で手当てした機器購入等の減価償却費についても損益計算上の費用として計上される予定となっている。

従って、病院局との間での財務規律を明確化し、自助努力を促す意味でも、地方公営企業法の全部適用の移行前からあるこの基金については、いったん一般財源に戻すことを検討する必要があると考えた。

その後、担当部局から、病院局が財政課に提出した病院の大規模修繕計画を提示された。平成23年12月時点では、給排水や空調の劣化箇所の改修が中心の計画となっていたが、今後、高度医療や不採算医療を担うために必要な施設整備が求められることも想定され、その際には当該基金の活用が必要との説明を受けた。当該基金については、自己資金で対

応予定の維持修繕費などとは異なり、政策的な理由などにより、今後県立病院が新たな役割を担うこととなった場合に必要な施設整備費に充てられるものと解釈した。

よって最終的には、指摘事項及び意見は該当なしとする。

【11】大分県医療施設耐震化促進基金

(1) 概要

担当課（局・室）	医療政策課			
根拠法令・条例	大分県医療施設耐震化促進基金条例			
基金設置の目的	災害拠点病院等の耐震化を促進し、地震発生時の医療を確保する			
基金造成の財源	医療施設耐震化臨時特例交付金			
基金設置年度	平成 21 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
3,110,110,783	9,815,628	1,774,331,000	1,345,595,411	

この基金は平成 21 年度及び 22 年度に国からの医療施設耐震化臨時特例交付金を受け入れ、これを平成 25 年度まで積立て、基金と運用利息を災害拠点病院等の耐震化整備の助成に充てられるものである。

対象事業としては未耐震（IS 値 0.6 未満）の災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関（精神科救急を含む）が行う耐震化のための新築、増改築、耐震補強工事となっており、当初の平成 25 年度までの予定から、終期の定めがない形となっている。

(2) 過去 3 ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費	事業費のうち 基金充当額
災害拠点病院等 耐震化緊急整備 事業	未耐震の災害拠点病院、二 次救急医療機関（精神科救 急を含む）の耐震化工事	(21 年度) —	(21 年度) —
		(22 年度) 324,750	(22 年度) 324,750
		(23 年度) 1,774,331	(23 年度) 1,774,331

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

基金の運用が不十分であった。基金担当者は資金の受け入れ管理を十分に行い、取崩を必要とする時期や金額を適切に把握し、当面必要でない資金については、適切に運用することで利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛ける必要がある。

過去 3 年分の国庫からの県一般財源への入金、基金への繰り入れ及び基金からの払い出しについて、資金の動き、事業の執行状況等を検討した。

(単位:円)

年月日	国費受入 ①	利息収入 ②	執行額 ③	基金残額 ①+②-③	積立 A	取崩 B	積立残 A-B	摘要
H21.10.28	2,454,206,000			2,454,206,000				
H21.11.13				2,454,206,000	1,224,478,000		1,224,478,000	
H21.12.25				2,454,206,000	1,229,728,000		2,454,206,000	
H22.3.30				2,454,206,000		1,224,478,000	1,229,728,000	
〃				2,454,206,000		1,229,728,000	0	
〃				2,454,206,000	2,455,385,349		2,455,385,349	利息を含む
平成21年度分		1,179,349		2,455,385,349			2,455,385,349	利息
平成21年度分			0	2,455,385,349			2,455,385,349	決算額
H22.12.10	970,659,000			3,426,044,349			2,455,385,349	
H22.12.27				3,426,044,349	970,659,000		3,426,044,349	
H23.3.30				3,426,044,349		2,455,385,349	970,659,000	
〃				3,426,044,349		970,659,000	0	
〃				3,426,044,349	3,105,888,783		3,105,888,783	利息を含む
H23.5.31				3,426,044,349	4,222,000		3,110,110,783	戻入
平成22年度分		8,816,434		3,434,860,783			3,110,110,783	利息
平成22年度分			324,750,000	3,110,110,783			3,110,110,783	決算額
H24.3.30				3,110,110,783		3,105,888,783	4,222,000	
〃				3,110,110,783		4,222,000	0	
〃				3,110,110,783	441,938,000		441,938,000	
〃				3,110,110,783	903,657,411		1,345,595,411	
平成23年度分		9,815,628		3,119,926,411			1,345,595,411	利息
平成23年度分			1,774,331,000	1,345,595,411			1,345,595,411	決算額
計	3,424,865,000	19,811,411	2,099,081,000	1,345,595,411	10,335,956,543	8,990,361,132	1,345,595,411	

上記のごとく平成 21 年 10 月に約 24 億 5 千万、平成 22 年 12 月に約 9 億 7 千万受け入れ、執行は平成 22 年度に約 3 億 2 千万、23 年度に約 17 億 7 千万となっており、取崩を必要とする時期や金額を適切に把握することにより、当時としてはより適切な運用も可能であったと考えられる。今後は注意して取り組む必要がある。

【12】大分県地域医療再生基金

(1) 概要

担当課（局・室）	医療政策課			
根拠法令・条例	大分県地域医療再生基金条例			
基金設置の目的	救急医療体制の整備・充実、医師及び看護師の確保等により地域医療の再生を図る			
基金造成の財源	地域医療再生臨時特例交付金			
基金設置年度	平成 21 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
3,288,231,911	1,674,553,628	1,442,460,331	3,520,325,208	

この基金は地域の医師確保、救急医療の確保等、地域における医療課題の解決を図るために、各都道府県が策定する「地域医療再生計画」に基づき、国が必要と認める費用を「地域医療再生臨時特例交付金」として都道府県に交付された基金である。

大分県の地域医療再生計画は、平成 20 年 3 月策定の大分県医療計画を踏まえ、医療資源の偏在が顕著である中、次のような医療課題を解決し、安心安全で切れ目のない医療提供体制の整備・拡充を図るための施策を実施することを目的としている。計画期間は平成 25 年度までとなっている。

- ・ 地域における医師及び看護師の確保
- ・ 救急医療、小児医療、周産期医療などの医療提供体制の充実・強化
- ・ 新型インフルエンザ対策のための緊急施設、設備整備
- ・ 医療機関相互の役割分担と連携の推進

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費	事業費のうち 基金充当額
大分県地域医療 再生計画(Ⅰ)に 定められた事業 (中部・豊肥 医療圏)	三次医療機能の充実強化 地域中核病院の整備 医療機関相互の役割分担と 連携の推進	(21年度) —	(21年度) —
		(22年度) 948,229	(22年度) 733,956
		(23年度) 1,054,264	(23年度) 629,189
大分県地域医療 再生計画(Ⅰ)に 定められた事業 (北部 医療圏等)	三次医療機能の充実強化 地域中核病院の整備 医療機関相互の役割分担と 連携の推進	(21年度) —	(21年度) —
		(22年度) 1,471,992	(22年度) 987,630
		(23年度) 448,369	(23年度) 294,077
大分県地域医療 再生計画(Ⅱ) に定められた 事業	4疾病5事業等の医療提供 体制の整備充実 医師・看護師確保対策	(21年度) —	(21年度) —
		(22年度) —	(22年度) —
		(23年度) 810,261	(23年度) 519,192

(3) 監査の結果及び意見

再生計画の計画途中であるが、計画前と計画後の数値について以下のとおり比較した。

< 全般的事項 >

医療施設従事医師数の状況

	人口10万人あたりの医療施設従事医師数の数		
	平成20年	平成22年	増減
東部	252.0	270.6	18.6
中部	277.1	288.3	11.2
南部	184.3	172.8	△11.5
豊肥	165.0	167.5	2.5
西部	148.1	152.4	4.3
北部	183.4	180.6	△2.8
県計	236.6	245.0	8.4

＜中部・豊肥医療圏連携による地域医療再生計画＞

【目標】受療動向

豊肥医療圏における医療提供体制の強化・充実を図ることにより、平成18年患者調査時の完結率向上を図る。

【実績】

暦年	完結率
18年	74.9%
23年	71.2%
増減	△3.7%

【目標】救急医療体制

豊肥医療圏における医療体制の強化・充実を図ることにより、管外搬送人員の割合を平成20年の39.8%より引き下げる。

【実績】

暦年	割合
20年	39.8%
22年	49.3%
増減	9.5%

【目標】救急医療体制

豊肥医療圏における医療体制の強化・充実を図ることにより、覚知から医療機関に到着するまでの時間を平成20年の39.7分から短縮する。

【実績】

暦年	時間
20年	39.7分
22年	43.8分
増減	4.1分

【目標】救急搬送体制

二次救急医療機関における患者搬送用の救急自動車の導入促進を図ることにより、中部医療圏、豊肥医療圏における病院間搬送件数の割合を引き下げる。

【実績】

中部医療圏の病院間搬送の割合

暦年	割合
20年	16.6%
22年	14.9%
増減	△1.7%

豊肥医療圏の病院間搬送の割合

暦年	割合
20年	27.2%
22年	22.5%
増減	△4.7%

<北部医療圏と東部医療圏の三次医療機能を有する医療機関等との連携による地域医療再生計画>

【目標】 受療動向

北部医療圏における医療提供体制の強化・充実を図ることにより、平成18年患者調査時の完結率の向上を図る。

【実績】

北部医療圏内の患者調査時の圏域内完結率

暦年	完結率
18年	90.0%
23年	87.3%
増減	△2.7%

【目標】 救急搬送体制

北部医療圏における医療提供体制の強化・充実を図ることにより、覚知から医療機関に到着するまでの時間を平成20年の35.0分から短縮する。

【実績】

北部医療圏の収容時間

暦年	時間
20年	35.0分
22年	36.3分
増減	1.3分

【目標】 救急搬送体制

二次救急機関における患者搬送用の救急自動車の導入促進を図ることにより、北部医療圏における病院間搬送件数の割合を平成 20 年の 22.4%より引き下げる。

【実績】

北部医療圏の病院間搬送の割合

暦年	割合
20 年	22.4%
22 年	21.7%
増減	△0.7%

(監査意見)

大分県地域医療再生基金事業は総額 66 億円という多額で多くの事業メニューから構成されている。事業の目標と実績の詳細な差異分析や、施設整備補助については整備後の利用状況についても把握・検証を行ったうえで、県の医療政策に生かしていくよう検討されたい。

当基金は、地域の医師確保や救急医療の確保等、地域における医療課題の解決、三次医療圏における医療体制の課題を踏まえ、県が策定した地域医療再生計画に基づき国から交付された地域医療再生臨時特例交付金が財源とされている。交付金により平成 21 年度から平成 25 年度までの間に総額 66 億円が基金に充当・活用される見込みとなっている。

地域医療再生計画は、県内の医療分析を踏まえて目標が設定され、医療従事者、関係機関等の要望をもとに、現状の医師修学資金制度の拡充や医師や看護師の教育研修体制の整備、救命救急センターの施設整備や小児初期医療センターの施設・設備整備補助など、数多くの事業メニューが盛り込まれている。地域医療再生計画は平成 25 年度までの期間が対象とされ、年度・事業ごとに目標達成シートが作成され国に提出されている。

目標達成シートの閲覧や事業の状況についてヒアリングを行ったところ、事業の選別や目標の設定、事業の達成状況との比較検討が十分に実施されているとはいえない状況であった。

経済対策という側面もあって、事業メニューは県が主体となって策定することができず、医療現場等からの要望によって積み上げられた事業から選別しており、国の交付金制度の決定から県が事業メニューをまとめるまでの期間が、わずか 2 カ月余りであったことなど、事業のあり方や適切な目標の設定が十分に行えなかった状況もあった。このようなことを考慮すると事業の目標と実績の比較検討を行うことは、担当部局にとっては厳しいとも考えられる。

しかし、**目標設定 ⇒ 実績把握 ⇒ 仮説立案 ⇒ 仮説検証 ⇒ 改善措置**というプロセスを踏むことで、今後の県の地域医療が向上していく側面が大きいと考えられ、このことからすると、目標と実績の比較検証を可能な限り詳細に行う必要性は高いと考えられる。

例えば、豊肥医療圏における医療提供体制の強化・充実として、平成 18 年患者調査時の完結率（自医療圏内での受療率）の向上を図るため、統合病院の設備整備及び県立三重病院の診療所への改修に対する補助（地域医療提供体制整備事業）が行われている。豊肥医療圏内の患者調査時の圏内完結率についてみると、平成 23 年においては平成 18 年と比べ 3.7%低下しているが、詳細な原因分析は行われていない。

施設整備に対して補助するようなハード事業については、目標達成シートに、整備したことをもって達成とされているものが散見され、整備後の運用状況（例えば施設の利用度合い）の把握・検討が十分に行われているとはいえないものがあった。事業の実施主体（医療従事者）にとっては整備されることが目標となりやすいが、県としては施設整備の達成のみならず、その後の活用状況の把握・評価を行う必要があると考えられる。

目標に対して未達成のものについては、未達の原因を分析し、仮説と検証を繰り返すといった中長期での対応が必要になってくるものもある。本事業により、地域医療を受ける県民にとって有効かつ効率的な事業であったのかどうかという視点をもって、事業の実績評価をきめ細く行い、県の医療対策に取り組んでもらいたい。

（監査意見）

地域医療再生施設設備整備事業補助金によって、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて遠隔画像診断情報ネットワーク体制の整備を行う目的で、北部医療圏 1 病院で施設整備が行われているが、平成 24 年 9 月時点において、いまだ稼働実績がない状況にある。

また同じく臨床研修病院でのネットワーク整備が行われているが、平成 23 年度に整備された 3 病院では、平成 24 年 9 月時点において稼働実績がない状況にある。

整備した医療機関との調整をはかり、地域医療の充実のために設備が有効に使われるよう促す取り組みを行う必要がある。

基金事業として地域医療再生施設設備整備事業が行われ、補助金によって画像診断ネットワーク体制の整備が行われ、画像診断情報の共有化及びネットワーク構築の環境が整備されたことになっていることから、これらの稼働状況について確認した。

整備が行われたとする北部医療圏の病院での整備内容は、放射線画像・診断レポートのオンラインによる患者逆紹介環境の整備、CT・MRI 等を利用した検査オンライン予約等であったが、平成 22 年度から整備が行われたにもかかわらず、平成 24 年 9 月時点において、いまだ稼働実績がない状況にある。

また、同じく臨床研修病院でのネットワーク整備についても、平成 23 年度に整備された 3 病院では、平成 24 年 9 月時点において、稼働実績がない状況にある。

県としても整備した医療機関との調整をはかり、地域医療の充実のために設備が有効に使われるように促す取り組みを行う必要がある。

【13】大分県国民健康保険広域化等支援基金

(1) 概要

担当課（局・室）	国保医療室			
根拠法令・条例	国民健康保険法 大分県国民健康保険広域化等支援基金条例			
基金設置の目的	国民健康保険法に規定する広域化等支援方針の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財源の安定化に資する			
基金造成の財源	国民健康保険広域化等支援事業費補助金 基金収入 一般財源			
基金設置年度	平成 14 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
	479,405,627	1,442,157	1,986,900	478,860,884

この基金は平成 14 年から平成 16 年にかけて、国と県が半分ずつ資金を出して造成したものであり、県は基金事業として「保険財政広域化支援事業」及び「保険財政自立支援事業」を行う。

もともとは市町村国保が経営的に厳しい状況の中で、歳入欠陥などの際に無利子でこの基金から貸付けするということであった。しかし、貸付けとなると今後黒字が見込まれればよいが、医療費が上がり収入が増加しないとなると、返済負担を考慮して手を上げてくる市町村はなかなかないという状態となっている。そのため平成 22 年に基金条例が改正され、国民健康保険事業の広域化を進める事業として、この基金を使えるようになっている。

この基金の事業としては大きく分けると以下の二つがある。

1) 保険財政広域化支援事業

都道府県は国民健康保険事業の運営の広域化等に際し、保険税の平準化を支援するため無利子で貸付けなどを行って、保険財政の円滑な広域化を支援する。

①貸付事業

広域化等による平準化後の保険料賦課総額が平準化前の賦課総額を上回る市町村の

当該増加見込額の範囲内で市町村に貸付けを行う。

②交付等事業

- i) 広域化等に伴う事務経費及び広報啓発事業に必要な経費の一部を市町村に交付する。
- ii) 広域化等支援方針の作成に係る調査研究又は広域化等支援方針に定める共同事業の調整もしくは広報啓発事業等に必要な経費に充てるため、当該要する費用を取り崩すことができる。

2) 保険財政自立支援事業

都道府県は市町村の行う国民健康保険事業において財政赤字が見込まれる場合について、その赤字を一時的に補填するため、無利子貸付けを行う。

後期高齢者医療制度については広域化しているのに対して、国民健康保険及び介護保険については各市町村等で運営されているが、今後は都道府県単位での運営になっていく方向にあると予想されている。国費、県費とも入っているが、高齢化に伴って医療費が上昇する中で財政的には厳しい状況が続き、保険料もかなり高くなっている。

このような状況の下、今後の保険財政は非常に厳しいことが予想され、担当課としては、収入を上げるのは難しいことから、支出をいかに減らすかについての対策、たとえば病氣予防のための保健指導や医療機関の不正請求のチェック機能を強化する等を行っている。

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
国民健康保険広域化等支援事業	国民健康保険啓発活動に用いるパンフレット作成等	(21年度)	—	(21年度)	—
		(22年度)	—	(22年度)	—
		(23年度)	1,986	(23年度)	1,986

(3) 監査の結果及び意見

(指摘事項)

ジェネリック医薬品差額通知システムの開発委託業務において、契約書で禁止されている再委託を行っていた。今後、契約書の内容については詳細に検討を行い、契約を行う必要がある。

国民健康保険加入者に対し処方された先発医薬品と後発医薬品（ジェネリック医薬品）の差額を通知することにより、ジェネリック医薬品の普及ひいては医療費の適正化を図るため、県は当基金を利用してジェネリック医薬品差額通知システムの開発委託業務を行っ

ている。

県（委託者）と大分県国民健康保険団体連合会（受託者）において、委託契約が締結され、契約書では委託業務の処理を他に請け負わせること（再委託）を禁じていたところ、連合会がシステム会社に委託費と同額の再委託を行っていた。

今後、契約内容には十分に留意の上、事業に取り組む必要がある。

（監査意見）

県は、基金管理者として、毎年度各市町村に対し国保財政のヒアリングを実施しているものの、国保会計の収支予測については一部の市からの入手にとどまっている。市町村の国保財政に対するリスク管理、県全体への影響の面を考慮すると、すべての市町村から収支予測を入手することが望ましいため、これを検討されたい。

この基金に係る事業については、以下の手続きも実施したため結果とともに記載する。

- ① 平成 22 年度の大分県における国民健康保険事業状況の一覧表を閲覧し、この中でも注目される実質収支国庫精算額控除後の数値について、特にマイナスが大きい大分市の今後の収支につき推計が行われているか確認した。

収支は厳しいものの平成 27 年度までのシミュレーションは作成されており、医療費の発生状況により保険給付費がどうなるか、また収納率がどの程度になるかという不確実な要素はあるが、ある程度のリスク管理は行われているとの心証を得た。

- ② 医療費増加の適正化を図るための保健指導について、その内容をヒアリングするとともにその具体的な実施状況について、資料の閲覧および質問を行った。

高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条、24 条に、各医療保険者は対象者に対して特定健康診査等が義務付けられており、大分県は「大分県医療費適正化計画」において県民の健康の保持の推進に関する政策目標として、平成 24 年度までに特定健康診査の実施率 70%以上、特定保健指導の実施率 45%以上が定められている。

県としては各市町村に対して、上記実施率等の向上をサポートする立場にあり、各比率の全県の状況を取りまとめたり、特定保健指導標準化研修会を開催したりする等の活動を行っていた。

この中で特定保健指導実施率年度比較によれば、一部の市で相対的に実施率が低く、直近の年度（平成 22 年度）で下降していることから、理由を問い合わせたところ、人員の問題によるとのことであった。県としては人口の多い大分市やその他特に相対的に数値の芳しくない市町村と連携を図り、改善に努めていただきたい。

当基金は平成 23 年度末時点で 478 百万円あり、23 年度の実施した事業費と比較すると多額の残高を有している。この基金により、市町村の実施する国民健康保険事業において

財政赤字が見込まれる場合につき、その赤字を一時的に補填するための無利子貸付事業等を行うことができるものとされているが、これまで貸付実績はない。

先に記載したとおり、県によると、近年の高齢化社会による医療費の増加により、国保財政が厳しい市町村が多く、貸付後の返済に目途がつかない等の理由により貸付事業の利用を難しくしているという。現在、国保事業は市町村単位で実施されているが、市町村の財政難等の理由から、将来、広域連合或いは県全体での事業の実施等が国の方で検討されているようである。

県は、基金管理者として、毎年度各市町村に対し国保財政のヒアリングを実施しているものの、国保会計の収支予測については一部の市からの入手にとどまっている。市町村の国保財政に対するリスク管理、県全体への影響の面を考慮すると、すべての市町村から収支予測を入手するのが望ましいことから検討されたい。また、作成されていない市町村に対しては作成の指導・助言を行い、作成を促してもらいたい。

【14】大分県後期高齢者医療財政安定化基金

(1) 概要

担当課（局・室）	国保医療室			
根拠法令・条例	高齢者の医療の確保に関する法律 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令 大分県後期高齢者医療財政安定化基金条例 大分県後期高齢者医療財政安定化基金管理規則 後期高齢者医療給付費等国庫負担金交付要領			
基金設置の目的	後期高齢者医療の財政の安定化に資する			
基金造成の財源	後期高齢者医療財政安定化基金広域連合負担金 後期高齢者医療財政安定化基金負担金 基金収入 一般財源			
基金設置年度	平成 20 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
	880,992,637	425,137,913	—	1,306,130,550

この基金は後期高齢者医療広域連合の財政の安定化を図るために、給付の見込み誤りや保険料の未納による財政不足等に対して、貸付等を行うために造成され、国と都道府県、広域連合（保険料）で 1 : 1 : 1 の率で拠出されており、以下の内容によっている。

① 貸付

後期高齢者の医療給付金の見込み以上の増加や保険料の未納による財源不足に対して、毎年度、不足分の 1.1 倍を限度に無利子で貸し付ける。

② 交付

保険料の予定収納率を下回る保険料の未納に対して、財政運営期間（2 年）の最終年度に保険料未納による不足分の二分の一を交付する。当分の間は後期高齢者医療広域連合における保険料率の算定に当たり、その増加の抑制を図るため必要があると認められる場合には、広域連合に対して交付する。

(2) 過去 3 ヶ年度の利用の内容

利用実績なし

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項及び意見はない。

【15】大分県介護保険財政安定化基金

(1) 概要

担当課（局・室）	高齢者福祉課			
根拠法令・条例	介護保険法 大分県介護保険財政安定化基金条例 大分県介護保険財政安定化基金管理規則			
基金設置の目的	市町村の介護保険の財政の安定化に資するため。			
基金造成の財源	国 1/3 県 1/3 市町村 1/3			
基金設置年度	平成 12 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
4,164,130,183	13,361,724	629,558,575	3,547,933,332	

この基金は介護保険制度のもと、事業計画における見込みを上回る給付費の増加や保険料の収納不足により、市町村の介護保険特別会計に不足が生じることとなった場合に、一般財源から財政補てんを行う必要がないように、都道府県に設置されたこの基金により、市町村に対して資金の貸付けや交付を行うものである。

その造成は国、県、市町村（保険者）が 3 分の 1 ずつ拠出して行われており、市町村が

通常の努力を行ってもなお生じる保険料の未納や給付費の見込み誤りによる財源不足について、都道府県が設置する財政安定化基金から資金の交付・貸付けを受けられることになっている。

介護保険財政安定化基金の状況

(単位：円)

年 度	基金残高(A) (年度当初)	積 立 額 (B)			取 崩 額 (C)			年度末の残高 (A+B-C)
		負担金	利子収入	償還金	貸付額	交付額	保険料軽減等 に係る取崩し	
第1期	12年度	0	906,255,007	128,218	0	0		906,383,225
	13年度	906,383,225	906,255,006	3,129,338	0	16,504,000		1,799,263,569
	14年度	1,799,263,569	906,254,900	1,142,684	0	47,405,000	1,620,920	2,657,635,233
第2期	15年度	2,657,635,233	211,118,221	2,548,928	17,498,000	17,000,000		2,871,800,382
	16年度	2,871,800,382	211,118,221	2,953,335	17,498,000	71,112,000		3,032,257,938
	17年度	3,032,257,938	211,118,101	2,858,808	28,913,000	30,500,000	0	3,244,647,847
第3期	18年度	3,244,647,847	247,836,172	5,261,577	39,539,000	0		3,537,284,596
	19年度	3,537,284,596	247,836,172	27,104,084	39,539,000	0		3,851,763,852
	20年度	3,851,763,852	247,836,142	32,761,258	39,534,000	0	0	4,171,895,252
第4期	21年度	4,171,895,252	0	26,700,129	0	0		4,198,595,381
	22年度	4,198,595,381	0	15,534,802	0	50,000,000		4,164,130,183
	23年度	4,164,130,183	0	13,361,724	0	607,053,000	22,505,575	3,547,933,332
第5期 (見込み)	24年度	3,547,933,332	0	4,610,043	219,020,000	0	2,850,000,000	921,563,375
	25年度							
	26年度							

上記の内、第4期(平成21年度～平成23年度)に負担金が発生していないのは、財政的に余裕があるため、積立ての必要がなかったことによるもの、平成24年度の28億5千万円という多額の取り崩しは、会計検査院による全国的な指摘により、国、県、市町村に戻すこととなったものであり、取り崩され県に戻る部分は介護保険に関する事業の経費に充当されることとなっている。

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費	事業費のうち 基金充当額
介護保険財政 安定化対策事業	市町村の見込みを上回る給 付費の増加や保険料の収納 不足により、市町村の介護保 険特別会計に財源不足が生 じた場合、市町村に対し資金 の交付又は貸付を行うもの	(21年度)	—
		(22年度)	50,000
		(23年度)	629,558

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項及び意見はない。

【16】大分県介護基盤緊急整備等促進基金

(1) 概要

担当課（局・室）	高齢者福祉課			
根拠法令・条例	介護基盤緊急整備等臨時特例交付金交付要綱 介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領 大分県介護基盤緊急整備等促進条例			
基金設置の目的	介護施設等の基盤整備、地域の支え合いの体制づくり等を促進し、介護機能の強化等を図るため。			
基金造成の財源	国 10/10			
基金設置年度	平成 21 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
2,609,982,191	4,674,996	1,561,175,480	1,053,481,707	

(2) 過去 3 ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
介護基盤緊急 整備事業（施設 整備部分）	介護機能の強化と雇用の創 出を踏まえ、各地域において 将来必要となる介護施設、介 護拠点の緊急整備等を行う	(21 年度)	145,155	(21 年度)	145,155
		(22 年度)	1,388,944	(22 年度)	1,388,944
		(23 年度)	1,325,184	(23 年度)	1,325,184
ひとり暮らし 高齢者安心 ネットワーク 構築事業	ひとり暮らし高齢者の実態 調査を行い、高齢者の状況や ニーズに応じた情報提供及 び見守りの支援を行うネッ トワークのモデルを構築	(21 年度)	—	(21 年度)	—
		(22 年度)	—	(22 年度)	—
		(23 年度)	34,040	(23 年度)	34,040
高齢者等地域 支え合い体制 づくり支援 事業	ふれあいサロン活動拠点の 整備、福祉用具等貸出備品の 整備等、地域の実情に応じた 様々な取り組みを支援する	(21 年度)	—	(21 年度)	—
		(22 年度)	—	(22 年度)	—
		(23 年度)	192,366	(23 年度)	192,366

地域の福祉 再生力事業	地域住民が主体となって支 え合いの仕組みを確立し、県 民福祉の再構築を図るため、 モデル市町村における支え 合いの仕組みづくりを支援	(21年度)	—	(21年度)	—
		(22年度)	—	(22年度)	—
		(23年度)	14,836	(23年度)	9,585

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

基金の運用が不十分であった。基金担当者は資金の受け入れ管理を十分に行い、取崩を必要とする時期や金額を適切に把握し、当面必要でない資金については、適切に運用することで利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛ける必要がある。

過去3年分の国庫からの県一般財源への入金、基金への繰り入れ及び基金からの払い出しについて、資金の動き、事業の執行状況等を以下のとおり検討した。

年度	支払日/ 受入日	項目	積立	取り崩し	残高
H21	H21.11.24	第1回交付分の積立	2,124,199,000		2,124,199,000
	H22.3.30	第2回交付分の積立	1,233,582,000		3,357,781,000
	H22.3.30	取り崩し		△ 503,529,000	2,854,252,000
	H22.3.30	基金利息の積立	1,099,927		2,855,351,927
	H22.5.31	不用積み戻し	72,294,000		2,927,645,927
年度計			3,431,174,927	△ 503,529,000	2,927,645,927
累計			3,431,174,927	△ 503,529,000	2,927,645,927
H22	H22.9.30	基金利息の積立	1,840,215		2,929,486,142
	H22.9.30	取り崩し		△ 1,460,171,000	1,469,315,142
	H23.3.30	基金利息の積立	4,464,578		1,473,779,720
	H23.3.30	基金利息の積立	66,015		1,473,845,735
	H23.3.30	基金利息の積立	456		1,473,846,191
	H22.3.30	第3回交付分の積立	38,866,000		1,512,712,191
	H23.5.30	不用積み戻し	357,307,000		1,870,019,191
年度計			402,544,264	△ 1,460,171,000	△ 1,057,626,736
累計			3,833,719,191	△ 1,963,700,000	1,870,019,191

H23	H23.9.30	取り崩し		△ 331,079,000	1,538,940,191
	H23.9.30	基金利息の積立 て	383,870		1,539,324,061
	H23.12.28	取り崩し		△ 1,181,633,191	357,690,870
	H23.12.28	基金利息の積立 て	2,386,252		360,077,122
	H24.3.30	基金利息の積立 て	446,389		360,523,511
	H24.3.30	基金利息の積立 て	1,237		360,524,748
	H24.5.31	不用積み戻し	321,961,191		682,485,939
年度計			325,178,939	△ 1,512,712,191	△ 1,187,533,252
累計			4,158,898,130	△ 3,476,412,191	682,485,939

- ① 第一回目の交付金の国から県の口座への入金 2,124,199 千円は支出決定決議書によれば平成 21 年 11 月 9 日であったが、基金への繰り入れは 11 月 24 日となっており、基金への繰り入れが遅れている。
- ② 第二回目の交付金の国から県の口座への入金 1,233,582 千円は支出決定決議書によれば平成 22 年 3 月 9 日であったが、基金への繰り入れは 3 月 30 日となっており、基金への繰り入れが遅れている。
- ③ 平成 22 年 5 月 31 日及び平成 23 年 5 月 30 日、並びに平成 24 年 5 月 31 日にそれぞれ 72,294 千円、357,307 千円、321,961 千円という、多額な基金への戻し入れが発生している。3 月初旬の会計課による基金預金指示一覧表での照会時において、より精度を高めた取り崩し額を把握し、極力戻し入れ額が少額となるような取り崩し額とすべきであった。

【17】大分県介護職員処遇改善等促進基金

(1) 概要

担当課（局・室）	高齢者福祉課			
根拠法令・条例	介護職員処遇改善等臨時特例交付金交付要綱 介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領 大分県介護職員処遇改善等促進基金条例			
基金設置の目的	介護職員の処遇の改善及び介護施設の開設等の円滑化を図る			
基金造成の財源	国 10/10			
基金設置年度	平成 21 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
	2,637,305,216	4,363,293	2,039,074,771	602,593,738

この基金は介護職員の他業種との賃金格差を縮小し、介護が確固たる雇用の場として充実し、さらに成長していけるように、介護職員の処遇改善に取り組む事業者への資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を進めていくことを目的としている。

介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金を介護報酬とは別に支払っており、交付額は各サービス毎の介護職員数（常勤換算）に応じて定める交付率によっている。

交付の流れとしては、各事業者が賃金引上げによる処遇改善と休暇制度や労働時間の改善等の内容を記載した処遇改善計画書を作成し、人材を育てるためのキャリアパス要件等を県に届け出るとともに職員に周知、それに基づき県が処遇改善計画の審査を行い、交付金支給事業者を決定することとなっている。

(2) 過去 3 ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費	事業費のうち 基金充当額
介護職員処遇 改善事業	平成 21 年度の介護報酬改定 によって介護職員の処遇改 善を図ったが、他業種との賃 金格差の解消等更なる処遇 改善を促進するため、介護職	(21 年度) 5,731,389	(21 年度) 543,645
		(22 年度) 1,724,175	(22 年度) 1,707,801
		(23 年度) 1,812,190	(23 年度) 1,793,477

	員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行う				
介護基盤緊急整備事業（施設開設準備経費助成特別対策事業部分）	特別養護老人ホーム等の円滑な開設等のため、開設前の介護職員、看護職員の雇い上げ等、施設の開設準備に要する経費を助成する	(21年度)	58,759	(21年度)	58,759
		(22年度)	252,438	(22年度)	252,438
		(23年度)	245,597	(23年度)	245,597

(3) 監査の結果及び意見

(処遇改善の実効性について)

介護施設に支払われたこの交付金が、実際に介護職員本人に対して支給されており、介護職員の処遇改善につながっているのか、県の担当課の協力を得て検証した。

検証の方法としては、交付金を支給した介護施設の中から 36 施設を抽出し、各施設に対して県の担当課より以下の資料の県への提出をお願いした。

- ① 賃金台帳及び給与明細の写し
- ② 金融機関に対する振込依頼書（振込支給の場合）又は本人の受領印が押された書類（現金支給の場合）の写し
- ③ その他直接介護職員本人に支払いを行ったことが疎明できる書類

提出を受けた上記の資料と、県に対して過去に施設の側から報告されていた交付金の対象となった処遇改善の内容について、県の担当課の協力もえて照合した結果、軽微な金額誤り等はあったが、大きな問題点は検出されなかった。したがって、検証した範囲では処遇改善の効果はあったと考えられる。

(監査意見)

基金の運用が不十分であった。基金担当者は資金の受け入れ管理を十分に行い、取崩を必要とする時期や金額を適切に把握し、当面必要でない資金については、適切に運用することで利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛ける必要がある。

過去 3 年分の国庫からの県一般財源への入金、基金への繰り入れ及び基金からの払い出しについて、資金の動き、事業の執行状況等を以下の通り検討した。

(単位：円)

支払日/ 受入日	項目	積立(入)	取崩(出)	残額
H21.11.24	第1回交付分の積立て(処遇改善分)	3,261,959,000	0	3,261,959,000
H21.11.24	介護職員処遇改善事業の取崩し	0	600,000,000	2,661,959,000
H22.3.30	第2回交付分の積立て(処遇改善分+施設開設準備経費)	1,925,403,000	0	4,587,362,000
H22.3.30	施設開設準備経費の取崩し(H21年度分)	0	58,960,000	4,528,402,000
H22.3.30	基金運用利息の積立て	1,378,384	0	4,529,780,384
H24.3.30	介護職員処遇改善事業の取崩し(H21年度分)	0	464,415,000	4,065,365,384
H22.4.30	基金利息の積立て	39,443	0	4,065,404,827
H22.5.31	平成21年度決算不用額の積み戻し 介護報酬額処遇改善交付金の積み戻し(介護報酬額の見込が予定を下回ったことによるもの)	56,556,000	0	4,121,960,827
H22.6.30	介護職員処遇改善事業の取崩し	0	441,422,000	3,680,538,827
H22.6.30	基金利息の積立て	222,525	0	3,680,761,352
H22.9.30	基金利息の積立て	881,715	0	3,681,643,067
H22.9.30	介護職員処遇改善事業の取崩し(H22年度分)	0	699,622,000	2,982,021,067
H22.12.28	介護職員処遇改善事業、施設開設準備経費事業の取崩し(H22年度分)	0	441,423,000	2,540,598,067
H22.12.28	基金利息の積立て	825,400	0	2,541,423,467
H23.3.30	基金利息の積立て	9,186,724	0	2,550,610,191
H23.3.30	基金利息の積立て	51,644	0	2,550,661,835
H23.3.30	基金利息の積立て	381	0	2,550,662,216
H23.5.2	介護職員処遇改善事業、施設開設準備経費事業の取崩し(H23年度分)		465,601,000	2,085,061,216
H23.5.31	平成22年度決算不用額の積み戻し 介護報酬額処遇改善交付金の積み戻し(介護報酬額の見込が予定を下回ったことによるもの)	86,643,000	0	2,171,704,216
H23.5.2	基金利息の積立て	54,724	0	2,171,758,940
H23.6.30	介護職員処遇改善事業の取崩し(H23年度分)		462,626,000	1,709,132,940
H23.6.30	基金利息の積立て	151,589	0	1,709,284,529
H23.9.30	介護職員処遇改善事業、施設開設準備経費事業の取崩し(H23年度分)		552,053,000	1,157,231,529
H23.9.30	基金利息の積立て	834,885	0	1,158,066,414
H23.12.28	介護職員処遇改善事業の取崩し(H23年度分)		462,627,000	695,439,414
H23.12.28	基金利息の積立て	1,384,078	0	696,823,492
H24.3.30	介護職員処遇改善事業の取崩し(H23年度分)		113,503,000	583,320,492
H24.3.30	基金利息の積立て	1,938,017	0	585,258,509
H24.5.31	平成23年度決算不用額の積み戻し 介護報酬額処遇改善交付金の積み戻し(介護報酬額の見込が予定を下回ったことによるもの)	17,335,229	0	602,593,738

- ① 第一回目の交付金の国から県の口座への入金 3,261,959 千円は支出決定決議書によれば平成21年11月9日であったが、基金への繰り入れは11月24日となっており、基金への繰り入れが遅れている。
- ② 平成22年5月31日及び平成23年5月31日にそれぞれ56,556千円、86,643千円という、比較的多額な基金への戻し入れが発生している。

3月初旬の会計課からの基金預金指示一覧表での照会時において、より精度を高めた取り崩し額を把握し、極力戻し入れ額が少額となるような取り崩し額にすべきであった。

【18】大分県安心こども基金

(1) 概要

担当課（局・室）	こども子育て支援課			
根拠法令・条例	大分県安心こども基金条例			
基金設置の目的	こどもを安心して生み育てることができる環境整備を行うため			
基金造成の財源	国の子育て支援対策臨時特例交付金			
基金設置年度	平成 20 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
3,244,218,194	1,441,913,098	2,106,280,393	2,579,850,899	

この基金は国の追加経済対策として、政府が安心こども基金創設による子育て支援サービスの緊急整備を盛り込み、都道府県に基金を造成することになり、大分県にも創設されたものである。これにより地域の実情に応じた取り組みを推進し、子育て支援に関する環境整備を行うことで、「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成 22 年度までの集中重点期間において、全国で 15 万人分の保育所等整備を推進すること等を目指し、以下のような事業を実施している。

- ① 保育所の緊急整備
 - ・ 保育所の緊急整備
 - ・ 賃貸物件による新たな保育所整備
- ② 新たな保育ニーズへの対応
 - ・ 認定こども園の拡充
 - ・ 多様な保育ニーズへの効果的・効率的な対応
 - ・ 放課後児童クラブの設置等の促進
- ③ 保育の質の向上のための研修の実施

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費	事業費のうち 基金充当額
保育所等緊急整備事業	私立保育所等の施設整備を行う市町村に対し当該経費を助成する。	(21年度) 479,918 (22年度) 1,978,777 (23年度) 1,676,856	(21年度) 227,130 (22年度) 882,931 (23年度) 718,991
母子家庭等自立促進対策事業	母子家庭の就業自立の推進を図るため、母子家庭の母が資格を取得する際、口頭技能訓練促進費を支給する。	(21年度) 19,212 (22年度) 60,353 (23年度) 92,685	(21年度) 19,212 (22年度) 59,206 (23年度) 90,409
市町村地域子育て創生事業	市町村が行う地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動を実施するのに要する経費に対する補助事業	(21年度) 2,000 (22年度) 128,340 (23年度) 180,665	(21年度) 2,000 (22年度) 127,420 (23年度) 180,324

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

基金の取崩しが過大であったことにより、運用が不十分であった。基金担当者は資金の管理を十分に行い、取崩を必要とする時期や金額を適切に把握し、当面必要でない資金については、適切に運用することで利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛け、事業資金の確保に努力する必要がある。

過去3年分の国庫からの県一般財源への入金、基金への繰り入れ、及び基金からの払い出しについて基金調書、基金受入書、基金払出書、支出命令書等に基づき、資金の動き、事業の執行状況等を検討した。その結果、この基金の幼稚園緊急環境整備事業について以下の2つのケースについては利息のロスが発生していると考えられることから、基金の運用管理という観点から、今後基金取崩し額の確定に慎重を期す必要がある。

平成21年度

平成21年11月24日 24,674,000円の基金取崩し

平成22年3月31日 15,876,000円を不用額として基金に戻し入れ

平成 22 年度

平成 22 年 10 月 1 日 30,807,000 円の基金取崩し

平成 23 年 5 月 31 日 11,969,060 円を不用額として基金に戻し入れ

【19】大分県障害者自立支援対策臨時特例基金

(1) 概要

担当課（局・室）	障害福祉課			
根拠法令・条例	大分県障害者自立支援対策臨時特例基金条例			
基金設置の目的	障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用並びに福祉及び介護に携わる人材の確保を図る			
基金造成の財源	国の障害者自立支援対策臨時特例交付金			
基金設置年度	平成 18 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
	1,706,779,381	87,107,880	1,402,820,231	391,067,030

この基金は、①障害者自立支援法の施行に伴い事業所の収入激変を緩和し、事業者に対する運営の安定性等を図ること、②自立支援法を確実に実施するための設備や体制の整備を行うこと、③障害福祉サービス事業に従事する介護職員の報酬額を増額させ、介護人材の処遇を改善すること、④求職者と介護職場のマッチングを図り、福祉サービス事業に従事する介護職員を確保することに充てられている。

(2) 過去 3 ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
障がい者自立 支援臨時特例 対策事業費	障害者自立支援法の施行に 伴う事業者に対する運営の 安定化等を図る措置等を行 うことにより、障がい者及び	(21 年度)	602,262	(21 年度)	482,211
		(22 年度)	1,036,071	(22 年度)	898,919
		(23 年度)	1,498,204	(23 年度)	1,358,555

	障害児が自立した日常生活 または社会生活を営むこと ができるよう支援する				
福祉・介護人材 確保対策事業 費	増大する福祉・介護ニーズに 対して質の高い人材の確保・ 定着のため、就職相談・研修 の充実に係る事業等を実施 し、福祉・介護職への入職率 増加・離職率の低下を図る	(21年度)	29,454	(21年度)	29,454
		(22年度)	37,863	(22年度)	37,863
		(23年度)	44,264	(23年度)	44,264

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

事業の評価において介護福祉士の登録者数があげられているが、前年度の実績値よりも翌年度の目標値が低い状態が続いている。目標値の重要な機能の1つには実績値を引き上げることがあり、そのためには努力すれば達成可能な最大値であることが望ましいことから、目標値の見直しをタイムリーに行う必要がある。

福祉・介護人材確保対策事業については、成果指標を介護福祉士登録者数（人）としており、過去3年間の目標と実績の関係は以下のとおりとなっている。

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護福祉士 登録者数 (人)	目標	8,953	9,600	10,240
	実績	10,443	11,405	12,393
	達成率	116.6%	118.8%	121.0%

これで見る限り平成 21 年度の段階で目標に対し実績が上回っているが、平成 22 年度の目標は前年実績よりも低くなっている。また、翌 22 年度においても目標を実績が上回っているが、その翌年度である平成 23 年度の目標値も 22 年度の実績値より下げられている。

地域福祉推進室地域福祉班に質問したところ、23 年度までの目標値については 17 年度に策定した「大分県長期総合計画 安心・活力・発展プラン 2005」での目標値に基づく推計値を使用しており、平成 27 年度の最終目標公表値を前提として考えていることから、毎年度ごとの見直しはしていないとのことであった。

しかし、目標値の重要な機能の1つには実績値を引き上げることがあり、そのためには努力すれば達成可能な最大値であることが望ましいことから、目標値の見直しをタイムリーに行う必要がある。なお、平成 24 年度以降の目標値は 23 年度までの実績をもとに、24 年 1 月の上記「プラン 2005」の改訂に伴い見直され、引き上げられているが、今後とも年度

目標の見直しについては、上記目標値の機能を考慮して運用していただきたい。

上記の他、以下の手続きを実施した

- ① 「障がい者自立支援臨時特例対策事業費補助金交付要綱」を閲覧し、その中から第 5 条に定める「補助事業により取得し、又は増加した財産は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない」とされていることに関して、特にその担保状況について、県の側でどのようにモニタリングされているかについて、検討を行った。

まず、県が実施する社会福祉法人に対する監査指導室の監査において、登記簿謄本の確認が行われるとの説明であった。このため、後日、監査指導室の監査担当者と面談し、監査実施時点において、登記簿謄本等による検証の有無を確認したところ、現地監査の時点で行われていることを確認した。

- ② 自立支援法を確実に実施するための設備や体制の整備を行う事業のうち、就労継続支援事業者が工賃引き上げを達成した場合に、その事業者に対して助成することにより、工賃の引き上げを支援する事業について、その実効性が図られていることを、県としてはどのように確認しているのかを検証した。

障害福祉課において、各施設から工賃等明細書を提出してもらい、施設ごとに時系列で分析し、工賃が下がっている施設や工賃等の異常点については、担当者が各施設に確認していた。

施設のうち、2 施設について工賃等明細書と平均工賃月額推移表とを突合したが、いずれも整合していた。

また、提出を受けた平均工賃月額推移表の中から、平均工賃が下落している 3 件を抽出し、担当者に理由を確認した。そのうち 2 件は施設において農業を実施しており、天候等の自然環境により野菜の価格が下落した結果、賃金を下げざるを得ない状況であったということ、他の 1 件は福祉工場を運営しており、就労者の適合範囲を広げたことにより全体の平均としては賃金が下がったかたちになっているという合理的な理由であった。

このように、担当者としては平均工賃月額の推移について施設の状況を一覧で把握しており、タイムリーに個別施設の工賃の状況をモニタリングしていることが確かめられた。さらに障害福祉課として工賃向上推進委員会を設置し、大分県障がい者工賃向上計画を作成して、工賃向上のための PDCA※を推進しようとしていた。

※ PDCA とは Plan, Do, Check, Action の略であり、計画策定に基づく実行、計画と実績の比較、改善活動の継続的实施をいう。

(監査意見)

基金の運用開始が遅れたり、取崩しが過大であったりしたことにより、運用が不十分であった。基金担当者は資金の受け入れ管理を十分に行い、入金から基金繰入までのタイムラグを可能な限りなくすように努力するとともに、取崩を必要とする時期や金額を適切に把握し、当面必要でない資金については、適切に運用することで利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛ける必要がある。

過去 3 年分の国庫からの県への入金、その資金の基金への繰り入れ、及び基金からの払い出しについて基金調書、基金受入書、基金払出書、支出命令書等に基づき、資金の動き、事業の執行状況等を検討した。その結果、以下の 2 つのケースについては基金の運用管理という観点から、今後注意する必要がある。

① 平成 21 年度の国庫からの入金（405,941,000 円）が平成 22 年 3 月 15 日であり、この資金の基金への繰入れが 3 月 31 日となっており、基金への積み立て時期が遅れている。可能な限り事前に入金日を確認し、基金への繰入れにタイムラグが発生しないようにする必要がある。

② 平成 21 年度に基金取崩しを行った後、5 月に戻し入れを行っているが、決算額と戻し入れ金額の比率が、この年度は比較的多くなっている。

原因は約 2 千万円の事業の取り下げが発生したことによるものであるが、当該取り下げは事業課に 2 月 5 日に通知されていることから、3 月初旬に会計課より基金預金指示一覧表で照会があった際に、当初取崩し予定額を減額することによって、無駄な取り崩しを回避できたと考えられる。

【20】大分県社会福祉施設等耐震化等促進基金

(1) 概要

担当課（局・室）	障害福祉課			
根拠法令・条例	大分県社会福祉施設等耐震化等促進基金条例			
基金設置の目的	社会福祉施設等の耐震化等を促進し、地震発生時等の入所者の安全を確保			
基金造成の財源	社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金			
基金設置年度	平成 21 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
1,311,577,027	4,077,028	830,529,000	485,125,025	

この基金は主として社会福祉施設の ①耐震化整備事業 及び ②スプリンクラー整備事業に充てられている。

①耐震化整備事業

昭和 56 年以前の建物は、大きな地震に耐えられない可能性が高いと言われており、従来、老朽化施設等の耐震化整備の優先採択を行う等、その整備の促進を行ってきたが、入所者の防災対策を一層進める観点から耐震化整備を図る。

②スプリンクラー整備事業

消防法施行令の一部改正に伴い、主として要介護状態にある方又は重度の障害者等が入所する施設で、延べ 275 m²以上の施設は、スプリンクラーの設置が義務付けられたこと等を踏まえ、防火安全対策の観点からスプリンクラーの整備を図る。

(2) 過去 3 ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費	事業費のうち 基金充当額
耐震化整備事業 (スプリンクラー 整備含む)	施設の耐震化を行う社会 福祉法人等に対し補助す るもの	(21 年度) 34,831	(21 年度) 23,219
		(22 年度) 1,692,172	(22 年度) 998,479
		(23 年度) 1,162,563	(23 年度) 775,295

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

施設工事に関して、県の土木事務所の設計審査の過程において検出した課題や問題点が、実際にどのように解決され、竣工審査の時点でそれが最終的に漏れなく確認されたのかについて、その顛末の分かる資料が残されていなかった。

少なくとも竣工審査の審査表においては、設計審査の段階で検出された課題や問題点に関する顛末が記載される必要がある。

基金より「障がい者社会福祉施設耐震化緊急整備事業費補助金交付要綱」に従って支出された補助金の中からサンプルを抽出し、入札の状況や工事の審査関係の報告書を閲覧した。

一施設について、竣工審査表を閲覧したところ、審査意見の欄には「特になし」と記載されているのみであったため、別途設計審査表の提示求めたところ、設計審査表には設計審査の段階で検出された改善事項や疑問点が記載されていた。本来このような事項が、最終的に改善ないし解決されて完成に至らなければ、設計審査が行われた意味がなく、また適正に建設が行われたということを疎明することにならないと考えられる。

したがって、少なくとも設計審査の段階で検出された事項の顛末を竣工審査表において明らかにする必要がある。また、審査というからにはそれぞれの審査実施日の日付の記載は必須である。

(監査意見)

基金の運用開始が遅れたり、取崩しが過大であったりしたことにより、運用が不十分であった。基金担当者は資金の受け入れ管理を十分に行い、入金から基金繰入までのタイムラグを可能な限りなくすように努力するとともに、取崩を必要とする時期や金額を適切に把握し、当面必要でない資金については、適切に運用することで利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛ける必要がある。

国庫からの県一般財源への入金、基金への繰り入れ、及び基金からの払い出しについて基金調書、基金受入書、基金払出書、支出命令書等に基づき、資金の動き、事業の執行状況等を検討した。

この基金に関する資金の動きは以下のようになっている。

	受入	払出	基金残高	備考
平成21年11月30日	※① 2,325,000,000	0	2,325,000,000	基金の新規積立て
平成22年3月30日	2,216,712	0	2,327,216,712	平成21年11月30日～平成22年3月30日の利息収入
平成22年3月30日	0	※② 308,958,000	2,018,258,712	施設整備のため基金取り崩し
平成22年5月20日	※③ 861,000	0	2,019,119,712	施設整備で不要が出たため、基金に戻し
平成22年5月31日	※③ 7,666,000	0	2,026,785,712	施設整備で不要が出たため、基金に戻し
平成23年3月30日	6,054,776	0	2,032,840,486	平成22年5月31日～23年3月30日の利息
平成23年3月30日	3,539	0	2,032,844,027	平成22年5月31日～23年3月30日の利息
平成23年3月30日	0	222,947,000	1,809,897,027	施設整備のため基金取り崩し
平成23年3月30日	0	498,320,000	1,311,577,027	施設整備のため基金取り崩し
平成24年3月30日	4,077,028	0	1,315,654,055	平成23年3月30日～24年3月30日の利息
平成24年3月30日	0	527,738,000	787,916,055	施設整備のため基金取り崩し
平成24年3月30日	0	302,791,000	485,125,055	施設整備のため基金取り崩し

※①に関して、国庫からの資金の受け入れは平成21年11月20日に行われており、これに対して基金への積立てが11月30日となっており、定期預金としての利息を生む基金への受入れ時期が遅れていた。

※②に関して、年度末の平成22年3月30日に予算の繰り越しに伴う部分を含め、308,958,000円取り崩されているが、この内訳の主なものは、平成21年度決算分が23,219,000円、翌年度繰越事業の財源としての取崩しが277,212,000円となっている。

※③に関して施設整備資金の外構工事に関して要綱の適用誤りにより、基金取り崩し額が過大となったため、後に戻し入れられたものであり、慎重に対処すれば当初に取り崩さなくてもよかったと考えられる。

上記のとおり、基金の運用開始が遅れたり、取崩しが過大であったりすることにより、運用が不十分な部分があった。

【21】大分県自殺予防対策強化基金

(1) 概要

担当課（局・室）	障害福祉課			
根拠法令・条例	大分県自殺予防対策強化基金条例			
基金設置の目的	自殺予防対策の強化を図る			
基金造成の財源	国の地域自殺対策緊急強化交付金			
基金設置年度	平成 21 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
	150,575,209	37,099,280	62,160,773	125,513,716

この基金は、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、追い込まれた人に対するセーフティネットとして、地域における自殺対策の強化を図り、県民が健康で生きがいをもって暮らすことができる社会を実現するという目的をもっている。

またこの基金は以下の事業に充てられている。

①対面型相談支援事業

県民向けに保健所での精神科医師の相談の実施や多重債務相談や生活困窮者等への就労相談の際に心の健康相談を実施するなど相談支援体制を強化する事業

②人材育成事業

自殺を考えている人、自殺未遂者等自殺の危険性が高い人、自死遺族等に対し、適切な対応・支援を行う人材を養成する事業

③普及啓発事業

自殺予防や精神疾患の正しい知識について普及・啓発を行う事業

④うつ病医療体制強化事業

⑤市町村補助事業

市町村において、民生児童委員等を対象にしたネットワークの形成や地域住民への普及啓発を行う事業

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
自殺予防対策 強化事業	現下の厳しい経済情勢を踏 まえ、追い込まれた人に対す るセーフティネットとして、 地域における自殺対策力の 強化を図る	(21年度)	13,247	(21年度)	13,247
		(22年度)	59,944	(22年度)	59,944
		(23年度)	52,784	(23年度)	52,784
精神科救急 医療システム 整備事業	2次救急病院等から搬送され てくる身体合併症患者の搬 送基準、連絡調整の方法、関 係書類様式の作成等の対応 マニュアルを作成する	(21年度)	—	(21年度)	—
		(22年度)	—	(22年度)	—
		(23年度)	2,069	(23年度)	2,069
うつ病対策 医療体制整備 事業	うつ病の早期発見、かかりつ け医と精神科医の連携を強 化し、地域におけるうつ病の 医療体制の整備を図る	(21年度)	—	(21年度)	—
		(22年度)	—	(22年度)	—
		(23年度)	7,021	(23年度)	7,021
児童生徒の 自殺予防対策 事業（教育庁）	児童生徒の自殺予防に関す る研修会を開催する	(21年度)	—	(21年度)	—
		(22年度)	—	(22年度)	—
		(23年度)	287	(23年度)	287

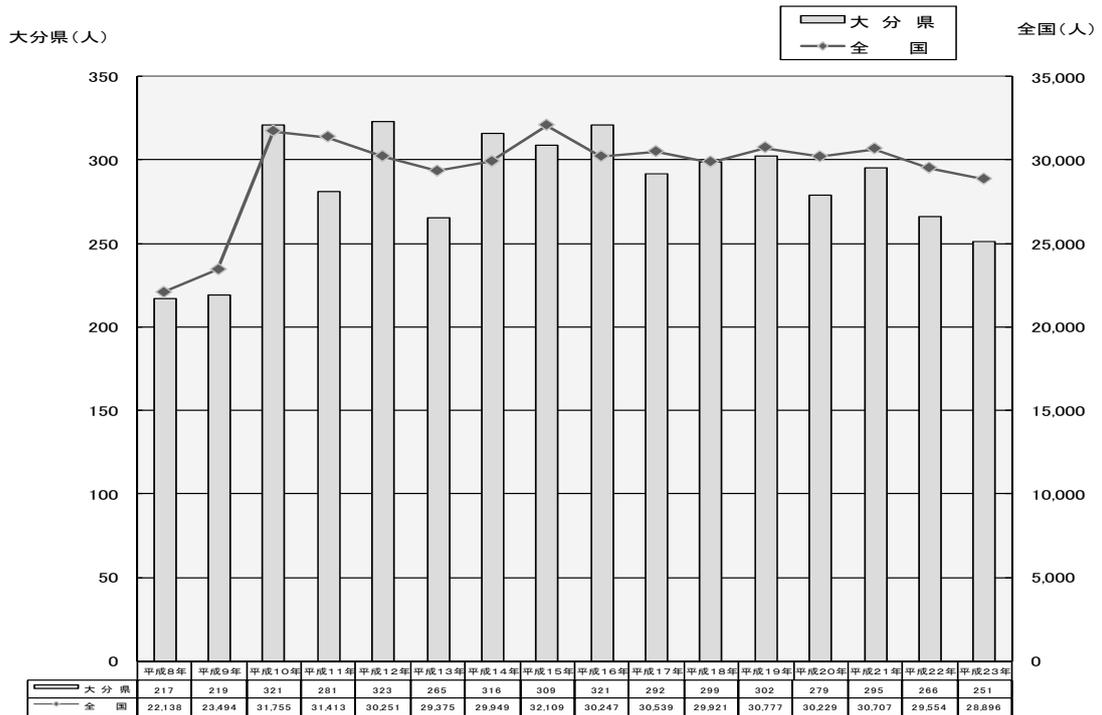
(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

大分県の自殺者はこのところ減少傾向にあり、全国的な位置づけとしても自殺死亡率は47都道府県中36番目に抑えられている。しかし、内訳として学生の自殺者が平成23年度は13人と前年度の倍以上となっており、ここ数年で最も高くなっていることから、関係部局と連携して原因を調査し、対策を検討していただきたい。

大分県と全国の自殺者の統計数値は以下のとおりとなっている。

大分県と全国の自殺者数の推移(人口動態統計)



資料:人口動態統計

	大分県				全国		全国順位 (高い順)
	自殺者数	男	女	自殺死亡率	自殺者数	自殺死亡率	
平成元年	202	119	83		21,125		
平成2年	218	139	79	17.7	20,088	16.4	19
平成3年	221	138	83	17.9	19,875	16.1	17
平成4年	236	158	78	19.2	20,893	16.9	15
平成5年	176	122	54	14.3	20,516	16.6	41
平成6年	188	130	58	15.3	20,923	16.9	37
平成7年	214	140	74	17.4	21,420	17.2	21
平成8年	217	151	66	17.7	22,138	17.8	25
平成9年	219	144	75	17.9	23,494	18.8	31
平成10年	321	245	76	26.2	31,755	25.4	16
平成11年	281	208	73	23.0	31,413	25.0	31
平成12年	323	229	94	26.6	30,251	24.1	10
平成13年	265	175	90	21.8	29,375	23.3	34
平成14年	316	228	88	26.0	29,949	23.8	11
平成15年	309	221	88	25.5	32,109	25.5	27
平成16年	321	226	95	26.6	30,247	24.0	14
平成17年	292	212	80	24.3	30,539	24.2	27
平成18年	299	227	72	24.9	29,921	23.7	23
平成19年	302	216	86	25.3	30,777	24.4	26
平成20年	279	203	76	23.4	30,229	24.0	29
平成21年	295	223	72	24.9	30,707	24.4	22
平成22年	266	193	73	22.4	29,554	23.4	33
平成23年	251	171	80	21.2	28,896	22.9	36

※自殺死亡率:人口10万人中の自殺者数のことで、自殺率とも言う。

これらの統計で見ると、大分県の自殺者はこのところ減少傾向にあり、全国的な位置づけとしても自殺死亡率は 47 都道府県中 36 番目に抑えられている。

しかし、内訳を見ると平成 23 年度は学生の自殺者が 13 人とここ数年で最も高い数字となっていることから、関係部局と連携して原因を調査し、対策を検討されたい。

【22】大分県地域環境保全基金

(1) 概要

担当課（局・室）	地球環境対策課			
根拠法令・条例	大分県地域環境保全基金条例			
基金設置の目的	地域の環境の保全を図る			
基金造成の財源	一般寄付金 レジ袋収益金 国内クレジット寄付金 地域環境保全基金 国の地域グリーンニューディール基金事業 環境保全センターからの寄付金			
基金設置年度	平成元年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
1,009,038,660	17,612,596	457,169,269	569,481,987	

この基金に係る最も大きな事業は、低炭素・グリーン社会構築事業となっている。この事業は、大分県内の CO₂ 排出実績について、大分県地球温暖化対策地域推進計画に定める 2010 年度目標と比べ、大きな乖離があることから、県内の CO₂ 排出量削減のため、平成 21 年度に国の補助金により造成された地域グリーンニューディール基金を活用して、家庭・業務部門における省エネ機器等の導入促進や各部門の啓発を図ると共に、地域における意識啓発や取り組みを推進する目的をもつ。

また、CO₂ 削減認証の仕組みづくりを進め、中小企業や家庭における省エネ設備等の導入促進を図ることも目的としている。

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
低炭素・グリーン 社会構築事業	温室効果ガス削減のため、家庭・業務・運輸部門でのCO2削減、節電・省エネ対策の実施等のCO2削減認証の仕組み作りを推進	(21年度)	106,516	(21年度)	106,096
		(22年度)	526,816	(22年度)	295,492
		(23年度)	312,856	(23年度)	310,259
地域環境保全 協働推進事業	県民の環境意識向上を目的に、地域で環境保全活動を行う団体の支援や幼児児童向けの環境劇等の開催を実施	(21年度)	23,056	(21年度)	—
		(22年度)	23,738	(22年度)	9,314
		(23年度)	16,134	(23年度)	7,837
未来の環境を守る 人づくり事業	環境に対する意識が高く、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育成するため、県民及び事業者向けの環境教育等を実施	(21年度)	—	(21年度)	—
		(22年度)	—	(22年度)	—
		(23年度)	1,415	(23年度)	759
広域的水環境 保全事業	水問題等をテーマとした講演会、フォーラム等の開催。複数団体が行う水問題等に関する活動、啓発活動	(21年度)	3,217	(21年度)	—
		(22年度)	2,641	(22年度)	2,629
		(23年度)	2,700	(23年度)	2,670
環境マネジメント システム事業	企業や団体等が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施する取組を推進	(21年度)	—	(21年度)	—
		(22年度)	—	(22年度)	—
		(23年度)	261	(23年度)	67
環境白書作成 事業	環境白書作成のためのもの	(21年度)	—	(21年度)	—
		(22年度)	—	(22年度)	—
		(23年度)	1,145	(23年度)	1,145
環境保全対策 事業	ごみゼロおおいた顕彰表彰やフロン回収等に係る事務に要するもの	(21年度)	3,866	(21年度)	2,628
		(22年度)	1,526	(22年度)	1,199
		(23年度)	2,820	(23年度)	—
ごみゼロおおい た作戦推進事業	県民・事業者・行政が連携して「ごみゼロおおいた作戦の推進」を展開し、美しく快適な大分県づくりの取組を推進	(21年度)	3,615	(21年度)	—
		(22年度)	3,194	(22年度)	1,000
		(23年度)	9,421	(23年度)	—

行政代執行事業	不法投棄廃棄物撤去に係るもの	(21年度)	—	(21年度)	—
		(22年度)	66,360	(22年度)	16,590
		(23年度)	—	(23年度)	—

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

当該基金を使用した最も大きな事業である低炭素・グリーン社会構築事業の成果指標が、過去2年間実績が目標を上回る状態が続いていた。この事業は23年度で終了しており、今後この目標設定を見直すことはないが、今後この基金を使ったその他の事業も含めて、PDCA※を遂行する中で、その実効性を高めるためにも、事業の目標についてはタイムリーに見直しを行う必要がある。

低炭素・グリーン社会構築事業の成果指標は住宅用太陽光発電導入件数としており、過去の目標値と実績値は以下のようにになっている。

(単位：件数)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
住宅用太陽光発電導入件数	目標値			12,500	15,000
	実績値	8,190	10,413	13,845	17,874
	達成率			110.8%	119.2%

平成22年度及び23年度ともに実績値が目標値を上回っており、努力した結果とも言えるが、超過数値も大きいことから、目標設定のやり方について担当者に質問した。

担当者によれば、成果指標の作成にあたっては、過去の実績による推移や住宅太陽光を取り巻く社会環境等を考慮して設定している。平成18年度から19年度には国の補助制度の中断もみられたが、平成20年度に再開されたことから、平成20年度と21年度の実績値伸び率を基準として、各年度の実績値にこの伸び率を加味しているとの回答であった。

この事業は23年度で終了しており、この目標設定を見直すことはないが、今後この基金を使ったその他の事業も含めて、PDCA※を遂行する中で、その実効性を高めるためにも、事業の目標についてはタイムリーに見直しを行う必要がある。

※ PDCAとはPlan, Do, Check, Actionの略であり、計画策定に基づく実行、計画と実績の比較、改善活動の継続的实施をいう。

【23】大分県交通事故遺児等援護基金

(1) 概要

担当課（局・室）	生活環境企画課			
根拠法令・条例	大分県交通事故遺児等援護基金条例			
基金設置の目的	交通遺児等の援護活動の助成を行うため			
基金造成の財源	県民による寄付金			
基金設置年度	昭和48年度			
平成23年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成23年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22年度末 現在高	23年度中の増減		23年度末 現在高
		増加額	減少額	
98,355,918	4,795,000	6,658,000	96,492,918	

この基金は交通事故又は自死により保護者を亡くした児童及び生徒の援護活動の助成を行うため設置された基金であり、大分県交通安全推進協議会が実施する交通遺児救済援護事業（交通遺児援護のための事業や私立高等学校交通遺児授業料助成のための事業）、大分県青少年育成県民会議が実施する自死遺児救済援護事業に充てられている。

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
交通遺児救済援 護事業	交通事故で保護者を失った 児童、生徒の健全育成を図る ため、大分県交通安全推進協 議会が実施する交通事故遺 児救済援護事業に助成する	(21年度)	5,500	(21年度)	5,500
		(22年度)	5,412	(22年度)	5,412
		(23年度)	5,500	(23年度)	5,500
自死遺児救済援 護事業	自死により保護者を失った 児童、生徒の健全育成を図る ため、大分県青少年育成県民 会議が実施する自死遺児援 護事業に対して助成する	(21年度)	1,203	(21年度)	1,200
		(22年度)	1,375	(22年度)	1,200
		(23年度)	1,210	(23年度)	1,158

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項及び意見はない。

【24】大分県消費者行政活性化基金

(1) 概要

担当課（局・室）	県民生活・男女共同参画課			
根拠法令・条例	大分県消費者行政活性化基金条例			
基金設置の目的	消費生活相談の複雑化、高度化に対応し、消費生活相談窓口の機能強化等を図る			
基金造成の財源	地方消費者行政活性化交付金			
基金設置年度	平成 20、21 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
189,517,912	387,525	103,690,588	86,214,849	

この基金は消費生活相談の複雑化、高度化に対応し、消費生活相談窓口の機能強化等を図るため造成され、消費者相談窓口を強化するための事業や相談員の資質向上、人材育成のための事業、消費者の教育・啓発のため講座や消費者啓発等専門員の配置事業などに充てられている。

(2) 過去 3 ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
スポーツ交流 推進事業(文化 スポーツ振興課)	子供達と一流スポーツ選手 とのふれあいの場づくりや プロサッカーチームを活用 した広報及び地域振興事業 を展開	(21 年度)	—	(21 年度)	—
		(22 年度)	51,432	(22 年度)	10,000
		(23 年度)	53,020	(23 年度)	10,000

消費生活安心推進事業(県民生活・男女共同参画課)	県・市町村相談体制の充実・整備を促進	(21年度) — (22年度) 72,850 (23年度) 88,693	(21年度) — (22年度) 70,432 (23年度) 86,236
消費生活・男女共同参画プラザ管理運営費(管理予算)(県民生活・男女共同参画課)	大分県消費生活・男女共同参画プラザの運営に伴う事業の実施	(21年度) — (22年度) 79,991 (23年度) 86,487	(21年度) — (22年度) 724 (23年度) 1,082
食品表示適正化推進事業(食品安全・衛生課)	食品表示制度の理解を促す講座の開催、食品の生産現場や製造現場を訪問し事業者の取組につき意見交換する	(21年度) — (22年度) 5,219 (23年度) 6,347	(21年度) — (22年度) 5,219 (23年度) 6,347
GAP普及拡大推進事業(おおいたブランド推進課)	JAの推進体制構築や認証取得の取組などを支援するとともに、指導者の拡充を図り、生産現場での導入推進	(21年度) — (22年度) — (23年度) 2,555	(21年度) — (22年度) — (23年度) 24

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

基金により実施されている大分県消費者行政活性化事業について、市町村からの実績報告に添付書類の不備に対し県のチェックが適切に行われていないため、改善する必要がある。

基金により行われている当該事業は、消費生活相談員の配置や市町村相談窓口の整備(備品購入)を行った市町村に対し、市町村からの実績報告書に基づき補助金を交付するものである。交付要綱によると、補助事業について実績報告書には事業実績書のほか、根拠となる契約書や見積書の写し等を添付することとされている。この事業に係る関係書類を閲覧したところ、備品購入に係る請求書や領収書の写しがないものが散見された。県は、交付要綱に沿った実績報告書の提出が行われているかどうかをチェックし、市町村に対する適切なモニタリングを行うよう改善すべきである。

また、交付要綱には定められていないが、以下の2点については改善の検討が望ましい。

① 相談員の報酬単価

相談員の人件費について、1人あたり概ね100千円～180千円／月と市町村によって金額が異なっている。事業における相談員の標準報酬単価は設けられておらず、市町村から提出された報酬を妥当なものとして補助している。少なくとも報酬の合理性を検討するため市町村から報酬単価の根拠資料を入手して確認することが望ましい。

② 備品購入

消費生活相談窓口の機能強化を図るために市町村が購入した備品等について、県は市町村が相見積りを行ったかどうかの検討を行っていない。車両購入など比較的高額な備品購入については契約方法の妥当性を確認することが望ましい。

〈監査意見〉

消費生活相談員養成講座研修委託事業について、受講者の選定の公平性、透明性を確保できるよう工夫されたい。

基金により消費生活相談員養成講座研修委託事業が実施されている。これは、消費生活相談員養成のための研修講座を開催するNPO法人に対し委託するもので、講座の受講者には研修日当が支払われることとなっており、県からの委託費の内訳に研修日当が含まれている。受講者は公募により行われ、平成23年度は定員10名に対し応募者が26名であったため、2度の審査を通じて受講者が選定された。

しかし、その後選定者の中から辞退者が1名出たため、県の了解のもと委託先のNPO法人が受講者を探して1名を補充したが、補充された者は公募による者ではなかった。審査を受けた他の受講応募者との公平性や受講者選定の透明性を保つため、予め補欠合格者を設けておくなど、公平かつ透明性のある研修受講者の選定を行うよう改善されたい。

【25】－(1) 大分県県民安心協働応援基金

(1) 概要

担当課（局・室）	県民生活・男女共同参画課			
根拠法令・条例	大分県県民安心協働応援基金条例			
基金設置の目的	配偶者からの暴力による被害者、不登校児童等の弱者対策及び自立支援、学校図書館を活用した授業の取組等により、県民が安心して生活を営むことができる社会を実現する			
基金造成の財源	住民生活に光をそそぐ交付金			
基金設置年度	平成 22 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立 又は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
221,854,000	547,325	79,253,614	143,147,711	

この基金は、配偶者からの暴力による被害者、不登校児童等の弱者対策及び自立支援、学校図書館を活用した授業の取組等により、県民が安心して生活を営むことができる社会を実現し、並びに経営基盤が必ずしも盤石とは言えない NPO 等の自立的活動の支援等により、「新しい公共」の拡大と定着を図るため造成されたものである。

(2) 過去 3 ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
たん吸引等施術 者養成事業(高齢 者福祉課)	介護職員等が、安全にたん吸引を実施できるよう研修費を措置	(21 年度)	－	(21 年度)	－
		(22 年度)	－	(22 年度)	－
		(23 年度)	14,641	(23 年度)	14,641
中央児童相談所 費(こども子育て 支援課)	児童相談所の舎監を増員するため費用を措置	(21 年度)	－	(21 年度)	－
		(22 年度)	－	(22 年度)	－
		(23 年度)	44,022	(23 年度)	11,592
配偶者暴力相談 支援センター設 置事業費(こど も子育て支援課)	婦人相談所の舎監を増員するため費用を措置	(21 年度)	－	(21 年度)	－
		(22 年度)	－	(22 年度)	－
		(23 年度)	17,047	(23 年度)	7,251

いつでも児童相談体制整備事業費(こども子育て支援課)	児童相談所の相談ダイヤルをフリーダイヤル化等に要する費用を措置	(21年度) — (22年度) — (23年度) 16,712	(21年度) — (22年度) — (23年度) 877
精神保健福祉センター運営事業費(障害福祉課)	こころとからだの支援センターに臨床心理士(非常勤)を配置し、ひきこもりの専門相談体制を拡充	(21年度) — (22年度) — (23年度) 2,241	(21年度) — (22年度) — (23年度) 2,241
DVのない社会づくり推進事業(県民生活・男女共同参画課)	DV被害者の早期自立を図るため民間住宅を借りる場合の家賃補助や新たに設置するサポートルームにかかる運営費を助成	(21年度) — (22年度) — (23年度) 4,523	(21年度) — (22年度) — (23年度) 2,632
青少年自立支援センター運営事業(私学振興・青少年課)	青少年自立支援センターの機能強化を図るため、県内4保健所に臨床心理等を配置	(21年度) — (22年度) — (23年度) 8,632	(21年度) — (22年度) — (23年度) 8,603
私立学校図書等整備事業(私学振興・青少年課)	私立学校の図書購入経費の助成	(21年度) — (22年度) — (23年度) 14,206	(21年度) — (22年度) — (23年度) 14,204
学校図書館活用推進事業(義務教育課)	学校図書館を活用した授業等の取組を行う市町村に配置する図書館サポーターや県が雇用するアドバイザーにかかる経費を助成	(21年度) — (22年度) — (23年度) 48,321	(21年度) — (22年度) — (23年度) 15,665
おおいっ子心の交流推進事業(社会教育課)	社会教育施設が行う不登校児童等に学校復帰のきっかけを作る取組に対し費用を助成	(21年度) — (22年度) — (23年度) 1,543	(21年度) — (22年度) — (23年度) 1,543

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項及び意見はない。

【25】－(2) 大分県県民安心協働応援基金

(1) 概要

担当課（局・室）	県民生活・男女共同参画課			
根拠法令・条例	大分県県民安心協働応援基金条例			
基金設置の目的	特定非営利活動法人等の自立的活動の支援等により、「新しい公共」の拡大と定着を図るため			
基金造成の財源	新しい公共支援事業交付金			
基金設置年度	平成 22 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
	148,000,000	366,452	60,035,335	88,331,117

(2) 過去 3 ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
NPO 等活動活 性化支援事業 (県民生活・男女 共同参画課)	NPO や企業、行政の協働推 進のため、NPO 等の活動を 支援し、多様な主体が連携す る公益活動活性化へのモデ ル事業を実施	(21 年度)	－	(21 年度)	－
		(22 年度)	－	(22 年度)	－
		(23 年度)	42,806	(23 年度)	42,806
大分の食育推 進事業(食品安 全・衛生課)	県民に対して、食事マナー習 得等を中心に「食の大切」や 「食への感謝の気持ち」を醸 成する県民運動～おおいた 「WA(O)」食運動～を展開	(21 年度)	－	(21 年度)	－
		(22 年度)	－	(22 年度)	－
		(23 年度)	7,446	(23 年度)	4,979
地域給水施設 整備支援事業 (環境保全課)	水道整備が困難な小規模集 落などに飲用水確保を行う ため、市町村や NPO 等との 協働により、濁り水などの地 域固有の問題を解決する	(21 年度)	－	(21 年度)	－
		(22 年度)	－	(22 年度)	－
		(23 年度)	34,479	(23 年度)	5,991

火山被害想定 図作成事業 (砂防課)	子育て中の女性対象の CAD	(21 年度)	—	(21 年度)	—
	等の操作技術講習会開催	(22 年度)	—	(22 年度)	—
	受講者が火山噴火減災対策 用の資料を作成	(23 年度)	6,258	(23 年度)	6,258

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

ソーシャルビジネス支援事業の委託費の間接経費の妥当性が検討されていない。算定根拠を把握することが望ましい。

基金を財源とするソーシャルビジネス支援事業は、中小企業診断士等を対象とした NPO マネジメント講座（経営指導専門員の養成）やソーシャルビジネス講習会の実施等を行うため、県が NPO 法人に委託して実施するものである。

委託費には事業の直接経費及び間接経費が含まれているが、事業に係る資料を閲覧したところ、間接経費の支出根拠が何も示されておらずその中身が把握できなかつた。金額の妥当性についての検討が行われておらず、現状の管理では間接経費の水増しや計算の誤りがあっても発見できない可能性が高い。委託先から提出される間接経費の算定に係る根拠資料を入手し、可能な限り金額の妥当性を検討することが望ましい。

なお、24 年度については、審査・指導室の指導を受け、受託者に対して間接経費の算定に係る根拠資料の提出を指示している。

【26】 大分県高校生修学支援基金

(1) 概要

担当課（局・室）	私学振興・青少年課			
根拠法令・条例	大分県高校生修学支援基金条例			
基金設置の目的	経済的理由により修学困難な高校生等の教育機会の確保に資する			
基金造成の財源	国の高等学校授業料減免事業等臨時特例交付金 国の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金			
基金設置	平成 21 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
179,965,791	227,096,833	149,349,000	257,713,624	

この基金は経済・雇用情勢悪化の影響により、就学の機会が失われる事態が懸念されるため、国から交付される「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」により平成 21 年に造成された。これによって、学校法人が実施する授業料減免事業や大分県奨学会が実施する奨学金事業に必要な経費を基金から取り崩して支出することにより、生徒の修学の機会を確保するとともに保護者負担の軽減を図っている。

また、東日本大震災等により被災し、経済的理由から就学困難な生徒が発生することが懸念されるが、国から交付される「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を平成 23 年度に積み増して、学校法人が実施する被災児童生徒授業料等減免補助事業や、市町村が実施する被災児童生徒就学支援事業に必要な経費として取り崩して支出することにより、就学困難な幼児、児童又は生徒の就学の機会を確保することになっている。

上記のとおり、もともとは経済対策の基金であり、当初期間は 3 年間であったが、経済状況が好転しないことから 3 年間延長されている。

(2) 過去 3 ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
大分県私立高等学校授業料減免補助事業	低所得者世帯の私立高校生への授業料減免補助を実施し、高校教育を受ける機会の確保	(21 年度)	79,136	(21 年度)	24,653
		(22 年度)	48,520	(22 年度)	24,671
		(23 年度)	51,630	(23 年度)	28,001
高等学校等奨学金貸与事業	学ぶ意欲のある高校生等の修学機会確保のため奨学金の貸付原資を大分県奨学会に貸与	(21 年度)	835,135	(21 年度)	100,000
		(22 年度)	836,452	(22 年度)	149,999
		(23 年度)	777,802	(23 年度)	118,703
大分県私立学校被災児童生徒等就学支援事業	東日本大震災により被災または震災に起因する事情により家計困難となった生徒等の教育機会確保のため、授業料の減免などの就学支援事業を実施	(21 年度)	—	(21 年度)	—
		(22 年度)	—	(22 年度)	—
		(23 年度)	—	(23 年度)	—
大分県市町村被災児童生徒等就学支援事業	東日本大震災により被災し、経済的理由により修学困難となった生徒等の教育機会の確保のため、就園事業や修学援助事業を実施	(21 年度)	—	(21 年度)	—
		(22 年度)	—	(22 年度)	—
		(23 年度)	2,645	(23 年度)	2,645

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項及び意見はない。

【27】大分県公害被害救済等基金

(1) 概要

担当課(局・室)	環境保全課			
根拠法令・条例	大分県公害被害救済等基金条例			
基金設置の目的	大分県公害被害救済措置条例の規定による人の健康に係る被害及び漁業に係る被害についての救済事業並びに赤潮の発生に伴う漁業環境保全事業及び被害防止事業を円滑かつ効率的に行う			
基金造成の財源	県・関係市町村(15~20%)、関係企業(60~70%)			
基金設置年度	昭和49年度			
平成23年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成23年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22年度末 現在高	23年度中の増減		23年度末 現在高
		増加額	減少額	
641,646,864	1,930,213	4,185,477	639,391,600	

この基金は大気汚染や水質汚濁の発生により、人の健康に係る被害又は漁業に係る被害が発生し、その原因者が特定できない場合に当該被害者に対して、健康被害にあつては医療費等を支給し、漁業被害にあつては被害額の補填等を行うことにより、当該被害に関する救済を行うことを目的として設置された。

公害被害救済措置条例に基づく、健康被害の救済については、知事が別に定める地域(指定地域)について適用するものと規定されているが、地域の指定は行われていないため、現行の基金は漁業被害の救済に充てる費用として積み立てられている。

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
公害被害救済 事業(漁業管理課)	漁協組合員等が赤潮等の発生による漁業被害を被った場合、その生じた損失を補填する経費	(21年度)	7,815	(21年度)	7,815
		(22年度)	5,140	(22年度)	5,140
		(23年度)	4,027	(23年度)	4,027

一般対策費 (環境保全課)	公害被害救済制度に関する 普及・啓発活動に要する経費	(21年度)	149	(21年度)	149
		(22年度)	149	(22年度)	149
		(23年度)	158	(23年度)	158

(3) 監査の結果及び意見
(指摘事項)

被害の把握については漁協が現地調査等を行っており、担当課はこれに関して立会を行っているが、これを行った県の担当者の立会調書が作成されていない。立会を行った場合その場の状況や相手側に対する質問とその回答、現地の状況等に関する調書を作成するのが当然であり、これが作成されていなければ、立会の担当者が被害状況の確認について十分に注意義務を果たしたことを疎明することはできない。今後は作成する必要がある。

昭和50年度から平成23年度までの漁業被害に対する補てん状況

年度	被害発生期間 (月日)	関係支店数 (関係漁協数)	申請件数	申請被害額(千円)	補填額(千円)
50	5.25-6.30	6	263	13,511	10,162
51	5.24-9.12	7	217	38,978	24,235
52	5.12-7.10	1	96	9,414	8,065
54	8.13- 8.23	3	3	123,790	27,100
56	6.9-6.28	7	589	69,271	14,855
57	7.26-8.2	11	139	255,783	16,993
60	7.11-8.19	26	499	486,373	56,793
61	7.19-8.20	6	67	35,003	8,490
元	8.4-8.19	3	69	31,041	12,199
3	10.18-10.19	1	1	17,403	6,021
9	7.16-7.25	1	3	4,518	2,623
10	8.16-8.22	2	2	1,432	1,031
13	7.29-8.10	2	12	152,816	5,153
15	8.7-8.9	1	1	1,496	667
17	7.25-8.10	3	19	353,743	50,076
18	5.16-6.5	2	4	17,800	4,000
	7.20-8.7	7	13	156,262	43,403
19	7.1-7.10	1	6	113,403	18,036
	7.10-7.12	1	4	2,929	1,925
20	3.17-6.3	2	3	10,659	2,982
	7.2-8.6	7	8	80,831	20,597
21	7.17-7.30	2	3	24,736	7,764
22	8.27-9.24	2	13	17,134	5,072
23	7.14-9.22	4	7	7,058	3,757
	1.20	1	1	260	204
合計		109	2,042	2,025,644	352,203

備考 上記の表に記載のない年度は、被害額の申請がなかった。

上記のうち、直近の被害状況確認の資料を閲覧したところ、漁協側が撮影したと思われる写真のコピーはファイルされていたが、漁協側の調査に立ち会った県の担当者の立会調書が作成されていなかった。

県の担当者が漁協側の調査に立ち会う目的は、単に視察ではなく現場の状況を確認する

とともに関係者への質問等を通じて、立会者としての注意義務を果たして職務を遂行することにある。

なお、被害金額を確定させるための計量については、被害発生が比較的長い期間にわたるものはやむを得ないが、可能な限り同一日に立ち会いのうえ、行われることが望ましい。

(監査意見)

赤潮被害の発生から認定審査会を行って補てん金を支払うまで長期間を要している。被害者の立場に立って可能な限り迅速な対応をお願いしたい。

平成 23 年度の 7 月から 9 月にかけて発生した赤潮の被害に係る認定審査会が平成 23 年 12 月 16 日に行われ、補てん金が翌年 3 月 1 日に支払われている。

認定審査会までの流れは、①申請者が漁協の協力の下申請手続きを行う、②市町村はそれを受け申請書等のチェックを行った後、県の振興局に提出する、③県の振興局は県の漁業管理課に提出する、④漁業管理課は精査を行い認定審査会の準備を行う、となっている。

被害の確定から支払いまでの一連の資料について、以下のとおり検討を行った。

	現地調査日	災害証明書発行日	補てん申請書作成日
申請者 A	H23/7/14	H23/7/27	H23/7/27
申請者 B	H23/8/23	H23/11/22	H23/11/24
申請者 C	H23/8/28～9/5	H23/10/31	H23/11/15
申請者 D	H23/9/9	H23/10/31	H23/11/15
申請者 E	H23/9/2	H23/10/31	H23/11/15
申請者 F	H23/8/30,8/31,9/9,9/16,9/22	H23/10/31	H23/11/15
申請者 G	H23/8/19	H23/9/14	H23/10/14

申請者 B については現地調査から補てん申請書作成日までに 3 か月を要している。また、申請者 C から F までは同一漁協に所属しており、現地調査から補てん申請書作成日までに 2 か月近くを要している。

被害者のことを考えると、迅速な対応が望まれ、認定審査会は一ヶ月程度前倒しで行うことが可能だったと考えられる。申請手続きを行っている漁協の迅速な対応を促していただきたい。

(補足意見)

この基金造成のそもそもの目的は、事業活動その他の人の活動に伴って大気汚染又は水質汚濁が生じ、その影響により人の健康に係る被害又は漁業に係る被害が発生し、その原因が特定できない場合に当該被害者に対し、健康被害にあつては医療費等を支給し、

漁業被害にあつては被害額の補填等を行うことにより、救済を図ろうとするものである。

公害によって生じた損害の賠償責任については、あくまで司法上の手続きによって解決されることが原則であるが、その原則による解決の困難さと公害問題に対する社会的要請などを考慮して、原因者が特定できない公害による被害者の救済を図るため、一定の地域に立地する発生源の出捐による公害基金というべき支払い機構を創設したものとなっている。

基金への拠出は、昭和 49 年から 53 年までは県 15%、関係市町村 15%、関係企業 70% となっており、昭和 54 年から 56 年までは県 20%、関係市町村 20%、関係企業 60% となっており、さらに昭和 57 年から拠出した最終年度である 60 年までは県 20%、関係市町村 20%、関係企業 60% となっていた。

大分県の公害被害救済等基金の運用及び補填等の状況は以下のとおりとなっており、制度創設以来 38 年間に支出されたのは、すべて赤潮被害に対する補てん金（一部赤潮被害対策補助金あり）であった。

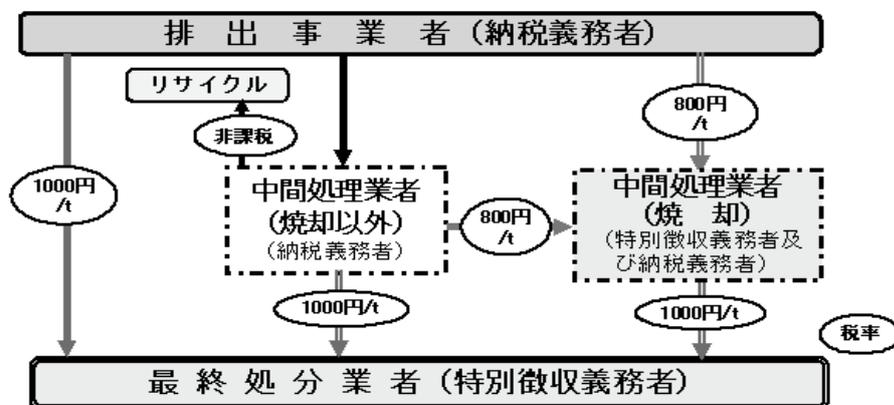
これ以外に公害が発生していないことは幸いなことであるが、当初の基金設立の主目的の一つである大気汚染や水質の汚濁による人の健康に係る被害には、創設以来 38 年間まったく補てんがないという状況になっている。そのため、結果的に赤潮救済のための基金となっており、基金の目的が変わっていることから、条例や要綱の改訂を検討する必要があるのではないかと考えられる。

【28】大分県産業廃棄物税基金

(1) 概要

担当課（局・室）	廃棄物対策課			
根拠法令・条例	大分県産業廃棄物税基金条例			
基金設置の目的	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るため			
基金造成の財源	大分県産業廃棄物税条例の規定により、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税に相当する額			
基金設置年度	平成 17 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
231,035,578	316,539,493	122,834,000	424,741,071	

大分県は循環型社会を構築するために、産業廃棄物の排出抑制や再生利用などの取組みを誘導するとともに、産業廃棄物の適正な処理を推進するために、産業廃棄物税を導入しており、その仕組みは以下のようになっている。



『大分県産業廃棄物税基金』は上記の産業廃棄物税を積立て造成し、以下の産業廃棄物の排出抑制対策に係る事業に使われている。

1. 排出抑制・再生利用の推進
 - ・循環型環境産業創出事業
 - ・リサイクル施設等整備支援事業
2. 適正処理の推進
 - ・廃棄物不法投棄防止対策事業
 - ・産業廃棄物処理施設等監視指導
 - ・産廃税導入効果検証事業
 - ・廃止最終処分場実態調査事業
3. 基盤整備の推進
 - ・産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業
4. 啓発広報等の推進
 - ・産業廃棄物広報・啓発推進事業
 - ・ごみゼロおおいた作戦推進事業
 - ・3R 普及促進事業

上記の他、徴税コスト等にも充てられている。

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
循環型環境産業 創出事業	再資源化など環境関連技術 に対する研究・開発を支援 し、事業化を促進	(21年度)	120,756	(21年度)	120,756
		(22年度)	20,858	(22年度)	20,858
		(23年度)	16,254	(23年度)	10,017
リサイクル施設 等整備支援事業	産廃排出事業者が行う排出 抑制、再生利用に係る機器整 備に対する経費の一部助成	(21年度)	6,407	(21年度)	6,407
		(22年度)	—	(22年度)	—
		(23年度)	—	(23年度)	—
3R普及推進 事業	循環型社会を目指しリデュ ース、リユース、リサイクル の3Rの普及啓発、レジ袋無 料配布中止推進等を実施	(21年度)	—	(21年度)	—
		(22年度)	—	(22年度)	—
		(23年度)	9,730	(23年度)	9,730
廃棄物不法投棄 防止対策事業	①保健所設置市補助②不法 投棄廃棄物撤去③市町村実 施の不法投棄防止対策支援 ④監視カメラ設置⑤産廃物 管理票交付等状況報告活用	(21年度)	236,638	(21年度)	58,042
		(22年度)	112,139	(22年度)	36,986
		(23年度)	29,333	(23年度)	28,030
産業廃棄物処理 施設等監視指導	①産廃監視員設置②検査・指 導等③処分場内への監視カ メラ設置	(21年度)	51,272	(21年度)	51,272
		(22年度)	33,679	(22年度)	33,679
		(23年度)	49,798	(23年度)	49,798
産廃税導入効果 検証事業	九州各県連携により、産業廃 棄物税制度導入後の減量・再 生利用の検証・解析	(21年度)	1,680	(21年度)	1,680
		(22年度)	—	(22年度)	—
		(23年度)	—	(23年度)	—
廃止最終処分場 実態調査事業	廃棄物処理法に定める指定 区域を定めるための基礎資 料作成のための実態調査	(21年度)	1,453	(21年度)	1,453
		(22年度)	3,165	(22年度)	3,165
		(23年度)	2,127	(23年度)	2,127
産業廃棄物処理 施設周辺環境 対策	最終処分場等の周辺環境整 備及び周辺住民の利便に供 する施設を整備する経費の 一部を助成	(21年度)	12,756	(21年度)	8,851
		(22年度)	1,809	(22年度)	1,179
		(23年度)	—	(23年度)	—
産業廃棄物広報 ・啓発推進事業	新聞・テレビ等の広報によ る啓発	(21年度)	1,599	(21年度)	1,599
		(22年度)	1,174	(22年度)	1,174
		(23年度)	1,640	(23年度)	1,640

ごみゼロおおい た作戦推進事業	県民・事業者・行政が連携 し「ごみゼロおおいた作戦の 推進」を展開、美しく快適な 地域づくりの取組を推進	(21年度)	3,615	(21年度)	3,615
		(22年度)	3,194	(22年度)	—
		(23年度)	—	(23年度)	—
レジ袋削減推進 事業	温暖化防止やゴミ減量化等 の環境問題への意識啓発の ためレジ袋無料配布中止の 推進、参加事業者拡大を実施	(21年度)	3,502	(21年度)	2,129
		(22年度)	—	(22年度)	—
		(23年度)	—	(23年度)	—
賦課徴収事務費	①特別徴収義務者に対する 報償費②申告書等印刷費 及び税制広報経費	(21年度)	11,223	(21年度)	11,223
		(22年度)	10,518	(22年度)	10,518
		(23年度)	11,873	(23年度)	11,873

(3) 監査の結果及び意見

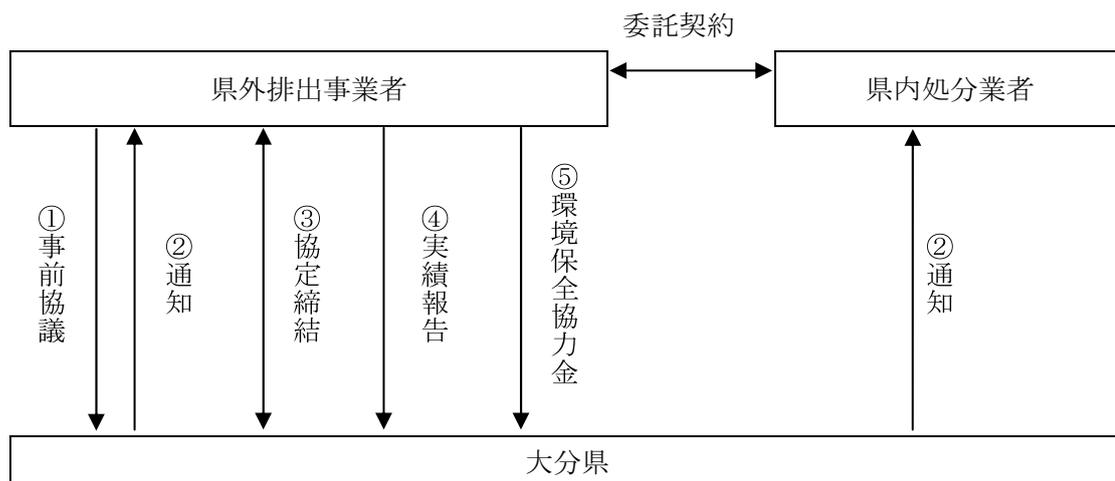
指摘事項及び意見はない。

【29】大分県環境保全協力金基金

(1) 概要

担当課（局・室）	廃棄物対策課			
根拠法令・条例	大分県環境保全協力金基金条例			
基金設置の目的	産業廃棄物の適正な処理を推進する			
基金造成の財源	大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第13条第1項の協定により 納入された環境保全協力金に相当する額			
基金設置年度	平成18年度			
平成23年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成23年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22年度末 現在高	23年度中の増減		23年度末 現在高
		増加額	減少額	
126,840,972	87,806,324	30,351,000	184,296,296	

この基金は産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に要する費用に充てるための環境保全協力金を財源とするものである。環境保全協力金は、県外産業廃棄物搬入協定書を締結した県外排出事業者から最終処分や中間処理を行うために、県内に搬入された産業廃棄物の搬入量に応じて県に納入される。



環境保全協力金により実施される事業は以下のとおりである。

- 適正処理指導事業…県外の産業廃棄物を受け入れている処理施設や県外の排出事業所に立ち入り、適正処理の指導を行う事業
- 環境調査事業…県外産業廃棄物を受け入れて処理している最終処分場等の浸透水や周辺地下水の検査等により適正処理が行われていることを確認する事業
- 環境改善事業…県外産業廃棄物処理施設の周辺住民、施設設置者、行政による環境保全協議会を設置し、周辺環境の整備等を行う事業

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
県外産業廃棄物 対策事業	県外事業者への立入調査、県外受入施設の性状調査や施設周辺の環境調査(水質調査等)を実施し、事業者に対する産廃物適正処理指導を行う	(21年度)	72,634	(21年度)	35,135
		(22年度)	71,218	(22年度)	12,774
		(23年度)	96,939	(23年度)	13,406
産業廃棄物処理 施設周辺環境 対策	最終処分場等の周辺環境整備及び周辺住民の利便に供する施設の整備を行う場合の経費の一部を助成	(21年度)	12,756	(21年度)	3,905
		(22年度)	1,809	(22年度)	630
		(23年度)	409	(23年度)	409
光化学オキシダ ント等緊急対策 事業	県内7市町の光化学オキシダントのモニタリングに要する経費	(21年度)	21,846	(21年度)	13,236
		(22年度)	8,449	(22年度)	1,938
		(23年度)	7,154	(23年度)	1,609

ダイオキシン総合対策推進事業	県下のダイオキシン類による環境汚染状況の実態把握や常時監視に要する経費	(21年度) — (22年度) — (23年度) 15,432	(21年度) — (22年度) — (23年度) 7,391
水質保全対策事業	公共用水域及び地下水の水質汚濁状況の監視に要する経費	(21年度) — (22年度) 29,409 (23年度) —	(21年度) — (22年度) 1,458 (23年度) —
廃棄物不法投棄防止対策事業	産業廃棄物最終処分場実態調査	(21年度) — (22年度) 112,139 (23年度) —	(21年度) — (22年度) 8,137 (23年度) —
人件費充当	協力金徴収事務に係る人件費に充当	(21年度) 7,500 (22年度) 7,500 (23年度) 7,500	(21年度) 7,500 (22年度) 7,500 (23年度) 7,500

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

ガスクロマトグラフ質量分析装置保守点検業務委託において、支出負担行為決議書に記載されていた根拠条文が誤っていた。決議書への記載とチェックを適切に行うべきである。

業務委託は随意契約が行われていたが、当該随意契約の適用条項として、支出負担行為決議書の随意契約の適用条項の欄に「契約事務規則第33条第6号」と記載されていた。

担当課に確認したところ、この記載は誤りで、随意契約の根拠は「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」とすべきであった。契約の妥当性を含め、支出負担行為決議書へのチェックは適切に行わなければならない。但し、契約事務そのものは決裁内容に基づき適切に行われていた。

(監査意見)

機械装置を購入する際に、本体価格（購入価額）の比較によって購入先が選定されている。機械装置購入後も当該購入先（系列会社含む）により保守点検費用（維持管理費）が不可避的・経常的に発生することが見込まれる場合においては、購入価額のみならず維持管理費も含めたトータルコストで業者比較を行い、契約を結ぶのが望ましい。

ガスクロマトグラフ質量分析装置保守点検業務委託においては、前述のとおり随意契約であり、「特殊な機械、建築物等の保守又は修理をこれらに特別な関係にあるもの又は特殊な技術を有する者に行わせるとき」は随意契約が認められている（随意契約ガイドライン1－(2)－エ）。担当者に確認したところ、装置の購入先と当該保守点検業務委託先は同一のメーカー系列業者であり、保守点検が購入先（系列含む）しか実施できないのが随意契

約の理由であった。

このような場合、装置機器の購入先の選定にあたっては、購入価額のみならず購入後の保守等の維持管理費を含めたトータルコストによって業者を選定する必要がある。なぜなら、保守点検業務委託先が購入によって特定され、購入価額が割安であっても、維持管理費が高額な場合はトータルコストで見れば他の業者よりも割高になってしまうというリスクがあるからである。しかし、現在の購入方法においては、維持管理費は考慮されていないようである。

今後、保守等が不可避的・経常的に発生することが見込まれ、その業務が購入先（系列含む）により行われるような機械装置の取得に当たっては、購入先の選定において、購入価額と維持管理費を含めたトータルコストによって選定することも検討する必要がある。

【30】大分県企業立地促進資金貸付基金

(1) 概要

担当課（局・室）	企業立地推進課			
根拠法令・条例	大分県企業立地促進資金貸付基金条例			
基金設置の目的	発電用施設周辺整備地域における企業立地の促進を図る			
基金造成の財源	電源立地地域対策交付金			
基金設置年度	昭和 62 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
278,597,892	633,630	—	279,231,522	

この基金は、発電用施設周辺整備地域内において、新たに立地しようとする企業に対する設備（土地及び建物を含む）の取得に必要な資金の融資を円滑にすることにより、県内における企業立地を促進し、もって雇用の拡大及び地域経済の活性化に資することを目的としている。

この基金によって融資を受けることができるのは、県内における発電用施設周辺整備地域に新たに立地する企業で、発電用施設の周辺地域の住民を 3 人以上新規に雇用する予定のある、原則として中小企業であり、事業用の土地取得資金及び造成資金、または事業用の施設、機械設備その他附属設備の資金についてとなっている。

この基金を使用した貸付は平成 18 年度を最後に実施されておらず、平成 21 年 4 月に財源のうち、一般会計から繰り入れられた分を取り崩して、一般会計に戻す処理を行っている（49,228 千円）。

(2) 過去 3 ヶ年度の利用の内容

利用実績なし

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項及び意見はない。

【31】大分県企業立地促進等基金

(1) 概要

担当課（局・室）	企業立地推進課			
根拠法令・条例	大分県企業立地促進等基金条例			
基金設置の目的	発電用施設周辺整備地域への企業立地の促進及び当該地域内の産業の活性化を図る			
基金造成の財源	電源立地地域対策交付金 一般財源			
基金設置年度	昭和 62 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
945,472,856	112,924,770	43,263,481	1,015,134,145	

この基金は昭和 62 年度に創設され、発電用施設周辺整備地域への企業立地の促進、及び当該地域内における産業の活性化を図る目的をもつ国の電源立地交付金と、企業誘致活動等を行うための一般財源によって組成されている。

平成 23 年度末の基金残高 1,015,134 千円のうち、電源立地交付金分は 319,440 千円あり、玖珠工業団地の整備や産業科学技術センターの備品購入の財源として準備されており、平成 23 年度は産業科学技術センターの備品購入に係る費用として 27,780 千円を充当している。

一般財源分は平成 23 年度末現在で 695,694 千円の残高があり、内訳としては ①企業誘致活動や地場産業の育成等に係る経費として 191,525 千円、②企業局が工業用水道事業に係る利益剰余金の一部について、平成 19 年度から平成 23 年度まで毎年度 1 億円を積み立

てており、市町村等が行う工業用水道事業と関連性のある事業に充当することになっている。

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
企業導入推進 事業	企業誘致活動費	(21年度)	19,884	(21年度)	14,696
		(22年度)	20,149	(22年度)	14,755
		(23年度)	20,245	(23年度)	15,013
産業科学技術 センター機器 整備事業	産業科学技術センター 機器整備	(21年度)	37,666	(21年度)	6,000
		(22年度)	40,651	(22年度)	12,330
		(23年度)	60,822	(23年度)	27,780
流通業務団地 造成事業	流通業務団地の分譲管理	(21年度)	—	(21年度)	—
		(22年度)	—	(22年度)	—
		(23年度)	2,323	(23年度)	469

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

基金の取崩しが過大であったことにより、運用が不十分な部分があった。基金担当者は取崩しを必要とする時期や金額を適切に把握し、当面必要でない資金については、適切に運用することで利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛ける必要がある。

過去3年分の基金への繰り入れ、及び基金からの払い出しについて検討した。その結果、取り崩しについては単に予算額によるのではなく、3月初旬の会計課からの「基金預金指示一覧表」での照会の際に、可能な限り執行額に近づける努力を行い、戻し入れが発生しないように取り崩す等、適正な運用管理を行う必要がある。

【32】大分県ふるさと雇用再生特別基金

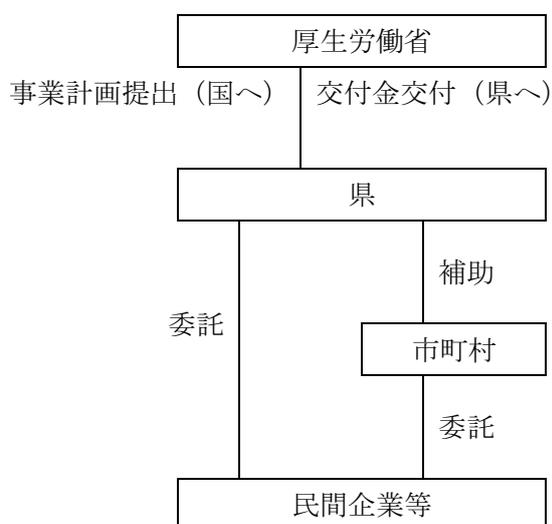
(1) 概要

担当課（局・室）	雇用・人材育成課			
根拠法令・条例	大分県ふるさと雇用再生特別基金条例			
基金設置の目的	現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、地域の実情や創意工夫に基づき、求職者等を雇い入れて行う雇用機会の創出を図る			
基金造成の財源	国のふるさと雇用再生特別交付金			
基金設置年度	平成 20 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
1,907,705,275	5,820,285	1,687,178,214	226,347,346	

この基金事業は地域の雇用失業情勢が厳しい中で、地域の実情や創意工夫に基づいて地域求職者等の雇用機会を創出する取組を支援するため、国から交付された「ふるさと雇用再生特別交付金」を活用し、地域における継続的な雇用機会の創出を図ることを目的としている。

具体的には、地域内でニーズがあり今後の地域の発展が見込まれる事業を計画し、民間企業等に事業委託という形をとっており、その際、委託費には民間企業等が求職者を新たに雇い入れる人件費が一定額以上含まれる。

<事業スキーム>



(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費	事業費のうち 基金充当額
ふるさと雇用再生特別基金事業	地域内でニーズがあり地域の発展に資する事業のうち、事業継続が見込まれるものを計画し、民間企業等に委託	(21年度) 1,329,857 (22年度) 1,601,568 (23年度) 1,687,209	(21年度) 1,329,857 (22年度) 1,601,568 (23年度) 1,687,178

(3) 監査の結果及び意見

この基金を利用した以下の事業に関する資料を閲覧し、担当課への質問を行った。

事業名	担当課
漁村発「トリニティ（三位一体）」事業	漁業管理課
新規雇用就農者等緊急育成事業	農山漁村・担い手支援課
雇用型経営農業への転換促進事業	園芸振興室
新規就農者スキルアップ対策事業	農山漁村・担い手支援課
(農業活性化) ブランド農産品定着事業	中津市
若者就業活動相談・パソコン入門指導事業	佐伯市

(監査意見)

新規就農者スキルアップ対策事業に係る簿冊の中に、対象者以外の者の給与明細が含まれていた。今後は個人情報保護条例に基づき、対象者以外の者に関する資料を入手・保管することがないよう留意するべきである。

対象者以外の者の給与明細については資料の返却を行い、今後は対象者以外の者に関する資料を入手・保管することがないよう留意するべきである。

(監査意見)

新規雇用就農者等緊急育成事業の出勤簿の名前を勤務者ではなく、委託先の担当者が記載していたため、記載内容に誤りが生じていた。出勤簿の記載内容に誤りがないよう確認する必要がある。

新規雇用就農者等緊急育成事業に係る資料を閲覧したところ、ある対象者において出勤簿上と履歴書上の名前の表記が一致していなかったことから質問したところ、出勤簿の名前を勤務者ではなく、委託先の担当者が記載していたとのことにより一部が誤字となっていた。出勤簿の記載内容に誤りがないよう確認する必要がある。

【33】大分県緊急雇用創出事業臨時特例基金

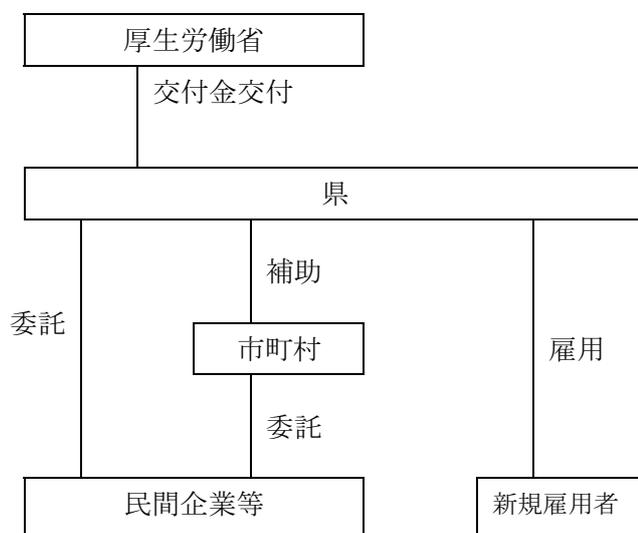
(1) 概要

担当課（局・室）	雇用・人材育成課、地域福祉推進室			
根拠法令・条例	大分県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例			
基金設置の目的	現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用及び就業の機会の創出等を図る			
基金造成の財源	国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金			
基金設置年度	平成 20、21 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
	5,979,899,776	1,948,185,121	5,314,441,166	2,613,643,731
622,179,518	8,932,516	92,137,086	538,974,948	

(注) 表中の管理及び積立又は運用状況の金額の上段は雇用・人材育成課、下段は地域福祉推進室所管分になっている。

この基金事業は、現下の雇用失業情勢に鑑み、国から交付された緊急雇用創出事業臨時特例交付金を基金造成し、活用することにより、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等を目的とする。前述のふるさと雇用再生特別基金事業よりも短期の雇用確保に重点が置かれている。

<事業スキーム>



(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費	事業費のうち 基金充当額
緊急雇用創出 事業	民間企業等に事業委託し、 当該受託者が求職者を新規 雇用して一時的な雇用機会 を創出（地方公共団体による 直接実施も可）	(21年度) 2,004,857 (22年度) 2,182,505 (23年度) 2,849,121	(21年度) 2,004,857 (22年度) 2,182,505 (23年度) 2,849,121
重点分野雇用 創造事業	雇用失業情勢が厳しい中、成 長分野における新規の雇用 機会を創出し、地域ニーズに 応じた人材を育成	(21年度) — (22年度) 1,361,348 (23年度) 2,465,337	(21年度) — (22年度) 1,361,348 (23年度) 2,465,319
住宅・生活等 緊急支援事業	大分県社会福祉協議会の 生活福祉資金相談員の人件 費助成等	(21年度) — (22年度) 89,984 (23年度) 92,137	(21年度) — (22年度) 89,984 (23年度) 92,137

(3) 監査の結果及び意見

以下の事業に係る資料の一部閲覧及び質問を行った。

- ・緊急雇用観光実態調査事業
- ・緊急雇用地質遺産基礎調査事業
- ・緊急雇用県営工業団地管理事業
- ・緊急雇用学校学習環境整備事業
- ・緊急雇用小・中学校理科支援員配置事業
- ・緊急雇用犯罪多発地域安全パトロール推進事業

(指摘事項)

緊急雇用創出事業実施要領では新規雇用する労働者の雇用・就業期間が通算して1年以内と定められているが、緊急雇用犯罪多発地域安全パトロール推進事業において、雇用期間が通算して1年を超えた新規雇用者が平成22年度から平成23年度において23名存在した。当該労働者の雇用期間について、通算1年を超えた期間の人件費として支払った金額は24,860千円となっている。

この基金は事業が多岐にわたり、問題が発生するリスクがあることから、事業担当課及び基金取りまとめ担当課が連携してチェックリストを活用する等、リスクに応じた内部統制を整える必要がある。

新規雇用者の履歴書及び22年度及び23年度の新規雇用者の人件費の支払状況表の閲覧、担当課へのヒアリングを実施したところ、緊急雇用犯罪多発地域安全パトロール推進事業において、雇用期間が通算して1年を超えた新規雇用者が、平成22年度から平成23年度に23名存在した。当該労働者の雇用期間について、通算1年を超えた期間の人件費として支払った金額は24,860千円となっている。

発生した原因は雇用期間が通算して1年を超えてはならないということについて、担当課における認識が欠けていたことによるものと考えられる。要領に従った運用を行っていくよう改善する必要がある。またこの基金は事業が多岐にわたり、問題が発生するリスクがあることから、事業担当課及び基金取りまとめ担当課が連携して、チェックリストを作成し、これによる検証体制を整備・運用する等、リスクに応じた内部統制を整える必要がある。

(監査意見)

緊急雇用学校学習環境整備事業計画書に臨時職員（新規雇用者）の職務内容が記載されているものの、職員の配置や職務内容の必要性が明記されておらず、新規雇用の必要性が明らかにされていない。それぞれの学校の現況を適切に識別して問題点を明確にしたうえで職員配置を行っていくことが望ましい。

この事業は、県が直接新規雇用者を雇用するものであり、その目的は、短期雇用の創出であるが、新規雇用の必要性も検討するべきと考える。

所管課によると、臨時職員を雇用したのは、教員が学校・教科目標や保護者対応に従事し、校舎内外の環境整備等が学校に在籍する現教職員のみでは十分に行えない状況であることが大きな理由であった。しかし、校舎内外の整備や学習環境の整備の状況は学校により異なるはずである。そのため学校が抱える実態を個別に把握した上で必要な業務をより明確にし、当該業務に適当な人材を配置できるように工夫されたい。

(監査意見)

緊急雇用学校学習環境整備事業において、ハローワークへの公募日（登録日）から2～3日以内に採用決定している学校があったが、この採用に係る過程や記録が残されていなかった。

緊急雇用学校学習環境整備事業において、ハローワークへの公募日（登録日）から2～3日以内というかなり短い期間に採用決定している学校があった。所管課によれば、公募からの適切な面談に基づく採用を行ったとのことであった。公平かつ適切な採用活動が行われたことを示すために、応募者の数や選考過程を記録した採用資料は作成又は保管することが望ましい。

(監査意見)

基金の取崩しが過大であったことにより、運用が不十分であった。基金担当者は取崩を必要とする時期や金額を適切に把握し、利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛ける必要がある。

基金の動きは下の表のとおりとなっている。

	国からの交付金受入		基金への積立	
	受入日	金額	積立日	金額
当初 20年度2次補正	H21.3.26	2,300,000,000	H21.3.31	2,300,000,000
積み増し 21年度1次補正	H21.7.30	5,190,000,000	H21.8.7	5,190,000,000
積み増し 21年度2次補正	H22.3.25	1,760,000,000	H22.3.31	1,760,000,000
積み増し 22年度予備費	H23.2.2	1,060,000,000	H23.2.10	1,060,000,000
積み増し 22年度補正	H23.2.15	1,170,000,000	H23.2.28	1,170,000,000
積み増し 23年度3次補正	H24.3.21 ①	1,930,000,000	H24.3.30 ②	1,930,000,000

	基金からの取崩		基金への積戻	
	取崩日	金額	積戻日	金額
平成20年度	H21.3.31	3,000,000	H21.5.29	775,751
平成21年度	H21.7.1	50,000,000	H22.5.31	68,632,629
	H22.3.31	2,023,490,000		
平成22年度	H23.3.31	3,734,379,951	H23.5.31	190,506,922
平成23年度	H24.3.30	③ 5,581,684,000	H24.5.31	④ 267,242,834

①及び②

国庫からの資金の受け入れは平成24年3月21日に行われ、これに対して基金への積

立てが3月30日となっており、基金への繰り入れが遅れていたが、これは一定の運用額を確保するための合理的な判断であった。

③及び④

平成24年3月30日に5,581,684,000円取り崩されているが、このうち267,242,834円は不用額として戻し入れされている。取崩額は1月末の決算見込みに基づき決定しているようである。当事業は新規雇用者の入退社により月の人件費が変動するため決算額が変動しやすく、正確な決算見込額の算定は容易ではない。ただ、1月末の見込みから年度末の取り崩しまでの間に委託事業の中止等、大きな決算額の変動を伴う事象が発生している場合においては、見込額と決算額がかい離し、不用額が多額に発生する可能性があり、不用額が多いと、利息に係る機会損失が生じることとなる。

上の表をみると、年を経るにつれ決算額に比例して不用額も増えていることから、取り崩しについては単に予算額によるのではなく、3月初旬の会計課からの「基金預金指示一覧表」での照会の際に、可能な限り執行額に近づける努力を行い、戻し入れが発生しないように取り崩す等、適正な運用管理を行う必要がある。

(監査意見)

大分県住宅・生活等緊急支援事業について

生活保護受給者就労支援事業については、生活保護下にある世帯においても、就労能力のある世帯が就労によって自立でき、結果的に生活保護費が減少することは社会にとっても、その世帯にとっても望ましく、また、今回検証した結果、費用対効果の面で成果が見込まれることから、県としても、市に対し積極的に導入を働きかけるべきである。

緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業分）交付要綱に基づき、基金を造成し「大分県住宅・生活等緊急支援事業費補助金交付要綱」及び「大分県住宅・生活等緊急支援事業実施要綱」を定め、平成22年度から実施している。

目的は求職中の貧困・困窮者等に対して、生活、就労、住宅等の必要な支援を行うことになっており、以下の3つの事業から成り立っている。

(1) 住宅手当緊急特別措置事業

① 住宅手当の支給

離職者であって住宅を失った、または失う恐れのある人に対して、賃貸住宅の家賃を支給する。

(実績) 年間支給額 平成22年度 24,147千円、平成23年度 16,333千円

② 住宅確保支援員の配置

住宅確保就労支援員を配置し、住宅の確保が困難な人に対して支援を行う。

(2) 生活保護受給者就労支援事業

福祉事務所に就労支援員を配置し、生活保護受給者に対し就職に関する情報提供や就職活動への指導等の支援を行い、自立を促進するもの。国の設置指標は稼働能力ありとみられる基準世帯 120 世帯に対して一人の就労支援員となっている。

(実績) 平成 22 年度 支援員数 8 人、平成 23 年度 支援員数 13 人

(3) 生活福祉資金相談体制整備事業

大分県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業にかかる業務を行うため、相談員等を県社協及び市町村社協に配置し、体制整備を行う。

(実績) 平成 22 年度 相談員数 15 人、平成 23 年度 相談員数 15 人

生活保護に関しては昨今、様々な議論があるが、生活保護下にある世帯のうち就労能力のある世帯が、就労によって自立でき、結果的に生活保護費が減少することは社会にとっても、その世帯にとっても望ましいことは論を待たない。

そこで、上記『(2) 生活保護受給者就労支援事業』について費用対効果を検討した。

(実施した手続)

担当部局より、就労支援員を活用した場合の県下の生活保護費の減少額を把握し、この金額と当該生活保護受給者就労支援事業費を比較した。また、大分県における生活保護受給者就労支援事業の執行状況を把握した。

大分県住宅・生活等緊急支援事業費執行状況

(単位:千円)

	住宅手当緊急特別措置				生活保護受給者就労支援				生活福祉資金貸付相談体制整備		合 計	
	23年度		22年度		23年度		22年度		23年度	22年度	23年度	22年度
	支援員数	支援員数	支援員数	支援員数	支援員数	支援員数	支援員数	支援員数				
大分市	16,964	2	20,277	2	12,564	5	5,077	2	0	0	29,528	25,354
別府市	6,258	1	8,772	1	6,486	2	5,858	2	0	0	12,744	14,630
中津市	390	0	803	0	51	0	49	0	0	0	441	852
日田市	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0
佐伯市	0	0	0	0	294	0	294	0	0	0	294	294
臼杵市	79	0	0	0	1,180	1	1,263	1	0	0	1,259	1,263
津久見市	0	0	0	0	2,154	1	1,895	1	0	0	2,154	1,895
竹田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊後高田市	0	0	177	0	0	0	0	0	0	0	0	177
杵築市	893	1	2,275	1	1,349	1	1,349	1	0	0	2,242	3,624
宇佐市	69	0	176	0	2,034	1	111	0	0	0	2,103	287
由布市	130	0	2,249	1	2,061	1	0	0	0	0	2,191	2,249
豊後大野市	1,674	1	1,971	1	1,022	1	1,021	1	0	0	2,696	2,992
国東市	32	0	214	0	0	0	0	0	0	0	32	214
県社協	0	0	0	0	0	0	0	0	35,266	35,266	35,266	35,266
計	26,519	5	36,914	6	29,195	13	16,917	8	35,266	35,266	90,980	89,097
県地域福祉室	785	0	888	0	373	0	0	0	0	0	1,158	888
総計	27,304	5	37,802	6	29,568	13	16,917	8	35,266	35,266	92,138	89,985

大分県下における福祉事務所の就労支援員を活用した就労支援プログラムによる生活保護費の減少額 43,166 千円（保護変更によるもの 14,363 千円、保護廃止によるもの 28,803 千円）。

費用対効果の検討（平成 22 年度分）

効果：43,166 千円 － 費用：16,917 千円 ＝ 26,249 千円

結 論

この事業については費用対効果の面で成果が見込まれることから、継続して行うべきであり、県としては現在導入していない市においても、少なくとも国の基準人程度は導入を働きかけてよいと考えられる。

【34】大分県中山間地域等農村活性化基金

(1) 概要

担当課（局・室）	農村整備計画課			
根拠法令・条例	大分県中山間地域等農村活性化基金条例			
基金設置の目的	中山間地域及びこれと一体して地域住民活動を促進することが効果的であると認められる地域における地域住民活動並びに棚田地域の農地及び土地改良施設の保全及び利用に係る住民組織の活動を促進し、農村の活性化を図る			
基金造成の財源	国費 1/3 県費 2/3			
基金設置年度	平成 5 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
949,023,229	2,854,869	9,230,000	942,648,098	

この基金は 6 億円の実施事業（中山間ふるさと水と土保全対策事業）と 3 億円の推進事業（中山間ふるさと水と土保全推進事業）のために存在しており、運用益も残高に応じて按分している。

両事業とも『運用益と見込まれる金額が、事業実施前年度の 3 月末日の基金元本の額の 3% の額を下回る場合にあつては、平準化運用基準額から運用益予定額を差し引いた金額を上限として、基金元本の一部を保全対策事業の実施に係る経費に充てることができるものとする』とされている。

<中山間ふるさと水と土保全対策事業>

ダム・ため池・農道・水路の保全を行うため、地域住民や土地改良区、県と市が草刈り、施設の点検を実施しており、昨年度は 14 か所実施した。選考は毎年、市町村、土地改良区の意見を聞いた上で検討し、年間で 40 万円程度の事業費が発生する。

<棚田地域保全対策事業>

棚田の景観を保護・保全をする目的で、棚田地域の写真コンテストを 4 月から 10 月にかけて実施している。毎年 140 程度の応募があり、冊子にして棚田保全の紹介をしており、全国の棚田百選のうち県内は 6 か所登録されている。

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
中山間ふるさと 水と土保全対策 事業	多面的機能を持つ土地改良 施設及びその周辺農地を保 全していこうとする地域住 民の活動を支援する	(21年度)	4,257	(21年度)	4,257
		(22年度)	9,918	(22年度)	9,918
		(23年度)	4,470	(23年度)	4,470
棚田地域保全 対策事業	棚田の持つ公益的機能の重 要性について理解を深める 取組を推進し地域住民が行 う農地等の保全・利活用活動 を支援する	(21年度)	1,063	(21年度)	1,063
		(22年度)	870	(22年度)	870
		(23年度)	1,130	(23年度)	1,130
くらしにぬくも り小規模集落 応援事業	小規模集落の共同作業に関 し、集落外からの広域的な応 援の仕組みを構築	(21年度)	4,547	(21年度)	4,000
小規模集落・ 里のくらし支援 事業	小規模集落対策を総合的に 実施	(22年度)	11,466	(22年度)	4,000
		(23年度)	14,766	(23年度)	3,630

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

この基金を使用した活動は、現在のところ主として広報・啓発活動を行っているが、効果が限定的である。今後は棚田保護や中山間地域における、より具体的な活動に結び付くように、地域住民やボランティア団体等と連携を強化する等、工夫する必要がある。

この基金の状況は以下のようになっている。

中山間地域等農村活性化基金状況（水と土＋棚田）

単位：円

	①前年度までの 基金元本	②造成額		交付税算入額	③利息	④運用額	⑤基金残高 ①+②+③-④	左記のうち 造成額累計
		国費	県費					
平成5年度		20,000,000	40,000,000		99,616	0	60,099,616	60,000,000
平成6年度	60,099,616	20,000,000	40,000,000		1,236,580	1,102,000	120,234,196	120,000,000
平成7年度	120,234,196	61,180,000	122,360,000		1,698,566	1,698,566	303,774,196	303,540,000
平成8年度	303,774,196	61,180,000	122,360,000		2,358,008	2,359,000	487,313,204	487,080,000
平成9年度	487,313,204	61,180,000	122,360,000		2,983,367	2,984,000	670,852,571	670,620,000
平成10年度	670,852,571			106,304,000	4,754,636	3,563,000	672,044,207	670,620,000
平成11年度	672,044,207	50,000,000	100,000,000	104,513,000	3,459,660	3,459,660	822,044,207	820,620,000
平成12年度	822,044,207	50,000,000	100,000,000	104,108,000	4,096,790	4,096,790	972,044,207	970,620,000
平成13年度	972,044,207				3,313,391	3,313,391	972,044,207	970,620,000
平成14年度	972,044,207				162,309	3,567,309	968,639,207	970,620,000
平成15年度	968,639,207				813,178	3,477,178	965,975,207	970,620,000
平成16年度	965,975,207				1,514,272	3,323,272	964,166,207	970,620,000
平成17年度	964,166,207				969,449	3,790,449	961,345,207	970,620,000
平成18年度	961,345,207				3,155,560	4,107,560	960,393,207	970,620,000
平成19年度	960,393,207				6,804,116	3,970,116	963,227,207	970,620,000
平成20年度	963,227,207				7,953,052	7,006,000	964,174,259	970,620,000
平成21年度	964,174,259				6,170,715	9,320,715	961,024,259	970,620,000
平成22年度	961,024,259				2,786,970	14,788,000	949,023,229	970,620,000
平成23年度	949,023,229				2,854,869	9,230,000	942,648,098	970,620,000
内								
棚田基金	299,726,208				901,642	1,130,000	299,497,850	300,000,000
訳								
水と土基金	649,297,021				1,953,227	8,100,000	643,150,248	670,620,000

国費と県費で造成されて約20年を経ているが、主として広報・啓発活動に使用されている。しかし、これらの活動はその効果が限定的となっている。

平成19年に農林水産省の農村振興局より出されたこの基金の活用に関する文書によれば、水と土基金及び棚田基金の活用事例として、地域のボランティアやネットワークとの連携や支援について記載されている。

基金を造成してまでやるからには、地域住民やボランティア団体等の活動に直接結びつく、より具体的な事業を行う必要があると考えられる。

【35】大分県森林整備地域活動支援制度基金

(1) 概要

担当課（局・室）	林務管理課			
根拠法令・条例	大分県森林整備地域活動支援制度基金条例			
基金設置の目的	森林の計画的な施業の実施に不可欠な林木の生育状況等の現況調査その他の地域における活動の確保を図る			
基金造成の財源	国の森林整備地域活動支援交付金			
基金設置年度	平成 14 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
	300,500,277	154,626,962	134,052,000	321,075,239

(2) 過去 3 ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
大分県森林整備 地域活動支援 事業	森林施業の集約化の取組に 必要な森林情報の収集、森林 の現況調査、境界確認、施業 提案書の作成・森林所有者の 合意形成等の活動を支援	(21 年度)	401,365	(21 年度)	217,027
		(22 年度)	446,233	(22 年度)	262,595
		(23 年度)	266,430	(23 年度)	134,051

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項及び意見はない。

【36】大分県森林整備加速化・林業再生基金

(1) 概要

担当課（局・室）	林務管理課			
根拠法令・条例	大分県森林整備加速化・林業再生基金条例			
基金設置の目的	間伐等の森林整備の加速化及び間伐材、木質バイオマス等の森林資源の活用による林業、木材産業等の再生を図る			
基金造成の財源	国の森林整備加速化・林業再生事業費補助金			
基金設置年度	平成 21 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
	2,552,930,859	6,256,356,961	2,586,544,148	6,222,743,672

平成 20 年秋の世界的な経済危機により、国産材の需要と価格が低迷し、国は経済対策として平成 21 年度補正予算でこの基金事業を創設した（平成 21 年度～平成 23 年度に全国合計 1,238 億円）。本県における 3 年間の基金額は 56 億 5,600 万円で北海道に次ぎ全国で 2 番目となっており、素材生産性の向上や製材加工コストの低減、木材の需要拡大等、林業の構造改革の取り組みに利用されてきた。

その後、多くの林業関係者から本基金事業の継続への強い要望等により、国の平成 23 年度の補正予算で平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間延長となり、本県基金には 62 億円が交付されている。これによって、さらに平成 24 年度からの 3 年間で、搬出間伐、路網の整備、高性能林業機械のさらなる導入、素材生産の担い手育成、流通・加工の施設整備によるコスト削減、大分方式乾燥材等の乾燥施設の導入、木質バイオマス利用施設の導入等を図り、平成 27 年度に素材生産量 100 万 m³を達成しようとしている。

(2) 過去 3 ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費	事業費のうち 基金充当額
森林整備加速化 ・林業再生事業	間伐や路網整備、製材施設 ・バイオマス利用施設等の 整備、間伐材等の流通の円滑 化、県産材利用施設の整備等	(21 年度) 794,805	(21 年度) 794,805
		(22 年度) 2,273,726	(22 年度) 2,273,726
		(23 年度) 2,582,484	(23 年度) 2,582,484

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

椎茸生産基盤整備総合対策事業において、椎茸生産施設の整備に補助金を出しているが、要領上求められている相見積りが取られていることの確認が行われていなかった。

また、乾椎茸増産対策基盤強化事業については、要領に入札・相見積り等の購買上の要件が定められていない。

椎茸生産基盤整備総合対策事業について、交付要綱等に沿って基金からの補助金が支出されているか実績報告の内容を確認し、担当者にヒアリングを行ったところ、相見積りが取られていることを確認できる資料がなかった。現物確認の写真等はファイルされていたが、要領に沿った事実を疎明するには不十分であった。また、乾椎茸増産対策基盤強化事業については、要領に入札・相見積り等の購買上の要件が定められておらず、改善が必要と言える。

(監査意見)

林業再生里山対策事業において、侵入竹林伐採・除去面積が事務事業評価上の目標数値となっているが、当該目標数値が実態とそぐわず、目標値としての機能を果たしていない。

林業再生里山対策事業における事業評価は以下のようにになっている。

	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
侵入竹林伐採・ 除去面積累計 (ha)	目標 (ha)	70	140	200
	実績 (ha)	19	47	88
	達成率 (%)	27.1	33.6	44

目標と実績の乖離があまりに大きいことから、目標設定の過程を検証した。

そもそも、侵入竹林を伐採・除去する活動は、放置すれば杉やヒノキを侵食して増加し続ける竹林を何とか食い止め、森林を再生する目的での必要な作業であり、国はこの作業に対して1haあたり最大30万円の補助金を出している。

ところが、この対象である土地の多くは地域不在者であったり、高齢者であったりして、もともと土地の外観でしか調査をせずに目標を設定した結果、当初から実態とそぐわない目標値が設定されてしまった可能性がある。

目標値は努力すれば達成可能なレベルでなければ、その重要な役割を果たすことができないことから、実態に適合した目標の設定を検討する必要がある。

【37】大分県森林環境保全基金

(1) 概要

担当課（局・室）	森との共生推進室			
根拠法令・条例	大分県森林環境保全基金条例			
基金設置の目的	森林環境を保全し、森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成する			
基金造成の財源	県民税			
基金設置年度	平成 18 年度			
平成 23 年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成 23 年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22 年度末 現在高	23 年度中の増減		23 年度末 現在高
		増加額	減少額	
	182,419,274	304,011,000	362,332,670	124,097,604

過疎化高齢化が進行する中で、林業の採算性が悪化し、森林の整備が十分に行われず、荒廃した森林が増加した結果、森林の公益的機能の低下が懸念される状況にある。そのため、県民共通の財産である森林をすべての県民で守り育てるために森林環境税が導入され当該基金として管理し、森林環境の保全等のための各施策に活用されている。

(2) 過去 3 ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
森林環境税活用 事業	森林環境保全に関連した 事業を実施	(21 年度)	296,938	(21 年度)	268,795
		(22 年度)	423,137	(22 年度)	321,599
		(23 年度)	1,080,780	(23 年度)	362,332

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

平成 24 年 9 月末日現在において、毎年公表する森林環境税の使用実績に係る、県民への説明資料である『森林環境税の取組み実績』の平成 22 年度（自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 23 年 3 月 31 日）分が、平成 23 年 11 月 1 日に開示されている。今後はよりタイムリーな県民への開示を心がけてもらいたい。

(監査意見)

開示内容についてはホームページ上の大分県森との共生推進室が開示している『森林環境税の取組み実績』の目標と実績が比較可能な状態で明確に記載されていないものがあるなど、読者側から見て理解しやすい内容となっておらず、どの程度の成果があがっているのか、不明確となっている。

この大分県森林環境保全基金条例に規定する森林環境保全基金の適正な運用を図るため、外部の有識者からなる大分県森林づくり委員会の議事録を閲覧したが、委員からも検証の視点を整理しておく必要があるとの意見もある。

これまでの取り組みがどうであったのかということは、一般論や概念論に流されてしまうと焦点がぼやけてしまい、あいまいな結論となってしまう恐れがあることから、可能な限り数値目標との対比で検証を行う必要がある。

また、同じく大分県森林づくり委員会の委員の間から、税導入時にもPRの重要性は協議されていたが、時間の経過とともに県民の意識が薄れており、常時PRを行っていく必要があるとの指摘もあり、このことからすれば、上記の県民に開示されている『森林環境税の取組み実績』については目標と成果の記載方法や、基金を使った事業の記載について、さらに工夫を行い、県民に分かりやすい報告がなされるべきであるし、県民に対するタイムリーなディスクロズ（開示）は制度の適正な運用に欠かせないはずである。

【38】大分県水源地域振興基金

(1) 概要

担当課（局・室）	河川課			
根拠法令・条例	水源地域対策特別措置法 大分県水源地域振興基金条例			
基金設置の目的	多目的ダムの建設に係る水源地域の振興を図るため			
基金造成の財源	筑後川水系赤石川大山ダムに係る水源地域整備計画事業の負担金に関する基本協定書第3条に基づく負担金（ダム受益者負担金）			
基金設置年度	平成11年度			
平成23年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成23年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22年度末 現在高	23年度中の増減		23年度末 現在高
		増加額	減少額	
1,572,486,612	115,856,519	129,576,000	1,558,767,131	

水源地域対策特別措置法は、ダム建設によりその基礎条件が著しく変化する水源地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせてダム貯水池の水質の汚濁を防止する等により、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム等の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的とする。

当該基金はこの法律に基づき、ダム建設により生活基礎条件に著しく影響を受ける水源地域の住民に対して、その影響を緩和し、地域の振興を図るため、土地改良、道路・林道、下水道等の生活環境及び産業基盤等の整備並びにダム貯水池等の水質の汚濁を防止する事業を行うために設けられている。

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
大山ダム水源地域整備事業に係る事業費負担金	水源地域対策特別措置法第4条第3項に基づき大山ダムに係る水源地域整備計画実施のため日田市(旧大山町)が負担した経費の一部を、ダム受益者である福岡県、佐賀県、福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団が負担 (大分県が毎年一定額を基金にプールし、市の実績に応じて日田市に交付)	(21年度)	227,071	(21年度)	51,401
		(22年度)	303,663	(22年度)	67,156
		(23年度)	217,449	(23年度)	129,576

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

基金の取り崩しが過大となり、運用が不十分であった。取崩を必要とする時期や金額を適切に把握し、当面必要でない資金については、適切に運用することで利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛ける必要がある。

基金伝票を通査したところ、平成23年5月31日に基金への戻し入れが376,000円発生していた。今回の場合には、3月の取り崩し以前に確定できていたものであり、このことに十分注意を払わなかった結果、取り崩さなくてもよい分が取り崩されていた。

【39】大分県美術品取得基金

(1) 概要

担当課（局・室）	文化課			
根拠法令・条例	大分県美術品取得基金条例			
基金設置の目的	美術品の取得を円滑に行うため			
基金造成の財源	一般財源			
基金設置年度	平成元年度			
平成23年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成23年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22年度末 現在高	23年度中の増減		23年度末 現在高
		増加額	減少額	
25,558,816	51,324	—	25,610,140	

美術品の取得を円滑に行うために、県の一般財源から平成元年度に積み立てられたものであり、美術品は大分県立芸術会館に保管されている。基金で購入した美術品は254百万円であり、平成23年度の購入はなく平成22年度は日本画家と工芸作家の作品の2点計900万円を購入している。

平成24年度から4年間の間に当基金が保有する美術品を一般会計で購入し、基金の全額現金化を行い、2億円を新県立美術館のための取得資金として整備する予定となっている。

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
美術館資料の 購入	岩澤重夫の日本画「宵」及び	(21年度)	—	(21年度)	—
	河合誓徳の工芸作品「みかん	(22年度)	9,000	(22年度)	9,000
	島」を購入	(23年度)	—	(23年度)	—

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項及び意見はない。

【40】大分県スポーツ振興基金

(1) 概要

担当課（局・室）	保健体育課			
根拠法令・条例	大分県スポーツ振興基金条例 大分県スポーツ振興基金事業大綱			
基金設置の目的	県民のスポーツの振興を図るため			
基金造成の財源	県・市町村・企業・団体・一般県民の協力金			
基金設置年度	平成7年度			
平成23年度中の 管理及び積立又 は運用状況	平成23年度中の管理及び積立又は運用状況			
	22年度末 現在高	23年度中の増減		23年度末 現在高
		増加額	減少額	
1,017,807,516	45,161,646	113,485,000	949,484,162	

この基金は、本県のスポーツにおける競技力の向上や競技団体等の振興、スポーツの振興啓発、地域スポーツ団体の振興を目的として、県・市町村・企業・団体・県民の協力金により造成されたもので、その原資及び運用益は、次の事業に充当されている。

・大分県スポーツ振興基金事業

県内競技団体等の活性化及び競技力の向上に資するため、競技団体の振興活動や競技力向上等の諸事業を助成する。

・チーム大分強化事業

大分県選抜チーム及び候補選手を計画的・継続的に強化することにより、競技力の維持・向上を図ることを目的として、国民体育大会候補選手及び指導者に対し、戦力分析や支援コーチ等の指導者派遣や選手の育成・強化に係る経費を補助する。

(2) 過去3ヶ年度の利用の内容

(単位：千円)

利用事業等	事業等内容	事業費		事業費のうち 基金充当額	
大分県スポーツ 振興基金事業	本県スポーツの振興を図る ための諸事業に助成する	(21年度)	18,431	(21年度)	18,431
		(22年度)	18,078	(22年度)	18,078
		(23年度)	18,593	(23年度)	18,593

チーム大分強化 事業	選手の強化育成等のため、各 団体が行う事業に要する経 費に補助金を交付	(21年度)	205,000	(21年度)	—
		(22年度)	132,693	(22年度)	41,000
		(23年度)	130,099	(23年度)	40,000

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項及び意見はない。

〈補 足〉

(監査意見)

基金運用の実務担当部局は基金の積立て及び取崩しの会計事務処理のマニュアル等を整備するとともに、基金事務に関する説明会等を通じて関係課に対して指導を行う必要がある。

全ての基金を検討する中で、基金に係る事業の執行体制が不十分なことにより、また、職員の基金事務の処理に対する認識不足などから基金の積立てや取崩しの処理において、不適切な事務処理が散見された。

予算措置の遅れにより、あるいは予算計上されているにもかかわらず、基金の原資である国からきた資金を基金に積立てる処理が遅れていたものや、基金を利用する事業担当課が広範囲に及んでいるため、基金を管理する所管課と会計を管理する部局や事業担当課との連携が不十分であったことなどにより、取崩し額が過大となり、後に戻し入れられた金額が多額に上る事例があった。

基金によっては国からの入金直前でなければ判明しなかったり、入金されて初めて金額が判明したりするなどの国の事務処理上の問題もあるが、あるべき基金事務処理の担当者への伝達不足や基金業務の引き継ぎが適切に行われなかったことを起因とした担当者の認識不足によるものも見られる。

したがって、特定の部局が基金の積立て及び取崩しの会計事務処理のマニュアル等を整備するとともに、関係課に対して説明会等を通じて指導を行う必要がある。

第3. 貸付金

1. 貸付金に関する総括的結論

大分県では、収入未済となっている県税を除く分担金及び負担金、使用料、財産収入、貸付金償還金その他の歳入に係る債権（税外未収債権）の縮減に向けて、税外未収債権を所管する関係各課・室間の連携を図り、全庁的な未収債権縮減に取り組むため、税外未収債権縮減対策委員会を平成21年度に設置している。

これまでの取組みとして、事務担当職員の資質向上を図るため税務課による徴収特別研修や債権管理マニュアルの整備を進めてきているが、こと貸付金償還金については所管課での取り組み状況を確認するに留まっているように見受けられる。未収債権の回収事務は、回収に要する事務コストに対して得られる回収額を考慮すれば非効率な業務と言わざるを得ない。医業未収金や県営住宅使用料のように回収を民間に委託できる債権がないか等具体的な方策について早期に検討すべきと考える。

また、大分県の貸付金の残高は他県に比較すると少ないにもかかわらず、なかなか不納欠損処分に至らず未収債権の処理に時間がかかっているように見受けられる。先進的に取り組んでいる他県の状況を調査して、差押え等の法的手続や債権放棄までの手続等がスムーズに行える方策がないか検討してみる必要がある。

さらに、滞留債権が多く発生しているが、延滞に対しては3か月以内の比較的初期段階の対応が最も重要となる。この時期を超えてしまい長期延滞となってしまうと金額もかさんでくるためその解消が難しくなり、回収のためにかえって時間、労力、コストがかかってしまうこととなる。

したがって、今後は比較的初期段階の延滞に十分注力することにより、延滞解消に要する時間、労力、コストを抑え、回収を促進することが必要となる。

2. 貸付金に関する個別意見及び指摘事項

【1】大分県市町村振興資金貸付金

(1) 概要

担当課（局・室）	市町村振興課			
規則・要綱等	大分県市町村振興資金貸付規則 大分県市町村振興資金貸付規則の運用要綱			
貸付開始年度	昭和 43 年度			
制度の目的・趣旨	市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）に対し、現行の地方債制度を補完する資金として低利の貸付けを行うことにより、市町村の個性豊かで活力と潤いのある地域社会の建設を支援することを目的とする。			
資金の流れ	<pre> graph TD A[市町村] -- "貸付事業ヒアリング" --> B[大分県] A -- "追加申請・変更申請（随時）" --> B B -- "貸付事業内示" --> A A -- "貸付申請" --> B B -- "貸付決定・通知" --> A A -- "借入申込" --> B B -- "貸付" --> A </pre>			
平成 23 年度中の貸付金及び返済等の状況	(単位：件、千円)			
	H22 末残高	H23 中増加	H23 中減少	H23 末残高
件数	382	—	63	319
金額	8,018,671	—	2,427,003	5,591,668

事業区分	貸付対象	貸付利率	償還期間
地域振興資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育・文化施設整備事業 ・ スポーツ・レクリエーション施設整備事業 ・ 生活環境施設整備事業 ・ 医療・福祉施設整備事業 ・ 地域産業振興事業 ・ 観光施設整備事業 ・ 交通・通信施設整備事業 ・ 行政事務効率化推進事業 ・ その他知事が認める事業 	年 3.5% 但し、貸付決定日における財政融資資金の利率が 3.5%以下の場合、財政融資資金利率-0.5%	10年 (うち1年据置)
過疎地域自立促進資金	過疎市町村及び準過疎市町村が地域振興資金の貸付対象のうち地域の活性化を図るため、特に重点的に実施する事業	年 1.0% 但し、貸付決定日における財政融資資金の利率が 1.5%未満の場合、財政融資資金利率-0.5%	12年 (うち2年据置)
財政調整資金	県が行う道路の新設・舗装及び改良事業に係る負担金並びに知事が認める負担金	財政融資資金利率と同じ利率 但し、年 6.0%を上限	10年 (うち2年据置)
生活排水処理施設整備促進資金	過疎市町村及び準過疎市町村が生活排水処理施設の整備事業に伴い負担する地方債の元利償還金	無利子	10年 (うち2年据置)
新市等財政基盤強化資金	公的資金補償金免除繰上償還が認められた普通会計に属する地方債の償還財源	財政融資資金利率-0.5%	10年以内 (うち2年以内据置)

(2) 過去3ヶ年度の増減の内容

(単位：千円)

貸付の目的	貸付先	貸付件数	貸付額	減少件数	減少額
地域振興資金					
1 教育・文化施設整備事業	市町村	(H21)	(H21)	(H21)	(H21)
2 スポーツ・レクリエーション施設整備事業		1件 (H22)	11,500 (H22)－	60件 (H22)	1,189,133 (H22)
3 生活環境施設整備事業		0件 (H23)	(H23)－	14件 (H23)	960,602 (H23)
4 医療・福祉施設整備事業		0件		15件	692,808
5 地域産業振興事業					
6 観光施設整備事業					
7 交通・通信施設整備事業					
8 行政事務効率化推進事業					
9 その他知事が認める事業					
過疎地域自立促進資金					
地域振興資金の貸付対象事業のうち地域の活性化を図るために特に重点的に実施する事業	過疎市 町村	(H21) 0件 (H22)	(H21)－ (H22)－ (H23)－	(H21) 52件 (H22)	(H21) 546,655 (H22)
	準過疎市町村	0件 (H23)		24件 (H23)	499,851 (H23)
		0件		29件	764,187
財政調整資金					
県が行う道路の新設・舗装及び改良事業に係る負担金並びに知事が認める負担金	市町村	(H21) 2件 (H22)	(H21) 17,400 (H22)－	(H21) 37件 (H22)	(H21) 658,823 (H22)
		0件 (H23)	(H23)－	8件 (H23)	628,906 (H23)
		0件		14件	599,388

生活排水処理施設整備促進資金	過疎市	(H21)	(H21)	(H21)	(H21)
	生活排水処理施設の整備事業に伴い負担することとなる地方債の元利償還金	2件	241,900	14件	281,000
	準過疎市町村	(H22)	(H22)	(H22)	(H22)
	2件	120,000	6件	272,065	
		(H23)	(H23) —	(H23)	(H23)
		2件		5件	283,862
新市等財政基盤強化資金	市町村	(H21)	(H21)	(H21)	(H21)
		6件	224,700	1件	51,814
		(H22)	(H22) —	(H22)	(H22)
		0件	(H23) —	6件	239,858
		(H23)	(H23)	(H23)	(H23)
		0件		0件	86,756

貸付の推移をみると上記の表のように年々減少している。これは市町村の投資的経費が抑制傾向にあること、また、事業を行う場合においても、交付税措置のある合併特例事業債や過疎対策事業債を活用するケースが多いことから、市町村振興資金貸付金の需要が年々減少していることが原因である。そのため平成23年度以降は当面の間、新規の貸付けが休止されている。

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項及び意見はない。

平成22年度の2件の貸付（臼杵市に対する生活排水処理施設整備促進資金86,000千円と、津久見市に対する生活排水処理施設整備促進資金34,000千円）について関連書類を入手してその妥当性を確かめた結果、特に問題はなかった。

【2】大分県地域総合整備資金貸付金

(1) 概要

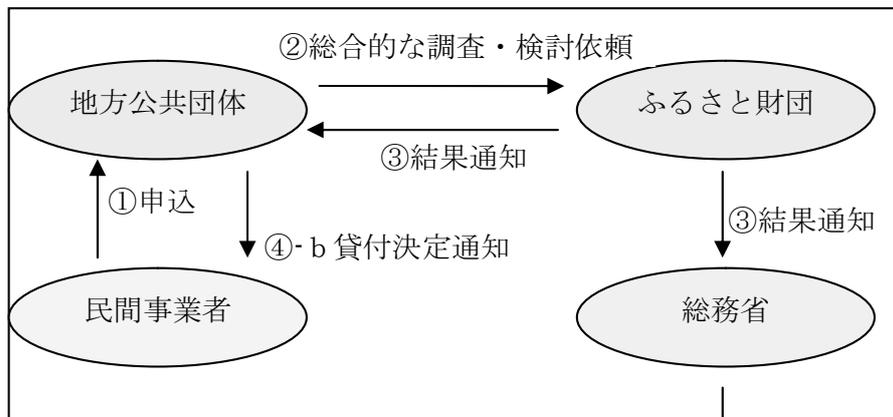
担当課（局・室）	企画振興部 政策企画課			
規則・要綱等	大分県地域総合整備資金貸付要綱			
貸付開始年度	平成元年度			
制度の目的・趣旨	県が金融機関等と共同して地域振興に資するため民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりに寄与するために、財団法人地域総合整備財団（注1）の支援を得て民間事業者等に無利子資金を供給することを目的とする。			
資金の流れ	<p>大分県：対象事業借入総額の20%以内を無利子で貸付、償還期間は5年以上15年以内 ただし、民間金融機関の連帯保証が必要 民間金融機関：対象事業借入総額の80%以上を市中金利で貸付 ふるさと財団：（注1）</p>			
平成23年度中の貸付金及び返済等の状況				
	H22 末残高	H23 中増加	H23 中減少	H23 末残高
件数	13	—	4	9
金額	1,492,446	—	418,038	1,074,408

（注1）ふるさと財団とは財団法人地域総合整備財団のことであり、当該貸付制度における役割は主に以下の2点である。

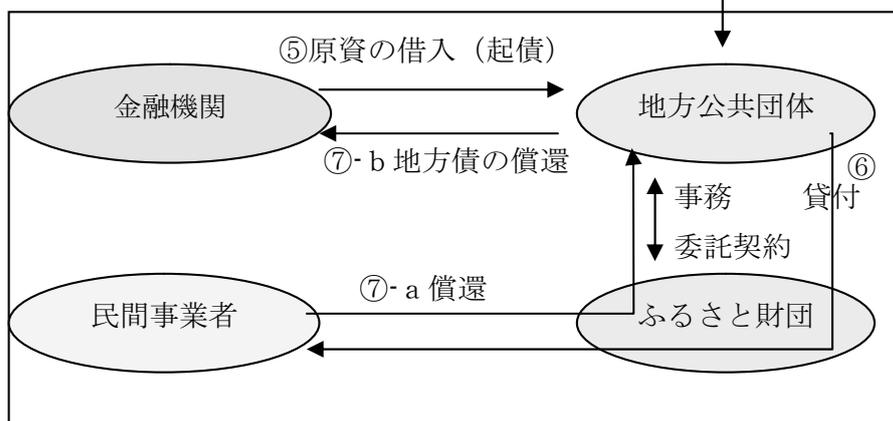
- ① 地方公共団体の依頼により、ふるさと融資案件の総合的な調査・検討
- ② ふるさと融資の貸付実行から最終償還に至るまでの事務を地方公共団体から委託を受けて実施

ふるさと融資の事務と資金の流れ

【融資の適否の決定までの手続】



【貸付の実行から償還までの流れ（資金の流れ）】



(注) ⑥と⑦-a は事務委託契約に基づきふるさと財団の口座を経由する。

(2) 過去3ヶ年度の増減の内容

(単位：千円)

貸付件数		貸付額		減少件数		減少額	
(H21)	0件	(H21)	-	(H21)	2件	(H21)	639,919
(H22)	0件	(H22)	-	(H22)	2件	(H22)	442,410
(H23)	0件	(H23)	-	(H23)	4件	(H23)	418,038

なお、平成19年度を最後に新規の融資は実行されていない。近年の経済情勢の悪化に伴う民間事業者による設備投資意欲の減退、超低金利が常態化している現状では無利子のメリットが感じられないこと等がその原因として考えられる。

(3) 監査の結果及び意見

(指摘事項)

一部の貸付先について、毎年度決算期末後に徴求すべき貸付金償還状況報告書が、未入手であった。当該報告書は借入金の償還が順調に行われているか確認することはもちろん、財務内容に大きな変化がないか確認するために必要なものであるため、入手を徹底する必要がある。

特定の貸付先をサンプルとして選び、貸付の申請から実行に至る一連の書類を閲覧し、貸付が大分県地域総合整備資金貸付要綱に準拠して実施されているか検証したところ以下のような状況であった。

大分県地域総合整備資金貸付要綱（以下、「要綱」という）によれば、借入人は、貸付対象事業に係る協調融資金融機関等からの借入金の償還状況について、毎年度借入人の決算期末経過後、速やかに当該貸付対象事業に係る借入金残高状況報告書について償還計画表、決算書等を添付して知事に提出し検査を受けなければならないこととなっている。

しかし、サンプルとして閲覧した1社を含む2社につき借入金残高状況報告書が入手されていなかった。過年度から入手されていなかったようであるが、当該報告書は借入金の償還が順調に行われているか確認することはもちろん、財務内容に大きな変化がないか確認するために必要なものであるため、入手を徹底する必要がある。

なお、この監査による指摘後、速やかに入手が行われている。

(監査意見)

貸付先の財務状況を正確に把握するため、決算書でチェックすべきポイントを定めたいうでチェックした結果を記録として残すべきである。

大分県地域総合整備資金貸付要綱に基づいて決算書が入手されているか、及びその決算書に基づいて貸付先の財務内容の検証が適切に実施されているか、関係書類の閲覧及び担当者に対する質問を行って確かめた。

上記の指摘事項に関連するが、県は借入金残高状況報告書とその添付資料に基づき借入金の償還状況及び貸付先の財務内容等を検査するわけであるが、貸付先に県内でも比較的大規模な優良法人が多いことから、決算書等を入手してどこをどのようにチェックするのか具体的な方法は定められておらず、また、チェックされた証跡も残っていなかった。

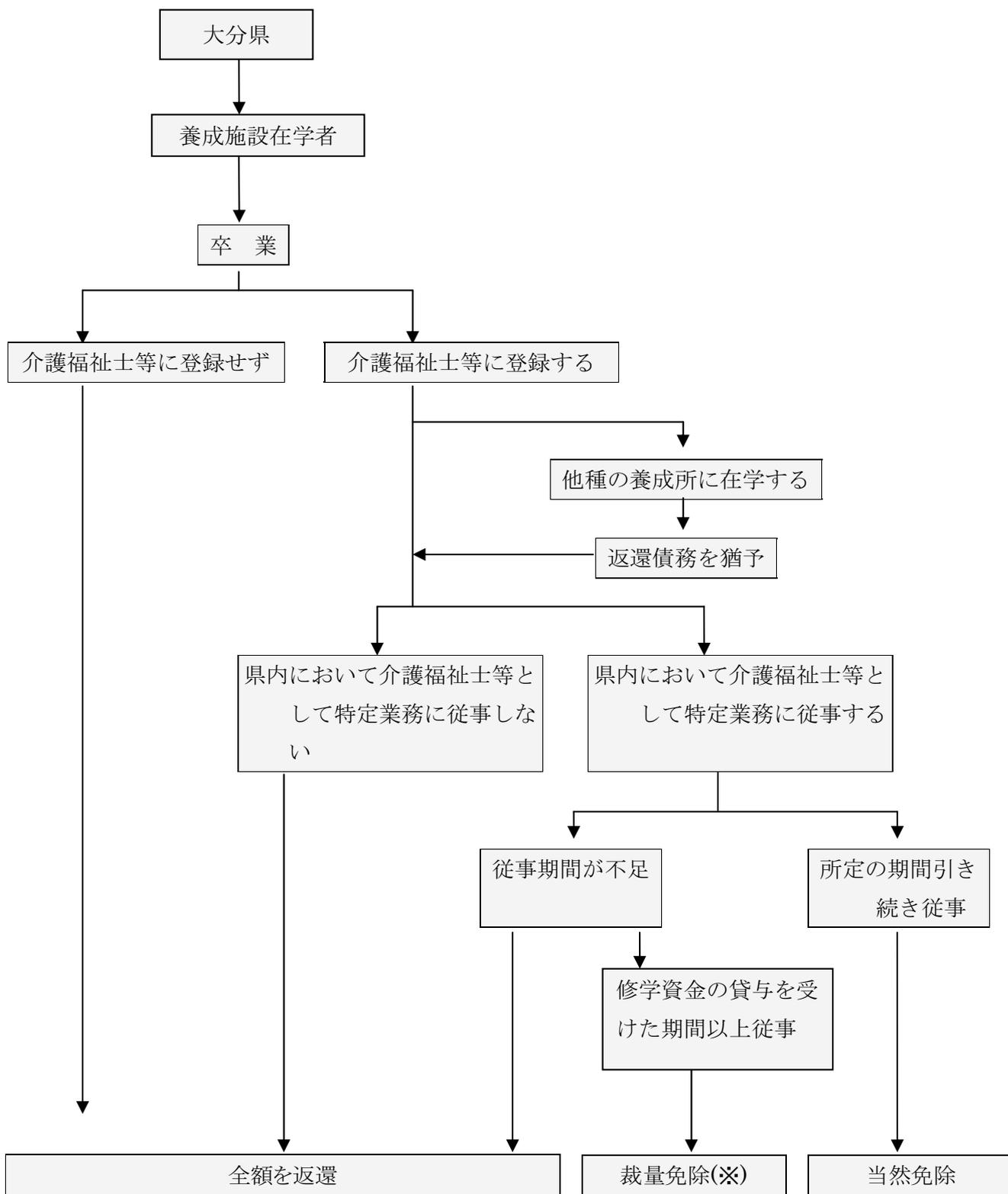
要綱第22条によれば、県は当該報告書等を検査する必要があることから、少なくとも大きな変動状況は把握して、検査した証跡は残すべきと考える。人的あるいは時間的な制約から詳細な検査はできないとしても、例えば簡単な決算書の前期比較分析等を行い、大きな増減は貸付先に問合せする等して異常性がないかを確かめ、記録として残しておくべきである。

【3】大分県介護福祉士修学資金貸付金

(1) 概要

担当課（局・室）	地域福祉推進室			
規則・要綱等	大分県介護福祉士等修学資金貸与条例 大分県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則			
貸付開始年度	平成5年度			
制度の目的・趣旨	この制度は、介護福祉士等を養成する施設に在学する者で、将来県内において介護福祉士等として、その業務に従事しようとする者に対し、介護福祉士等就学資金を貸与することにより、県内における介護福祉士等の確保を図ることを目的とする。			
資金の流れ	(注)			
平成23年度中の貸付金及び返済等の状況	(単位：件、千円)			
	H22 末残高	H23 中増加	H23 中減少	H23 末残高
件数	3	0	0	3
金額	2,592	—	—	2,592

(注)



(※)裁量免除とは、修学資金の貸与を受けた者が、死亡し、又は障害により資金を返還することができなくなったとき、あるいは修学資金の貸与を受けた期間以上に県内において介護福祉士等として特定業務に従事したときに、知事が修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができるという制度。

(返還債務の免除)

条例で規定する条件に該当するに至った修学生については、本人の申請による修学資金の返還債務の全部又は一部を免除する旨の規定が設けられている。

(貸与金額) 修学資金 月額 36,000 円 (無利息)

(2) 過去3ヶ年度の増減の内容

(単位：千円)

過去3年間の増減の内容						
貸付の目的	貸付先	貸付期間	債権件数	貸付残高	減少件数	減少額
県内における介護福祉士等の確保を図る者	介護福祉士等を養成する施設に在学するものであって、将来県内において介護福祉士等としてその業務に従事しようとする者	修学年数 (2年間)	(H21)	(H21)	(H21)	(H21)
			18件	11,232	1件	53
			(H22)	(H22)	(H22)	(H22)
			3件	2,592	15件	8,640
(H23)	(H23)	(H23)	(H23)			
3件	2,592	0件	—			

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

債権が滞留して相当期間経過しているものがある。これらについて長期にわたって管理し続けているため、管理コストがかさんでいる。延滞が発生し始めた当初に人員や時間等の資源を投入して、十分に貸付者の状況を捕捉し、滞留債権となることを防ぐべきであった。

今後の改善策としては、初期の延滞時点に速やかに対応を行うことにより、長期の延滞に移行することを防止することができると考えられることから、取り組む必要がある。

大分県介護福祉士等修学資金貸付金制度は平成5年度から開始した制度であるが、介護福祉士等の確保に目処がついたことから平成14年度以降は新規の貸付は行っていない。また平成23年度には減少もなかったため、平成23年度末の貸付金の残高について、その回収可能性の検討を行った。

当該貸付金については貸付を受けた者が返還の債務の免除に係る申請を県に提出しなければ免除されないが、平成23年度末時点において貸付けを受けた者で行方不明となってい

る者が2名（A、B）おり、これらのものに対する債務は免除されずに滞留債権となっている。他方、Cについては育児休業後現在施設に従事しており、免除となる7年間勤務まで猶予中であり滞留債権となっていない。

行方不明者2名（A、B）に対する滞留債権については、滞留が発生し始めた当初に十分に貸付者の状況を捕捉して滞留債権となることを防ぐべきであったが、行方不明になってしまった状態ではこのままにしているにもかかわらず、処理をする必要がある。

（介護福祉士返済猶予対象者貸付額）

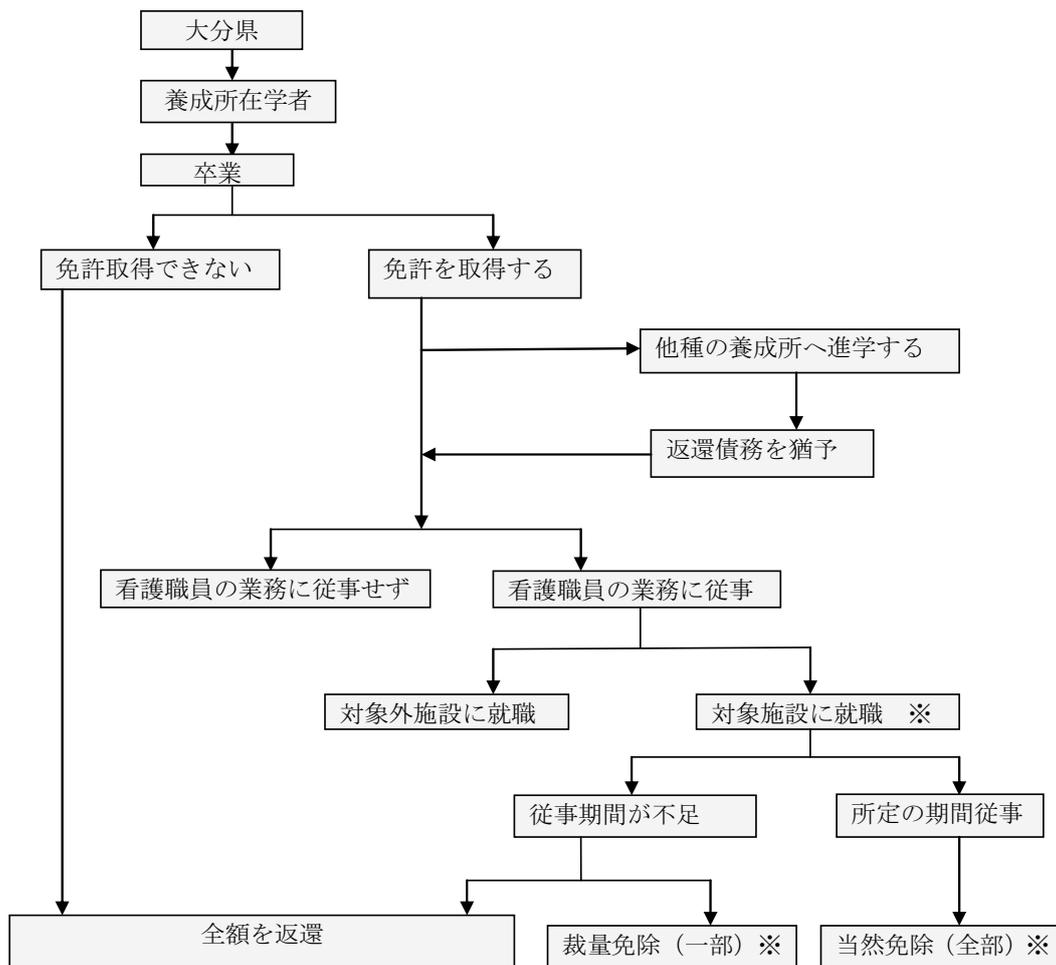
修学生	貸付年度						合計
	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	
A	432	432	—	—	—	—	864
B	—	432	432	—	—	—	864
C	—	—	—	—	432	432	864
計	432	864	432	—	432	432	2,592

【4】大分県看護師等修学資金貸付金

（1）概要

担当課（局・室）	福祉保健部 医療政策課				
規則・要綱等	大分県看護師等修学資金貸与条例 大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則				
貸付開始年度	昭和 37 年度				
制度の目的・趣旨	保健師、助産師、看護師又は准看護師を養成する養成所の在学中に修学資金を貸与し、これらの者の修学を容易にすることにより、県内の看護職員の充実を図る。				
資金の流れ	（注）				
平成 23 年度中の 貸付金及び 返済等の状 況	（単位：件、千円）				
		H22 末残高	H23 中増加	H23 中減少	H23 末残高
	件数	196	22	9	209
	金額	182,887	17,562	5,790	194,659

(注)



(返還債務の免除) (※)

条例で規定する条件に該当するに至った修学生については、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除する旨の規定が設けられている。

当然免除：県内の対象施設に5年間勤務することが必要

裁量免除：貸与を受けた期間に相当する期間以上対象施設等において看護職員等業務に従事することが必要

対象施設：許可病床数が200床未満の病院等

(貸与金額)

看護師修学資金 月額 36,000円

准看護師修学資金 月額 21,000円

(これらの貸付については無利息である。)

(2) 過去3ヶ年度の増減の内容

(単位：千円)

過去3年間の増減の内容						
貸付目的	貸付先	貸付期間	貸付件数	貸付額	減少件数	減少額
県内看護職 員の確保	看護師等養 成所に在学 中の学生	1～3年間	(H21)	(H21)	(H21)	(H21)
			13件	17,784	14件	8,172
			(H22)	(H22)	(H22)	(H22)
			17件	17,424	3件	4,708
			(H23)	(H23)	(H23)	(H23)
			22件	17,562	9件	5,790

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

滞留債権が発生して時間が経過してしまうと解消させるまでに多大なコストがかかってしまうため、そのような事態に陥らないために滞留発生初期から債権管理簿を有効に利用して早めに解消するように管理すべきである。

看護師等修学資金貸付に関する債権管理簿と滞納整理票を閲覧した結果、滞納者との交渉の過程等は時系列に記録されていた。ところが滞納整理票を閲覧する限り、初期の取り組みから二回目以降の交渉まで半年以上取り組まれていた様子が見受けられず、滞留に関する初期の取り組みが不十分であったと思われる。

看護師等修学資金貸付金の収入未済額の状況及び看護師等修学資金貸付金収入未済状況は下記のとおりである。

(看護師等修学資金貸付金の収入未済額の状況)

(単位：千円、件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収入未済元本金額	—	3,211	3,499
収入未済件数	0	5	4

(看護師修学資金貸付金収入未済状況)

平成22年度から発生している収入未済額について担当課は「大分県債権管理マニュアル」に基づいて滞納者と納付交渉を行っている。その結果、3,211千円(5件)のうち、1,483

千円（3件）について平成23年度に納入されたが、1,728千円（2件）は納入されず、さらに平成23年度に1,771千円が新たに発生している。県外に転出している人もおり、そのような人と継続的に交渉することは管理コストが嵩んでしまうおそれがある。

滞留債権が発生して時間が経過してしまうと解消するまでに多大なコストがかかってしまうため、そのような事態に陥らないために発生初期から債権管理簿を有効に利用して初期のうちに解消するように管理すべきである。

【5】大分県医師修学資金貸付金

（1）概要

担当課 (局・室)	福祉保健部 医療政策課																		
規則・要綱等	大分県医師修学資金貸与条例・大分県医師修学資金貸与条例施行規則																		
貸付開始年度	平成19年度																		
制度の目的・趣旨	県内の大学の医学を履修する課程に在学するもので、将来県内の病院又は診療所において医師の業務に従事しようとするものに対し、医師修学資金を貸与することにより、地域の医療を担う医師の確保を図ることを目的とする。																		
資金の流れ	 <p>貸与を受けた期間の2分の3を義務期間とし、県の指定する医療機関において医師として勤務した場合、全額が返還免除される。</p>																		
平成23年度中の貸付金及び返済等の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22 末残高</th> <th>H23 中増加</th> <th>H23 中減少</th> <th>H23 末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>46</td> <td>39</td> <td>—</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>77,932</td> <td>60,301</td> <td>—</td> <td>138,233</td> </tr> </tbody> </table>					H22 末残高	H23 中増加	H23 中減少	H23 末残高	件数	46	39	—	85	金額	77,932	60,301	—	138,233
	H22 末残高	H23 中増加	H23 中減少	H23 末残高															
件数	46	39	—	85															
金額	77,932	60,301	—	138,233															

大分県医師修学資金貸与制度の概要

区 分	学士編入学地域枠	特別選抜(AO入試)地域枠																																												
①対象者	県内出身者で、大分大学卒業後、県内医療機関での診療する意欲のある医学生																																													
②定員	3名	10名																																												
③貸与対象	入学科+授業料+修学支援金																																													
④貸与金額	10,793,100円/1人当たり	7,096,800円/1人当たり																																												
入学料	282,000円/年																																													
授業料	535,800円/年																																													
修学支援金	150,000円/月	50,000円/月																																												
⑤貸与期間	最短4.5年	最短6年																																												
⑥返還の免除	貸与を受けた期間の2分の3を義務期間とし、県の指定する医療機関において医師として勤務した場合、全額を免除する。																																													
	最短7年(4.5年×1.5倍)	最短9年(6年×1.5倍)																																												
⑦指定医療機関	大分大学医学部附属病院、大分県立病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、その他公的医療機関等知事が指定する医療機関																																													
⑧勤務パターン	【学士編入学地域枠】																																													
	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="6" style="text-align: center;">貸与期間</th> <th colspan="7" style="text-align: center;">勤務義務期間</th> </tr> <tr> <th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th></th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th></th><th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">4.5年貸与を受けた場合</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">臨床研修(2年) (大学病院)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">後期臨床研修(3年) (大分県立病院等)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">県離医師(2年) (へき地医療拠点病院等)</td> <td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>		貸与期間						勤務義務期間							2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6	7			4.5年貸与を受けた場合						臨床研修(2年) (大学病院)		後期臨床研修(3年) (大分県立病院等)			県離医師(2年) (へき地医療拠点病院等)				
貸与期間						勤務義務期間																																								
2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6	7																																		
4.5年貸与を受けた場合						臨床研修(2年) (大学病院)		後期臨床研修(3年) (大分県立病院等)			県離医師(2年) (へき地医療拠点病院等)																																			
【特別選抜(AO入試)地域枠】																																														
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="6" style="text-align: center;">貸与期間</th> <th colspan="9" style="text-align: center;">勤務義務期間</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">6年貸与を受けた場合</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">臨床研修(2年) (大学病院)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">後期臨床研修(3年) (大学病院等)</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">医師(4年) (へき地医療拠点病院等)</td> </tr> </tbody> </table>		貸与期間						勤務義務期間									1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	6年貸与を受けた場合						臨床研修(2年) (大学病院)		後期臨床研修(3年) (大学病院等)			医師(4年) (へき地医療拠点病院等)			
貸与期間						勤務義務期間																																								
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																
6年貸与を受けた場合						臨床研修(2年) (大学病院)		後期臨床研修(3年) (大学病院等)			医師(4年) (へき地医療拠点病院等)																																			

(2) 過去3ヶ年度の増減の内容

(単位：千円)

貸付件数		貸付額	減少件数		減少額
(H21)	14件	(H21) 23,836	(H21)	0件	(H21) -
(H22)	26件	(H22) 42,893	(H22)	0件	(H22) -
(H23)	39件	(H23) 60,301	(H23)	0件	(H23) -

なお、当該制度は平成19年度より始まったため、平成23年度末時点において貸付金の返還は生じていない。

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

この貸付制度は、平成 19 年度に創設されたため現時点での返済実績はない。将来において、当該貸付金の利用者が医師としてどの程度地域医療機関に定着しているか調査することによりその効果を検証する必要がある。

特定の貸付先をサンプルとして選び、貸付の申請から実行に至る一連の書類を閲覧し、貸付が大分県医師修学資金貸与条例等に準拠して実施されているか検証した。かつては、大学病院により地域への医師派遣（紹介）機能が有効に働いていたが、近年、大学病院よりも臨床研修病院で臨床研修を行う医師が増えたこと等により、大学病院の医師派遣（紹介）機能が低下したことが指摘されている。また、こうしたことから全国各地で医師不足の声があがるようになってきた。

県としてもこのような声に応えるべく、地域医療機関における医師の定着を図るために平成 19 年度に県費を財源として当該修学資金制度を創設した。当初は対象者が学士編入学者に限定されていたが、その後政府が緊急医師確保対策事業を公表したことを受けて新たに特別選抜（AO 入試）入学者も対象者に含められた。その後、平成 22 年度からは国の地域医療再生基金を利用して特別選抜（AO 入試）入学者を 5 名から 10 名に増やしている。利用実績は以下のようになっている。

○新規に貸与決定した件数及び貸与額

(単位:千円)

	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	件数	貸与額	件数	貸与額	件数	貸与額	件数	貸与額	件数	貸与額
AO	-	-	-	-	5	7,089	10	14,178	10	14,178
学士	3	4,350	3	4,350	3	4,350	3	4,350	3	4,350
計	3	4,350	3	4,350	8	11,439	13	18,528	13	18,528

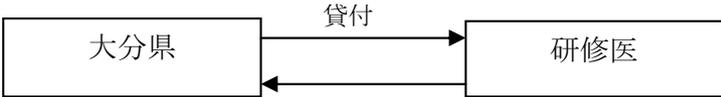
当該貸付金の毎年度の利用者数は、大分大学医学部における地域枠の入学定員数と一致する。すなわち、地域枠入学者の全員がこの貸付制度を利用しているということになる。平成 22 年度以降は、地域枠入学定員数が 13 名に増員されたため当該貸付金の利用者も 13 名となっている。

大分県では、平成 22 年 1 月に地域における様々な医療問題の解決を図るために地域医療再生計画を策定している。この計画によれば、当該貸付金の利用を通じて計画期間中に最大 46 名の地域医療を担う医師を確保することを目標としている。この 46 名とは、毎年度の地域枠入学者 13 名全員が将来的にも当該貸付金を利用した場合を前提としている。過去において地域枠入学者の全員が当該貸付金を利用している実績を考慮すると実現可能な数値と思われる。

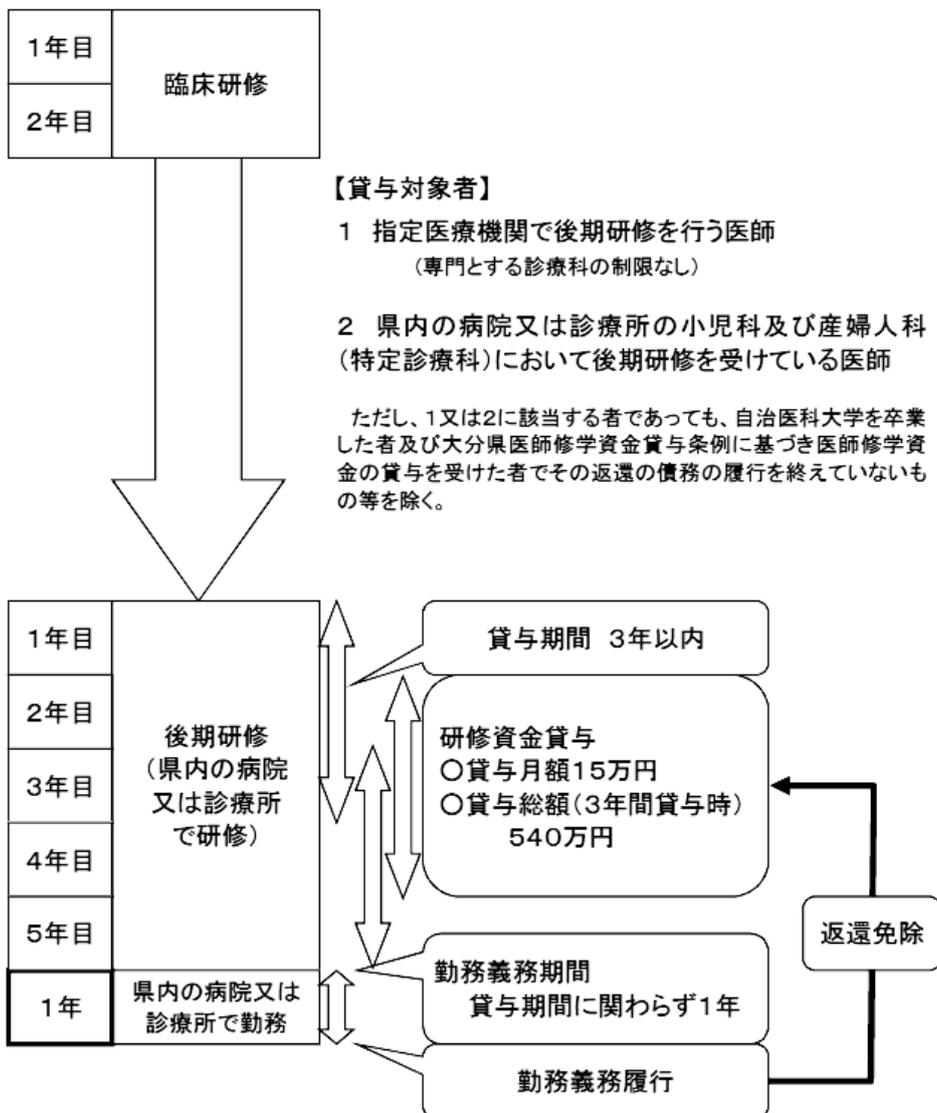
しかし、46名という確保数が医師不足解消に十分な人数であるかどうかは将来の検証を待つ必要がある。また、いうまでもなく最終目標は当該貸付金の利用者が返還免除の義務期間経過後も地域医療にそのまま継続して従事し、定着してもらうことにあり、当該貸付金制度はその呼び水にすぎない。したがって、貸付金利用者が義務期間経過後もどの程度医師として地域医療機関に残っているか、当該貸付金制度の意義、必要性を確かめるためにも検証する必要があると考える。

【6】大分県医師研修資金貸付金

(1) 概要

担 当 課 (局・室)	福祉保健部 医療政策課				
規則・要綱 等	大分県医師研修資金貸与条例・大分県医師研修資金貸与条例施行規則				
貸付開始 年度	平成 19 年度				
制 度 の 目 的・趣旨	県内の病院等において後期研修を受けている医師に対し、医師研修資金を貸与することにより、地域における医療提供体制の確保を図ることを目的とする。				
資 金 の 流 れ	 <p>臨床研修後、指定医療機関（一部の診療科を除く）で後期研修を行う医師に対して研修期間を通じて研修資金を貸与するものである。 後期研修終了後、県内の病院又は診療所に医師として 1 年間従事すれば返還義務は免除される。</p>				
平成 23 年 度 中 の 貸 付 金 及 び 返 済 等 の 状 況		H22 末残高	H23 中増加	H23 中減少	H23 末残高
	件数	24	13	11	26
	金額	40,800	20,850	18,600	43,050

大分県医師研修資金の貸与の流れ



【貸与対象者】

- 1 指定医療機関で後期研修を行う医師
(専門とする診療科の制限なし)
- 2 県内の病院又は診療所の小児科及び産婦人科
(特定診療科)において後期研修を受けている医師

ただし、1又は2に該当する者であっても、自治医科大学を卒業した者及び大分県医師研修資金貸与条例に基づき医師研修資金の貸与を受けた者でその返還の債務の履行を終えていないものを除く。

【返還債務の免除】

- 1 後期研修を終了した後、県内の病院又は診療所(小児科又は産婦人科の医師にあっては特定診療科)において、医師の業務に1年間従事したとき。
- 2 業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

【返還債務の裁量免除】

医師研修資金の貸与を受けた者が死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない理由により県内の病院等(特定診療科医師にあっては、特定診療科)において医師の業務に従事することができなくなったとき

(2) 過去3ヶ年度の増減の内容

(単位：千円)

貸付件数		貸付額		減少件数		減少額	
(H21)	12件	(H21)	19,800	(H21)	10件	(H21)	13,500
(H22)	13件	(H22)	21,000	(H22)	15件	(H22)	18,150
(H23)	13件	(H23)	20,850	(H23)	11件	(H23)	18,600

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

当該貸付制度は、平成19年度に創設され大部分が返還免除の要件を満たしていることから現時点での返済実績はほとんどない。

将来時点において、当該貸付金の利用者が医師としてどれぐらい地域医療機関に定着しているか調査することによりその効果を検証する必要がある。

特定の貸付先をサンプルとして選び、貸付の申請から実行に至る一連の書類を閲覧し、貸付が大分県医師研修資金貸与条例等に準拠して実施されているか検証した。

なお、過去の貸付実績は以下のようになっている。

○年度別貸与件数・貸与額

(単位：千円)

19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
件数	貸与額	件数	貸与額	件数	貸与額	件数	貸与額	件数	貸与額
13	11,400	14 (18)	22,950	12 (18)	19,800	13 (30)	21,000	13 (30)	20,850

(注) 件数下段のカッコ書きの数値はその年度の目標件数

貸与件数は開始された平成19年度から概ね13件前後となっている。なお、開始当初は対象者が小児科及び産婦人科の医師に限定されていたが、平成22年度より診療科の制限がなくなったことに伴い目標貸与件数を30件に引き上げた。しかしながら、実際の貸与件数は平成22年度、23年度ともに13件にとどまった。平成23年度事務事業評価によれば、診療科の制限がなくなったことについての周知が十分でなかったということであった。ただし、表にはないが平成24年度では貸付件数は20件まで伸びており、周知徹底が図られていることが窺える。

当該貸付金は、大分県地域医療再生計画の中では、医師修学資金貸付金と並んで地域における医療従事者の確保と育成を目指すための施策の一環として位置付けられている。医師修学資金貸付金の項でも述べたとおり、当該貸付金が平成19年度からと開始年度が比較的最近である点を考慮すれば、当面は貸与実績を増やしていくことに注力すべきと思える

が、たとえば、地域医療再生計画終了時などの将来の一定時点では、当該貸付金の存在意義、有効性を検証するという観点から返還義務免除の期間終了後の地域医療機関への定着率等を見ていく必要がある。

【7】【8】大分県立病院運営資金貸付金、三重病院運営資金貸付金

(1) 概要

担当課（局・室）	福祉保健部 医療政策課				
規則・要綱等	なし				
貸付開始年度	県立病院運営資金貸付金・・・昭和 38 年度 三重病院運営資金貸付金・・・昭和 47 年度				
制度の目的・趣旨	病院運営安定化のため、一般会計から病院事業会計へ資金を貸付ける				
資金の流れ					
平成 23 年度中の貸付金及び返済等の状況	(県立病院運営資金貸付金) (単位：件、千円)				
		H22 末残高	H23 中増加	H23 中減少	H23 末残高
	件数	8	1	1	8
	金額	587,397	800,000	800,000	587,397
	(三重病院運営資金貸付金) (単位：件、千円)				
		H22 末残高	H23 中増加	H23 中減少	H23 末残高
件数	5	0	0	5	
金額	33,403	—	—	33,403	

(2) 過去3ヶ年度の増減の内容

(県立病院運営資金貸付金)

(単位：千円)

過去3年間の増減の内容						
貸付目的	貸付先	貸付期間	貸付件数	貸付額	減少件数	減少額
病院運営の安定化	大分県立病院	1年間	(H21)	(H21)	(H21)	(H21)
			1件	800,000	1件	800,000
			(H22)	(H22)	(H22)	(H22)
			1件	800,000	1件	800,000
			(H23)	(H23)	(H23)	(H23)
			1件	800,000	1件	800,000

(三重病院運営資金貸付金)

(単位：千円)

過去3年間の増減の内容						
貸付の目的	貸付先	貸付期間	貸付件数	貸付額	減少件数	減少額
病院運営の安定化	大分県立三重病院	1年間	(H21)	(H21)	(H21)	(H21)
			0件	—	0件	—
			(H22)	(H22)	(H22)	(H22)
			0件	—	0件	—
			(H23)	(H23)	(H23)	(H23)
			0件	—	0件	—

(3) 監査の結果及び意見

(指摘事項)

病院事業会計の中に「三重病院運営資金貸付金」という名称の三重病院に対する過去の施設整備に係る貸付金が残っている。これはすでに閉鎖された三重病院への債権であり、病院事業として一体管理するために病院局が承継し、そのまま残しているという説明を受けた。しかし、いまだこれに関する返済スケジュールは策定されていない。病院事業の事業計画上も早急に策定される必要がある。

平成23年度の大分県病院事業会計に対する一般会計貸付金8億円に係る関連書類を閲覧した結果、貸付手続きについては特に問題はなかった。

しかしながら、過去の貸付金の内容をみると、平成 24 年 3 月末時点で県立病院貸付金残高は 587,397,084 円、「三重病院運営資金貸付金」という名称の貸付金残高は 33,403,000 円となっている。これらは、一般会計から病院事業会計に資金が融通されたものであり、これが病院事業会計に対する貸付金として計上されている。

大分県立三重病院は豊後大野市における医師不足の深刻化により、地域医療体制を再構築するために、平成 22 年 10 月 1 日に大分県立三重病院と公立おがた総合病院が統合され、豊後大野市民病院三重診療所として再スタートをきっていた。ところが三重診療所の近くに民間の医療機関が開設され患者数が大幅に落ち込んだことから平成 24 年 3 月末で閉鎖された。

閉鎖された三重病院ではあるが、大分県の病院事業会計の中には三重病院に対する貸付金という形で残高がある。これについて確認したところ、これはすでに閉鎖された三重病院への債権が残っているものであり、病院事業として一体管理するために病院局が承継し、残しているものという説明を受けた。

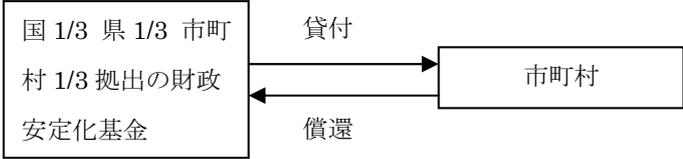
確かに一般会計からすると、この債権は病院事業に対して生じたものであり、そのため病院事業が負債として引き継ぎ、これより返済を受けるものとみてこの状態としているのであろう。しかし、当事業に引き継がせるからには、病院事業側に返済の責任があり、今後の返済スケジュールが病院事業側ですでに作成されていなければならないと考える。

一方、病院事業側にこれら債務が残った責任がないのであれば、地方公営企業法の全部適用に移行して経営責任を明確化した趣旨からしても、一般会計側が、主導して返済スケジュールが策定されていてしかるべきと考える。なぜなら、現行運営している病院事業によるキャッシュフローからの債務返済自体、病院局からはマネジメントの対象外とも考えられるからである。

いずれにしても、三重病院閉鎖の段階において、この貸付金の返済スケジュールは策定されておくべきものとする。それがなければ、先を見据えた資金計画まで含む事業計画とは言えない。

【9】大分県介護保険財政安定化基金貸付金

(1) 概要

担当課（局・室）	福祉保健部 高齢者福祉課				
規則・要綱等	介護保険法・大分県介護保険財政安定化基金条例・介護保険財政安定化基金管理規則				
貸付開始年度	平成 12 年度				
制度の目的・趣旨	市町村の介護保険財政が、保険料の収納率の悪化等一定の事由により不足が生じた場合、財政安定化のために貸付を行うことを目的とする。				
資金の流れ	 <pre> graph LR A["国 1/3 県 1/3 市町村 1/3 拠出の財政 安定化基金"] -- 貸付 --> B["市町村"] B -- 償還 --> A </pre>				
平成 23 年度中の貸付金及び返済等の状況					
		H22 末残高	H23 中増加	H23 中減少	H23 末残高
件数		1	5	—	6
金額		50,000	607,053	—	657,053

(2) 過去 3 ヶ年度の増減の内容

(単位：千円)

貸付件数		貸付額		減少件数		減少額	
(H21)	0	(H21)	—	(H21)	0	(H21)	—
(H22)	1	(H22)	50,000	(H22)	0	(H22)	—
(H23)	5	(H23)	607,053	(H23)	0	(H23)	—

(補足説明)

介護保険財政安定化基金の仕組みについて

介護保険財政安定化基金は、介護保険法に基づき国、県、市町村が各 3 分の 1 ずつ拠出して造成された基金であり、事業計画における見込みを上回る給付費増や保険料収入不足により、市町村の介護保険特別会計に不足が生じることとなった場合に、一般財源から財政補てんをする必要がないよう、市町村に対して資金の交付・貸付を行うことを目的とした基金である（基金については基金の項目参照）。

- ・ 交付
市町村の介護保険事業計画期間最終年度に保険料収納不足額の 1/2 を交付。
- ・ 貸付
保険料収納率の低下と給付費増による財源不足について毎年度貸付。

監査対象である介護保険財政安定化基金貸付金は、上記制度枠組みのうち貸付を行った場合に発生する貸付金である。なお、当該基金の平成 23 年度末現在の残高は 3,547 百万円であったが、介護保険法の改正によって平成 24 年度に限り当該基金を取り崩して拠出者への返還が可能になったことを受け、拠出者である国、県、市町村にそれぞれ 950 百万円ずつ計 2,850 百万円の返還を行うための取り崩しを予定している。この結果、平成 24 年度末の当該基金の残高は 921 百万円程度になることを見込んでいる。

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

介護給付適正化推進運動の項目のうち、「医療情報との突合、縦覧点検」についてはその実施率が全国平均を大きく下回っている（平成 22 年度）。他の項目に比べ費用対効果が大きいと考えられるため、早期に実施できる体制を整えるよう検討されたい。

当該基金からの交付、貸付の申請から償還に至るまでの一連の書類を閲覧し、事務手続が介護保険財政安定化基金管理規則等に準拠して行われているか検証するとともに、当該基金への積立、取崩の状況を時系列的に見て不要な積立及び必要額を上回る残高が存在していないか検討した。また、当該基金からの拠出に関わってくるとされる大分県介護保険給付適正化計画を閲覧し、その進捗状況をヒアリングして確かめた。

前述したとおり、市町村の介護保険事業計画において、見込みを上回る給付費増や保険料収納不足が生じた場合、市町村の介護保険特別会計の破綻を回避するために介護保険財政安定化基金から交付・貸付が行われることとなる。当該基金からの貸付金は、次期の計画期間で 3 年間にわたり 3 分の 1 ずつ無利子で償還され、市町村は計画期間内の第 1 号保険料率を算定するときに、償還費用を保険料収納必要額に算入する。

したがって、貸付金の発生は介護保険料の増加につながり好ましいことではない。このため、不可避免的に発生する見込み違いの介護給付費増加や保険料収納不足もあろうが、これらをできる限り減らして、貸付が発生するような状況を生じさせないことが行政の役割になると考えられる。

特に見込みを上回る介護給付費増加を防止するための一つの手段として、県をはじめ自治体としては、高齢化の進展や介護保険制度の定着により年々増加する介護給付費に伴い発生する不適切な給付をいかにして削減するかということも大きなポイントとなる。

この点につき大分県では、平成 24 年度から平成 26 年度までを計画期間とした第 2 期の

介護給付適正化計画を策定し給付の適正化に努めている。第2期計画は当年度より開始され進捗状況がわからないため、第1期計画（平成20年度から平成22年度まで）終了時点である平成22年度における主要な適正化事業の実施状況を見てみると以下のようになっている。

介護給付適正化推進運動実施状況（主要5事業）

（単位：％）

事業項目	大分県実施率	全国実施率	全国との比較
1. 要介護認定の適正化(認定調査状況チェック)	88.9	94.1	△ 5.2
2. ケアプランの点検	66.7	64.7	2.0
3. 住宅改修等の点検			
(1) 住宅改修の点検	77.8	76.6	1.2
(2) 福祉用具購入・貸与調査	61.1	58.8	2.3
4. 医療情報との突合・縦覧点検			
(1) 医療情報との突合	11.1	65.0	△ 53.9
(2) 縦覧点検	44.4	75.0	△ 30.6
5. 介護給付費通知	66.7	68.4	△ 1.7

このように、主要5事業7項目のうち3項目について全国平均を上回っているものの、残り4項目については依然として全国平均を下回っており引き続き実施率の向上が求められるところである。特に、医療情報との突合、縦覧点検については全国平均を大幅に下回っている。この事業は他に比べて費用対効果が大きく効果が目に見えて現れやすいと言われる。国保連との連携を深めて早急に突合・点検できる体制を整える必要があると考える。

もちろん、介護給付適正化計画の第一の目的は介護保険制度の信頼性を高めることにあり、市町村の介護保険事業計画の見込みを上回る給付費増を抑えることを直接の目的とはしていないことは理解している。しかし、介護給付適正化計画の取り組みを継続的に行うことにより不適切な給付を少しずつでも削減できれば、結果的に当該基金のからの補填も減少することができると考えられるため、より一層の取り組みを期待したい。

【10】大分県母子寡婦福祉資金貸付金

(1) 概要

担当課（局・室）	福祉保健部 こども子育て支援課				
規則・要綱等	大分県母子及び寡婦福祉法施行規則・母子・寡婦福祉資金貸付審査基準				
貸付開始年度	昭和 28 年度				
制度の目的・趣旨	一般家庭に比べると社会的・経済的基盤の弱い母子家庭及び寡婦に対し、その生活の向上と安定のために必要な資金の貸付けを行うことにより、母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の向上を図ることを目的とする。				
資金の流れ	<pre> graph LR A[大分県 (特別会計)] -- 貸付 --> B[母子 寡婦] B -- 償還 --> A </pre>				
平成 23 年度中の貸付金及び返済等の状況		H22 末残高	H23 中増加	H23 中減少	H23 末残高
	件数	1,027	85	103	1,009
	金額	522,597	69,567	65,502	526,661

(2) 過去 3 ヶ年度の増減の内容

(単位：千円)

貸付件数	貸付額	減少件数	減少額
(H21) 101	(H21) 66,952	(H21) 116	(H21) 70,727
(H22) 93	(H22) 79,669	(H22) 107	(H22) 69,388
(H23) 85	(H23) 69,567	(H23) 103	(H23) 65,502

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

滞留債権については得られる回収額に対してかかるコストのほうが多いため、事務コストを抑えることができる管理方法がないか検討されたい。

平成 23 年度末の貸付金残高のうち約定通りの通常返済がされていない滞留債権について、その管理方法及び回収可能性について検証した。

担当課では、当該貸付金の未収債権について債権管理マニュアルを作成して管理している。同マニュアルによれば、未収債権を「要注意」「要指導」「履行延期の特約等」「徴収困難」「徴収不能」の 5 分類に分け、区分ごとに管理方針を決めて管理することとしている。

平成 24 年 3 月末時点での各区分の未収債権は以下のようになっている。

区分	具体的状況	件数	金額 (千円)
要注意	新規で 2 か月連続で滞納があるもの	27	346
要指導	最終納付から 3 か月以上 3 年未満のもの	133	34,517
履行延期の特約等	地方自治法施行令第 171 条の 6(履行期限の特約等) に該当するもの	—	—
徴収困難	最終納付から 3 年以上のもの	27	11,919
徴収不能	・死亡、行方不明等 ・地方自治法施行令第 171 条の 7 (免除) に該当するもの ・最終納付から 10 年以上経過したもの	—	—

当該貸付金は、一旦延滞が発生すると件数も多くなることから、督促や催告等に要する事務コストは膨大なものになるということが特徴としてあげられる。したがって、上記のように債務者を区分し個々の債務者の状況に応じた対応を行っていくことは延滞債権管理の方法としては有効と考えられる。

一方、毎年収入未済額が 1,200 万円前後発生しており償還率も年々低下傾向にあるのも事実である (下図参照)。政策目的を実現するためには経済的弱者に貸付けることが多くなるためある程度の延滞債権の発生を見込まざるを得ない面もあろう。

しかし、延滞債権に対して適切に管理していても毎年新たに収納未済額が発生する状況では、管理すべき債権が増えていく一方で事務コストはますます増加していくように思え

る。従って、県としても回収に向けた新たな取組みを検討すべき時期に来ているのではないかと考えられる。

当該貸付金の延滞債権の回収については、全国的に見ても課題になっているようであり、自治体によっては弁護士や債権回収業者に回収業務を委託し始めたところもあるようである（鳥取県）。支払能力があるにもかかわらず再三の指導や督促等に応じない悪質と思われる債務者にはそのような措置も必要であろう。また、直接当該貸付金とは関係がないが、公営住宅の滞納家賃等についても訴訟等の法的手段に訴える自治体が増えているとみられる。

上記のような手段は、債務者の事情等を考慮し、今までは運用により避けられていたと思われるが、適切に支払っている債務者との不公平感を解消する手段としては必要だし、また、これらを実施することは債務者に対する牽制にもなり、新たな延滞債権の発生を抑制することにもつながると考えられるので検討されたい。

母子寡婦福祉資金貸付金償還状況の年度別推移

(単位:千円)

項目	年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		件数	金額								
現年度	調定額	7,383	79,887	7,132	75,893	6,831	72,156	6,552	69,961	6,562	68,067
	収入済額	6,186	67,078	5,968	64,275	5,442	59,316	5,182	57,427	5,240	55,911
	収入済額(累計)		73,462		67,916		61,762		58,481		55,911
	償還免除・不納欠損額		0		0		0		0		
	収入未済額	1,275	12,809	1,214	11,618	1,414	12,840	1,386	12,534	1,348	12,157
	償還率		84.0%		84.7%		82.2%		82.1%		82.1%
過年度	調定額	4,809	93,986	5,270	92,520	5,477	89,743	6,207	91,113	6,722	90,456
	収入済額	1,999	14,276	2,104	14,395	1,649	11,471	1,799	9,915	1,744	9,634
	不納欠損額							63	3,275		
	収入未済額	3,995	79,710	4,263	78,125	4,793	78,272	5,335	77,923	5,954	80,822
	償還率		15.2%		15.6%		12.8%		14.5%		10.7%
計	調定額	12,192	173,874	12,402	168,413	12,308	161,899	12,759	161,074	13,284	158,524
	収入済額	8,185	81,354	8,072	78,670	7,091	70,787	6,981	67,342	6,984	65,545
	不納欠損額		0					63	3,275	0	0
	収入未済額	5,270	92,520	5,477	89,743	6,207	91,113	6,721	90,456	7,302	92,979
	償還率		46.8%		46.7%		43.7%		43.8%		41.3%

(監査意見)

違約金について免除基準を明確化するとともに、その基準に該当しない場合に違約金を徴収できる体制を早期に整える必要がある。

特定の貸付先をサンプルとして選び、貸付の申請から実行に至る一連の書類を閲覧し、貸付が大分県母子及び寡婦福祉法施行規則等に準拠して実施されているか検証した。

母子及び寡婦福祉施行令第 17 条によれば、違約金は原則徴収し、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合に限って免除できるとされている。他方、大分県においては、貸付対象者が低所得者であり延滞理由の大部分が生活困難であることに鑑み、運用により違約金の徴収を行っていなかったという経緯がある。また、他県においても同様の運用がなされていたという事実もある。

しかし、担当課では平成 21 年度の包括外部監査の結果を受けて、システムの改修を行ったうえで法令に従い違約金の徴収を行うこととした。また、実質的に回収困難な違約金の発生を回避するために違約金の免除基準を設けることを検討しているところである。

実際のところは、違約金の徴収に関しては、システム改修の不具合から実施可能かどうか未定であること、また、免除基準については細部の確認に時間を要しているものの今年度中には策定する方向で進めているとのことであった。

対応は取られているものの実現には至っておらず、早急な対応を行う必要がある。

【11】大分県専修学校等技能修得奨学金

(1) 概要

担当課（局・室）	生活環境部 私学振興・青少年課
規則・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県専修学校等技能修得奨学金貸与条例（平成 13 年度廃止） ・大分県専修学校等技能修得奨学金貸与条例施行規則 ・大分県専修学校等技能修得奨学金貸与実施要綱
貸付開始年度	平成 5 年度
制度の目的・趣旨	<p>当貸付は県内における旧「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第 2 条第 1 項に規定する対象地域の者で、経済的理由により専修学校等において修学することが困難な者に対し、専修学校等技能修得奨学金を貸与することにより、職業に必要な技能の修得に資するとともに、就労の機会の拡大を図ることを目的とするものである。奨学金の貸与額は専修学校の高等課程と各種学校・養成施設にあっては月額 2 万円、専修学校の専門課程にあっては月額 3 万円である。この奨学金制度は専修学校等に進学し、経済的に就学が困難な者に対して必要な資金を貸与するものとして、平成 5 年度から実施していたが、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成 14 年 3 月に失効したことに伴い、この奨学金制度は平成 13 年度をもって廃止となり現在は奨学金の返済事務のみが残っている。</p>

資金の流れ	<p>(返還事務手続)</p>																			
平成23年度中の貸付金及び返済等の状況	<p>(単位：件、千円)</p> <table border="1" data-bbox="539 875 1437 1021"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22 末残高</th> <th>H23 中増加</th> <th>H23 中減少</th> <th>H23 末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>54</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>16,375</td> <td>—</td> <td>1,707</td> <td>14,668</td> </tr> </tbody> </table>						H22 末残高	H23 中増加	H23 中減少	H23 末残高	件数	54	0	0	54	金額	16,375	—	1,707	14,668
	H22 末残高	H23 中増加	H23 中減少	H23 末残高																
件数	54	0	0	54																
金額	16,375	—	1,707	14,668																

(2) 過去3年間の増減の内容

(単位：千円)

貸付期間	貸付件数		貸付額		減少件数		減少額	
1～5年間	(H21)	0件	(H21)	—	(H21)	2件	(H21)	2,139
	(H22)	0件	(H22)	—	(H22)	2件	(H22)	1,386
	(H23)	0件	(H23)	—	(H23)	0件	(H23)	1,707

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

<p>監査意見① 平成23年度末において滞納額が1,738千円発生している。滞納は一旦発生するとその後の管理に多大な労力と時間を要することとなるため、発生した初期において返還交渉をしっかりと行い早期に解消することが必要である。</p>
<p>監査意見② 滞納者の中において、実態として回収が不可能と考えられる者で免除等の申請をしていない貸与者に対しては免除等の申請を促し処理する必要がある。</p>

大分県専修学校等技能修得奨学金は平成13年度をもって廃止となったことから新規の貸付けは発生しておらず、県では返還事務だけが行われている。返還については奨学生が卒業した日から据置期間6ヶ月経過後、20年以内に返済することになっているが、貸与を受けた者が死亡したとき、精神もしくは身体に著しい障害を受けた時、長期間所在不明とな

った時に全部又は一部の返還を免除できる。

また市町村民税の所得税割が非課税の時や当該世帯の1年間の収入が生活保護法の規定により算定された年額の1.5倍以下の時には、その者の申請により、貸与した技能修得奨学金の額の20分の5を限度として、技能修得奨学金の返還債務の免除を受けることができる。

さらに技能修得奨学金の貸与を受けた者が災害、疾病その他やむを得ない事由により期限内に返還することが困難なときは知事が必要と認める期間返還を猶予することができる。

上記の免除、猶予の申請については年に一度審査委員会が開かれ免除、猶予の承認の可否について決定されている。平成23年度の審査会の議事録を閲覧し、免除、猶予の承認手続きが適切に行われていることを確かめ、さらに、滞納者の債権管理記録簿を閲覧し、電話や文書による催告が行われていることを確かめた。

(監査意見①)

滞納額は下記の表のようになっており年々増加する傾向にある。

	奨学金貸付金残高 (千円)	滞納額 (千円)
平成19年度	22,394	842
平成20年度	19,900	1,093
平成21年度	17,761	1,441
平成22年度	16,375	1,705
平成23年度	14,668	1,738

滞納金額については、現在免除等の承認を受けている者でも、免除等の承認を受ける前の債権は延滞債権として残ったままになっており返還されなければ減少することはない。このように、滞納は一旦発生するとその後の管理に多大な労力と時間を要することとなるため、発生した初期において返還交渉をしっかりと行い早期に解消することが必要となる。

(監査意見②)

現在滞納している先で、免除や猶予の申請をしていない貸与者は以下の表のようになっている。

(滞納先で免除等の申請をしていない貸与者)

(単位：円)

No.	貸付金額	免除済額	返済済額	返済残額	うち、滞納額	貸付金額× 5/20
1	720,000	—	225,000	495,000	261,000	180,000
2	720,000	180,000	—	540,000	288,000	180,000
3	360,000	—	112,500	247,500	130,500	90,000

これらの貸与者についてそれまでに発生している滞納額の免除をすることはできないが、将来の返済金額については貸付金額の20分の5を限度として5年毎に返済の免除申請をすることができる。従って滞納先で実態として回収が不可能と考えられる者で免除等の申請をしていない貸与者に対して、免除等の申請を促す必要がある。これらの滞納先に連絡を取る際には、それまでに発生している滞納額を返還する交渉を行うと同時に、将来の返済金額の免除等の申請の周知徹底を図る必要がある。

【12】大分県中小企業高度化資金貸付金

(1) 概要

担当課（局・室）	商工労働部 経営金融支援室				
規則・要綱等	大分県中小企業高度化資金貸付規則・大分県中小企業高度化資金貸付要綱				
貸付開始年度	昭和42年度				
制度の目的・趣旨	中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業集積の活性化に寄与する事業に必要な資金の貸付けを行うことにより、中小企業の振興に寄与することを目的とする。				
資金の流れ	<p>(A方式) すべての事務所等が大分県内にあり、事業も県内で実施する場合</p> <pre> graph LR Inst[機構] -- 貸付 --> Pref["大分県 (特別会計)"] Pref -- 貸付 --> SME[中小企業者] SME -- 償還 --> Pref Pref -- 償還 --> Inst </pre> <p>(B方式) 大分県以外の複数都道府県にまたがる場合</p> <pre> graph LR Pref["大分県 (特別会計) 〇〇県"] -- 貸付 --> Inst[機構] Inst -- 貸付 --> SME[中小企業者] SME -- 償還 --> Inst Inst -- 償還 --> Pref </pre> <p>機構：(独) 中小企業基盤整備機構</p>				
平成23年度中の貸付金及び返済等の状況		H22 末残高	H23 中増加	H23 中減少	H23 末残高
	件数	40	1	4	37
	金額	6,610,490	42,603	403,347	6,249,746

(2) 過去3ヶ年度の増減の内容

(単位：千円)

貸付件数	貸付額	減少件数	減少額
(H21) 1件	(H21) 14,928	(H21) 9件	(H21) 1,019,865
(H22) 1件	(H22) 17,314	(H22) 4件	(H22) 410,799
(H23) 1件	(H23) 42,603	(H23) 4件	(H23) 403,347

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

A方式について、利用実績を上げるためには柔軟な利率設定やスピード感のある融資実行が出来ないか検討されたい。

特定の貸付先をサンプルとして選び、貸付の申請から実行に至る一連の書類を閲覧し、貸付が大分県中小企業高度化資金貸付規則等に準拠して実施されているか、また、当該貸付金制度の利用実績の推移の閲覧、担当者へのヒアリング等を通して、利用者のニーズにマッチした制度として機能しているか検証した。

上述しているように、この制度は県と（独）中小企業基盤整備機構（以下「機構」という）との資金負担により貸付けを行うものであるが、県が機構から資金を借り受け中小企業者に貸付けるA方式と、中小企業者の所在地が2以上の都道府県にまたがる場合に大分県を含む複数の都道府県から機構に資金を貸付け、機構が中小企業者に貸付けるB方式がある。

A方式は中小企業者が大分県内に所在しており事業も県内で行われるケース、B方式は所在地、事業が複数の都道府県にまたがるケースに利用される。各方式の利用状況を見てみると、B方式は近年も利用実績があるものの、A方式については、民間の中小企業者に対する貸付に限って言えば平成11年度を最後に利用されていない。原因としては、近年の景気低迷による投資需要の減退という外部的要因があるものの、金利が他の金融機関のさらに有利な金利と比較した場合条件上不利であることや、予算化する必要があることにより申込みから貸付実行まで1年近く要し、資金需要に迅速に答えられず結果的に民間金融機関や他の制度資金に流れているという内部的要因もあるということであった。

したがって、借りる側の視点にたてば、柔軟な利率設定やスピード感のある融資実行が当該制度を利用するか否かの判断基準になると考えられ、このためA方式の利用を促進するには、現行制度の枠組みの中で柔軟で迅速な対応が可能かどうか、機構も交えて検討していく必要があると考えられる。

中小企業高度化貸付金は、中小企業の設備近代化を図ることを目的として設置された中小企業設備導入資金特別会計を使用して昭和31年度から開始されたものである。また、こ

の特別会計を使った貸付金としては当該高度化貸付金と小規模企業設備資金貸付金がある。このうち小規模企業設備資金貸付金については、金利の優位性の低下やより有利な条件で借りられる他の制度資金（小口零細企業貸付金）での資金調達が増えてきたこと等により休止されている。

中小企業設備導入資金特別会計が設置された昭和 30 年代と比べて、公的及び民間の融資制度も格段に充実しており利用者の選択肢は増えたことを考えると、当該貸付金も時代の変遷により利用者の需要に応えられなくなっているのではないかと思える。したがって、先に述べたような利用者の利便性を高めるような方策を検討するとともにそれらを実施した上でもなお需要がないようであれば、小規模企業設備資金貸付金と同様に休止を検討すべきではないか考える。

（監査意見）

滞留債権については得られる回収額に対して事務コストのほうが多いため、事務コストを抑えることができる管理方法がないか検討されたい。

平成 23 年度末の貸付金残高のうち約定通りの返済がなされていない滞留債権について、その管理方法及び回収可能性について検証した。

当該制度による平成 23 年度末の貸付残高は 6,249,746 千円であり、そのうち担当課で延滞債権と認識しているものが 904,276 千円ある（6 先、すべて A 方式の先であり発生年度は 10 年以上前に遡る）。

これらの中には、主債務者、連帯保証人ともに高齢になってしまい返済資力がなくなっている場合や、担保物件を処分したが二束三文でしか売却できず、なお多額の残高が残っているものの廃業しているため全く返済財源がない場合等、これ以上手続に従って督促、催告、訪問等を繰り返しても得られる回収額に比べて事務コストのほうがかかる場合がほとんどある。

したがって、費用対効果の面を考えれば、このような将来的に全く返済の見込みがない債権については不能欠損処理を迅速に進めることが望ましいといえるが、それ以外にも方法がないのか検討する必要があると思われる。

例えば、他県の事例では、明らかに回収不能な債権については債権回収業者（サービサー）に売却することがある。同じことが県の有する私債権についてもできれば売却金額は取るに足りないものの、将来に向かって発生する事務コストは抑えることができると思われる。また、破綻した大口貸付先の債権管理・回収業務を専門的なノウハウを持つ（株）整理回収機構に委託している自治体もあるようである。委託するほうが事務コストの負担が小さいと判断されるのであれば一つの選択肢になりうると考えられる。

いずれにしろ県としては、どうすれば不良債権の管理回収を最小限の事務コスト（すなわち県民の負担）で行えるのか、検討する必要があると考える。

(監査意見)

小規模企業設備資金については、現在休止しており再開予定もないため、これに係る特別会計の繰越資金について自主返納が出来ないか検討する必要がある。

当該貸付金は特別会計を設けて運用されているため、特別会計の繰越金の返納状況についてヒアリングを行い検証した。

先に述べたとおり、中小企業設備導入資金特別会計は高度化資金と小規模企業設備資金に分類される。このうち、高度化資金のほうは償還の都度、国及び県に償還金が返還されるため特別会計の繰越金は原則として生じない仕組みになっている。一方、小規模企業設備資金は小規模企業者等設備導入資金助成法により、事業を廃止するまで県の特別会計に償還された資金は、再び貸与機関への貸付財源に充てられる規則になっているため、当該貸付金を休止しているにもかかわらず特別会計の繰越金は年々の償還により増加している(下図参照)。

小規模企業設備導入資金の特別会計繰越金の推移

(単位:千円)

H19年度末	H20年度末	H21年度末	H22年度末	H23年度末
785,391	836,391	862,304	882,214	884,069

法令により事業を廃止するまでは貸付財源を確保しておくことは致し方ない面があるものの、現時点では休止しており再開予定のない貸付金の特別会計繰越金が年々積み上がっていくことは、限られた資金を効率的に運用していくという観点から見た場合、非効率と言わざるを得ない。県としては、国及び県の一般会計に繰越金を自主返納できないか検討してみる余地があると考えます。

(補足意見)

なお、中小企業向け融資については、平成 25 年 3 月末に中小企業金融円滑化法が終了することに伴い企業倒産の増加が懸念されている。他の自治体では、返済期間の長い新たな融資制度を設けたり、既存の融資制度の返済期間の延長や利率の軽減を行ったりすることによって企業の返済負担を減らし、資金繰りを支援しようとする動きがあるようである。大分県としても、当該貸付金や他の制度融資の拡充を図ることで資金繰りに追われることが予想される中小企業の支援体制の整備を急ぐ必要があるのではないかと考えられる。

【13】大分県農業改良資金貸付金

(1) 概要

担当課（局・室）	農林水産部 団体指導・金融課				
規則・要綱等	<p>【H22.10.1以降】</p> <p>農業改良資金融通法、同法施行令、同法施行規則 農業改良資金制度の運用について 農業改良資金制度運用基本要綱 大分県農業改良資金貸付資格認定事務要領</p> <p>【H22.9.30以前】</p> <p>農業改良資金助成法、同法施行令、同法施行規則 大分県農業改良資金貸付規則 大分県農業改良資金事務処理要領 大分県農業改良資金運営要領</p>				
貸付開始年度	昭和 31 年度				
制度の目的・趣旨	農業の担い手が農業経営の改善を目的として創意と自主性をいかしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物や新技術の導入などにチャレンジすることを支援するため無利子の農業改良資金の貸付けを行う。				
資金の流れ	平成 22 年 4 月に農業改良資金助成法が改正され、農業改良資金融通法が平成 22 年 10 月 1 日から施行された。これにより資金の貸付が株式会社日本政策金融公庫に移管され、県は既貸付金の回収を行い、翌年度の 8 月 31 日までに償還金の国負担分（3 分の 2）を納付することになる。				
平成 23 年度中の貸付金及び返済等の状況	（単位：件、千円）				
		H22 末残高	H23 中増加	H23 中減少	H23 末残高
	件数	66	0	10	56
金額	190,295	—	45,772	144,523	

(2) 過去 3 ヶ年度の増減の内容

（単位：千円）

貸付先	貸付期間	貸付件数	貸付額	減少件数	減少額
農業者(直貸)	10 年間	(H21) 0 件	(H21) —	(H21) 6 件	(H21) 75,292
		(H22) 0 件	(H22) —	(H22) 5 件	(H22) 7,428
		(H23) 0 件	(H23) —	(H23) 7 件	(H23) 29,240

金融機関(転貸)	10年間	(H21) 4件	(H21) 16,200	(H21) 6件	(H21) 16,394
		(H22) 0件	(H22) —	(H22) 5件	(H22) 22,090
		(H23) 0件	(H23) —	(H23) 7件	(H23) 16,532

農業改良資金助成法が改正され平成22年10月1日より貸付機関が大分県から株式会社日本政策金融公庫に移管された。そのため平成22年度、平成23年度の貸付の増加は0件となっている。

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

今後発生する貸付について、県は貸付資格認定事務のみ行うこととなっているが、債務者の事業計画を慎重に検討して、返済スケジュールの実現可能性を高めるよう貸付資格認定可否を慎重に検討する必要がある。

農業改良資金という性格から審査の段階で可能な限り計画の吟味と計画内容に関する指導を十分行う必要がある。

平成24年3月末時点の滞留債権の状況を中心に担当課にヒアリングするとともに関連書類の閲覧を行った。

農業改良資金貸付金の収入未済額の状況は下記の表のとおりである。

(単位：千円、件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
農業改良資金元金延滞残高	76,254	71,495	71,618
延滞件数	18	17	16

平成23年度の年度末農業改良資金延滞状況を個別にみていくと、担当課が滞納者と納付交渉した結果、少しずつ償還されているものがある一方で、遅々として回収が進んでいないものも多い。なかには貸付実行から十数年経ているにもかかわらず、ごく僅かしか返還を受けていない相手先や、初年度から経営計画が破綻した相手先がある。外部環境が変化したことによって経営計画が達成できないことはありうるが、これらについては融資を決定する際の審査が形式的になっており、当初の計画の吟味が甘かったことも否定できない。

また債務者が死亡又は行方不明となって返還されなくなった際に、連帯保証人に請求できるはずであるが連帯保証人から十分に返還されていないのは、そもそも連帯保証人の返済資力が乏しいことが主な原因であると考えられる。

今後発生する貸付については、県は貸付資格認定事務のみ行うこととなっているが、債務者の事業計画を慎重に検討して返済スケジュールを合理的に立てるよう指導して貸付資

格認定の可否を決定する必要がある。

農業改良資金という性格から審査の段階で可能な限り計画の吟味と計画内容に関する指導を十分行うべきである。

【14】大分県林業・木材産業改善資金貸付金

(1) 概要

担当課（局・室）	農林水産部 団体指導・金融課				
規則・要綱等	大分県林業・木材産業改善資金貸付規則・大分県林業・木材産業改善資金事務処理要綱				
貸付開始年度	昭和 51 年度				
制度の目的・趣旨	林業・木材産業経営の改善又は林業労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として、新たな林業・木材産業部門の経営開始、林産物の新たな生産・販売方式の導入、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設導入のための資金を貸付けることを目的とする。				
資金の流れ	<p>(直接貸付)</p> <p>(転貸貸付) → 貸付金額 600 万円超の場合</p>				
平成 23 年度中の貸付金及び返済等の状況		H22 末残高	H23 中増加	H23 中減少	H23 末残高
	件数	51	12	12	51
	金額	258,293	64,408	56,279	266,422

(2) 過去3ヶ年度の増減の内容

(単位：千円)

貸付件数		貸付額		減少件数		減少額	
(H21)	3件	(H21)	12,135	(H21)	23件	(H21)	63,177
(H22)	5件	(H22)	20,200	(H22)	8件	(H22)	50,925
(H23)	12件	(H23)	64,408	(H23)	12件	(H23)	56,279

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

他の類似する事業に資金需要がシフトしたこと等で貸付実績が減少傾向にあることを考えれば、当該貸付事業に事務コストをかけて県が実施するよりは、リスクの低い転貸中心にシフトできないか検討されたい。

特定の貸付先をサンプルとして選び、貸付の申請から実行に至る一連の書類を閲覧し、貸付が林業・木材産業改善資金貸付規則等に準拠して実施されているか検証した。当該貸付金の過去10年間の貸付実績は以下のようになっている。

(単位：千円)

年度	H14	H15	H16	H17	H18
貸付額	53,911	40,725	38,145	42,124	116,215
年度	H19	H20	H21	H22	H23
貸付額	41,956	150,364	12,315	20,200	64,408

貸付実績としては、平成23年度は増加しているもの、特に平成21年度以降の減少が著しいことが窺える。これは、近年の林業・木材産業従事者の高齢化、担い手不足等により貸付需要自体が減少傾向にあることのほかに、平成21年度より開始された森林整備加速化・林業再生事業に資金需要がシフトしたことが考えられるということであった。森林整備加速化・林業再生事業とは、都道府県に基金を造成し、定額助成方式による間伐及び路網整備、伐採から搬出・利用の一貫した取組による間伐材のフル活用、地域木材・木質バイオマスの利用を地域で一体的に進める事業である。

したがって、利用する側の林業・木材産業従事者から見れば将来の返済負担が残る貸付金よりも返済負担のない助成金を選択される傾向があるとのことであった。周知のとおり、貸付金とした場合は新規貸付、通常の償還事務はもちろんのこと、延滞債権が発生した場合には督促、催告、実情調査等の業務も加わることになりその事務コストは膨大になってしまう。

相当な事務コストを払ってまでも貸付金事業を行うのであれば、それに見合う効果、存在意義が見出されるべきであるが、貸付実績の先細りの実状からはそれらが見て取れず、事務コストだけが依然として残っているように思える。この点につき当該貸付金の農業版である農業改良資金貸付金では、法改正が行われ平成 22 年 10 月 1 日以降については新規貸付業務が県から離れ事務コストが軽減されている。

県としては、当該貸付金について止めることはできないにしても、転貸中心にシフトし、少しでも事務コストの軽減を図る方法がないか検討してみる必要があるのではないかと考える。

【15】大分県沿岸漁業改善資金貸付金

(1) 概要

担当課（局・室）	農林水産部 団体指導・金融課
規則・要綱等	大分県沿岸漁業改善資金貸付規則 大分県沿岸漁業改善資金貸付基準 大分県沿岸漁業改善資金事務処理要綱
貸付開始年度	昭和 54 年度
制度の目的・趣旨	沿岸漁業従事者の漁業経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術若しくは漁労の安全の確保等のための施設又は合理的な生活方式を導入することを促進するため、県が沿岸漁業従事者に直接無利子で貸付けを行う。
貸付の仕組み	<pre> graph TD A[国庫補助金] -- 2/3 --> C[沿岸漁業改善資金特別会計] B[一般会計繰入金] -- 1/3 --> C C -- 貸付 --> D[沿岸漁業従事者] E["(大分県漁業協同組合事務委託)"] --- D </pre>

平成23年度中の貸付金及び返済等の状況	(単位：件、千円)				
		H22 末残高	H23 中増加	H23 中減少	H23 末残高
	件数	125	17	23	119
	金額	206,242	39,520	46,250	199,512

(貸付対象者)

- ① 経営等改善資金…沿岸漁業を営む個人、漁業生産組合、漁業協同組合、協業体又は会社等
- ② 生活改善資金…沿岸漁業の従事者、組織する団体
- ③ 青年漁業者等養成確保資金…青年事業者（18歳以上40歳未満）、沿岸漁業労働従事者（18歳以上50歳未満）、青年漁業者の組織する団体

(対象となる資金使途)

- ① 経営等改善資金…操船作業省力化機器等設置資金、漁ろう作業省力化機器等設置資金等
- ② 生活改善資金…生活合理化設備資金、住居利用方式改善資金、婦人・高齢者活動資金
- ③ 青年漁業者等養成確保資金…研修教育資金、高度経営技術習得資金、漁業経営開始資金

(2) 過去3ヶ年度の増減の内容

(単位：千円)

貸付の目的	貸付先	貸付期間	貸付件数	貸付額	減少件数	減少額
経営等改善資金	沿岸漁業を営む個人・法人 沿岸漁業を営む漁業生産組合等	2～10年間	(H21) 20件	(H21) 38,280	(H21) 37件	(H21) 51,427
			(H22) 11件	(H22) 14,380	(H22) 51件	(H22) 50,343
			(H23) 17件	(H23) 39,520	(H23) 23件	(H23) 37,712
生活改善資金	沿岸漁業の従事者 沿岸漁業者の従事者の組織する団体	2～7年間	(H21) 0件	(H21) —	(H21) 1件	(H21) —
			(H22) 0件	(H22) —	(H22) 0件	(H22) 160
			(H23) 0件	(H23) —	(H23) 0件	(H23) —
青年漁業者等養成確保資金	青年漁業者 青年漁業者の組織する団体	5～10年間	(H21) 0件	(H21) —	(H21) 4件	(H21) —
			(H22) 1件	(H22) —	(H22) 1件	(H22) 18,835
			(H23) 0件	2,530 (H23) —	(H23) 0件	(H23) 8,394
						(H23) 8,538

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

今後発生する貸付については、債務者の事業計画を慎重に検討して返済スケジュールの実現可能性を高めるとともに、債務者から返還できない状況に陥った場合に連帯保証人から確実に返還できるように、連帯保証人の資力も十分に検討して貸付けるよう心がける必要がある。審査の段階で可能な限り計画の吟味と計画内容に関する指導を十分行うことが重要といえる。

平成 23 年度に実施された経営等改善資金のうち 3 件を抽出し、貸付け申請の妥当性を確かめた。その結果、3 件とも大分県沿岸漁業改善資金事務処理要綱に則って適切に処理されていた。また沿岸漁業改善資金貸付申請チェックリストが金融上の意見書に添えて振興局長宛てに提出されており、地区運営協議会はチェック項目を審査していることを確かめた。さらに滞留債権についてはその状況を担当課にヒアリングして関連書類の閲覧を行った。

沿岸漁業改善資金貸付金の延滞状況を詳しく見ていくと、現在、滞留債権となっているものは、3 件ともすべて収納については少額ではあるが継続して行われている。しかしながら 3 件のうち 2 件については債務者は自己破産しており、連帯保証人から返還を受けているが連帯保証人の資力は乏しく完済されるまでには数十年かかる計算になるため、実際には完済されることは非常に厳しい状況にある。

今後発生する貸付については、債務者の事業計画を慎重に検討して返済スケジュールの実現可能性を高めるとともに、債務者から返還できない状況に陥った場合に連帯保証人から確実に返還できるように、連帯保証人の資力を十分に検討して貸付の可否を決定する必要がある。審査の段階で可能な限り計画の吟味と計画内容に関する指導を十分行うことも重要である。

【16】大分県就農支援資金貸付金

(1) 概要

担当課（局・室）	農林水産部 農山漁村・担い手支援課				
規則・要綱等	就農支援資金大分県貸付金貸付等要領・大分県就農施設等資金事業計画認定事務処理規程・大分県就農施設等資金貸付事務処理規程				
貸付開始年度	平成 7 年度				
制度の目的・趣旨	将来の農業、農村の担い手となる新規就農者を確保するため、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第 4 条第 4 項に規定する認定就農者及び認定農業者が要する、能率的な農業技術又は経営方法を習得するための研修、資材の購入等就農するために必要な移転その他事前の活動、経営に必要な施設、機械の設置、資材の購入等就農するための経費を貸付けることを目的とする。				
資金の流れ	<p>(研修資金・準備資金)</p> <pre> graph LR A[国 2/3 大分県 1/3 による特別会計] -- 貸付 --> B[公社] B -- 貸付 --> C[認定農業者等] C -- 償還 --> B B -- 償還 --> A </pre> <p>※公社：大分県農業農村振興公社</p> <p>(施設等資金)</p> <pre> graph LR A[国 2/3 大分県 1/3 による特別会計] -- 貸付 --> B[信連] B -- 貸付 --> C[認定農業者等] C -- 償還 --> B B -- 償還 --> A </pre> <p>※信連：大分県信用農業組合連合会</p>				
平成 23 年度中の貸付金及び返済等の状況		H22 末残高	H23 中増加	H23 中減少	H23 末残高
	件数	170	31	20	181
	金額	284,797	36,112	52,529	268,379

(2) 過去3ヶ年度の増減の内容

(単位：千円)

貸付の目的	貸付先	貸付件数		貸付額		減少件数		減少額	
①就農研修資金 認定就農者等に対して、農業技術等を習得するための研修にかかる資金の貸付を行う。	認定就農者等	(H21)	23件	(H21)	24,450	(H21)	13件	(H21)	21,234
		(H22)	24件	(H22)	19,200	(H22)	17件	(H22)	28,452
		(H23)	28件	(H23)	29,350	(H23)	16件	(H23)	23,668
②就農準備資金 認定就農者等に対して、就農するために必要な移転その他事前の活動にかかる資金の貸付を行う。	認定就農者等	(H21)	0件	(H21)	0	(H21)	3件	(H21)	4,234
		(H22)	0件	(H22)	0	(H22)	1件	(H22)	2,255
		(H23)	1件	(H23)	662	(H23)	1件	(H23)	1,222
③就農施設等資金 認定就農者等に対して、農業経営を開始するために必要な資金の貸付を行う。(施設設置等)	認定就農者等	(H21)	0件	(H21)	0	(H21)	0件	(H21)	26,780
		(H22)	1件	(H22)	2,860	(H22)	1件	(H22)	19,674
		(H23)	2件	(H23)	6,100	(H23)	3件	(H23)	27,639

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

農業法人への就職等が増え当該貸付制度を必ずしも必要としない就農形態が増えてきたこと、また、実際に貸付実績が伸びない中でも新規就農者は増加傾向にあることを考慮し、当該貸付制度のあり方について検討する必要がある。

特定の貸付先をサンプルとして選び、貸付の申請から実行に至る一連の書類を閲覧し、貸付が就農支援資金大分県貸付金貸付等要領等に準拠して実施されているか検証するとともに、当該貸付制度の貸付実績と新規就農者数を時系列で比較し、当該貸付制度が新規就農者の増加にどの程度寄与しているか検討した。

当該貸付金制度は、前述したように大きく分けて ①就農研修資金 ②就農準備資金 ③就農施設等資金の貸付の3つに区分され、それぞれの過去10年間の貸付実績は以下のようになっている。

(単位：千円)

年度	貸付実績							
	就農研修資金		就農準備資金		就農施設等資金		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H14	29	26,550	0	—	4	50,737	33	77,287
H15	31	24,300	1	1,100	3	6,618	35	32,018
H16	31	30,750	2	4,000	1	12,640	34	47,390
H17	35	27,650	2	3,400	6	17,468	43	48,518
H18	33	25,300	0	—	11	59,899	44	85,199
H19	31	32,550	0	—	6	18,636	37	51,186

H20	23	19,800	0	—	0	—	23	19,800
H21	23	24,450	0	—	0	—	23	24,450
H22	24	19,200	0	—	1	2,860	25	22,060
H23	29	29,350	0	—	2	6,100	31	35,450

ここ10年間の貸付実績を見てみると、就農研修資金は2,000万円から3,000万円ではば横ばい、就農準備資金は実績がほとんどない状況にある。担当課の説明によれば、就農研修資金が横ばいで推移しているのは、近年農業法人等に直接就職する若者の就農希望者が増え研修費用を必要としないケースが増えてきたこと、また担当課としても、農業経営者として資質を有するかどうかわからない研修段階の就農希望者に対して、最初から貸付を進めるにはリスクが高いため、審査を慎重に行っていること等が影響しているとのことであった。

また、就農施設等資金については、平成20年度より貸付実績が急減しているが、これは競合する日本政策金融公庫のスーパーL資金が平成19年度より5年間に限り無利子となったことにより、そちらのほうに資金需要が流れたためということであった。

一方、大分県における新規就農者の状況は以下のようになっている。

(単位：人)

年 度	新規学卒就農者	帰農者	新規参入者	合 計
H14	20	26	27	73
H15	22	35	12	69
H16	28	39	19	86
H17	24	69	14	107
H18	24	43	53	120
H19	11	34	56	101
H20	25	36	40	101
H21	14	56	68	138
H22	38	40	63	141
H23	35	53	99	187

上の図からもわかるように、新規就農者数自体はここ10年間増加傾向にある。当該貸付金は、大分県が実施する種々の農業担い手確保・育成対策事業の一つとして位置付けられるものと考えられる。しかし、当該貸付金の貸付実績が伸びなくても新規就農者が順調に伸びるということは、新規就農者を増やすという県の政策目標に対して、当該貸付金の制度自体が政策手段として適合しているのかは不明である。就農希望者の就農環境の変化に貸付という制度自体が次第に適合しなくなっているようにも思える。

限られた人員の中で、農業担い手確保・育成対策事業全体を推し進めていくとすると、どのような政策手段が最も有効かを常に検証し、手段を絞り込む必要がある。

【17】大分県定時制及び通信制課程修学奨励費貸付金

(1) 概要

担当課（局・室）	教育庁 教育財務課															
規則・要綱等	大分県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例 大分県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則															
貸付開始年度	昭和 49 年度															
制度の目的・趣旨	高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する者に対し、大分県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金を貸与することにより、勤労青少年の高等学校の定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的とする。															
資金の流れ	<pre> graph TD A[県] -- 貸与 --> B[修学生] B --> C[卒業] B --> D[貸与取消] C --> E[返還債務免除] D --> F[返還] </pre> <p>(貸与金額) 月額 14,000 円（4年以内） (これらの貸付については無利息である。)</p>															
平成 23 年度中の貸付金及び返済等の状況	<p style="text-align: right;">(単位：件、千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22 末残高</th> <th>H23 中増加</th> <th>H23 中減少</th> <th>H23 末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>48</td> <td>41</td> <td>53</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>7,476</td> <td>6,580</td> <td>8,484</td> <td>5,572</td> </tr> </tbody> </table>		H22 末残高	H23 中増加	H23 中減少	H23 末残高	件数	48	41	53	36	金額	7,476	6,580	8,484	5,572
	H22 末残高	H23 中増加	H23 中減少	H23 末残高												
件数	48	41	53	36												
金額	7,476	6,580	8,484	5,572												

(奨励金貸与決定の手順)

教育財務課は、各高等学校（定時制課程・通信制課程）の貸付実績や生徒数等から学校ごとの奨励金貸与生募集枠を決定し、各学校へ候補者の推薦を依頼する。各高等学校長は奨励金貸与候補者を推薦し、申請書及び添付書類を教育財務課あてに提出する。教育財務課は各学校から推薦・提出された奨励金貸与候補者の資格審査を行い、奨励金貸与生徒を決定する。

(返還債務の免除)

知事は、修学奨励金の貸与を受けた者が高等学校の定時制課程若しくは通信制課程を卒業した時は、修学奨励金の返還債務を免除する。

(2) 過去3ヶ年度の増減の内容

(単位：千円)

貸付先	貸付期間	貸付件数	貸付額	減少件数	減少額
定時制課程 及び通信制 課程に在学 する者	通算4年	(H21) 41件	(H21) 6,720	(H21) 43件	(H21) 7,168
	以内	(H22) 41件	(H22) 6,720	(H22) 41件	(H22) 6,846
		(H23) 41件	(H23) 6,580	(H23) 53件	(H23) 8,484

(3) 監査の結果及び意見

平成23年度大分県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金について修学奨励金貸与決定通知書に基づいて貸与が決定されていることを確かめた。平成23年度の修学奨励費貸付金については、各学校長から推薦書等の必要書類が提出されそれに基づき下記表のように修学奨励金の貸与が決定されている。

(平成23年度定時制通信制修学奨励費)

校種	学校名	計画(人)	実績(人)	実績(円)
定時制	別府鶴見丘	3	4	616,000
	大分工業	8	7	1,134,000
	大分中央	9	12	2,002,000
	日田	4	5	714,000
	中津東	12	12	1,960,000
通信制	爽風館	4	1	154,000
	計	40	41	6,580,000

また返済債務については、修学奨励金返還猶予決定通知書に基づいて免除がなされていることを確かめた。平成23年度の免除については全員卒業によるものである。

(平成 23 年度定時制通信制修学奨励金債務免除)

(単位：千円)

校種	高等学校名	H19 貸付額	H20 貸付額	H21 貸付額	H22 貸付額	H23 貸付額	合計	免除理由
定時制	別府鶴見丘	—	—	—	154	336	490	卒業 2 名
定時制	大分工業	—	168	168	504	476	1,316	卒業 3 名
定時制	大分中央	28	420	672	1,008	1,680	3,808	卒業 11 名
定時制	中津東	—	280	504	756	1,330	2,870	卒業 9 名
	計	28	868	1,344	2,422	3,822	8,484	

さらに平成 23 年度の修学奨励費貸付金の残高について債権管理簿を閲覧してこれらの残高についてすべて在学中の者に対するものであり滞留債権ではないことを確かめた。

大分県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金については、特記する事項はなかった。

【18】【19】大分県高等学校等奨学金貸与事業費貸付金（第一種、第二種）

(1) 概要

	第一種奨学金	第二種奨学金
担当課	教育庁	教育財務課
規則・要綱等	高等学校等奨学金（第一種）貸与事業実施要綱 高等学校等奨学金（第一種）貸与事業費貸付要綱	高等学校等奨学金（第二種）貸与事業実施要綱 高等学校等奨学金（第二種）貸与事業費貸付要綱
貸付開始年度	平成 17 年度	平成 18 年度
制度の目的・趣旨	県内の高等学校及び専修学校の高校課程に在学する者で、優秀かつ勉強意欲がありながら経済的理由により高等学校等での修学が困難となっているものを支援するため、高等学校等奨学金（第一種）の貸付原資として公益財団法人大分県奨学会へ無利息で貸付を行う。	県内の高等学校及び高等専門学校に在学する者で、勉強意欲がありながら経済的理由により高等学校等での修学が困難となっている者に対し、奨学金を貸付けることにより、教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資するために、高等学校等奨学金（第二種）の貸付原資として公益財団法人大分県奨学会へ無利息で貸付を行う。

資金の流れ	<pre> graph TD A[大分県] -- 貸付 --> B[公益財団法人 大分県奨学会] B -- 貸与 --> C[奨学生] </pre>																															
平成 23 年度中の状況	<p style="text-align: center;">(単位:件、千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22末残高</th> <th>H23中増加</th> <th>H23中減少</th> <th>H23末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td style="text-align: right;">3,533,241</td> <td style="text-align: right;">677,750</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">4,210,991</td> </tr> </tbody> </table>		H22末残高	H23中増加	H23中減少	H23末残高	件数	6	1	0	7	金額	3,533,241	677,750	—	4,210,991	<p style="text-align: center;">(単位:件、千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22末残高</th> <th>H23中増加</th> <th>H23中減少</th> <th>H23末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td style="text-align: right;">575,808</td> <td style="text-align: right;">87,328</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">663,136</td> </tr> </tbody> </table>		H22末残高	H23中増加	H23中減少	H23末残高	件数	5	1	0	6	金額	575,808	87,328	—	663,136
	H22末残高	H23中増加	H23中減少	H23末残高																												
件数	6	1	0	7																												
金額	3,533,241	677,750	—	4,210,991																												
	H22末残高	H23中増加	H23中減少	H23末残高																												
件数	5	1	0	6																												
金額	575,808	87,328	—	663,136																												

(第一種高等学校等奨学金貸付金)

第一種高等学校等奨学金貸付金は平成 16 年の特殊法人日本育英会廃止に伴い、高校奨学金事業が大分県に移管された旧育英奨学金を名称変更したものである。

大分県は公益財団法人大分県奨学会に、奨学金の貸付事業が終了するまでの間、無利息で資金を貸付ける。また、これにかかわらず大分県高校生修学支援基金条例に基づき設置された大分県高校生修学支援基金により、大分県奨学会が実施する高等学校等奨学金（第一種）貸与事業に係る貸付原資の平成 26 年度末に精算をした結果生じた残額（貸与を受けた者からの返還金を除く）の貸し付け期間は、平成 27 年 3 月 31 日までとされている。

(第二種高等学校等奨学金貸付金)

第二種高等学校等奨学金貸付金は、地域改善対策特定事業に代わる事業としての国庫補助事業が税源移譲により一般財源措置となった旧緊急支援奨学金の貸与事業が名称を変更したものである。

第二種高等学校等奨学金貸付金については、大分県奨学会の貸与事業の終了する日まで無利息で資金を貸付けるとされている。

(2) 過去3ヶ年度の増減の内容

(単位：千円)

第一種奨学金				第二種奨学金			
過去3年度間の増減の内容				過去3年度間の増減の内容			
貸付件数	貸付額	減少件数	減少額	貸付件数	貸付額	減少件数	減少額
(H21) 1件	(H21) 753,151	(H21) 0件	(H21) -	(H21) 1件	(H21) 115,920	(H21) 0件	(H21) -
(H22) 1件	(H22) 778,562	(H22) 0件	(H22) -	(H22) 1件	(H22) 115,170	(H22) 0件	(H22) -
(H23) 1件	(H23) 677,750	(H23) 0件	(H23) -	(H23) 1件	(H23) 87,328	(H23) 0件	(H23) -

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

「高等学校等奨学金（第一種）貸与事業費貸付要綱」第4条第2項には、「～、大分県高校生修学支援基金条例（平成21年大分県条例第107号）～」との記載があるが、この条例の号数は間違っており、当該貸付要綱の該当箇所を正しい号数に修正する必要がある。

平成23年度第一種奨学金及び第二種奨学金の貸付に係る書類を閲覧し、貸付の手続きが適正に行われているか検討した。

大分県では、経済的理由により修学困難な公立私立の高等学校等の生徒の教育機会の確保に資するため、国からの交付金をもとに、「大分県高校生修学支援基金」を造成し、学校法人が実施する授業料減免に対する補助事業や、大分県奨学会が実施する奨学金事業に活用している。

上記の「大分県高校生修学支援基金」は平成21年9月17日に交付された大分県条例第54号「大分県高校生修学支援基金条例」に基づき設置されている。ところが大分県高等学校奨学金（第一種）貸与事業貸付金に係る「高等学校等奨学金（第一種）貸与事業費貸付要綱」第4条第2項には、「～、大分県高校生修学支援基金条例（平成21年大分県条例第107号）～」との記載があり、条例の号数が間違っており記載されている。

当該貸付要綱の該当箇所を正しい号数に修正する必要がある。

【20】大分県地域改善対策奨学金貸付金

(1) 概要

担当課（局・室）	教育庁 人権・同和教育課				
規則・要綱等	大分県地域改善対策奨学金等貸与条例・大分県地域改善対策奨学金等貸与条例等を廃止する条例・大分県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則・大分県地域改善対策奨学金等貸与事業実施要領				
貸付開始年度	高校・高専：昭和 62 年度 大学・短大：昭和 58 年度				
制度の目的・趣旨	県内における地域改善対策特定事業に係る財政上の特別措置に関する法律（注）の同和関係者の子弟で、経済的な理由により高等学校、高等専門学校、大学又は短期大学に進学後修学が困難なものに対し奨学金及び通学用品等助成金を貸与することにより、対象地域について教育の充実を図ることを目的とする。				
資金の流れ					
平成 23 年度中の貸付金及び返済等の状況		H22 末残高	H23 中増加	H23 中減少	H23 末残高
	件数	848	—	16	832
	金額	549,335	—	34,659	514,676

（注）平成 14 年度に廃止されている。

貸与額

種類	高校及び高等専門学校		大学及び短期大学	
	国公立	私立	国公立	私立
奨学金	月額 25,000 円	月額 48,000 円	月額 51,000 円	月額 87,000 円
通学用品等助成金	一時金 35,100 円	一時金 44,100 円	一時金 77,750 円	一時金 93,750 円

(2) 過去3ヶ年度の増減の内容

(単位：千円)

貸付件数		貸付額		減少件数		減少額	
(H21)	0件	(H21)	0	(H21)	22件	(H21)	38,643
(H22)	0件	(H22)	0	(H22)	7件	(H22)	42,590
(H23)	0件	(H23)	0	(H23)	16件	(H23)	34,659

根拠法令が平成14年度に廃止されたため、貸付業務自体は平成16年度で終了している。従って現在は回収のみとなっている。

(3) 監査の結果及び意見

(監査意見)

滞留債権については得られる回収額に対して事務コストのほうが多いため、事務コストを抑えることができる管理方法がないか検討されたい。

平成23年度末の貸付金残高のうち約定通りの通常返済がされていない滞留債権について、その管理方法及び回収可能性について検証した。

当該貸付金は、平成14年4月1日に施行された貸与規則の廃止を定めた廃止規則により制度廃止となったため、貸付業務自体は経過措置を経て平成16年度に終了している。したがって、現在県が行っている業務は、既存の貸付金の償還、返還の免除、猶予申請等に関わるものである。

また、貸付金の性質上、低所得世帯など経済的困窮者を対象としているため滞納債権が多くなることが特徴としてあげられる。実際に過去の調定額と未収額の推移をしてみると以下のようにになっている。

(単位:千円)

	H19	H20	H21	H22	H23
調停済額					
現年	28,038	35,577	30,405	29,549	30,526
繰越	43,128	53,157	63,263	74,011	84,913
計	71,166	88,734	93,668	103,560	115,439
返済済額					
現年	17,026	23,077	18,242	17,335	19,185
繰越	982	1,457	1,415	1,311	2,742
計	18,008	24,534	19,657	18,646	21,927
不能欠損額					
現年	-	-	-	-	-
繰越	-	823	-	-	-
計	-	823	-	-	-
滞納額					
現年	11,011	12,500	12,162	12,213	11,340
繰越	42,145	50,876	61,848	72,699	82,170
計	53,156	63,376	74,010	84,912	93,510
滞納率(%)					
現年	39.3%	35.1%	40.0%	41.3%	37.1%
繰越	97.7%	95.7%	97.8%	98.2%	96.8%
計	74.7%	71.4%	79.0%	82.0%	81.0%

このことからわかるように、貸付業務自体は終了しているにもかかわらず未収額は増加の一途をたどっている。また、平成23年度末の貸付金残高514,676千円に対し滞納額は93,511千円であり2割近くが滞納債権となっている。担当課としても債権管理マニュアル等整備し早期回収を図っているものの、マンパワーの問題もあり滞納者個々の現状把握でさえ十分できていないのが実情のようである。

未収額が増加傾向にあることからわかるように、督促や催告等文書での通知や住民票、戸籍調査等を中心とした今までの回収方法では限界があることは明らかである。例えば、連帯保証人も含め手段を尽くしても連絡が取れない滞納者については一部債権回収業者に調査依頼したり、場合によっては債権自体を売却したりするなどして処理が進められないか、検討すべき時期に来ているのではないかと思える。

(監査意見)

滞留債権の発生を未然に防ぐには、債務の免除や返還債務の履行猶予の手續が迅速に行われる必要がある。そのために、本人の所得証明は不要にするなどの法の弾力的運用が可能かどうか検討されたい。

特定の貸付先をサンプルとして選び、貸付の申請から実行に至る一連の書類を閲覧し、貸付が大分県地域改善対策奨学金等貸与条例等に準拠して実施されているか検証した。

上記の意見 1 で述べたような滞留債権の発生を未然に防ぐためには、滞留の兆候が見られる債務者に対して債務の免除や返還債務の履行猶予の手続を本人にできるだけ迅速に進めてもらう必要がある。

一方、当該奨学金はその性質上奨学生本人には知らされないまま、本人の保護者が申請するケースが非常に多いということである。そのため、本人が成人し結婚して別居している場合などは、保護者があらためて債務免除の申請のために必要な所得証明等の書類を本人から入手しにくいといった事情もあり、債務免除の申請がなかなか行われない理由の一つになっているということであった。

減免が必要な状況になっているにもかかわらず、本人から減免申請が行われなければ滞留するリスクは高まることになる。他県の事例によれば、この点を考慮し本人の所得証明は不要として申請しやすくしているところもあるようである。国は、根拠となる「地域改善対策特定事業に係る財政上の特別措置に関する法律」の弾力的な運用を認めていることから、大分県としても「大分県地域改善対策奨学金等貸与条例」を見直し、より利用しやすい環境を整えるべきではないかと思える。

また、先に述べたように奨学生本人には知らせていないことから、連絡先を保護者にしているケースが多いということであった。しかし、保護者も高齢化が進んでおり、将来的には連絡が取れなく可能性もあることを考慮すると、今後とも滞納するリスクが高いと言える。したがって、可能な限り今のうちから本人に連絡先を変更してもらうことが望ましいと考える。

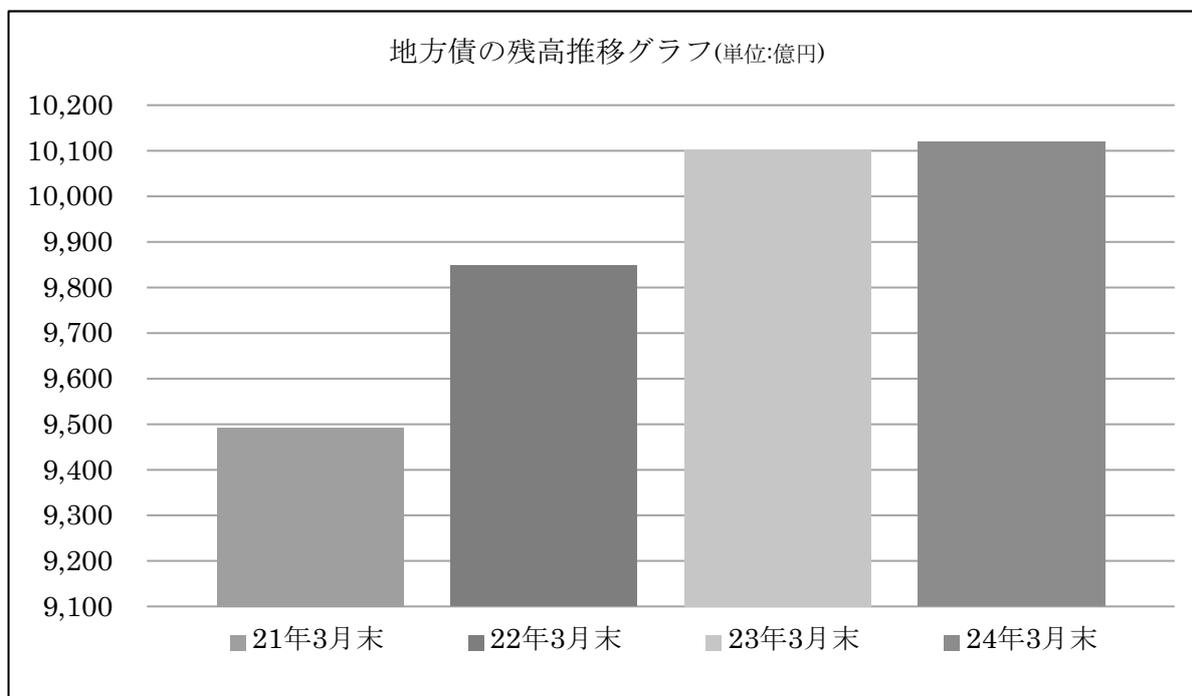
第4. 地方債

1. 大分県における地方債の残高

大分県における地方債を見るにあたって、まずその年度末の残高推移から以下に示す。連結ベースの残高推移は次のようになっている。

◎地方債の残高推移（連結会計）

	地方債（百万円）	増減額（百万円）	増減率（％）
21年3月末	949,349	—	—
22年3月末	984,817	35,468	3.73
23年3月末	1,010,381	25,564	2.59
24年3月末	1,011,926	1,545	0.15



連結ベースの地方債残高における普通会計と公営事業会計それぞれの残高内訳及びそれぞれの増減内訳は以下のとおりになっている。

地方債の残高内訳推移

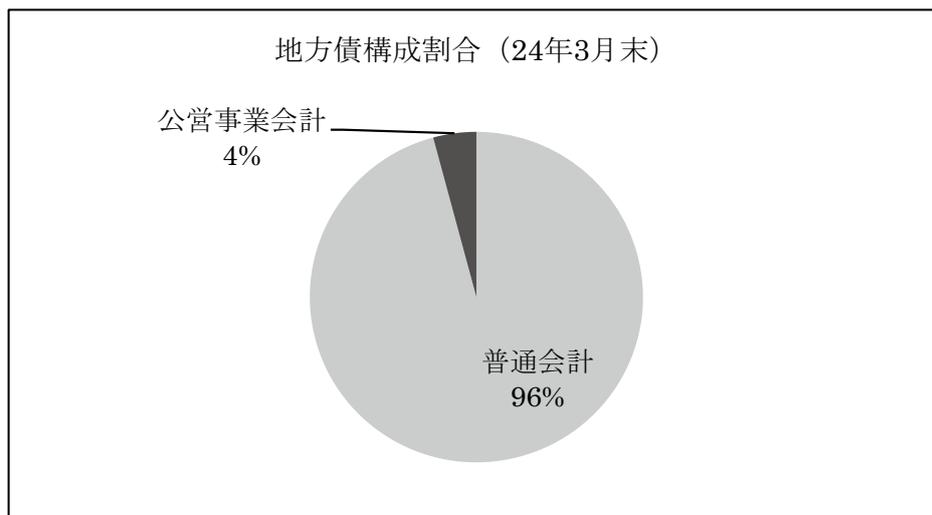
(単位：百万円)

	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
地方債	949,349	984,817	1,010,381	1,011,926
普通会計地方債	919,803	942,469	965,768	969,605
公営事業地方債	29,546	42,347	44,613	42,320

地方債の増減内訳

(単位：百万円)

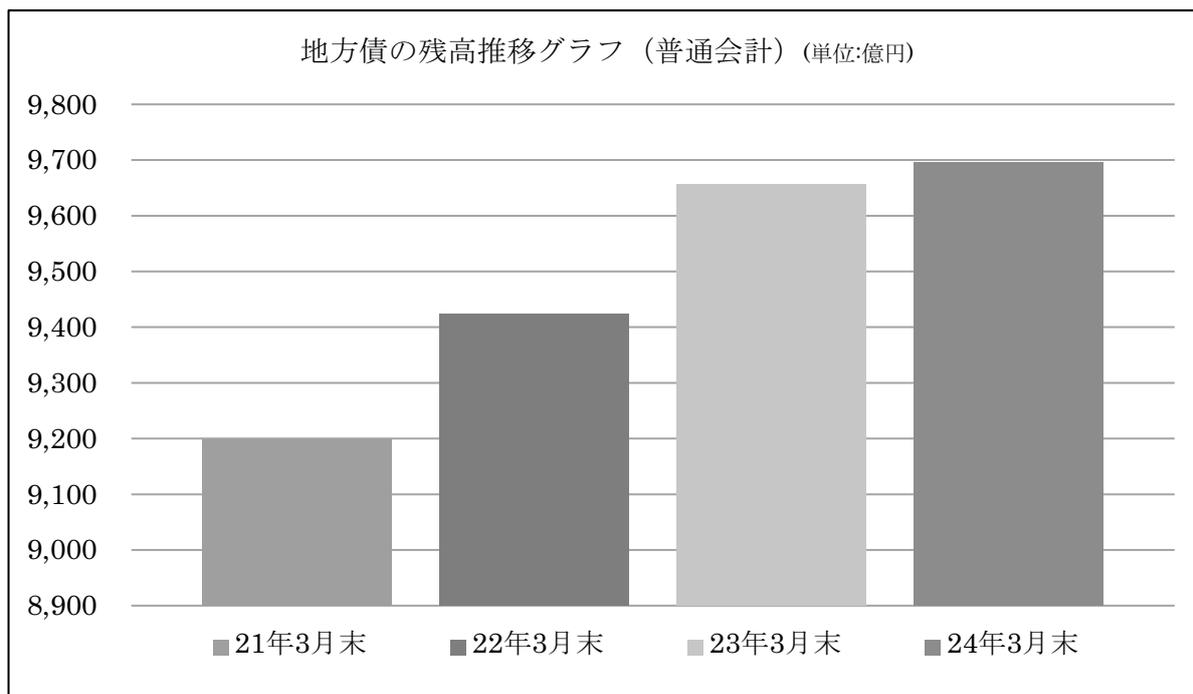
	22年3月末 対前期比	23年3月末 対前期比	24年3月末 対前期比
普通会計地方債	22,666	23,299	3,837
公営事業地方債	12,801	2,266	△2,293



地方債残高の普通会計ベースの残高推移は以下のとおりになっている。

◎地方債の残高推移 (普通会計)

	地方債 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
21年3月末	919,803	—	—
22年3月末	942,469	22,666	2.46
23年3月末	965,768	23,299	2.47
24年3月末	969,605	3,837	0.39



上記のとおり、直近3年間（21年度末～23年度末）の地方債残高は、連結ベースにおいても、普通会計ベースにおいても、いずれも増加している。これは後に示す臨時財政対策債の発行が主な原因となっている。

普通会計ベースの地方債残高の内訳推移は以下のとおりである。

〈地方債現在高の内訳推移〉

（単位：千円）

区分	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
	現在高	現在高	現在高	現在高	現在高
公共事業等債	389,992,808	379,981,657	373,477,481	360,484,798	346,539,074
公営住宅整備事業債	8,055,163	7,670,007	7,513,843	7,050,007	6,474,772
災害復旧事業債	10,920,413	9,508,390	8,144,442	6,825,199	5,715,973
緊急防災・減災事業債	0	0	0	0	790,000
教育・福祉施設等整備事業債	9,448,636	9,294,502	10,024,764	9,821,963	9,169,427
一般単独事業債	342,769,618	332,193,532	320,432,648	310,162,599	298,705,553
首都圏等整備事業債	8,520,141	7,443,717	6,413,687	5,416,873	4,448,395
行政改革推進債	3,700,000	3,700,000	4,338,000	4,343,000	5,170,550
厚生福祉施設整備事業債	332,713	284,866	239,101	196,520	152,430
退職手当債	6,500,000	12,300,000	17,100,000	17,100,000	18,635,715
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	5,982,592	12,242,379	12,602,019	13,121,714	13,630,420
財源対策債	22,212,690	20,760,640	19,444,511	18,319,161	17,252,950

減収補てん債	9,162,770	8,252,118	7,821,466	7,390,814	6,941,662
臨時財政特例債	3,712,392	2,442,779	1,592,904	899,610	485,195
減税補てん債	12,989,895	12,157,103	11,475,837	10,781,613	10,112,579
臨時税收補てん債	3,284,746	2,944,452	2,598,950	2,248,137	1,891,905
臨時財政対策債	155,772,284	171,339,556	208,263,376	254,323,496	284,612,521
調整債	469,651	343,261	262,285	192,561	119,432
減収補てん債特例分	2,952,206	7,220,343	11,188,480	10,956,617	10,697,004
その他	70,445	57,641	44,837	32,033	19,229
小計	996,849,163	1,000,136,943	1,022,978,631	1,039,666,715	1,041,564,786
うち財源対策債等	279,042,943	274,001,805	266,542,396	255,676,467	240,915,022
うち減収補てん債	12,114,976	15,472,461	19,009,946	18,347,431	17,638,666
合計	996,849,163	1,000,136,943	1,022,978,631	1,039,666,715	1,041,564,786

上記内訳の財源対策債とは地方の財源不足を補てんするために、臨時的に起債の充当率の引き上げ等を行うことにより発行する地方債のことであり、起債充当率とは建設事業の事業費の財源について、国庫補助金などの特定財源を除いた地方負担額（うら負担などと言われる）のうち、地方債で充当可能な比率のことを言い、また単独事業の場合は、予定された事業費のうち起債で賄ってもよいとする比率のことを言う。

起債充当率は毎年、総務省によって事業債ごとに示され、通常債分は30～40%である。そして財源対策債などはこの充当率を引き上げるかたちで行われ、地方単独事業を支えるなどの理由で、臨時の公共事業の中には充当率100%とされることがあり、この場合、手元に現金がなくとも事業を進めることができる。また、地方交付税における事業費補正などの財政措置が行われる場合には、それを考慮して充当率を引き下げることがある。

減収補てん債とは普通交付税の「基準財政収入額」、すなわち普通地方交付税の算定に用いる当該自治体が標準的な状態で徴収しうる税金に対し、年度途中において実際の収入見込み額がこの額を下回る場合に、その財源補てん措置として減収見込み額を限度に発行し、後年度において普通交付税により補てんされる地方債である。

普通会計ベースの地方債残高内訳の増減推移は以下のとおりになっている。

〈地方債現在高の増減推移〉

(単位：千円)

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	前年度末比	前年度末比	前年度末比	前年度末比
公共事業等債	△ 10,011,151	△ 6,504,176	△ 12,992,683	△ 13,945,724
公営住宅整備事業債	△ 385,156	△ 156,164	△ 463,836	△ 575,235
災害復旧事業債	△ 1,412,023	△ 1,363,948	△ 1,319,243	△ 1,109,226
緊急防災・減災事業債	0	0	0	790,000
教育・福祉施設等整備事業債	△ 154,134	730,262	△ 202,801	△ 652,536
一般単独事業債	△ 10,576,086	△ 11,760,884	△ 10,270,049	△ 11,457,046
首都圏等整備事業債	△ 1,076,424	△ 1,030,030	△ 996,814	△ 968,478
行政改革推進債	0	638,000	5,000	827,550
厚生福祉施設整備事業債	△ 47,847	△ 45,765	△ 42,581	△ 44,090
退職手当債	5,800,000	4,800,000	0	1,535,715
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	6,259,787	359,640	519,695	508,706
財源対策債	△ 1,452,050	△ 1,316,129	△ 1,125,350	△ 1,066,211
減収補てん債	△ 910,652	△ 430,652	△ 430,652	△ 449,152
臨時財政特例債	△ 1,269,613	△ 849,875	△ 693,294	△ 414,415
減税補てん債	△ 832,792	△ 681,266	△ 694,224	△ 669,034
臨時税収補てん債	△ 340,294	△ 345,502	△ 350,813	△ 356,232
臨時財政対策債	15,567,272	36,923,820	46,060,120	30,289,025
調整債	△ 126,390	△ 80,976	△ 69,724	△ 73,129
減収補てん債特例分	4,268,137	3,968,137	△ 231,863	△ 259,613
その他	△ 12,804	△ 12,804	△ 12,804	△ 12,804
小計	3,287,780	22,841,688	16,688,084	1,898,071
うち財源対策債等	△ 5,041,138	△ 7,459,409	△ 10,865,929	△ 14,761,445
うち減収補てん債	3,357,485	3,537,485	△ 662,515	△ 708,765
合計	3,287,780	22,841,688	16,688,084	1,898,071

地方債残高の増減をみると、退職手当債残高が増加していることもわかるが、臨時財政対策債残高の増加が特に大きいことが見て取れる。そのほかの内訳は減少傾向を示している。

直近の地方債残高に占めるそれぞれの構成比は以下のとおりになっている。

〈地方債現在高の構成比〉

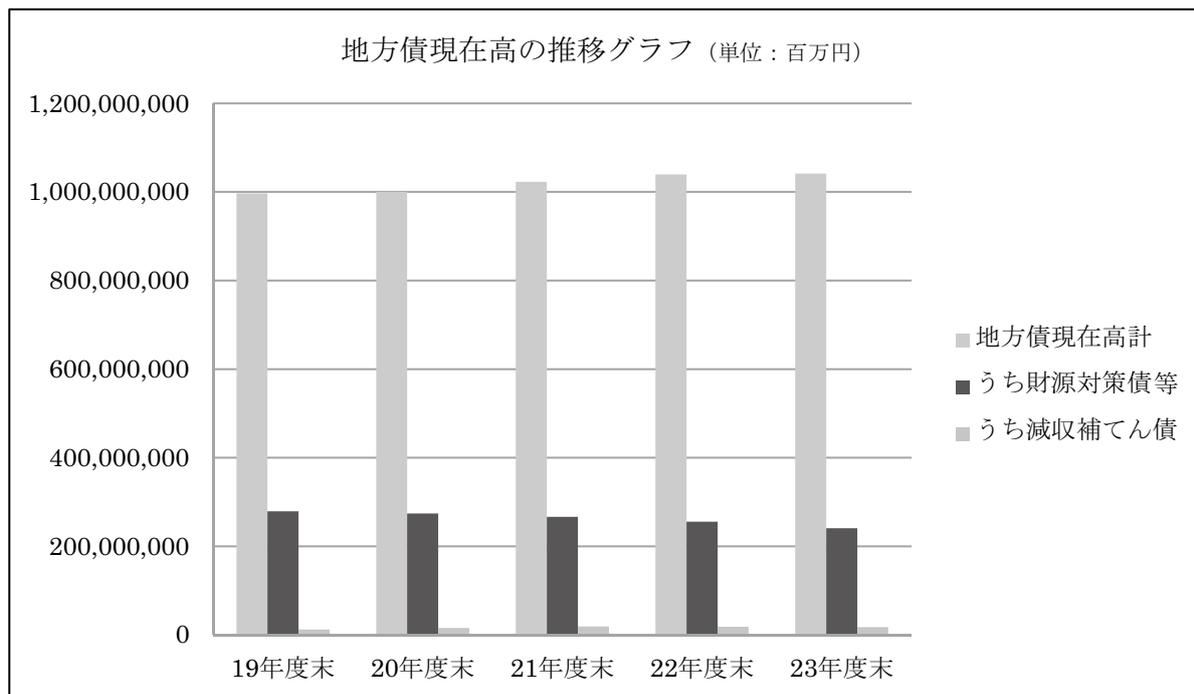
区 分	平成 23 年度末	23 年度末現在高 に占める割合
	現在高(千円)	
公共事業等債	346,539,074	33%
公営住宅整備事業債	6,474,772	1%
災害復旧事業債	5,715,973	1%
緊急防災・減災事業債	790,000	0%
教育・福祉施設等整備事業債	9,169,427	1%
一般単独事業債	298,705,553	29%
首都圏等整備事業債	4,448,395	0%
行政改革推進債	5,170,550	0%
厚生福祉施設整備事業債	152,430	0%
退職手当債	18,635,715	2%
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	13,630,420	1%
財源対策債	17,252,950	2%
減収補てん債	6,941,662	1%
臨時財政特例債	485,195	0%
減税補てん債	10,112,579	1%
臨時税収補てん債	1,891,905	0%
臨時財政対策債	284,612,521	27%
調整債	119,432	0%
減収補てん債特例分	10,697,004	1%
その他	19,229	0%
小 計	1,041,564,786	100%
うち財源対策債等	240,915,022	23%
うち減収補てん債	17,638,666	2%
合 計	1,041,564,786	100%

地方債残高とそのうちの財源対策債等、及び減収補てん債の残高推移をとると以下のとおりになっている。

地方債現在高の推移

(単位：千円)

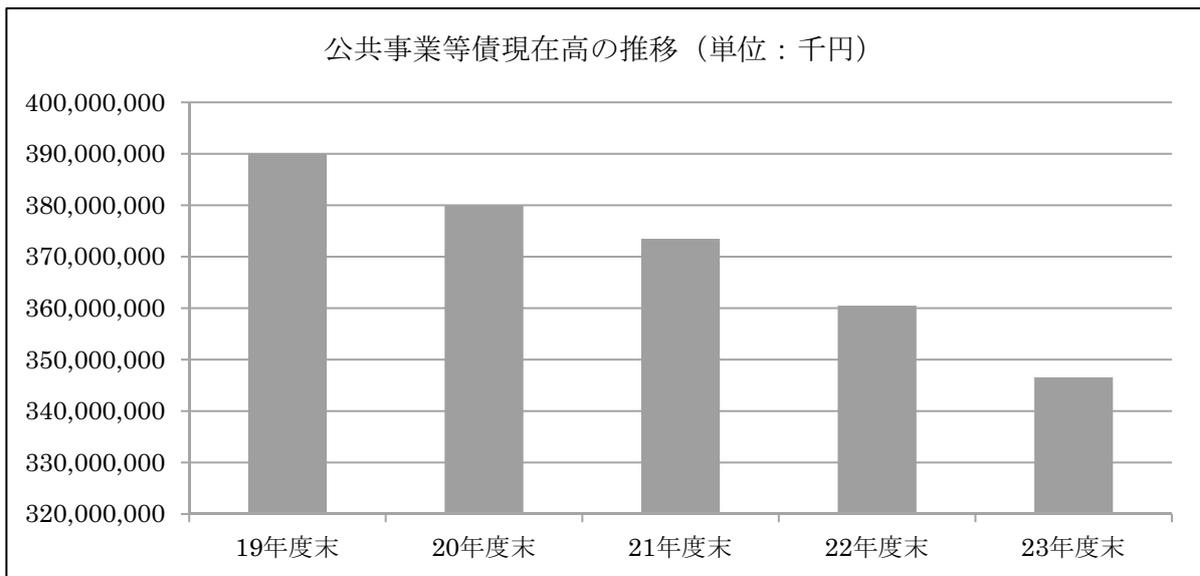
	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末
地方債現在高合計	996,849,163	1,000,136,943	1,022,978,631	1,039,666,715	1,041,564,786
うち財源対策債等	279,042,943	274,001,805	266,542,396	255,676,467	240,915,022
うち減収補てん債	12,114,976	15,472,461	19,009,946	18,347,431	17,638,666



公共事業等債現在高の推移

(単位：千円)

	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末
現在高	389,992,808	379,981,657	373,477,481	360,484,798	346,539,074
前年度末比	—	△ 10,011,151	△ 6,504,176	△ 12,992,683	△ 13,945,724

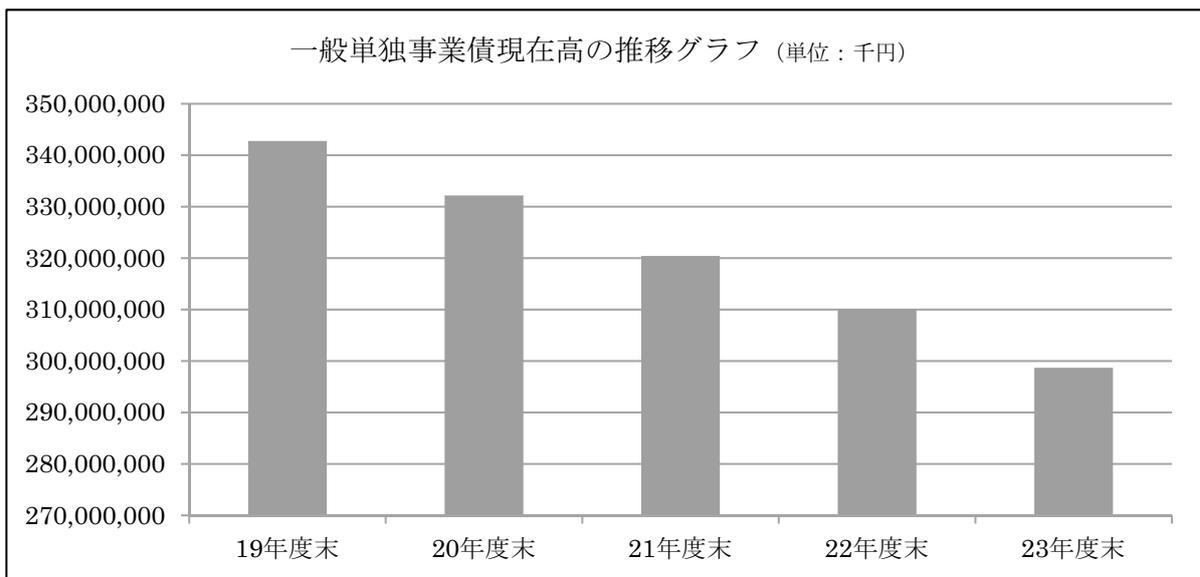


公共事業関連の地方債の残高については継続して減少してきている。

一般単独事業債現在高の推移

（単位：千円）

	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末
現在高	342,769,618	332,193,532	320,432,648	310,162,599	298,705,553
前年度末比	—	△ 10,576,086	△ 11,760,884	△ 10,270,049	△ 11,457,046

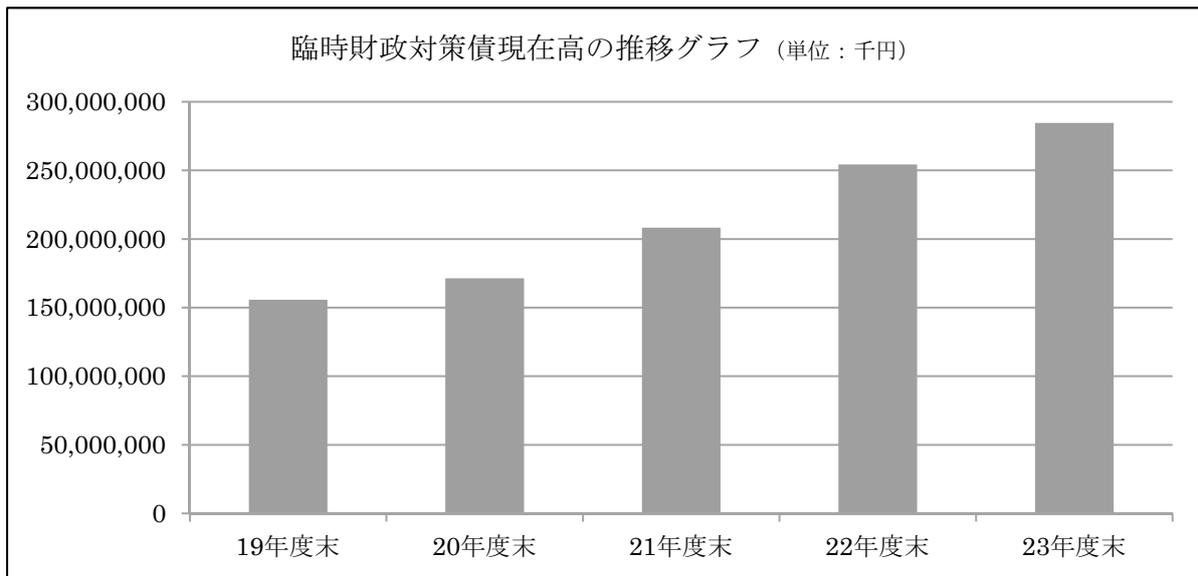


一般単独事業債の残高についても、継続して減少してきている。

臨時財政対策債現在高の推移

(単位：千円)

	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末
現在高	155,772,284	171,339,556	208,263,376	254,323,496	284,612,521
前年度末比	—	15,567,272	36,923,820	46,060,120	30,289,025



先にみたとおり、直近3年間の地方債残高が増加している主な原因は臨時財政対策債の発行によるものとなっている。ここで、臨時財政対策債の概要について以下に記載する。

臨時財政対策債について

地方財政計画で、歳出規模に比べて不足している歳入は、地方交付税と臨時財政対策債により賄われる。地方交付税は国から交付されるもの、臨時財政対策債はそれぞれの自治体が借金をするものであり、この仕組みは平成13年度から始まり継続している。

自治体としては、臨時財政対策債で賄った分も含めて地方交付税で交付を受けたいが、国の財政状況により、それぞれの自治体が地方交付税の代替のため臨時財政対策債を発行して工面する仕組みとなっている。

発行した臨時財政対策債の元利償還金は、将来の地方交付税で交付される（基準財政需要額に算入される）こととなっているが、交付税総額は現在のところ、予算折衝の動向により左右され、実際に自治体に交付される額も、交付税総額に影響を受けるため、元利償還金がそのまま交付されるものではない。

2. 大分県における地方債の発行額

上記の大分県における地方債の残高の内容に続き、以下に発行額の内容を記載する。

〈地方債発行額の内訳推移〉

(単位：千円)

区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	発行額	発行額	発行額	発行額	発行額
公共事業等債	28,540,000	23,481,000	27,710,000	20,827,000	19,256,000
公営住宅整備事業債	510,000	343,000	495,000	199,000	71,000
災害復旧事業債	1,146,000	401,000	211,000	56,000	184,000
緊急防災・減災事業債	0	0	0	0	790,000
教育・福祉施設等整備事業債	1,322,000	1,021,000	1,477,000	585,000	141,000
一般単独事業債	19,724,000	16,743,000	14,499,000	18,154,000	12,382,000
行政改革推進債	3,700,000	0	638,000	5,000	896,000
退職手当債	6,500,000	5,800,000	4,800,000	0	2,000,000
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	75,000	6,646,502	1,257,055	847,659	821,684
財源対策債	549,000	280,000	166,000	198,000	216,000
減収補てん債	1,000,000	0	0	0	0
臨時財政対策債	18,501,000	22,533,000	45,521,000	56,310,000	41,834,000
減収補てん債特例分	1,500,000	4,500,000	4,200,000	0	0

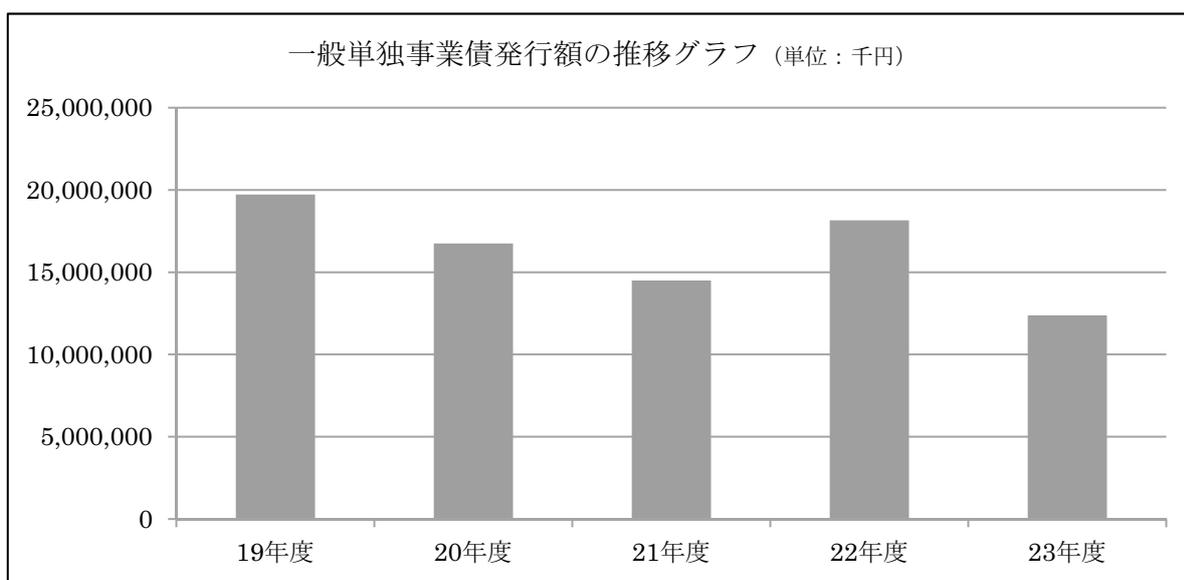
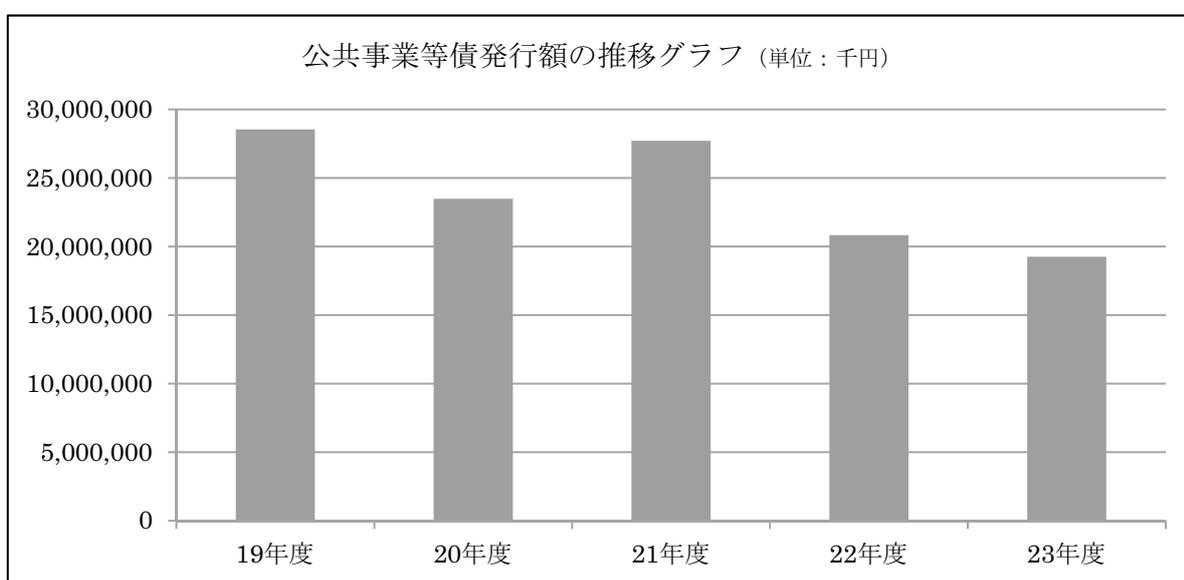
〈地方債発行額の増減推移〉

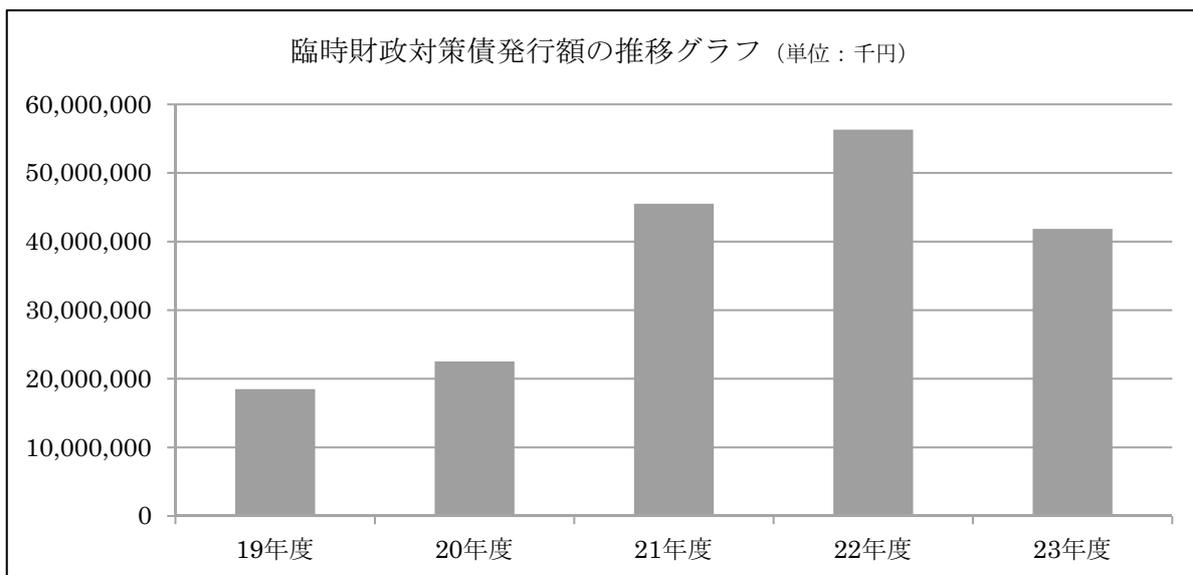
(単位：千円)

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	前年比	前年比	前年比	前年比
公共事業等債	△ 5,059,000	4,229,000	△ 6,883,000	△ 1,571,000
公営住宅整備事業債	△ 167,000	152,000	△ 296,000	△ 128,000
災害復旧事業債	△ 745,000	△ 190,000	△ 155,000	128,000
緊急防災・減災事業債	0	0	0	790,000
教育・福祉施設等整備事業債	△ 301,000	456,000	△ 892,000	△ 444,000
一般単独事業債	△ 2,981,000	△ 2,244,000	3,655,000	△ 5,772,000
行政改革推進債	△ 3,700,000	638,000	△ 633,000	891,000
退職手当債	△ 700,000	△ 1,000,000	△ 4,800,000	2,000,000
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	6,571,502	△ 5,389,447	△ 409,396	△ 25,975

財源対策債	△ 269,000	△ 114,000	32,000	18,000
減収補てん債	△ 1,000,000	0	0	0
臨時財政対策債	4,032,000	22,988,000	10,789,000	△ 14,476,000
減収補てん債特例分	3,000,000	△ 300,000	△ 4,200,000	0

上記内訳より公共事業等債、一般単独事業債及び臨時財政対策債について作成した以下のグラフにみられるように、臨時財政対策債の残高水準自体はここ3年間ともに増加し、平成22年度までは対前年度比で発行額自体も増加してきていたが、平成23年度は発行額の対前年比増加は抑えられ、発行額自体は減少している。





以下は大分県における地方債の資金調達源泉の推移表である。

起債発行額及び公債費の状況 (一般会計決算ベース)

(発行額) (単位：百万円)

区分	年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
発行額		100,003	101,210	102,122	78,907	74,595	83,032	77,802	101,009	97,224	78,573
資金区分	運用部資金	33,781	26,235	25,252	30,131	10,268	9,817	12,696	43,393	35,922	35,279
	簡保資金	1,429	347	386	1,439	404					
	郵貯資金	10,288	7,551	5,775	608						
	公庫資金	4,063	4,478	1,201	145	146	238	69	5,101	1,404	71
	共済等資金										
	銀行等引受	43,175	61,009	66,508	43,584	53,777	52,977	42,411	21,271	29,062	12,420
	市場公募債	1,000	1,000	3,000	3,000	10,000	20,000	20,000	30,000	30,000	30,000
	NTT貸付金・国の予算貸付	6,267.492	590.005					2,626	1,244	836	803
発行額のうち財対債 (臨財債、調整債含む)	56,087	69,432	54,373	45,091	42,268	39,498	40,066	61,154	68,166	49,451	
		(参考)借換債発行額 (外書)		15,561	24,984	31,144	37,113	46,479	33,603	35,570	

※「運用部資金」は12年度から「財政融資資金」に変更している。
 ※16年度以前は、借換債発行額、ミニ市場公募債基金積立金ともに含む。
 17年度以降は、借換債発行額は含まず、ミニ市場公募債基金積立金は含む。

(公債費)

元金	85,251	95,307	[4,437] 93,143	[2,896] 77,745	75,103	75,388	78,158	77,332	80,261	76,475
利子 (一借分含む)	24,569	21,662	19,728	18,082	17,148	16,032	15,745	15,651	15,606	15,216
計	109,820	116,969	[4,437] 112,871	[2,896] 95,827	92,251	91,420	93,903	92,983	95,867	91,691

※ [] はNTT分で内書

このうち直近で最も大きいのは運用部資金となっている。資金運用部とは、旧・大蔵省において政府関係資金の管理・運用を行っていたもので、従来、郵便貯金、国民・厚生年金の掛金、政府の特別会計の余裕金等は、資金運用部資金として管理・運用されていた。運用については運用部資金法で制約され、国債や地方債の消化、国または地方公共団体、政府関係機関への貸付け、金融債の引受けなどに向けられ、財政投融资の財源として重要な役割を果たしていた。

その後、郵便貯金や年金資金の資金運用部への預託義務が廃止され、従来の資金運用部特別会計に代わり、財政融資資金特別会計が創設されたことによって、資金運用部は廃止された。したがって、その後は財政融資資金となっている。

また、公債発行手続きが、平成 18 年度において許可制から協議制に移行したのとともに財政投融资改革関連法に関連して、地方債の主な調達源泉であった公的資金に大きな改革が行われている。すなわち、財政融資資金の大幅な抑制、郵政公社資金や厚生年金還元融資の廃止、公営企業金融公庫の改組等が進められ、地方債資金は政府資金等の公的資金の縮小と市場公募債等、民間資金等の増加傾向が起きているとされる。

大分県においては、平成 18 年度から 20 年度まで、この表でいえば運用部資金、すなわち財政融資資金のウェイトが低下するとともに、市場公募債が増加した。しかし、その後 21 年度からは市場公募債も増加したが、再び財政融資資金も増加している。

3. 大分県における地方債の償還額

上記の残高及び発行額に続いて、以下に償還額について記載する。

(単位：千円)

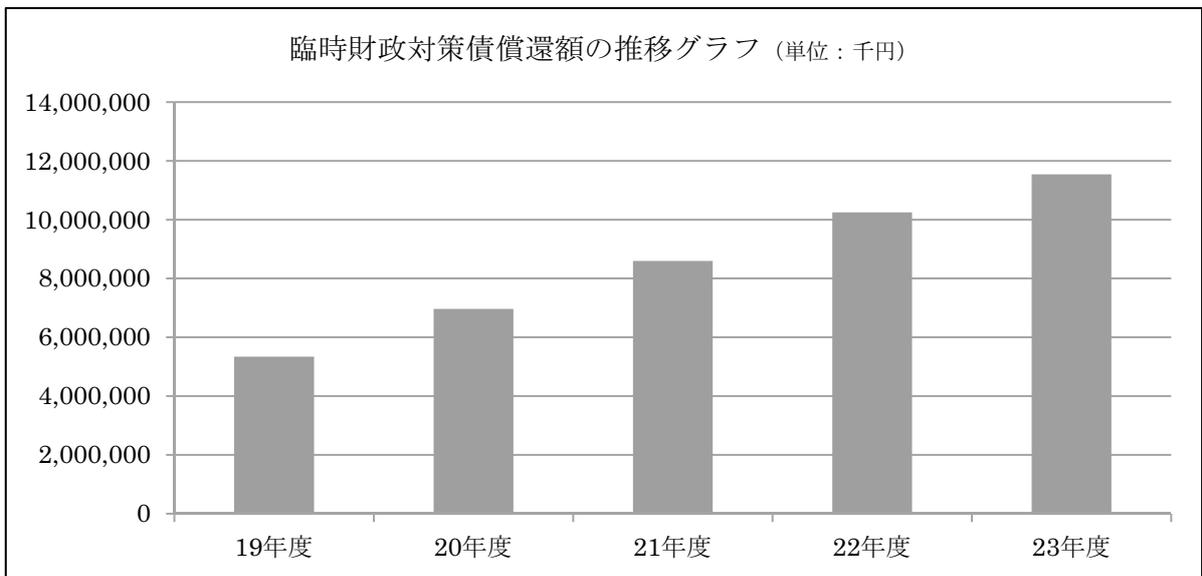
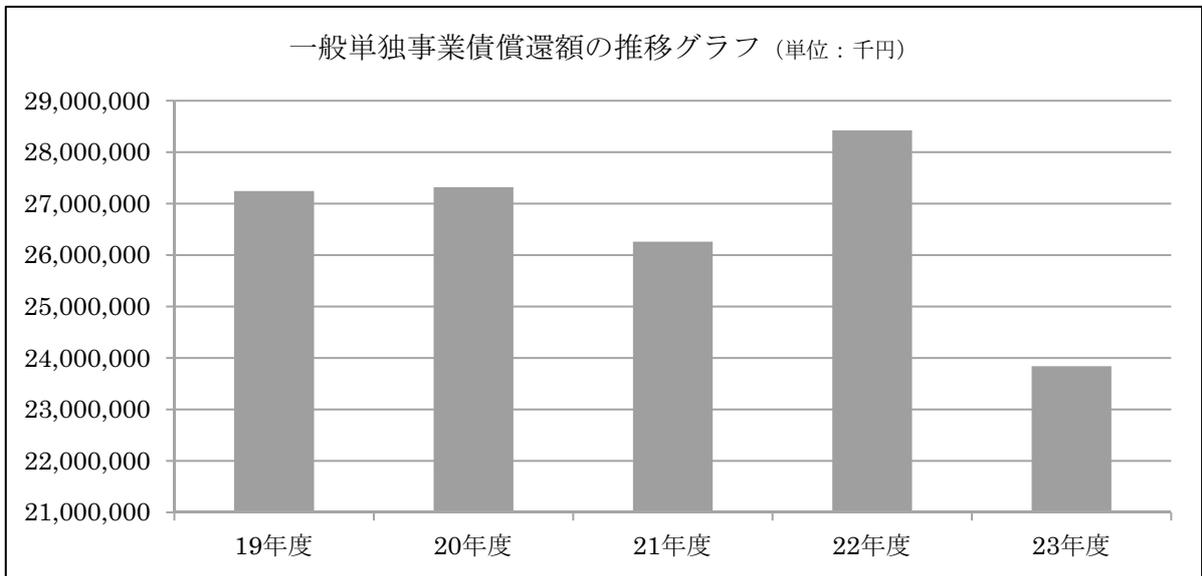
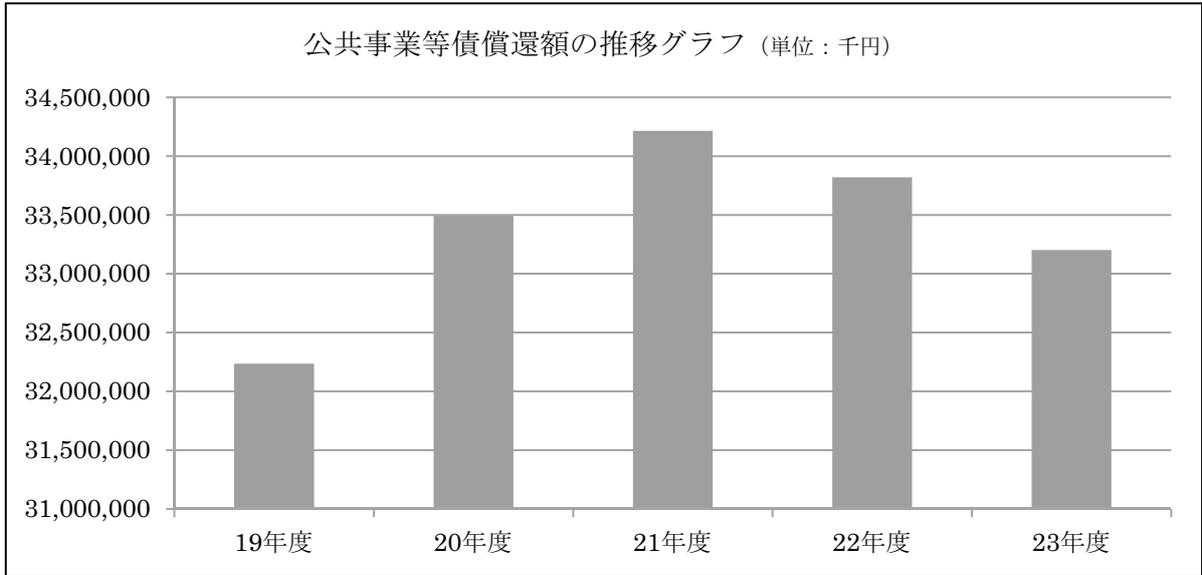
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
区 分	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額
公共事業等債	32,235,192	33,492,151	34,214,176	33,819,683	33,201,724
公営住宅整備事業債	703,835	728,156	651,164	662,836	646,235
災害復旧事業債	1,638,236	1,813,023	1,574,948	1,375,243	1,293,226
教育・福祉施設等整備事業債	1,161,925	1,175,134	746,738	787,801	793,536
一般単独事業債	27,242,818	27,319,086	26,259,884	28,424,049	23,839,046
首都圏等整備事業債	1,098,229	1,076,424	1,030,030	996,814	968,478
行政改革推進債	0	0	0	0	68,450
厚生福祉施設整備事業債	89,801	47,847	45,765	42,581	44,090
地域財政特例対策債	2,343	0	0	0	0
退職手当債	0	0	0	0	464,285
国の予算貸付・政府関係機関 貸付債	442,081	386,715	896,415	327,964	312,978

財源対策債	1,703,559	1,732,050	1,482,129	1,323,350	1,282,211
減収補てん債	910,652	910,652	430,652	430,652	449,152
臨時財政特例債	2,022,918	1,269,613	849,875	693,294	414,415
減税補てん債	683,132	832,792	681,266	694,224	669,034
臨時税収補てん債	335,190	340,294	345,502	350,813	356,232
臨時財政対策債	5,338,228	6,965,728	8,597,180	10,249,880	11,544,975
調整債	281,114	126,390	80,976	69,724	73,129
減収補てん債特例分	231,863	231,863	231,863	231,863	259,613

〈地方債償還額の増減推移〉

(単位：千円)

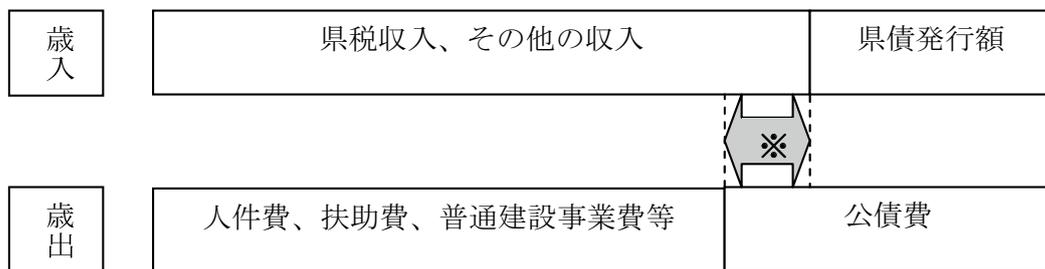
区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	前年比	前年比	前年比	前年比
公共事業等債	1,256,959	722,025	△ 394,493	△ 617,959
公営住宅整備事業債	24,321	△ 76,992	11,672	△ 16,601
災害復旧事業債	174,787	△ 238,075	△ 199,705	△ 82,017
教育・福祉施設等整備事業債	13,209	△ 428,396	41,063	5,735
一般単独事業債	76,268	△ 1,059,202	2,164,165	△ 4,585,003
首都圏等整備事業債	△ 21,805	△ 46,394	△ 33,216	△ 28,336
行政改革推進債	0	0	0	68,450
厚生福祉施設整備事業債	△ 41,954	△ 2,082	△ 3,184	1,509
地域財政特例対策債	△ 2,343	0	0	0
退職手当債	0	0	0	464,285
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	△ 55,366	509,700	△ 568,451	△ 14,986
財源対策債	28,491	△ 249,921	△ 158,779	△ 41,139
減収補てん債	0	△ 480,000	0	18,500
臨時財政特例債	△ 753,305	△ 419,738	△ 156,581	△ 278,879
減税補てん債	149,660	△ 151,526	12,958	△ 25,190
臨時税収補てん債	5,104	5,208	5,311	5,419
臨時財政対策債	1,627,500	1,631,452	1,652,700	1,295,095
調整債	△ 154,724	△ 45,414	△ 11,252	3,405
減収補てん債特例分	0	0	0	27,750



4. 大分県のプライマリーバランス

プライマリーバランスとは、県債の元利償還金を除く歳出（現在の行政サービスに必要な歳出）が、除いた県税収入などの歳入でまかなえているかを示す財政収支のことであり、これがゼロ又はプラス（黒字）の場合、公債費を除く歳出は、県債に頼らない歳入で賄うことができる状態を示している。

$$\boxed{\text{プライマリーバランス ※}} = \boxed{\text{歳入} - \text{県債発行額}} - \boxed{\text{歳出} - \text{公債費}}$$



〈県債発行額とプライマリーバランスの推移（一般会計：決算ベース）〉

（単位：千円）

年度	県債発行額	公債費		プライマリーバランス	
		元利金	元金	元利金ベース	元金ベース
14	100,003,492	109,820,353	85,251,549	9,816,861	△ 14,751,943
15	101,210,005	116,969,168	95,306,780	15,759,163	△ 5,903,225
16	102,122,000	112,871,316	93,142,904	10,749,316	△ 8,979,096
17	78,907,000	95,826,871	77,745,291	16,919,871	△ 1,161,709
18	74,595,000	92,250,598	75,103,027	17,655,598	508,027
19	83,032,000	91,420,358	75,387,990	8,388,358	△ 7,644,010
20	77,801,502	93,903,413	78,158,279	16,101,911	356,777
21	101,009,055	92,983,218	77,331,700	△ 8,025,837	△ 23,677,355
22	97,223,659	95,867,037	80,260,089	△ 1,356,622	△ 16,963,570
23	78,572,684	91,691,054	76,474,664	13,118,370	△ 2,098,020

（元利金ベース）：元金償還、利子償還ともに除いた収支

（元金ベース）：元金償還のみ除いた収支

財政健全化のためには地方債（県の借入金）の残高を抑制し、財政硬直化の原因となる公債費（過去の地方債の償還費用）を削減していくことは、最重要課題となっている。

将来世代に大きな負担を残さないためにも、地方債の残高は減らしていかなければならない。県では、これまでの行財政改革においても、各年度のプライマリーバランスの黒字確保に努め、公共事業をはじめとする歳出の適正化等を通じ、地方債発行の抑制を進めてきている。

しかしながら、昨今の国、地方における収不足の中で、先にみたとおり、国の地方財政対策により、地方交付税の振替措置としての、いわゆる赤字地方債である臨時財政対策債の発行を余儀なくされる状況が続いており、このため、県債全体で見れば、地方債残高は依然として増加している。

財源対策債等発行額

(単位:百万円)

年 度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
財 源 対 策 債	(55%) 4,946												
財 源 対 策 債 (臨 時 公 共 事 業 債)								(85%) 25,111	(95%) 34,320	(95%) 32,900	(95%) 31,461	(95%) 30,785	(95%) 34,709
財 源 対 策 債 (事 業 費 補 正 振 替 分)										(75%→90%) 4,211	(75%→90%) 4,457	(75%→90%) 4,086	(75%→90%) 3,698
減 収 補 て ん 債						2,500	1,400	400	1,170		3,000	8,000	963
地 域 財 政 特 例 対 策 債	28												
財 政 対 策 債 調 整 債	10,500	6,200											
臨 時 財 政 特 例 債	10,517	10,070	10,204	10,279	8,550	9,237	2,005	413	153	84		71	50
公 共 事 業 等 臨 時 特 例 債							10,073						
減 税 補 て ん 債								3,292	2,372	2,753		3,464	853

年 度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
財 源 対 策 債	(95%)	(95%)	(90%)	(90%)	(90%)	(90%)	(90%)	(90%)	(90%)	(90%)	(90%)	(90%)
(臨 時 公 共 事 業 債)	29,677	33,086	23,693	22,270	21,167	20,193	20,030	20,448	17,253	15,467	11,658	7,401
財 源 対 策 債 (事 業 費 補 正 振 替 分)	(75%→90%) 3,448	(75%→90%) 3,186	(75%→90%) 2,319	(75%→90%) 1,602	(75%→90%) 1,144	(75%→90%) 846	(75%→90%) 743	(75%→90%) 549	(75%→90%) 280	(75%→90%) 166	(75%→90%) 198	(75%→90%) 216
減 収 補 て ん 債			5,200					2,500	4,500	4,200		
地 域 財 政 特 例 対 策 債												
財 政 対 策 債 調 整 債												
臨 時 財 政 特 例 債	45											
公 共 事 業 等 臨 時 特 例 債												
減 税 補 て ん 債	1,331	1,347	1,322	2,174	2,282	1,522	1,042					
臨 時 財 政 対 策 債		10,688	21,800	40,796	29,409	22,712	20,453	18,501	22,533	45,521	56,310	41,834

(注) 1. ()は充当率

2. 5~10年度分には、下水道事業債に係る分を除いている。

5. 地方債について実施した監査手続

今回の地方債に関する監査の最も大きな視点は、起債で調達した資金で建設されたインフラや施設等の社会資本が、有効に利用されているか否かを確認し、地方債の償還資金という負担に対して、相応の受益が享受されているのか、あるいは今後も享受されるのかということにある。

そのため、地方債について担当課に対して、その残高、発行額、償還額に関するデータとともに、直近の地方債残高に対応する資産リストの提示を依頼した。しかし、地方債（建設公債）の現在残高に対して、それと紐付きで資産をとらえることは事実上不可能との回答であった。確かに、一旦調達した建設債としての地方債の資金はそれを特別会計等によ

って区分経理することまでは制度上要求されていない。そのため、他の資金と同一のものとして取り扱われ、地方債の残高から個別資産をたどることはシステム上対応していない限り、かなり困難なことだとも考えられる。

しかし、そうなる建設債であるから、受益と負担の関係が図られているとか、現役世代と将来世代で負担の公平化が図られていると言った議論についても、あくまで概念的なものであり、どこまでの合理性があるのか検討することはできないであろう。

もっとも、地方債のもつ受益と負担の関係を図るとか、現役世代と将来世代で負担の公平化を図るといった議論を突き詰めていけば、社会的な資本を構成する全ての建設事業に関する財源の調達に起債で行い、かつその償還もそれらの耐用年数によらなければならないということになってしまうのかもしれない。

いずれにしても、今回は軌道修正を図って、過去の起債データより、それによって調達された資金で建設された資産について、現状を見てみるという形をとり、以下のように進めた。

まず、平成21年度の起債関連の資料より、サンプルを抽出し事業の概要を把握するため担当課へのヒアリングを実施した。また、事業費支出状況調と財政融資資金起債前貸等借入申込書との突合を行い、起債に先立つ財政融資資金の借入れについて異常点がないことを確かめた（事業が途中の場合は一時的に国から財政融資資金を借入れ、最終年度にまとめて起債している）。

その後、さらにこの中で①の経営体育成基盤整備事業と②の広域営農団地農道整備事業について、実際に現地を視察し、その結果をまとめた。

抽出した案件

①経営体育成基盤整備事業

当事業は認定農業者や集落営農組織等の農業の担い手に農地を集め耕作することにより、将来的な農地の荒廃を防止し優良農地の維持・保全を図るため、ほ場や水路、農道などの生産基盤の整備等を行うものである。

②広域営農団地農道整備事業

農地への機械の搬出入や、農作物の積み込み、集出荷場、市場までの運搬時間の短縮や悪路による野菜の変形等の防止、大型機械の走行を可能とするなど農作業の効率化を図るための農道整備を行っている。

③農村振興総合整備事業

農村地域が自ら考え設定する個性ある農村振興の目標の達成が図れるよう、地域住民の

傘下の下、関係機関と連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤及び農村生活環境基盤等の整備を総合的に実施するものである。

④河川工作物応急対策事業

河川内にある農業用河川工作物の構造が不適當又は不十分であるもの又は耐震補強対策の必要がある農業用道路横断工作物について整備・補強等を実施することにより、洪水、高潮及び地震等による災害発生を防止するための事業。

⑤地域自立・活性化交付金事業

都道府県が策定する広域的地域活性化基盤整備計画に基づく民間拠点施設整備への支援や広域的な経済活動等の基盤整備のための国の交付金事業の中で起債されるものである。

県は平成 19 年度から平成 23 年度においては、県北・日田地域において、地場産業と進出企業の共生・発展による雇用創出と居住者の増加を図るための道路整備等を行っている。

⑥漁村再生交付金事業

地域の既存ストックの有効活用等を通じた漁業生産基盤と漁村の生活環境基盤の効率的整備を推進し漁村の再生を支援するため、水産業の生産基盤（漁港施設）の整備、生活環境施設の整備等を行うもの。

6. 監査の結果及び意見

起債の手続きには特に問題はなかった。

① の経営体育成基盤整備事業について

平成 22 年度までに実施された以下の地区の現場視察を行った。

視察した現場は以下のとおり。

岡本（竹田市）

太田（竹田市、豊後大野市）

下坂田（竹田市）

城原北部（竹田市）

久住南部（竹田市）

視察した農地においては、稲を刈り取った跡が残っていたり作物が植えられていたりするなど農地が利用されていることが確認でき、水路や農道についても異常点は発見されなかった。

ただし、視察した農地の中にのり面が崩落している農地もあり(写真)、これは担当課によ

れば、平成 24 年 7 月の九州北部豪雨による影響であるという。



② の広域営農団地農道整備事業について

(監査意見)

農道は完成して供用に付されているが、農道計画に盛り込まれている道路周辺の農業関連施設はその多くが造られていない状態であり、このままでは物流機能を主たる目的とする農道の役割が十分に果たされず、計画時点で想定した地方債の償還負担に見合った受益が十分に得られない恐れがある。

担当課は地元である市や町、事業者たる農業関連団体等と協議を行い、これら農道を今後どのように生かして県の農産物の物流に利用するのかを再度検討の上、対処されたい。

事前に地図や資料を基に担当課にヒアリングを行い、現地を視察した結果、以下の地図に示すように、当初の農道計画に盛り込まれた農道周辺の物流関連施設の多くが、いまだ造成されていない状況にあった。

当初計画した施設が造成されなければ、計画時点で得られると想定した受益が十分に得られていないことが考えられ、結果として現役世代あるいは将来世代は負担に見合わない受益しか享受できない状態となってしまうことが懸念される。

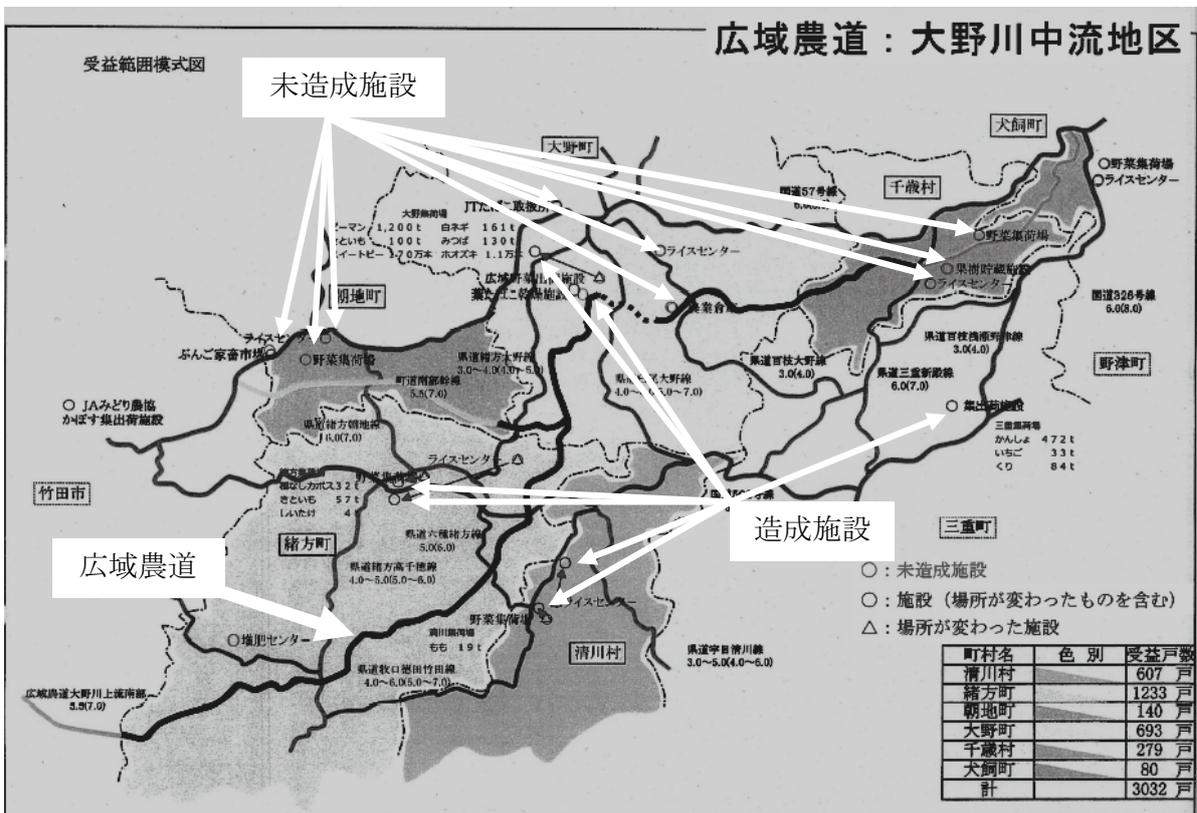
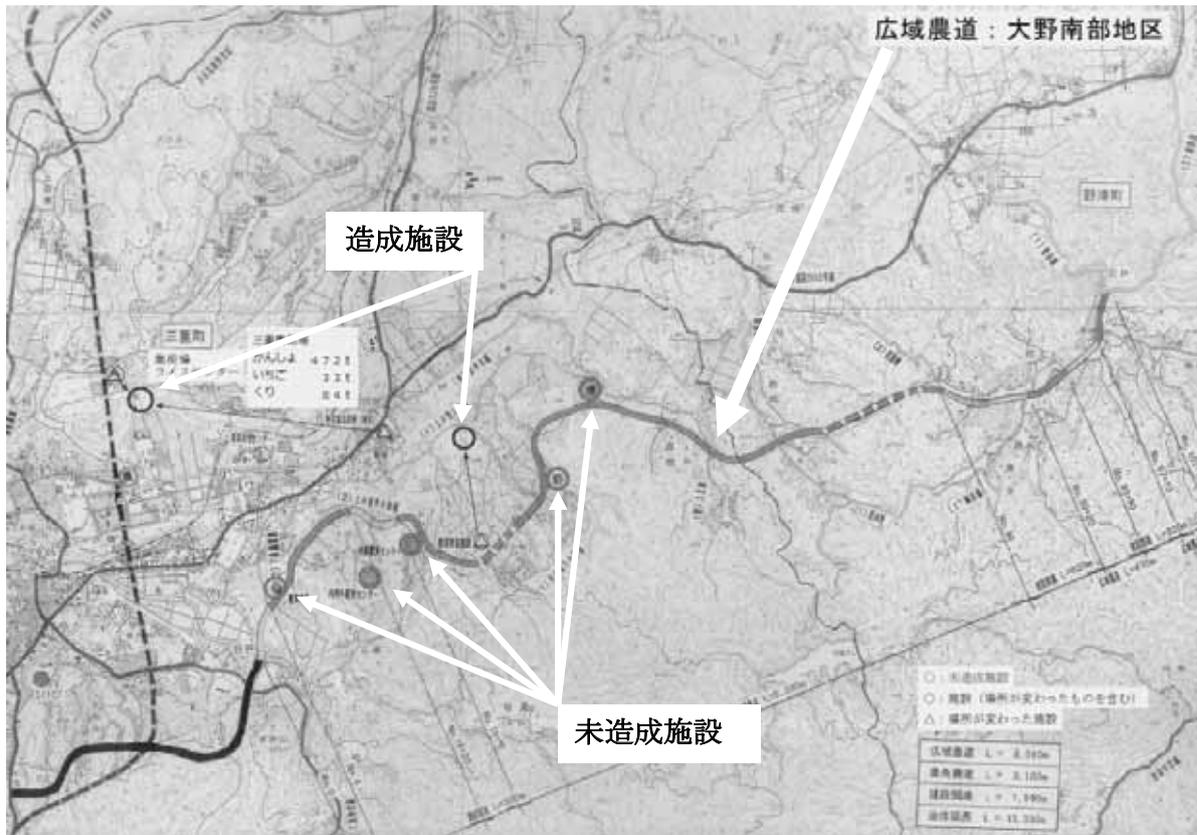
なお、担当課からは農道周辺の計画施設の整備が行われていない理由について、以下のような説明を受けた。

豊後大野市は平成 17 年 3 月、中津市は平成 18 年 3 月に市町村合併が行われた。平成 20 年 6 月には農業協同組合（JA）が合併により大分県農協にほぼ一本化された。農業用施設の統廃合や見直しについては、以前は各町や農協単位で計画してきたが、合併によりこれまでよりも広い範囲を対象として、新たな農協の中で新しい会計基準に対応し、なおかつ、より効果的な利用が進むよう、新作物への対応など再検討が行われており、今後、新しい整備方針が決まっていく段階である。

農道は、現状でも地域の農業生産物や生産資材の運搬路として十分に活用されているが、今後さらに利用されるよう、農業用施設の整備の位置や時期について、関係機関とも連携しながら、市や農協を指導していきたい

もちろんこれは当初の計画と比較しての議論であるが、各農道ともにこれだけの未造成施設があるとなるとその計画の信ぴょう性を疑いたくなる。

施設やインフラ資産は造ってしまえば終わりではなく、そこから当初想定した便益なり効用がきちんと得られているかが問われるのではないだろうか。これが十分に得られていなければ、整備した社会資本に減損が発生しているとも考えられ、バランスシートの観点からすれば、数字上は資産と負債が均衡していても、この減損を考慮すれば実態としては、得られている資産に対して負債が大きいとも言える。

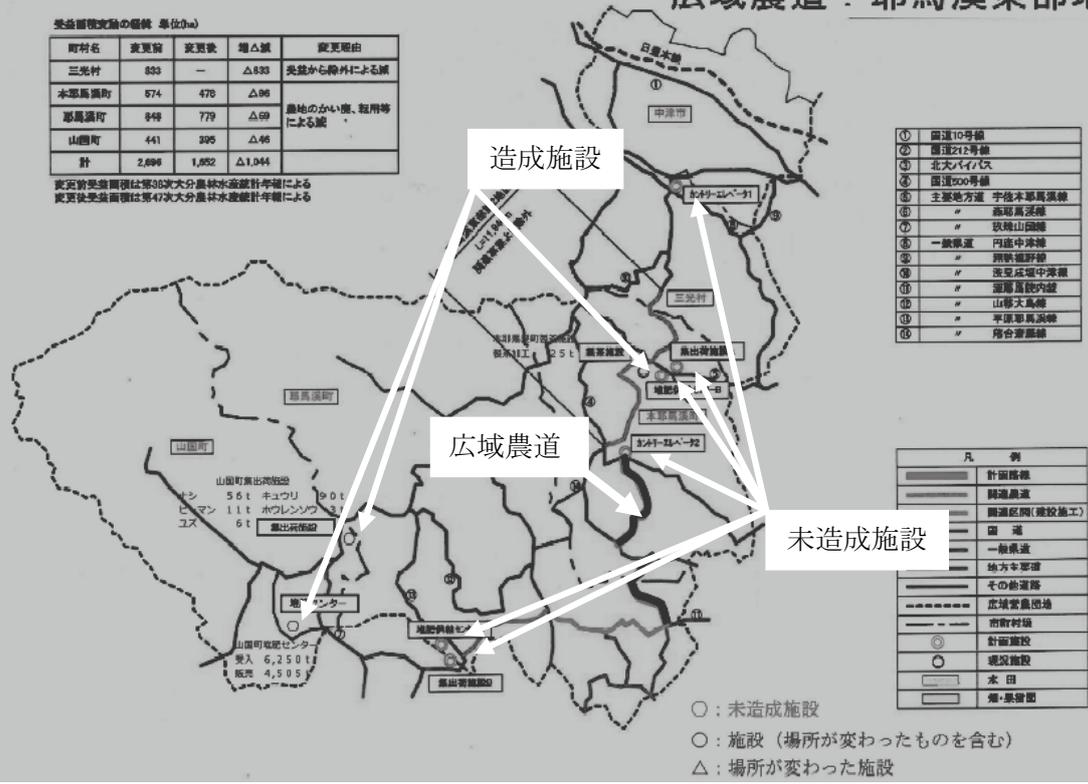


広域農道：耶馬溪東部地区

変更前後実績の概況 単位(千)

町村名	変更前	変更後	増△減	変更理由
三光村	833	-	△833	受益から除外による減
本耶馬溪町	574	478	△96	農地のかい道、転用等による減
耶馬溪町	949	779	△170	
山田町	441	395	△46	
計	2,898	1,652	△1,246	

変更前実績は第38次大分県水産設計年報による
 変更後実績は第47次大分県水産設計年報による



①	国道10号線
②	国道212号線
③	北大バイパス
④	国道300号線
⑤	主要地方道 宇佐本耶馬溪線
⑥	〃 高耶馬溪線
⑦	〃 秋城山線
⑧	一般県道 内道中津線
⑨	〃 南新羅野線
⑩	〃 赤見広域中津線
⑪	〃 海部尾線
⑫	〃 山田大馬場
⑬	〃 平原耶馬溪線
⑭	〃 房舎線

凡 例	
	計画路線
	開通農道
	開通区画(建設施工)
	国 道
	一般県道
	地方々々線
	その他道路
	広域管農地
	市町村界
	計画施設
	現況施設
	水 田
	畑・果樹園

- ：未造成施設
- ：施設（場所が変わったものを含む）
- △：場所が変わった施設